

# 二〇二四年度川崎市予算要望書

日本共産党川崎市議会議員団



## 目次

予算要望書の提出にあたって	2
要望書本文	4
第一章 子育て支援策の充実で安心して 子育てできる川崎を	4
第二章 一人ひとりの子どもたちが大切に され、すべての子どもたちの成長・発達 を支える教育の実現のために	18
第三章 国の社会保障切り捨てに抗し、 市民生活を守る防波堤の役割を	33
第四章 障がい児・者の基本的人権を守り、 障がいの有無で分け隔てされない、共に 生きる社会へ	53
第五章 新型コロナ、物価高騰で困難に 直面する中小・小規模事業者の経営を守り、 活力ある市内経済を再生するために	67
第六章 労働者の生活と権利を守り、正規 雇用を増やす施策を	85
第七章 「川崎に住んでよかった」と考える 良好な環境の形成を。豊かな自然を残し、 安心して住み続けられる川崎を	94
第八章 市民の命と健康を守り、公害のない、 環境にやさしい川崎に	103
第九章 市民・地域にねづいた社会教育施設 を充実させ、豊かな文化・スポーツ政策を	109
第十章 女性の地位向上と社会参加の向上を	116
第十一章 多様性を認め合う地域社会 づくりをめざして	124
第十二章 青年の願いにこたえる施策の 充実を	134
第十三章 「核兵器廃絶」の機運を高め、平和を 守る憲法九条を活かした取り組みを強める	140
第十四章 不要不急の大規模事業を中止し、 政令市トップの財政力を市民の福祉・ 暮らしに使う市政に	149
第十五章 憲法で保障された地方自治の 本旨である「住民自治」、「団体自治」を 実現する市政運営を	155
第十六章 気候危機打開と脱炭素政策	162
区民要望書	168
(一) 川崎区	168
(二) 幸区	172
(三) 中原区	175
(四) 高津区	181
(五) 宮前区	184
(六) 多摩区	192
(七) 麻生区	197

## 予算要望書の提出にあたって

長期にわたって経済停滞・くらしの困難が続き、家計が疲弊し切っているもとに襲いかかったきた物価高騰。ここに今の市民生活の苦しみの特別に深刻な実態があります。希望が見えないという深刻な状況、閉塞感を打開する抜本的な方策が必要です。

このような状況、国政のもとで、川崎市・市長に求められているのは、「住民福祉の増進」という自治体の本旨に立ちかえり、国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤として、市民の切実な要求に応えることです。川崎市の財政力は政令市トップです。市民要求実現のための財源は十分にあります。不要不急の大規模開発を抜本的に見直し、市政運営の軸足を市民要求実現に移し、市内の中小零細企業も商店街も元気になって活性化する、そのことによって雇用拡大もはかるといふ、好循環サイクルへと転換することが必要です。

この要望書は、広範な市民や各界から寄せられた要望・意見などを集約したものを予算要望項

目としてまとめたいものです。これら市民の強い願い・要望を2024年度予算編成にあたり、積極的に取り入れられるよう申し入れるものです。

二〇二三年十二月一日

日本共産党川崎市議会議員団

団長 宗田 裕之

副団長 井口 真美

副団長 渡辺 学

石川 建二

後藤真左美

小堀 祥子

市古 次郎

齋藤 温

川崎市長 福田 紀彦様

# 要望書本文

## 第一章 子育て支援策の充実で安心して子育てできる川崎を

子育て支援策の最大の意義は子どもの命と権利を守ることです。同時に、市の税収入の47・2%を個人市民税が占めている本市にとって、親と子に長く定住してもらえような街づくりを進めることは、市そのものの存続にも関わります。2022年6月議会での我が党の質問に対し、市長は「出産、子育てから青年期に至るまで、成長発達の段階に即して切れ目のない支援を総合的に進めていくことが必要である」と答弁しましたが、その実現にむけて市民の切実な要求に応えることを要望します。

岸田政権は「こどもまんなか社会」を掲げ、2023年4月に子育て施策の司令塔としてこども家庭庁を発足、同時にこども基本法も施行されました。しかし、主要7カ国の中で最悪となっている日本の子どもの自殺率や、いじめ、不登校、児童虐待といった問題が増加するなかでも、子どもの権利条約にも国連子ども権利委員会の勧告にも向き合わず、対応を放置してきた反省は示されませんでした。当初「こども庁」とされていた名前に「家庭」が追加されたのも、こども基本法の理念に「家庭が基本」と記されたのも、子育ての自己責任、家庭責任を求めかねないものです。虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子どもたちや保護者をさらに追い詰める懸念ものこります。

また「次元の異なる少子化対策」として本年6月に「こども未来戦略方針」が発表されましたが、その中身は若者や子育て世代が切実に願う高等教育費の抜本的な負担軽減や無償化の方策も、若い世代の所得を大幅に増やす具体的な手だても示されていません。報道各社が行った世論調査では、異次元の少子化対策を「評価しない」という回答が

過半数を超え、国民からも期待されていない状況が明らかになりました。

国の子育て支援策が進まないなか、各自自治体は独自の施策をつぎつぎと発表しています。東京都は0歳から18歳までのすべての子どもに対し、ひとりあたり月5000円を所得制限なしで給付すると発表しました。政令市では、2023年4月から静岡市が所得制限なく第2子の保育料を完全無償に。8月からは福岡市がおむつの無料配布事業を始めました。いずれも政令市では初めてです。川崎市も、市民が長年求めてきた小児医療費助成の対象が小学校卒業までから中学校卒業までへと拡大し、所得制限の撤廃も決まりました。2024年からは産婦健康診査事業が始まります。子どもの遊び場を確保するみんなの校庭プロジェクトも、2023年度以降に市内すべての学校での実施が見込まれています。

しかし、こうした嬉しい進歩があったなかでも、本市の子育て支援は依然として遅れをとっています。子育てをしている人からは「できることなら東京に引越したい」「川崎市で子育てをするメリットはない」などの声が寄せられています。本市の2022年10月1日時点の市外への転出超過数をみても、0歳から14歳までは2775人、30代から40代までは4917人となっています。子どもとその親世代の人口の1・2%相当が川崎市を離れているのが実態なのです。

産後ケア事業の利用料は他都市よりはるかに高く、日帰り型と訪問型は利用できる時間も短いまです。本年度4月の時点で認可保育園に入りたくても入れなかった人は974人で、受け入れ枠の不足はまだ解消されていません。第2子の保育料の無償化も進んでおらず、私立幼稚園の3年間の自己負担額は、入園料と保育料で約35万円、その他制服代、教材費、バス代などで約50〜60万円にものぼります。

小学生の放課後対策も改善が必要です。川崎市のすべての小学校に設置されているわくわくプラザは、放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を一体的に実施しているため、大規模化とそれに伴う生活の場としての質の低下が深刻で、学童保育として機能しているとはいえない状況です。一方で、20政令市中15政令市がおこなっている民間学童保育事業への補助は行われていません。わくわくプラザがつまらなく感じる子や、行き場がなく家の中でひとりで留守番をする子、また子どもが小学校にあがるタイミングで仕事を辞めざるを得ない親もいます。

経済的支援も課題です。本市の高等学校奨学金制度は利用の際に成績要件を満たす必要があります。子どもの学ぶ権利を保障するために、成績を問わず学ぶ意欲のある生徒を応援する制度に改めるべきです。

小児医療費助成制度は前進があったものの、小学4年生から始まる5000円の窓口負担は残っています。対象年齢

も全国の自治体の半数以上です。すでに18歳まで引き上げられており、本市もさらなる拡充が求められています。50年にも渡り、ぜん息をもつ子どもの命を守ってきた小児喘息医療費支給制度の廃止が決まったことも重大な問題です。

## (二) 安心して出産できる環境を整える

### 1 経済的負担の軽減

- ① 川崎市の妊婦健康診査費用の助成制度は、14回で合計8万9千円までを助成するものとなっている(2万1千円券×1枚、8千円券×3枚、6千円券×2枚、4千円券×8枚。多胎児の場合5千円券×5枚を追加)が全く足りておらず、全国平均の10万7千792円から見ても大きく遅れている。出産祝い金など、支援金を出す。
- ② 神奈川県の出産費用は全国平均を約6万円上回る56万4千174円となっている。国民健康保険の出産育児一時金の支払額は2023年4月より50万円に引き上げられたが、依然として自己負担が発生する。出産費用の軽減のために市としての上乗せを行う。
- ③ 経済的な理由で病院等での出産が困難な妊産婦に対し、公費助成を行う入院助産について、市立川崎病院と多摩病院が引続き積極的に受入れを図る。現在、指定病院は市立川崎病院、多摩病院、助産院1カ所の3ヶ所しかない。指定病院を増やす。お金が心配で出産を諦めることがないよう制度を広く周知する。
- ④ 2022年から一部の不妊治療が医療保険適用となり、治療へのハードルが低くなったがさらに経済的な負担の軽減をすすめる。不育症に係る医療費の一部助成を実施する。

### 2 医療体制の充実

- ① 産科医の確保に全力を尽くし、分娩医療機関を新設・増床・再開する。無痛分娩、和通分娩が安心してできる分娩施設を整備する。
- ② 川崎市立川崎病院で実施している、助産師が妊婦健診を行う助産外来について、助産師の人材確保を積極的に図り、充実を図る。
- ③ 川崎市のNICU病床数は出生1万人あたり31・1床で、全国平均の出生1万人あたり40床よりも少ない。さらなる新設・増床を進め、ハイリスク妊婦の救急体制や母子の救命に力を尽くす。



- ④ 川崎市の助産師数は増加傾向にあるものの、人口10万人対の助産師数は全国よりも低い。助産師の確保に尽力する。また、2022年4月開学した川崎市立看護大学に助産師の養成学科も設置する。
- ⑤ 分娩を取扱う助産所の開設に必要な嘱託医、嘱託医療機関の確保及び嘱託医療機関に必要な支援などについて、助産師会と協議する。

(二) 出産後の母子支援を充実し、安心して乳児期の子育てができる支援体制を充実する

#### 1 産後の育児をサポートする体制の充実

- ① 各区の地域みまもり支援センターの地域支援課・地区支援係に助産師を1名以上配置する。地域支援担当をになう保健師を増員する。
- ② 妊娠・出産に関わる経済的支援として、世田谷区や目黒区、府中市などが行っている産後健診や育児相談、母乳相談、産後ケア等を気軽に利用できる補助券（川崎市育て応援券）の取り組みを実施する。
- ③ 産後ケア事業について
  - ア. 急性期の母子の安全・安心を守り、より充実した母体ケア、乳児ケア、育児相談、育児指導を行うために産後ケアスタッフの増員など体制を整える。
  - イ. 自己負担額を現在の宿泊型1泊15000円、訪問型5000円、日帰り型4000円を横浜市なみに軽減する（宿泊型1泊6000円、訪問型5000円、日帰り型2000円）。現在2分の1助成の住民税非課税世帯も、生活保護世帯同様に自己負担なしとする。
  - ウ. 訪問型、日帰り型の利用対象を1歳未満までに拡充する。また、利用時間がそれぞれ90分ずつとなっているが、大幅に延長する。
- ④ 「産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業」について、
  - ア. 利用料金を引き下げ、利用できる回数や期間を拡充する。例えば福岡市では、料金は1回あたり500円（生活保護世帯・市民税非課税世帯は免除）、回数は産前10回・産後20回（第2子以降で、出生時点できょうだいが未就学の場合は最大40回まで）、期間は1歳までとなっている。
  - イ. 新型コロナウイルスのため里帰り出産できない方への対象拡大を継続する

ウ 主な保育者が父親などの場合もあるため、母親以外も利用しやすいよう改善する。

エ 現在、利用できる場合が「体調不良等」に限られているが、他自治体では体調の良し悪しに関わらず、支援が必要であれば使えるものとなっている。本市も同様に利用条件を緩和する。

⑤ 妊娠・出産SOS事業の電話・メール相談、オンライン相談に対応する助産師の体制を拡充する。LINE相談ができるよう体制を整備する。

## 2 新生児から幼児期までの子どもの健康と安全の保障

① 「新生児訪問事業」および「こんにちは赤ちゃん事業」は4ヶ月未満の全ての家庭の実施をめざし、継続的に母親へのきめこまやかな育児支援や育児相談にのる。未実施の親子への訪問など支援体制を強化する。

② 母子訪問指導料は、増税や物価高騰があるなかでも10年以上も4000円（消費税込み）のままとなっている。母と子2人分の健康診察と指導をおこなっているため、訪問指導料を8000円へと増額する。

③ 3～4か月健診が民間医療機関に委託されたことにより、新生児訪問事業との連携、未受診者の状況把握、育児や家族に関わる丁寧な相談の対応などが課題となっている。市として実態調査を行う。

④ 直営の1歳6ヶ月児、3歳児健診では、未受診者を把握し訪問を行う。育児相談に丁寧のり、虐待や育児不安など悩みのありそうな親子について関係機関と連携しつつ継続した支援を行う。

## (三) 地域の子育て支援をになう地域子育て支援センターを充実させる

① 乳幼児が安心して遊べる環境が備わっている保育園併設の地域子育て支援センターを増設する。

② こども文化センターを活用した連携型の地域子育て支援センターについては、乳幼児の遊べる環境を整え、専任の専門職種を配置する。

③ 旧公立幼稚園舎と園庭を活用した「単独型地域子育て支援センター」は全市で6カ所あるが、施設管理の点からも同センターに担当係長を配置する。

④ 土曜日に利用できる地域子育て支援センターは、川崎区と麻生区に1カ所ずつしかない。平日働いている親子も利用できるよう、土曜日に開所している場所をふやす。

(四) どの子ども安心して医療が受けられる制度を整える

① 小児医療費助成制度について

ア 所得制限なしで通院・入院医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大する。

イ 小児医療費助成の小学4年生以上の窓口一部負担金(1回上限500円)を廃止する。

② 小児喘息医療費支給制度について

ア 制度の廃止を撤回する

イ 2024年3月31日まで新規申請が行えるので、医療機関や薬局等を通じ、申請の徹底を図る。

(五) 保育事業の充実をはかる

1 認可保育園について

① 増設と受け入れ枠の確保について

ア 2023年4月時点で本市の待機児童はゼロだったが、認可保育園に入りたくても入れなかった保育児童数は1523人いた。1次調整後、内定をもらうことなく申請を取り下げた人も369人いて、育休の延長を目的に利用申請した918人を除いても合わせて974人が認可保育園に入れなかった実態がある。利用申請者数も、3649人と過去最高で、今後も多くの需要がみこまれる。こうした実態に則して、認可保育所の整備計画を拡充する。

イ 整備の際は、公有地や民有地を活用し園庭のある園を主流にする。全庁あげて市有地を活用し、未利用地のほか、市営住宅の建替え時、保育園の仮園舎の跡地なども対象に検討する。国有地・県有地が利用できるよう国及び県に積極的に働きかける。

ウ 市の再開発事業の際には、計画段階から認可保育所の整備を位置づけ、事業者と積極的に協議を行い、特に底地を市が所有している場合は、等価交換して、園庭も確保した認可保育園の整備を必ず行う。

エ 民有地を借りて認可保育園を新設する社会福祉法人に、土地の賃借料の補助を拡充する。

オ 戸数50戸以上の共同住宅を建設する際に、総合調整条例による保育所整備についての指導助言を引き続き行う。「川崎市保育所等整備協力要請制度要綱」に基づき、特に保育所整備を必要とする駅前地域に、床面積60㎡以上の世帯向け共同住宅（戸数50戸以上）の建設を計画する開発事業者に対し、保育所の整備を積極的に要請する。

カ 一時保育を段階的に増やす。

② 認可保育園への営利企業の参入は、保育所の継続性と保育の専門性から安易に進めるべきではない。児童憲章、児童福祉法、子どもの権利条例にもとづく保育が実施できるのか厳しくチェックする。株式会社立の保育所の本部・本社への資金の移動を行う場合の具体的な手続きを定め、用途の確認を行い、社会福祉法人の会計基準に準拠した資金収支計算書等を提出させる。

③ 障がい児等の保育所への入所について、こども子育て支援法30条の「正当な理由」を盾にした恣意的な拒否が行われないよう、施設側の応諾義務について引き続き指導する。

④ 園児や地域の乳幼児の健康や栄養・食事の相談指導のためにすべての保育園に看護師や栄養士を配置する。

⑤ アレルギー除去食を実施している民間保育園に栄養士等の職員増員の補助を引き続き行う。

⑥ 乳幼児の生活する場として安全点検を常に実施する。大規模改修予算及び小破修繕予算を大幅に増額し、必要な修繕は直ちに実施する。備品費も増額し必要な備品を整備する。

## 2 公立保育園について

① 公立保育園の民営化の完了にあたり、公立保育園のあり方や果たす役割や民営化についての検証を行う。公立保育園は各区3ヶ所となっているが、就学前人口の増加に伴い民間の保育所が急増している中原区、高津区、幸区は公平性の観点などから公立保育所を増やす。

② 各区の公立保育所のセンター園となる「保育・子育て総合支援センター」に、地域の子育て支援や、民間保育所への人材育成支援などを担う職員など、必要な人員を確保・増員する。立て替えや長寿命化にあたり、園庭の確保をしながら研修室や相談室、職員室の拡張等を図るなど、担う役割にふさわしい環境を整備する。

③ 医療的ケアの必要な乳幼児の受入れの際に保護者と十分に話し合い、医療機関、嘱託医と連携をとるとともに、看護師を独立配置するなど園側の体制をしっかりとった上で進める。看護師を複数配置して延長保育を行

い、医療的ケアと仕事が両立できるようにする。

- ④ 給食業務の委託化について質の低下につながるよう検証し、保護者の意見要望に応え委託を安易にしない。
- ⑤ 老朽化した公立保育園の修繕を急ぐ。

### 3 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育等）について

- ① 「取扱要綱」で、努力規定とされている部分について、実質確保できるよう指導する。経営が成り立つよう支援する。
- ② 引き続き、認可保育園と同等の職員の上乗せ加配を行う。
- ③ 引き続き、連携施設の確保を行う。連携施設確保への行政のサポートを実施する。
- ④ 嘱託医による乳児健診を、連携施設ではなく地域型保育所でも受けられるようにする。
- ⑤ 集団保育の提供や合同健診など、連携保育の内容が確実に図られているかを市が把握する。マッチングや経営支援など地域型保育事業者の運営についての相談に親身になる。
- ⑥ 加点などの利用調整を行い、地域型保育所を卒園した児童が確実に継続して保育を受けられるようにする。

### 4 認可外保育施設について

- ① 川崎認定保育園に対して、少子化に伴う保育ニーズの減少や物価高騰による経費の増大が園の運営を圧迫していることから、財政的支援策を充実する。
- ② 川崎認定保育園、おなこま保育室、地域型保育園から子ども子育て支援新制度への移行にともなって、必要な施設整備費、保育士確保への支援を引続き行う。

### 5 多様な保育のニーズに応える事業の充実

- ① 現在、病児保育を4区で実施、病後児保育を3区で実施しているが、医療体制の充実を図りながら現存する病後児保育施設を病児保育へと転換し、全区で病児保育を実施する。横浜市のように対象を小学生まで拡充する。
- ② 地域での「孤育て」の解消を図るため、保育要件を満たさないいわゆる「未就園児」を受け入れる保育施設に対し、補助制度を創設する。その際、すでにそうした子どもを受け入れている川崎認定保育園も補助制度の対象

にする。

## 6 保育士の処遇改善を充実させる

- ① 保育所等で勤務する保育士等の職員を対象に、国の処遇改善加算に上乘せするかたちで市独自の処遇改善加算を行う。引続き市単独で加配職員分の加算を増額する。
- ② 国に対して、①全産業の平均並みの賃金を保障する公定価格の設定、②勤続11年以上の昇級財源を確保し経験を積んだ職員の抜本的な処遇改善、③児童福祉法の最低基準を改定し保育士等の配置を厚くすることを強く要望する。

③ 国の保育士宿舍借り上げ支援事業について、国に全法人が利用できる制度のあり方や補助内容、補助対象の保育士をさらに拡充するよう要請する。市が行う保育所等宿舍借り上げ支援事業を拡充する。

④ 保育士の資格取得支援事業を継続する。

⑤ 税金である委託費のうち、人件費分が株式会社等の内部留保や他の事業に回される危険性が指摘されている。使途制限を設けるよう国に強く働きかける。また、市独自で委託費の弾力運用の影響を抑える仕組みをつくる。

⑥ 保育士市加算の算定基準の見直しにより、人件費削減となった施設があった。職員配置の算定方法について、国の算定方法への見直しを撤回し、市独自の算定基準に戻す。市加配保育士の充足率100%を目指す。

⑦ 園外活動時の見守り等の保育支援者について人件費を補助する川崎市保育体制強化事業を継続して行う。

## 7 保育施設の安全性と透明性を確保

### ① 監査体制の強化について

ア 全施設に年1回以上の実地による指導監査が求められ、監査の対象施設が増加する中でも、引き続き保育士等の専門職と事務職の2名体制で実地による監査を実施する。

イ 「幼保無償化」にともない、認可外保育施設の質の低下が懸念されている。認可外保育施設の監査について、公立保育園園長経験者などの民間保育施設指導員が1施設につき2名体制で年1回全ての施設の立入調査を実施しているが、施設の増加に見合う体制を整える。職員配置、有資格者の人数、保育内容などに係る指摘された事項については、改善が経常的に認められるよう、指導を継続的に丁寧に行う。



ウ 抜き打ち監査なども含め、問題のある施設については監査を徹底する。

エ 子ども子育て新制度の施設について、給付費の使途、職員定着率などの情報を毎年公開する。

- ② 保育関連業務の増大から、こども未来局子育て推進部、地域みまもり支援センター児童家庭課等での業務が煩雑膨大になっている。担当職員の増員と研修を充実させ、市民の不安解消も含め丁寧な対応ができる体制を整える。今後も認可保育所数、定員、利用申請数等の増大に伴い業務の多忙化が予想されるため、職員の増員を図る。

## 8 利用者の費用負担を軽減する

- ① 川崎市の保育料は中所得層から他都市に比べ高額になる。市民の負担軽減をはかるため保育料の引き下げを行う。低所得者への減免を行う。

- ② 第2子の保育料については、ひとり目の年齢を問わず、所得制限なしで完全無償にする。

- ③ 公定価格を超えた部分について保育料以外の実費及び上乗せ徴収が原則自由となっているが、すべての子どもに平等な保育を求めるためにも保育料以外の徴収について市は認めないこととする。

- ④ 安全で平等な保育を保障する公定価格の設定と増額を国に対し要望する。

- ⑤ 給食費については他の自治体で実施されているように主食費・副食費とも無償とする。

## 9 新型コロナ対策について

- ① 保育所に対し、引き続き新型コロナにかかわる「かかりまし経費」への支援を行う。

- ② 保育所で働くスタッフについてコロナ感染の疑いがある場合は、PCR等の検査が受けられるようにする。

- ③ 保育園の職員や利用者に対し、定期的かつ頻回のPCR検査等を実施する。

## (六) 豊かな幼児教育を保障する

- ① 幼稚園の無償化の基準は年額30万8400円となっているが、川崎市の私立幼稚園の平均利用料はこれを上回っている。実際に無償化ができるよう、助成額の拡充を国に求める。当面の間、市も独自助成を実施する。

- ② 私立幼稚園の入園料10万円の補助制度を創設する。

③ 私立幼稚園の保育料が払えず入園できない子どもがいないかの調査・相談を行い、必要な支援策を講じる。障がい児受け入れのための人的保障の支援の増額を図る。各区の入園要望があるのに入園できない場合の相談にのる部署を明確にする。特に子ども・子育て新制度に移行している幼稚園については、障がい児の受入れ先の確保を保障する。

④ 利用者が増えている預かり保育の助成額を増やし、保護者負担を軽減する。

⑤ 子ども子育て支援新制度以外の幼稚園について、1学級35人という定員を少人数に改善するよう国に要求する。

⑥ 幼稚園で勤務するスタッフがコロナ感染の疑いがある場合、県と連携し速やかにPCR等の検査が受けられるようにする。

⑦ 幼稚園の職員や利用者に対し、定期的なPCR検査を実施する。

(七) 児童虐待を未然に防止し子どもの人権を守るための制度や機能の充実を図る

① 地域みまもり支援センターについて

ア 児童虐待の通告にあたり、原則48時間以内に安全確認を確実に行うための組織体制の整備に引き続き取り組む。原則複数対応が可能になるよう人員増をはかる。

イ DV被害者の相談にあたる女性相談員の勤務を常勤化する。DV被害に関わる総合相談窓口は非常勤の相談員2名体制で受付は16時半までとなっている。本市独自の夜間休日の緊急なDV被害の相談体制を整備する。

② 児童相談所について

ア 児童福祉司と児童心理司について、国の配置基準を満たすよう配置をする。

イ 児童相談所の相談員等は専門性、継続性が求められるため、会計年度任用職員としてではなく正規雇用で体制を確保する

③ 一時保護所の充実と体制強化

ア 児童相談所における一時保護所の定員超過が常態化し「2人部屋を3人で利用する」「居室ではない部屋を転用している」など子どもへの負担が懸念される。中部児童相談所の改築が進められているが、共用開始は2025年度の予定となっている。緊急に増改築を前倒しすることや民間住宅を借り上げるなどして、子どもが安



心でできる保護所を早急に確保する。

イ 増改築の際に男女別フロア、個室化を可能な限りすすめる。

ウ 一時保護所で生活する児童に、しつかり寄添い安心して暮らせる支援ができるよう人員体制と生活環境を整える。また、乳幼児の遊びや生活習慣、学齢期の児童の学習権を保障するために教員等も確保する。

④ 児童相談所は各区の地域まもり支援センター等と連携し、引続き後方支援の役割を担う。区役所の体制変更によりうまれている地域連携担当の負担軽減を図る。

⑤ 18歳までの子どもの子育てや養育に関する相談を受ける児童家庭支援センターを、市内で唯一未設置となっている高津区に整備する。

⑥ 里親の増員をはかるとともに、里親への支援を行う。

(八) どの子にも安心して過ごせる放課後対策を

## 1 自主学童保育について

① 「学童保育」と「わくわくプラザ事業」を個別の事業として位置付ける。国に対してわくわくプラザと同様、営利を目的としない自主学童保育も国庫補助の申請を行う。

② 民間自主学童保育事業所が「川崎市放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」に則って果たしている役割に鑑み、少なくとも条例を遵守するためにかかる費用（面積基準を守るための引越し費用や家賃、施設改善にかかる費用、放課後児童支援員の増員にかかる費用、研修費用等）への助成を行う。

③ 川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を今後も実施する。

## 2 「わくわくプラザ」事業の改善について

① 放課後児童支援員は「わくわくプラザ」のスタッフと兼務ではなく「専任」として配置する。また、県の研修にあたっては、業務として位置づけ、賃金の保障を行う。

② 「学童保育事業」を実施する専用室を「わくわくプラザ事業」実施スペースとは区別し、基準に見合うように整備する。また、支援の単位について、定期利用登録児童数を基本に「専用室」を確保する。

- ③ 利用者の声が運営に反映されるように  
ア 「子ども運営会議」「保護者懇談会」を充実し、その内容について利用者知らせる。  
イ 利用している子どもや保護者がスタッフの対応や運営の問題点などについて意見がいえるよう、プライバシーに配慮した市独自の相談窓口を設置する。
  - ④ おやつについて  
ア メニューを補食としてとらえ、内容を充実し全員に提供する。地元の食材なども使用した手作りおやつなどを取り入れる。  
イ おやつ代については公費助成を行い、保護者の負担軽減を行う。被保護世帯における対応だけでなく就学援助を受けている世帯についても免除する。
  - ⑤ 障がい児の利用がある場合には、障がいの程度に合わせて職員の加配を行う。また障害に合わせた対応ができるよう専門的知識を有した職員の配置を市の責任で行う。少なくとも、各区に1名以上の巡回指導員を配置する。居場所の確保も行う。
  - ⑥ 施設が2階以上であり、階段を利用しなければならない施設は車いす等の利用が可能ないように、バリアフリー対策を行う。
  - ⑦ 18時から19時の時間に学習の支援を行う「子育て支援・わくわくプラザ」は個別の事業とせず利用者負担を無料にする。
  - ⑧ スタッフ体制については、正規職員の複数配置を基本とし職員の専門性を高める。サポーターの時給を市の最低報酬下限額に張り付いた水準から引き上げ、経験年数に応じた賃金体系にできるよう改善する。
- 3 こども文化センターの環境の改善を図る
- ① 老朽化した建物の施設整備を進め、地域要望を踏まえた計画を策定する。単独館を原則にし、建て替え等を行う施設などではバリアフリー化や再生可能エネルギーの利用を進める。
  - ② 図書・遊具、小破修繕などの予算を増やす。
  - ③ イベントの予算を確保し、子どもたちの興味や関心に合わせた企画を充実するよう指導する。
  - ④ 音楽室の個所数を増やす。

⑤ 中学生や高校生がこども文化センターを利用しやすくできるように体制整備を行う。

#### 4 学童保育等職員の待遇改善を進める

① 多くが非正規雇用となっているわくわくプラザとこども文化センターの職員・スタッフの処遇改善に力を尽くす。最低賃金と市の特定業務委託の作業報酬下限額に張り付いている賃金を上げられるように、指定管理費の増額などの対応を行う。

② 自主学童保育の職員・スタッフの処遇改善が行えるよう、支援を検討する。

③ 国に対し、補助単価を改善し指導員の処遇改善につながる仕組みをつくることを要望する。

#### (九) 子どもの貧困対策を抜本的に強め、安心して過ごせる居場所づくりを進める

##### 1 支援の体制強化と居場所づくり

① こども未来局に、全庁横断的に子どもの貧困対策をとりまとめ、推進する部署を設置する。せめて当面は現在担当している企画課の人員体制を強化する。

② 子どもの貧困に対応する『アウトリーチ支援』を強化するために

ア 地域みまもり支援センターに配置されている保健師、助産師、社会福祉職、心理職、栄養士、歯科衛生士、保育士、教育関連職員等の専門職を増員し体制を構築する。

イ スクールソーシャルワーカーを増員し中学校単位で配置する。スクールソーシャルワーカーのリーダーを正規職員として配置する。経験の浅いワーカーが学校現場で力を発揮できるようスーパーバイザーを常駐させる。賃金の引き上げなど処遇改善を行う。

③ 地域子ども子育て活動支援事業について、事業者が地域に根ざした居場所づくりの活動が継続できるよう補助金を増額し、今後は箇所数を増やす。

④ 南部地域に、こどもの権利条例を具現化する「こども夢パーク」のような施設を整備する。

## 2 経済的支援の強化

- ① 就学援助制度の基準額を大幅に引き上げる。
- ② 就学援助世帯にとって特に高額な中学校の修学旅行費の積立をなくし、市が旅行代理店に直接支払う。
- ③ 高校奨学金の成績要件を撤廃し、希望した生徒が全員受けられるような制度とする
- ④ 市独自に返済不要の給付型大学奨学金制度を創設する。大学奨学金の貸与枠を拡大する。
- ⑤ ひとり親家庭の特別乗車証交付事業を再開する。民営バスにも使えるようにする。交通費助成制度について、償還払いではなく現物給付とする。
- ⑥ 生活保護世帯の子どもが大学、専門学校へ進学する際、世帯分離が行われ生活保護費が減額される。生存権の保障と学問の自由の観点から減額分相当の支援を行い、国に是正を求める。

## 3 児童養護施設について

- ① 入所者が社会的自立を果せるよう、最大22歳まで児童養護施設等で就労や生活に関する相談支援等を受けながら、生活するための必要な居住費・生活費を支給する「社会的養護自立支援事業」(国庫補助1/2)を、さらに充実させる。
- ② 退所者等に市営住宅の空き部屋を低廉な家賃で提供する制度を創設する。自立に向けた住居設定費用の助成等を行う。
- ③ 自立に向けた準備の取組やアフターケアを行う「自立支援コーディネーター」を常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行う。

## 第二章 一人ひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・発達を支える教育の実現のために

子どもの個人の尊厳を尊重した、子どもの声にいていねいに応える教育でこそ、子どもたちは豊かに育ちます。その

ためには、一人ひとりに目が届く教育条件と、子どもの状態に応じて教育をすすめられる自主性が欠かせません。また、多くの国民が、幼児教育から大学教育まで誰もがお金を気にせず教育を受けられるようになることを願っています。「持続可能な開発目標」(SDGs)も「質の高い教育をみんなに」をきっかけ、無償教育の拡大を強調しています。

ところが、歴代の自公政権の下で教育予算は世界最低水準となりました。公財政教育支出の対GDP比はOECD諸国の平均4・1%に対し、日本は2・8%でOECD諸国最低です。この教育予算の実態を放置する一方で、過度の競争と管理を教育に持ち込むという、最悪の教育政策を続けてきました

その結果、国、川崎の教育はどうなったでしょうか。

―重すぎる教育費負担は学生を苦しめ、親世代が子どもを産むことをためらう最大の要因にもなっています。

―学校現場は多忙化がとまらないうえに教育の自主性が損なわれ、長時間労働の常態化で教職員は疲弊し、川崎市  
の欠員、未充足は2023年2月時点で136・5名に及ぶという異常事態となっており、子どもの学ぶ権利が守られていない危機的状況となっています。

―1クラス20〜30人が当たり前な欧米諸国にたいし、日本では中学高校は40人学級、小学校も35人学級です。

―不登校の子どもの割合は「安倍教育改革」の8年間で2倍近くに増え(2012年1・09%/2020年2・05%)、川崎でも直近の2021年度調査結果で小中学校併せて2453人と過去最多を更新、過去10年間では中学校で1・5倍、小学校で4・5倍と増加に歯止めがかからない状況です。

―国連や子どもの権利委員会が、いじめや不登校及び自殺の原因となっている高度に競争的な学校環境を見直すよう求めた勧告の趣旨にも反する川崎市学習状況調査を2023年度より小学校4年から中学3年まで拡大して毎年実施を強行しました。

―理不尽で不合理な校則に象徴される過度の管理教育は、子どもを人間として傷つけ、教員も苦しめています。

市民の意見に耳を傾けながら、子どもを人間として大切に  
する教育政策へと転換し、教育費の負担軽減、過度の競争と管理をなくして、子どもも保護者も教職員も生き生きとする学校を支える方針を打ち出すべく、以下の項目の早期実現を強く求めるものです。

(二) 憲法・子どもの権利条約・川崎市子どもの権利に関する条例にもとづいた教育をすすめる

1 子どもの権利条約・子どもの権利条例にもとづき、子どもの命と人権を大切にし、体罰・いじめなどをなくしていく教育をすすめる。

① 子どもの意見表明・話し合いの場面を増やし、子どもを主権者として正しく権利行使ができるよう育てていく教育をすすめる。

② 地域教育会議の充実を図る。

③ 暴力や差別・偏見をなくし、人権を大切にする教育をすすめる。安易に警察導入しない。

④ 「いじめ」という言葉を使わず「トラブル」として解消すべきではありません。いじめを人権問題として捉えた教育を全校で実施する。

⑤ 学校の中で不登校の生徒の居場所づくりとして、別室指導等にも対応するスクールカウンセラーや不登校支援コーディネーターの配置等、不登校対策に特化した人員の確保、施設環境の整備をすすめる。

⑥ 不登校児童生徒の保護者との連携、支援を行っている「親の会」等との連携、支援強化を図る。

⑦ 昨年12月に改訂された「生徒指導提要」では、「児童の権利に関する条約」の理解は、教職員、児童生徒、保護者、生徒にとって必須だとした上で、子どもの意見表明権を明記し、「校則の運用・見直し」について、1つ目は「学校のHPに公開し、制定した背景についても示す」2つ目は「見直しのプロセスを明示化する」3つ目は子どもの意見表明権を踏まえて「見直しの過程に児童生徒が主体的に参加していくことに教育的意義がある」ことが盛り込まれました。

ア 改訂提要の主旨にそって「児童生徒や保護者とその意に疑問を感じるようなルールや教職員が合理性がないと思われる校則は、学校が主体的に見直しを行い児童生徒と一緒にやってよりよいものにしていくことを全ての学校に徹底させる。

イ 改訂提要の主旨を徹底させていくために、校則を見直す活動について、各学校の支援教育コーディネーターや生徒指導担当者だけでなく、全教職員に普及をし、共有する

ウ 「地毛を黒髪に強制的に染髪させられる」「ツープロック禁止」「下着の色の指定とそのチェック」など、児童



生徒の人権を侵害するような校則が全国的な問題になっている。文科省が校則見直しについては、行うように指摘しているのですから、校則を見直すことを、明文化すべきです。その際児童・生徒の参加のもとで校則のチェックを行う。

エ 改訂提要求を生かしていくためにも、生徒手帳に川崎市子どもの権利に関する条例を掲載する援助を行う。

⑧ 全国に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を行い、人権と共生のまちづくりを進めてきた川崎市にふさわしく、子どもたちが平和と人権について学ぶ機会を増やす取り組みをすすめる。

⑨ 「日の丸・君が代」の強制など、子どもの内心の自由を侵すような教育は行わない。

⑩ 半旗の掲揚は、児童生徒の思想・良心の自由の侵害が問われる問題です。弔意を強制しない。

⑪ 18歳選挙権の実施に伴う主権者教育は、子どもの権利条約・子どもの権利条例に則り、すすめる。

⑫ あらゆる児童生徒の人権が保障され、互いに認め合い尊厳が大切にされる教育行政を行う。

ア 多様な性のあり方に寄り添い、保障する学校教育を行う。

イ 2013年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。(11章に後掲)

⑬ 中学校夜間学級の充実をはかる

ア 令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果により、川崎市には義務教育未修了者が4236人いることが明らかになった。夜間中学での学び直しを必要とされる4000人を超える状況に対し、いつ、どのように解消していくのか、目標と計画を立てる。

イ 中学校夜間学級を統一的に担当する部署を設置する。

ウ 市内の義務教育未修了者や西中原中学校夜間学級の生徒の通学実態調査を実施する。

エ 義務教育未修了者が他の自治体であっても西中原中学校夜間学級への入学を求める。

オ 西中原中学校夜間学級要綱第4項の「入学の許可」の(4)「就学に支障のないもの」という入学要件は削除する。また、第6項の「在籍の取り消し」と「再入学は認めない」という文言も削除する。

カ 地域の理解を深めるため定期的な学級公開を実施する。

キ 西中原中学校にはエレベーターが設置されているため「校内の上下移動の心配はありません」といったPRをする。

ク 不登校による「ひきこもり」と呼ばれる人たち、外国籍で実質、義務教育未修了である人たちの学び直しを保障する場としての夜間中学の役割を一層重視し、相模原市のように市の広報（23年6月15日発行）への掲載や関係各方面へ積極的な周知を行う。

⑬ 学校での新型コロナウイルス対策について

ア 複数の感染者が確認された場合等、教職員の希望者に検査が行えるように抗原検査キットを配備する。

イ 江東区等、他都市で進んでいる空気清浄機を各教室へ配備する。

ウ 教職員の業務と位置付けられている消毒作業を、原則「事務支援員業務」とし、それに伴い事務支援員を速やかに全校配置を行ない、さらに1名増員し、2名体制とする。

⑭ ヤングケアラーの支援について

家族の介護のために、学習や友だちづきあいなど、学校生活を送る権利が侵害されているヤングケアラーへの支援は、国でも喫緊の課題とされている。本市としても取り組みを急ぐ。

ア 実態把握を求めたのに対し、「川崎市子ども・若者調査」を上げ一定数存在しているという認識に留まっており、悉皆調査は行なっていない。横浜市の様に更なる実態調査を実施する。

イ 教職員への周知、研修は実施されてきたが、当事者となり得る児童生徒への周知・啓発を行う。

ウ 本市はヤングケアラー支援について、相談支援に取組むという方針だが、国も推進する、ピアサポート支援やオンラインサロンの運営支援なども含め、ヤングケアラーの居場所づくりも進める。

(二) 教育環境を整備する

1 30人学級をめざし、少人数学級を早期に実現する

① 移管された権限を活用し、川崎市独自に学級編成基準、教職員定数の算定基準を改めて中学3年生までの少人数学級を計画的に進める。当面、小学校6年生までと中学校1年生の少人数学級を急ぐ。そのための教室の確保をすすめる、常勤の教職員の採用を進める。

2 教職員の定数内欠員が小・中・高、特別支援学校で270名（2023年5月2日）にも及ぶという異常な事態。臨時的任用教員等240人を補充した後でもまだ教諭不足が解消されていない。はじめから大量の欠員を見越した



職員の配置計画を立て、1年任期で不安定雇用の臨時任用職員等で補充するやり方は標準定数法違反です。正規職員に負担を押し付け、産休・育休・病休の代替教員も見つからなくなるなど、教育環境等にも重大な影響が出ている。

① 教育委員会内に担当職員を配置して現場の実態を正確につかみ、標準定数法通りの正規職員の配置を行い、欠員を解消する。定数内欠員の解消のため、校種別に、2024年度の削減目標をたて、目標達成のために努力する。

### 3 教職員の配置を充実させる

① 通常学級に在籍する特別な支援が必要な子どもたちへの有効な支援を実施するため、正規教職員の加配を実施する。

② 教育困難に陥った学級や不登校など生徒指導上の課題を抱える学校を支援するため、教職員を配置する。

③ 全中学校に生徒指導担当教諭を配置するために川崎市が独自の支援策をとる。

### 4 教職員の長時間・時間外労働、学校の多忙化解消のために、抜本的な対策を講じる

① 2022年3月の『第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針』で、これまで目標にしていた「過労死ラインの月80時間を超える時間外在校等時間の教職員をゼロにする」を投げ捨て、「6カ月の平均が80時間を超える教職員を可能な限りなくしていく」との目標に下方修正された。従来の目標に戻し、その実現を追及する。

② 市教委として提出書類や研究推進校の募集枠の大幅な削減、事務支援員の配置等を行い、教師が子どもと向き合える時間を保障する。

③ 産休の場合に、年度当初から代替の教員を配置し引き継ぎつつ勤務する「先読み加配」を継続実施する。  
増加している学校現場でのパワーハラスメントを根絶するため、他の自治体でも進められている「パワーハラスメント防止指針」を作成する。

6 労働安全衛生法の規定にもとづいて、安全衛生委員会を定期的に開催し、過重労働の防止対策を実施する。産業医による職場巡視を行い、当面、全校で年に1回行われるよう産業医の増員をはかる。

7 脳ドック、骨ドックの実施など教職員健康診断の項目の充実をはかる。

8 教育に成果主義を持ち込む管理職による人事評価はやめる。

- 9 管理職の民主的任用制度を確立し、全ての教職員に開かれた制度とする。
- 10 臨時的任用教員・非常勤講師・会計年度任用職員として働く教職員の賃金・休暇・勤務時間・交通費などの勤務条件を、同一労働・同一賃金の原則に基づき、早急に改善する。
- 11 政令市移管にあたり、市職員と同じ扱いにする理由で年休の時間単位の取得を廃止したが、教職員固有の職務や勤務態様の特殊性を尊重し、教職員の勤務条件や処遇などについて教職員と引続き協議をする。(平成30年よりもとに戻っている)
- 12 政令市移管の際に住居手当などの諸手当が減額されたが、教員の人材を広く確保するためにも、教職員と引続き協議する。
- 13 「習熟度別指導」の取組みが続いている。教室での学習は多様な子どもの学び合いであり、生徒同士教え合ったり、いろいろな発言を聞いて納得したりすることで、理解を深めあうことができる。習熟度別の編成で子どもの間に差別感が生じてはならない。1クラスの児童生徒数を少なくし少人数学級を進めることを基本にする。また加配教員で少人数学級にするか習熟度別学習にするかの判断については学校の教員の判断を尊重し、決して押し付けたり誘導したりしない。
- 14 学校図書館司書の体制を充実させる
  - ① 小学校への配置は2023年92人、24年114人で全校配置する計画となっている。計画を前倒しし全小学校に急ぎ配置する。中学校への配置を検討する。
  - ② 近隣自治体と比べて劣悪な司書の待遇(2022年6月時点、横浜市の学校司書は1日6時間以内、週5日勤務、年175回で総時間数は1015時間、非常勤特別職員で報酬は時給1100円、年額111万6500円)ですが、川崎市は、1回3時間、年間150回、報償費については、1回3時間3000円、年額45万円)を改善し、非常勤として配置する。
- 15 2018年5月に策定された「部活動に係る方針」に示された「週2日以上休養日の設定」「ある程度長期間のオフシーズンの設定」「1日の活動時間の制限」などを着実に実施する。全校配置の効果が確認されている部活動指導員については2023年は13校で複数(2名)配置の予定。要望のある学校では、複数の配置をする。
- 16 地域運動部活動推進事業を今年度は10校で実施する予定となっているが、外部委託する際、生徒の保険料等の負担はないとのこと。今後も公費負担で行う。

17 学校医の加配基準、40学級以上で一人という基準は他政令市（相模原市500人以上で一人）と比べ厳しすぎる。子ども達の健康の為に加配基準の見直しを行う。

(三) 安全でおいしい栄養ゆたかな学校給食の実現を

- 1 小・中学校の給食無償化を行う
- 2 本市の小・中学校の年間給食回数は小学校187回（全国平均192回）、中学校1・2年生165回、3年生155回（全国平均188回）となっており全国平均より低い水準となっている。給食提供回数を増やす。
- 3 中学校給食の改善・充実を
  - ① 「当日搬入・当日調理」を厳守し、国産の食材を活用し、安全で安心な給食を実施する。
  - ② 栄養士・栄養教諭の配置について、自校調理方式の4校にはそれぞれ配置されて生徒と直接ふれあい専門職として生きた食育を行っているが、南部センターと中部センターには4人ずつ、北部センターは3名の栄養士のみ配置で、全中学校への巡回訪問を行うことも厳しい状況にある。区内の中学校を巡回して生きた食育を進められるよう、せめて区に中学校数に応じた栄養士・栄養教諭を複数配置する。
  - ③ 北部給食センターについて、給食業務の透明性を確保するためにも、調理状況が常時ライブカメラで市民に分かるようなモニタールーム等を確保する。
  - ④ 残食率を見ても明らかのように、自校調理校を増やす方向を検討する。
- 4 小学校給食の改善・充実を
  - ① 自校献立を増やす。引き続き国産の食材を100%使用し地元でとれた食材を活用する。遺伝子組み換え食品は引き続き使用しない。
  - ② 引き続き、給食食材の放射線測定を継続し保護者への情報公開を徹底する。
  - ③ 食育の充実の視点から栄養士を全校配置する。それが実現するまで、兼務校には、非常勤の栄養士を配置する。
  - ④ 学校からの申請待ちとせず給食調理室と設備の改善を促進する。床はドライ方式とする。特に洗浄シンクは3槽式に整備する。調理員専用のトイレは洋式に改修する。エアコンの設置、休憩室の整備を行う。
  - ⑤ 小学校給食の調理業務のこれ以上の民間委託は行わない。

- ⑥ 夏休みの給食停止期間が7月21日～8月31日となっており今だ3学期制の対応になっている。現在は前期後期制となり、それぞれの学校が夏休みを設定している状況に対応できていない為、夏休み明け長期間給食提供が滞る実態がある。現在の教育環境に適用するよう夏休みの給食停止期間を見直す。
- ⑦ いまだアレルギー対応ができていない小学校24校の環境整備を早期に進める。

(四) 教育関連予算の大幅増額をはかり、学校施設・設備を抜本的に改善する

- 1 学校施設長期保全計画は各学校の緊急性などの状況に合わせ、前倒しでテナポをあげて実施する。同時に老朽化や児童生徒の増加等の実態から、長期保全計画で対応ができない場合は、老朽校舎と体育館の改築を計画的にすすめる。
- 2 過大規模校の解消を早期に実現する。過大規模校の解消は、分離・新設で行う。
- 3 都市再開発、マンション建設の急増などによる就学人口の社会増にともなう学校施設の新設、拡充、改築などは遅れることなく取り組む。
- 4 どの児童・生徒にも学校での移動を保障するため、テナポを上げて計画的にエレベーター未設置校6校（うち木月小のみ計画もなし）への設置に取り組む。スロープなどバリアフリー化をすすめる。
- 5 老朽化した水道管の敷設替えをすすめる。
- 6 学校トイレの快適化について
  - ① 災害時に避難所となることもふまえ、体育館へ多目的トイレの設置をすすめる。
  - ② 臭いがひどいトイレが多いため、業者に委託しているトイレ清掃の委託費を増額し、実施回数を増やす。
  - ③ 市立小・中学校と高校、特別支援学校のトイレなど児童生徒が安心して自由に利用できるように生理用品を設置し、無償で提供する。
- 7 プールなどの施設充実を
  - ① プール未設置校6校、格技室未設置校13校について、早期に整備をすすめる。
  - ② プールへの循環式ろ過装置の設置をはかる。
  - ③ プール清掃の委託費を増額する。

④ プール監視員の予算を増額し、夏休み中のプール開放を再開する。

8 体育授業時等に使用する更衣室の早期整備をはかる。

9 小中とも、当面体育時に着替えるときの仕切りなど、場所の確保を行う。

10 教職員の休憩室の計画的設置をする。

11 猛暑が続く状況をふまえ、普通教室の空調設備の更新を急ぐ。

12 特別教室へのエアコンの設置を進める。

13 避難場所となる体育館にエアコンを早急に設置する。

14 固定式の黒板は職員にとっても児童・生徒にとっても使いにくいので、全部の学校に可動式の黒板を設置する。

特に低学年の教室から早急に設置する。

15 3年に1回の窓ガラス清掃をさらに期間を短縮して行う。

16 学校運営費・微破損修理費を抜本的に増額する。修繕費も公共工事の差金に頼ることなく増額する。

17 全ての教室に網戸を設置する。

18 遊具の安全に関する規準に基づき学校遊具の撤去が進められているが、177基の撤去を行い68基は再設置されないとのこと。学校、児童生徒、保護者、地域の声を聞き再設置を支援する。

#### (五) 子どもをとりまく環境対策の推進をはかる

1 インターネットやSNS、ゲームなどに関連したいじめ、犯罪、過大な課金などのトラブルがやまない。インターネット等の利用についての適切な啓発活動やルールの共有化など、積極的な取り組みをすすめる。

2 地域交通安全員を必要箇所に必要な時間、配置する。

3 通学路の安全点検を引き続き定期的に行い、危険個所の改善・安全対策を急ぐ。

4 通学路のブロック塀について撤去の補助率を引き上げるとともに、構造物の新設についても補助を行い改修を促す。

5 道交法の改訂もふまえ、正しい自転車の乗り方を周知していく必要がさらに増している。自転車の交通安全教育を進める。

## 6 ワークルールの啓発を行う。

(六) 高校入試の改善をはかり、給付型奨学金制度を拡充する

神奈川県は2013年以来、県立高校を25校も減らしてきた。さらに県立高校改革実施計画(Ⅱ期)では、2020年度に6つの高校を3校に再編・統合したのに続き、2023年4月から瀬谷高校と瀬谷西高校、逗葉高校と逗子高校、城山高校と相模原総合高校が、2024年4月からは厚木高校と厚木商業高校が再編・統合される予定となっている。さらに2024年度からの4年間で県立高校10校(田奈・麻生総合、旭・横浜旭陵、横浜桜陽・永谷、藤沢清流・深沢、小田原城北工業・大井)を5校に再編・統合する方針を明らかにした。

神奈川県立高校の2023(令和5)年度の全日制の募集定員(特別枠を除く)は41507名(前年比400名増)だが、23年度公立中学校卒業予定者数67182名と比較しても、神奈川県の中学生の進路を厳しい状況に追い込んでいる。加えて川崎市立高校の入学定員は1590名と前年から増加していない。

- 1 中学校を卒業した生徒が不本意な思いで高校に入学することのないよう、県立高校と川崎市立高校の募集定員枠を増やすよう県に要請する。
- 2 国と県に対して私学助成金、就学支援金、学費補助金の増額を要求し、保護者負担の軽減に努める。
- 3 市独自の給付型奨学金制度の成績要件を撤廃し、希望した生徒が全員受けられるような制度とする。
- 4 県立田奈高校と麻生総合高校の統廃合を中止するよう県に申し入れる。

(七) 「市立高校改革推進計画」を抜本的に見直す

中高一貫校である市立川崎高校付属中学校には2023年度も564人が受検、4・7倍の高倍率で344人もの不合格者を出すことになった。受験競争の低年齢化を市教委自らが推し進めていることになり、新たな中学校生活を始める前に、不合格になった多数の児童が受けたダメージは計り知れない。

- 1 市教委が中高一貫校をつくったため、12歳の段階で選別することとなり、さらなる競争教育の低年齢化はさけら



れない。今後、入学者の決定については「無作為の抽選」とする。

2 市立高校においての全日制普通科の定員増を強く求める。

3 定時制高校の再編にあたっては、現在の全ての定時制課程は廃止しない。

4 定時制の1クラス定員は35人が原則だが、更なる少人数化をはかる。募集定員の増を行うときは学級増で対応し、必要な教職員の配置を行う。

5 定時制高校の給食費を無料にする。

#### (八) 特別支援教育を充実させる

発達障害の知見が広がってきたこともあり、特別支援教育を必要とする児童生徒が大きく増えている。これらの児童生徒が希望する学校や学級に入ることができ、適切な特別支援教育を受けられるよう環境整備に取り組むことがますます重要になっている。

文科省は2022年3月31日、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」との通知を发出し「すべての新規採用教員がおおむね10年目までの期間に、特別支援学級や特別支援学校の教師を複数年経験するよう努めること」とした。就職後数年の教員が特別支援学級の担任になることを義務付けることはあまりに乱暴であり行うべきではない。

教員の資質の向上という点では、特別支援学級の担任が特別支援学校教諭の免許を持っている割合は3割程度であり、経験も知識も不十分で不安を持つ教員がいることも事実であり、採用後も免許取得を積極的にすすめ、専門知識を持った教員を増やすとともに、受け持ち人数を減らして十分な支援ができるように体制確保を行うべきである。

1 川崎市幸区の「旧河原町小学校跡地」に県立特別支援学校が新設されることになったが、特別支援学校を必要とする児童生徒の増加は続いている。引き続き特別支援学校の増設の必要性を検証する。

2 特別支援学校の対象は知的障がい児とのことだが、近年の知的障がいの生徒でも車イスや杖を使用する生徒がいる為、学校設備は知肢併置とするよう県に要望する。

3 特別支援学校、特別支援学級に通学する児童生徒が増加している実態をふまえ、教室や作業室の増設、老朽化対

- 策など施設設備の早期充実をおこなう。
- 4 すべての特別支援学校にスクールカウンセラーの配置を行う。
  - 5 通学保障体制の充実のため、スクールバスの増車とともに、正規添乗員を常時複数にする。
  - 6 特別支援教育サポート事業を高校まで含め、ニーズに応じたサポーターの増員とサポーターの勤務条件の改善を引続き行う。
  - 7 特別支援教育における学級担任は5人に1人の配置とするよう、国に働きかける。市単独で計画的に5人に1人の配置とする。
  - 8 自閉症スペクトラム症など様々な特別支援学級担任の研修を充実させる。
  - 9 ギフテッドへの適切な支援を行う。
  - 10 通級指導教室（ほとんどの学習は在籍校で受けながら、定期的に通って一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室。現在、市内には言語7カ所、情緒等7カ所、難聴1カ所）の充実をはかる。
    - ① 小学生から中学生まで「ことばの教室」での指導を必要としているすべての子どもたちを通級の対象として認め、必要な教室を確保する。
    - ② 在籍校の授業を抜ける必要が最小限になるよう通級の指導時間の枠（放課後・土曜日・夏季休業中など）を増やす。
    - ③ 指導にあたる教員が増えないため、指導の回数が減った、担任の先生と話す時間が少なくなった、あるいは、通級の先生の負担が大きいかを不安に思う保護者が多い。市独自に通級の教員増を図る。
    - ④ 移動や交通が不便なために通級を諦めるケースもあることから、通学の負担を減らすために近隣の小学校（例えば中学校区ごと）に、巡回教室をつくる。
    - ⑤ 人口増加が著しい地域の児童数増加に伴い、要支援の児童も増加していることに対応するため、通級指導教室を増設する。
  - 11 児童生徒の高次脳機能障害、医療的ケア児とその家族への支援を強化する。
    - ① 小中高校生における高次脳機能障害児の実態調査を行う。
    - ② 進学するときには、より丁寧な引継ぎが必要である。教育委員会の中に、高次脳機能障害の担当部署を設け、コーディネーターを配置する。



- ③ 高次脳機能障害に関する専門機関（健康福祉局、高次脳機能障害センター）や、高齢・障害課と連携をとる。
- ④ 教職員を対象に、高次脳機能障害についての研修を実施する。
- ⑤ 医療的ケア児支援法で、学校の設置者・地方自治体は看護師や医療的ケアを行える介護士等を配置することが位置付けられた。その位置付けにふさわしく、医療的ケア児の家族の支援、医療的ケア児が通う学校への看護師等の配置を行う。

## 12 ろう教育について

- ① 聴覚障害の特性に配慮していることを示すために「聾学校」の名称の維持を強く要望する。
- ② 聴覚障害のある児童・生徒の教育にあたっては、手話によるコミュニケーションが成立する集団の確保が必要であることから、川崎市立聾学校の生徒数を増やすための対策を引き続き講じる。
- ③ 就学相談の場にろう教育の専門家を配置する。
- ④ 難聴学級の担任は支援級を兼任しているケースが多く専門性を持たない教職員もいる。必修研修を設ける等、専門性を向上する。
- ⑤ 「きこえ」の通級指導教室を南部・北部にそれぞれ設置する。
- ⑥ ろう学校の授業に「ろう教育の歴史」について勉強する機会を設ける。

## （九）義務教育費の保護者負担を軽減する

中学校までの義務教育は無償とされているが、柔道着や制服、様々な副教材や修学旅行などは自己負担とされている。2021年度の保護者の払う学校徴収金は小学校6年間で約37万8千円、中学校3年間で約22万5千円と重くしかかっており、経験したことのない物価高騰が追い打ちをかけている。義務教育における保護者負担の軽減、就学援助制度の拡充は待ったなしで求められている。

### 1 学校での保護者負担の軽減を図る

- ① 保護者負担軽減のために「公費・私費区分の要綱」を改めて見直す
- ② 修学旅行費の保護者負担を軽減するための見直しを行う。特に企画手数料は公費負担とする。

③ 教育活動の一環として行う自然教室の食事代の公費負担を復活させる。社会見学など指導のために要する経費に該当するものについて公費負担とする。

④ 小学校・中学校の給食費を順次無償化する。

⑤ 算数セットや柔道着・彫刻刀など、使用頻度の少ないものは貸し出し・リサイクルなどを検討する。

⑥ 保護者の意見を聞く場を設け、ジャージや制服代の負担軽減を図る。

⑦ 現在、全額自己負担としている市立高校で使用する端末のリース代等への公費補助を実施する。

## 2 就学援助制度を拡充させる

① 制度の利用条件を満たしている世帯の半数しか就学援助制度が利用されていない。保護者が心理的ブレーキを働きにくくするため、新宿区のように「お子さんが楽しく勉強できるように」といった「子どもの利益」が趣旨であることを伝える文言を記載する。

② 認定基準を現行の「生活保護基準の1・0倍」から、「1・2倍」以上へと引き上げる。

③ 小中学校の入学説明会や入学式、また進級時の学年懇談会などの機会に、書類配布だけでなく就学援助制度を丁寧に説明し、保護者に書類の提出をよびかける機会を設ける。

④ メガネ代を支給品目として復活させ、校外活動費の支給限度額を6500円に戻す。

⑤ 国が就学援助項目に追加した生徒会費、PTA会費とともに、必修化された武道にかかわる柔道着代などの体  
育実技用具費を就学援助費として支給する。

⑥ 入学前の3月に支給される新入学準備金のさらなる拡充をはかり、せめて実際にかかる費用は支給できるように改める。保護者のニーズをふまえて適切な支給時期を引き続き検討する。

⑦ 修学旅行費の積み立てを免除し、就学援助制度利用世帯の子どもが参加できるようにする。

⑧ 物価高騰の影響による家計状況の変化の場合など、年度途中でも利用できることを周知する。家計急変の場合の必要書類の提出について、3か月分の給与明細の写しがあれば審査を行うなどの臨時措置を実施する。

## (十) 教育委員会の独立性と政治的中立を確保し、憲法に基づく教育を

1 教育委員会は、「政治的中立」を確保し、ひきつづき市長から独立して自主的に決定できる権限を拡大する。

- 2 教育委員会の権限に属する事務の決定を、市長は尊重し予算面での実現に努力する。
- 3 教育委員の公選をめざし、当面は準公選制を実施する。
- 4 教育委員会会議は、市民に開かれた会議とする。傍聴席も設ける。
- 5 市教育委員会は市立学校などに対し、2022年7月12日の安倍晋三元首相の葬儀に合わせて半旗を掲揚するよう依頼した。本来ならば総務企画局からの依頼文書を受け取っても、教育委員会が憲法上の問題と認識して自律性を発揮し、学校には通知を送らないという判断すべきである。市教委はこうした対応を今後改める。
- 6 音声データについて、公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底する。再発防止のための組織として第三者を加え、より実効性のある制度に改善する。

### 第三章 国の社会保障切り捨てに抗し、市民生活を守る防波堤の役割を

医療・介護・年金などの社会保障制度の後退が進められています。岸田政権の2023年度社会保障関係費は自然増見込額5600億円を1500億円削減し4100億円に抑制しました。削減の内訳は薬価引下げや雇用調整金コロナ特例縮減、後期高齢者医療の患者負担増、保険者機能強化推進交付金見直し等による国費削減です。一方で軍事費の2倍化、5年間で43兆円とする方針です。国民に「自助」「自己責任」を押し付け、政治責任を放棄する冷酷な姿勢は改めなければなりません。ひき続く物価高騰と所得減少で生活を苦しめています。川崎市は国の社会保障切り捨てから、市民生活を守る防波堤の役割を果たさなければなりません。

#### (一) 医療体制の強化、地域医療の充実をすすめる

- 1 マイナナンバー制度の根本からの再検討、健康保険証廃止は撤回を  
マイナンバーカードのシステムトラブルは、本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録、窓口負担割合が健康保険

証と違う、障害者手帳の誤登録やマイナ保険証への他人の情報登録など、トラブルは多方面で多数に及び、個人情報の漏洩という重大な問題が起きています。医療機関では「本人確認が出来ずいったん10割を徴収した」「他人の医療情報がひも付けされ、命にもかかわる危険がある」など混乱は深まるばかりです。加藤厚生労働大臣が「初診時などは念のため従来の保険証持参を」、松本総務大臣は「暗証番号なしで保険証にだけ使えるマイナンバーカードを発行する」などと言出し大迷走に陥っています。自治体はトラブル対応や点検などの負担で大混乱となっています。この事態は財界の求めに従い、個人情報ビジネスでの特定企業の利益拡大を「デジタル化による成長戦略」に位置づける政治が、国民に不安と不信を広げたマイナンバーカードの大混乱の根本にあります。トラブルが多発するなど安全性が確保されていないシステムの運用は見直すべきです。

- ① 国にマイナンバーカードへの健康保険証の紐づけをやめるよう求める。
- ② 国に現行の健康保険証廃止を撤回し、維持するよう求める。

## 2 本市の医療体制強化を

本市の医療体制は政令市の中で、人口当たりの保健所職員数は横浜市の6割、病床数はワースト2位、医師数はワースト3位、ICU設置数はワースト4位です。早急に医療体制強化の対応を図らなければなりません。また、行財政改革3期プログラム（20年3月）は、成人ぜん息患者医療費助成制度、休日急患診療所における運営手法の見直し・移設、歯科保健センター等診療事業、重度障害者医療助成制度など医療に関わる見直し検討が上がっています。これらの事業は対象者にとっては無くしてはならない事業で拡充こそが必要です、利用者には負担を押し付ける事業の見直し検討はすべきではありません。

- ① ぜん息患者医療費助成の廃止を撤回し、制度の維持拡充を

ぜん息患者は適切な治療を継続的に受けなければ命に直結する疾患です。医療費助成は経済的負担を軽減し患者の受診を支援してきました。この制度廃止は本市も認めている様に受診抑制につながりかねません、患者の命綱を断ち切る制度廃止（24年3月に新規受付停止、廃止）を撤回し、維持拡充は市民を守る役割を果たすべきです。

- ア 成人ぜん息患者医療費助成制度の廃止を撤回し、医療費負担を無料にする。
- イ 小児ぜん息患者医療費支給制度の廃止を撤回し、制度を維持する。

② 医師、看護師、保健所職員を増員し、不足の解消を図る

ア 市立病院の増床とそれに伴う医師、看護師の増員を行う。

イ 医師、看護師が不足している小児科、産婦人科に、支援策を講じる。

ウ 分娩できる産科病棟が少ない。少子化対策からも民間病院も含めて行政としての支援策を講じる。

エ 離職している看護師を掘り起し、看護師不足を解消する。

オ 川崎市立看護大学定員（現在1学年100人）を増やす。

カ 川崎市立看護大学の助産師養成コースは全学年の学生が揃う2025年度以降の設置については改めて検討することとしている、不足している助産師の養成コースを早期に設置する。

キ 市の看護師修学資金（卒業後に市内医療機関勤務）の予算を増額し、対象者を拡大する。また、貸与額の増額を行う。

ク 院内保育に対する助成を大幅に増やす。

ケ 保健所職員の増員を行う。

③ 救急医療体制の充実

ア 市立病院のICU、新生児集中治療室（NICU）、小児集中治療室（PICU）及びHICU（高度治療室）を増設する。

イ 中部小児急病センターだけが23時以降の深夜帯を開設していない、深夜帯の診療を早急に開設する。

ウ 川崎病院に設置されている南部小児急病センターを北部小児急病センターのように独立してつくるなどして、地域の小児科医師の協力を得られやすい体制にする。

エ 休日夜間歯科診療所、在宅輪番制病院などの整備、拡充を図り、補助金を増額する。

オ 小児を含む救急医療に対する補助金は、削減しない。

カ 国基準より不足している救急車（隊）を増やす。（国基準の必要数34隊に対して29隊）

キ 休日急患診療所について、診療実績に応じて設置箇所数や診療体制の見直しについて川崎市医師会と調整するとしているが、各区1か所設置を維持する。また、老朽化した休日診療所の改築を急ぎ、機能の改善を行う。

④ 新型コロナウイルス感染対策

新型コロナウイルス感染症は感染者数の減少を理由に23年5月8日から「5類感染症」になりました。これま



でも繰返し感染拡大が起き「第7波」「第8波」では感染者の急拡大、死者数の増加を招きました。5類への移行後の8月には専門家からは「第9波」と指摘された感染拡大が起きました。また、季節性インフルエンザの同時感染拡大が懸念されます。繰返し起きる感染拡大に備えた医療・検査・保健所等の抜本的な体制強化に取り組むべきです。

ア 有料化された検査費、医療費は国の負担で無料に戻すよう国に求める。同時に本市独自で助成し患者負担増による受診控え対策を行う。

イ 発熱外来対応医療機関を抜本的に増やす。その為のパーティションや空気清浄機の設置などの整備を行えるよう財政支援を強化する。臨時の発熱外来対応施設を状況に応じ設置する。

ウ 保健所体制を強化し、陽性者とその家族など濃厚接触者への支援、市民からの問い合わせに対応する。

エ 「第7波」「第8波」以上の急速な感染大を想定し、重症病床をはじめ病床確保の体制を整え、即座に対応できる準備をしておく。

オ 終了した無料PCR検査は感染拡大防止を図るため再開する。

カ 実施してきた医療機関、高齢者・障害者・子ども福祉施設・事業所、学校等において、定期検査の実施の徹底を行うとともに、少なくとも1週間に1回はPCR検査で実施できるようにすること。また、福祉施設・事業所、学校等に一斉の検査ができる規模の検査キットを事前配布する。

キ 陽性者の家族などの濃厚接触者に対してPCR検査キットを提供する。

ク 定期的なPCR検査を行う事業所への支援を行う。

ケ 医師、医療スタッフを確保し、感染拡大の場合は休日急患診療所を平日も発熱外来として開設する。

コ 軽症や無症状の感染者から家族等への感染を防ぐため、感染拡大の場合は必要な体制を確保し速やかに宿泊療養施設を準備する。

サ 市内医療機関への継続支援

a 重症、中等症病床を増床し、感染が急拡大しても感染者が入院、治療できる医療提供体制を強化する。

b 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内医療機関への財政支援を行う。

シ 後遺症についての理解促進に向けた取組を進める。また、後遺症治療の医療費助成を行う。

⑤ 重度障害者医療費助成制度の改善

- ア 重度障害者医療費助成制度を継続し、一部負担金の導入は引き続き行わない。
  - イ 重度障害者医療費助成制度で対象外となっている精神障害1級の入院及び2級の通院、入院を対象にする。
  - ウ 在宅の重度障害者への訪問看護体制をひきつづき充実強化する。
- ⑥ 小児医療費助成制度の拡充  
通院対象年齢を18歳（高校卒業まで）拡大し、一部負担金、所得制限を撤廃する。
- ⑦ 医療施設を整備し、医療内容の向上と予防活動を前進させる。
- ア 市立病院での差額ベッドの拡大と差額料金の拡大は行わない。
  - イ 小児専門医療機関の整備を国、県に働きかける。
  - ウ 理学療法士、作業療法士養成機関の設置を県と協議してすすめる。
  - エ 介護療養型医療施設（介護療養病床）の廃止（2024年3月以降は完全廃止予定）を行わないことを国に求める。
  - オ 市立病院に紹介状なしで外来受診した場合の定額負担は保険外の料金であり皆保険制度を壊すものである。定額負担を廃止するよう国に求める。現行の定額負担（市立川崎病院、多摩病院の定額負担・医科初診7000円、再診3000円。歯科・初診5000円、再診1900円）を引下げる。
  - カ 自由診療を行う医療ツーリズムは営利目的の病院であり、国民皆保険制度そのものを崩壊させるものである、設置は認めないこと。
  - キ HIV陽性者・エイズ発症者の医療とカウンセリングを充実し、エイズへの正しい知識を広げるための教育・広報活動をひきつづき充実させる。
- ⑧ 子どものアレルギー対策に取り組む
- ア アレルギー検診が無料で受けられるようにする。
  - イ 給食の安全やアレルギー対策、食教育の観点からも、1小学校に1人の栄養士の配置を国に要求する。実現するまで市単独でも対策を講じる。
- ⑨ 市民の健康づくりの推進
- ア 市が行ってきたがん検診の検査費用は元に戻す（肺がん検診9000円から2000円に、大腸がん検診7000円は2000円に、胃がん検診は2500円から1400円に）。

イ 早期発見・早期治療と保険料に直結する医療費総額の軽減を図るため、現行の70歳から実施しているがん無料検診の対象年齢を60歳からに拡大する。

ウ 20歳から隔年で行われている子宮がん検診は、毎年行う。

エ 40歳から隔年で行われている乳がん検診については、30歳に戻して、視触診とマンモグラフィを毎年行う。  
オ 胃がん検診の内視鏡検査を、年1回に戻す。また、対象は40歳以上を継続する。

カ 特定健診にピロリ菌検査を追加し、費用は無料とする。

キ 特定健診でオプシオンとして行っている前立腺がん検査（PSA検査400円）を無料にする。

ク 節目健診を拡充し、健診内容に肝臓がん健診（腹部エコーと腫瘍マーカー）を新設する。

ケ 基本健診が特定健診に替わったことにより後退させられた、これまで市が行ってきた基本健診の検査内容を復活する。また、特定健診の項目にのせられないものは、市の独自健診として行う。

コ 35歳と38歳の健康診断事業について35歳から39歳と年齢を拡大した。しっかりとしたPRを行い、受診率を高めること。

#### ⑩ 特定疾患療養費補助金の復活

B型肝炎、C型肝炎を難病指定するよう国に働きかけるとともに、市単独でインターフェロン等の投与についても支援する。

#### ⑪ 透析治療患者の支援

ア 人工透析患者の重度障害者福祉タクシー券は、500円券が168枚支給されるが実態に合っていない。実態に合せ不足しているタクシー券を増枚する。福祉有償タクシーの台数を大幅に増やすことと、重度障害者福祉タクシー券の増枚を行う。また、タクシー券は100円・300円券なども作成し利用する際に無駄の無いようにする。

イ 透析患者が車いすでも通院出来るよう、福祉有償送迎サービス事業者への支援を含め、利用者の経済的、精神的負担の影響がなく、安心して利用できるよう支援を行う。

ウ 病院施設（透析施設）併設を備えた「高齢者向け優良賃貸住宅」を増設する。

エ 災害時透析患者支援マニュアルが定めるネットワークの通信訓練への参加は半数である、訓練参加の徹底を引き続き推進する。



オ 災害後の避難所において、ともすれば健常者と見られがちな透析者の特性を考慮した事前の要援護者登録の市内での徹底推進、および早期の透析再開を行えるよう、透析可能地域への集団移送方法を具体化する。

カ 東京都「災害時透析患者支援マニュアル」を参考に川崎市「災害時透析患者支援マニュアル」を作成し、市内病院及び、透析施設への配付と周知徹底を行う。

キ 災害時において透析治療が受けられない日数を考えると、避難所に低カリウム食品などの透析食が必要。避難所への透析食、医薬品、医療機器の安定的な供給が行われるようにする。また、透析施設への水・電気の供給を速やかに行うシステムを構築する。

#### ⑫ ワクチン接種への支援

ア 新型コロナウイルスワクチン接種無料を2024年4月以降も継続するよう国に求める。

イ 子宮頸がんワクチンによる健康被害の救済について、ひき続き窓口を設置し支援を行う。

ウ 肺炎球菌予防ワクチン助成額を増やし、高額な窓口負担（4500円）を引き下げる。

エ 带状疱疹不活化ワクチン接種は高額、2回の接種への助成を行う。

### 3 病床削減計画を撤回し医療体制の強化を

自公政権は「地域医療構想」の名で全国436の公立、公的病院をリストアップし、自治体に病床削減を迫っています。病气やけがで緊急の治療が必要な患者に対応する高度急性期・急性期病床を2015〜21年度に約6万1千床も減少しています。今後も25年度までに両病床をさらに17万床減らすのが政府の計画です。病床を減らした医療機関に消費税収を財源に補助金を出す仕組みまで整備して、削減の計画を推進しています。日本は、人口あたりの医師数が世界でも低水準など、もともと医療提供体制が不足している国です。そのもろさが一気に露呈したのが20年以来的新型コロナウイルス危機でした。急性期病床が受け皿となりましたが、各地で人員の不足と病床体制の逼迫が起こり、医療崩壊を招く事態となりました。全国知事会などから抗議を受けても削減・統廃合を推進しています。コロナの教訓を踏まえ、破綻が明らかな病床削減計画を撤回し、医療体制の強化への転換が求められています。

① 国に高度急性期病床、急性期病床削減計画を撤回し、再び医療崩壊を起こさない医療体制強化を求める。

#### 4 国費による診療報酬の抜本的改善を

医療現場は医師不足、看護師不足を招いています。看護師の労働環境は過酷で厳しい業務でありながら低処遇、長時間勤務になっています。医師、看護師の増員と看護師の労働環境の改善が図られなければ解消されません。国費による診療報酬の抜本的改善が必要です。

① 国費を増額し、医師、看護師の増員、看護師の労働環境の改善が図られるよう、診療報酬の引上げを国に求める。

#### (二) 地域包括支援センターについて

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態や認知症高齢者が増加しても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を各自治体に求めてきました。保険者である市町村や道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととして国は公的責任を後退させています。

川崎市は対象をすべての地域住民とし「自助・共助・互助・公助」でとしているが民間任せで公的支援が後退しては成り立ちません。住み慣れた地域で自立した生活ができるよう医療・介護・日常生活支援が包括的に確保される体制として、「総合調整機能」「地域支援機能」「専門的機能」に再編し、「地域みまもり支援センター」(2016年設置)として8年目になります。それぞれの担当課で積み上げてきた専門性の継続維持と連携強化が必要です。機能の充実のための人員増が欠かせません。

1 地域において、子育ての悩みの支援を必要としても区役所まで相談に行けない人について調査し対応する。保健師を増員し専門性を高めて、アウトリーチを含む対応を強化すること。

2 保健師と連携しながら業務を行ってきた助産師は「地域サポート」担当となり、川崎市以外は2区に1名の配置である。助産師、保健師の増員を要望して来たが検討課題としている、地域包括支援センターとの連携強化の課題もある中で一刻も早く助産師を各区1名配置する。

3 「総合調整機能」の一環として「地域支援機能」としての人づくりの役目も持つとされているが、民生・児童委員

との連携を図り、さらに民生委員への過度な負担を負わせないように公的責任はきちんと担保する。

4 「児童家庭課」は出産前から乳幼児期、学童期と成長過程に添って支援し、積み上げてきた「児童家庭相談サポート」の機能をしっかりと継続すること。

(三) 安心して暮らせる老後のために

「全世代型社会保障改革の推進」（2020年12月）は「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」という口実を付けて、既に実施された70歳から74歳に続き、後期高齢者医療費窓口2割負担を2021年通常国会で強行しました。単身者・年収200万円、夫婦・合計年収320万円以上の約370万人を対象に2022年10月から実施しました（施行後3年間は月の負担増を最大3千円の配慮措置）。医療費負担の2倍化は受診抑制を生み、重症化等で命を危険にさらすことに繋がります。また、患者負担の引き上げとともに、後期高齢者医療保険料の値上げを行っています。高齢者を狙い撃ちにした政策は止めるべきです。

高齢者外出支援乗車事業の見直し検討が行財政改革プランに示され、利用状況を調査した後に利用者負担や高齢者フリーパスの回数上限設定を検討し24年度から実施する予定としました。高齢者の外出支援は、老後の豊かな生活、フレイル予防、外出による地域経済効果などに繋がっています。高齢者に負担を強いる見直しはすべきではありません。

川崎市の特養ホームは待機者が2023年6月1現在2511人、そのうち要介護5の方が526人、要介護4の方は821人、要介護3の方は919人と深刻な事態です。特養ホーム入所がかなわず、やむを得ず有料老人ホーム、グループホームへの入居者も増えていますが、費用の負担が重く、利用できる方も限られます。低所得・低年金の人を含め、暮らし続けられる住まいの保障、家賃補助を含めて。高齢者の住まいも「人権」問題として保障し確保する取り組みが必要です。

難聴者が他の方とのコミュニケーションが取り難い。社会参加の障壁を解消するため難聴者への補聴器購入補助度は人権保障するうえでも早急に求められます。

1 後期高齢者医療制度は高齢者差別の制度であり廃止を国に求める。また、実施した医療費の2割負担対象者の拡大は廃止し、今後もさらなる対象者拡大は行わないよう国に求める。

- 2 後期高齢者医療保険料滞納の場合は事情を丁寧聴き取り減免措置などの救済措置を行い、短期証の発行は止め被保険者証を交付する。資格証明書はひき続き発行しないこと。
- 3 高齢者外出支援乗車事業」の利用者負担について検討するとしているが、高齢者の自立支援のために現行制度は絶対後退させないこと。さらに無料パスを復活させる。当面、名古屋市をモデルに応能負担とし利用料を引下げる。
- 4 高齢者の自立支援のため、身近に使える場所、居場所づくりをすすめる。さらに情報を提供する。空き家を活用した公共スペースの確保や拡大に、市としても支援をする。
- 5 老人いこいの家の未設置3中学校区（今井・はるひ野・長沢）への整備を促進する。老朽化しているいこいの家の改修バリアフリー化を計画的にすすめる。特に今井中学校区はいこいの家整備は町内会、老人会あげて渴望している。一刻も早い具体化を急ぐ。
- 6 高齢者雇用について
  - ① 高齢者の就労事業を拡大する。高齢者の経験・専門性を生かせる支援を行い、賃金や労働条件、労働災害補償など改善を図る。
  - ② シルバー人材センター会員の賃金・労働条件・災害補償など雇用体系の改善を図るよう国に求める。
  - ③ 高齢者の就労の場の確保のために活動している団体に対して支援をおこなう。
- 7 福祉住宅は存続し、増設する。
- 8 養護老人ホーム、軽費老人ホームを拡充、整備する。生活保護者や低所得者も入居できるサービス付き高齢者住宅を整備する。さらに、入居者の費用負担軽減などに向け、住宅セーフティネット法を活用して既存住宅を登録事業者に促し、所得が低い高齢者でも安心して居住できるよう、制度構築の具体化を急ぐ。
- 9 高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金は国交省住宅局長通知（2001年）を適用し建設後40年に延長する。
- 10 長寿夫婦記念品（結婚60周年）、77歳祝品の制度を復活する。
- 11 「高齢者のしおり」の活用を促すために、高齢者のいる全世帯に配布する。
- 12 介護援助手当は対象者を要介護3以上とし、月額1万円を支給する。
- 13 生活支援ヘルパー制度は、介護保険の給付サービスだけでは在宅生活が困難なひとり暮らし高齢者世帯にとって、大切な制度である。今後も存続する。必要に応じて、利用範囲を拡大する。
- 14 食べることは、身体を維持する基本です。配食サービスは介護認定の有無にかかわらず、一人暮らし、高齢者世帯

帯などで食事の用意が難しい人に安価で提供できるように支援をする。

- 15 認知症高齢者対策を充実させる。早期発見・早期治療が重要、早期に発見し適切な診断・治療へつなげるために認知症疾患医療センター（市立川崎、日医大、聖マリ、かわさき記念病院の現在4か所）の箇所数を増やす。
- 16 一人暮らし・高齢者世帯などでの孤独死をなくすため「高齢者見守りネットワーク事業」の拡充をはかる。
- 17 訪問理・美容サービスの一律2000円の自己負担を引き下げ、低所得者には無料とする。
- 18 全国調査と比較しても深刻な川崎市の介護人材の確保について、採用が困難な理由の第1が「賃金が低いこと」。川崎市でも独自に処遇改善策を講じる。
- 19 人生100年時代を迎えて、長寿のみならず、いかにして健康寿命を延ばしていくかが大きな課題になっている。そのためには健康づくり、介護予防は重要であり、75歳以上になっても、市民プール、トレーニングルームが無料で利用できる利用券を発行することは大きな励みになる。市単独で実現する。
- 20 実施している市単事業である高齢者在宅福祉サービスはどれも必要なサービスである。今後も継続する。
- 21 在宅高齢者が自宅で熱中症にかかるリスクが高まっている、高齢者の方に対し、エアコン設置などにかかる費用を助成する。
- 22 65歳以上の健診時、市単独で聴力検査を行う。
- 23 難聴者への補聴器購入補助を行う。また、認定補聴器技能者育成の支援を行い技能者増員を図る。
- 24 市内施設、関連施設にヒアリンググループを設置する。

#### （四）介護保険制度について

2024年度の第9期介護保険制度改正に向け厚労省社会保障審議会の介護部会で検討されています。所得基準を引下げサービス利用の2割負担の対象者拡大、老健施設・介護医療院等の多床室の室料負担導入が検討されています。介護関係者から大きな批判を受け、要介護1、2の在宅サービスの保険給付外し、ケアマネージメントの有料化は次期改正までに先送りされる見込みですが、利用者負担につながる改悪はすべきではありません。

本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業の第8期改正（2021～2023年度）では保険料基準段階で月490円の大幅な引き上げになりました。保険料段階も最高14段階（所得基準1000万円以上）から16段階（所得基準20



00万円以上)にしましたが第9期では更なる高額所得層の保険料段階の拡大と負担割合を引上げ、低所得層の保険料引下げに廻す必要があります。

2022年度に実施した川崎市高齢者実態調査報告書では、介護保険料について47・2%の人「高い」と感じる人の割合が前回調査より増加し、負担軽減を求めています。利用料の負担については、全て公的負担に13・7%、負担を最小限にして欲しい49・7%と利用料の負担軽減を求めています。

1 2024年度からの第9期介護保険事業計画の改定で基準額段階の介護保険料は引下げる。また、応能負担を進め、高所得層の保険料段階、負担割合の引上げを行い、低所得層の保険料引下げに充てる。

2 低所得者の保険料・利用料負担の軽減は切実。利用料の減免措置を制度として確立するように国に強く求めること。川崎市の利用料減免制度の要件を見直し対象者を拡大する。

3 特養ホームを増設し、待機者を無くす。重度の介護が必要な方は即時入所可能な整備数を拡大する。引き続き国有地・公有地・県有地の活用をすすめ、さらに民有地を市として確保し、待機者解消を目指す。引き続きプライバシーが保障される多床室の整備をすすめる。

4 介護人材不足のため特養ホーム定員に対して空きが生じている。人材を確保のため処遇改善を目的とした補助金制度を導入し支援する。

5 特養ホームへの入所が「やむを得ない場合」をのぞき、要介護3以上となった。認知症や障がい、介護者がいない又は介護者が高齢又は病弱であるなどにより支援が期待できないなどやむを得ない事由がある要介護1、2の方は特例的に入居を認められるが、その趣旨を周知する。

6 介護老人保健施設を増設する。

7 地域包括支援センターについて

① それぞれの担当エリアの高齢者人口が増加し、さらに増加が予想される。相談活動、地域活動支援など業務量も増えている。法定必置の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の欠員解消、市独自配置の地域支援強化員、非常勤職員の欠員解消を早急に行う。職員の処遇改善の人員費補助の増額を行う。

② 職員の負担軽減を図るため、人員配置基準の3職種職員配置を高年齢者世帯人口4500人に引下げ1500名に1名の増員を行い、負担軽減を図る。さらに困難ケースを解決するためには区役所との連携は欠かせない。区役所の担当職員の増員を図る。



## 8 総合事業について

- ① 事業費については、週単位から月単位に戻すこと。総合事業は現行相当サービスを基本に実施する。
- ② 最初からチェックリストで選別するのではなく、要介護認定申請を希望する人には申請を受理する。③介護保険の趣旨（自己決定）に基づき、利用者が生活支援サービスの提供者を選べるようにする。
- 9 「かわさき健幸福寿プロジェクト」で「要介護度等の改善・維持に資する質の高いケアを提供する事業者にインセンティブを付与」するとして、プロジェクトに参加した事業所が「要介護度の改善」又は「ADL等の一定以上の改善」があった場合の報奨金給付制度を実施している。事業者が報奨金獲得に駆り立てられ、サービスの引き下げを引きおこしかねない、不適切な介護度引下げが行われないように指導すること。

### (五) 国民健康保険料の負担軽減を

国民健康保険料値上げにつながる「国保の都道府県化」が2018年度から実行され、県と市の共同運営となった。都道府県単位化は「給付費の水準が高い自治体」「収納率が低い自治体」「一般会計から公費の独自繰り入れで保険料を下っている自治体」などを浮き立たせ、都道府県から市町村に、給付費抑制、収納率向上、繰り入れ解消を「指導」させるというのが、制度導入の狙い。実際に、国は、国保財政は保険料や国庫負担金等で賄うことが重要とし、法定外繰入については計画的、段階的に解消、削減させるために保険者努力支援制度の交付金の配分に評価指標を設定しインセンティブ措置を導入している。これに従い法定外繰入削減、廃止が保険料の高額化を招いている。

本市でも国保料軽減のための法定外繰り入れは毎年度減額を続けています。法定外繰り入れの削減が保険料の値上げに直結しています。保険者として一般会計繰入を増額し国保料の高騰を抑え、国保加入者の負担軽減を図り、国保加入者の健康と生命を守る国保に改善する努力が必要です。

高すぎる国保料は、加入者の多くは自営業者と高齢者であり生活がひっ迫している家庭をさらに苦しめ、払いたくても払えない実態が多くある。これらは、国民健康保険制度の構造的な問題で制度の根幹を揺るがしています。全国知事会をはじめ、全国6団体は高すぎる国民健康保険料を「協会けんぽ」並みの保険料に引き下げるため、国保だけにある均等割の見直し、1兆円の公費負担増を求めています。国の責任で公的医療保険としての国保制度を立て直す必要がある。

- 1 国保の均等割を無くすよう国に求めると共に、均等割がなくなるまでは均等割分の法定外繰入を行い、協会けんぽ並に保険料を引下げる。少なくとも18歳（高校生）以下の子どもの均等割りを免除する。
- 2 国に対して、国保の総会計に占める国庫負担の割合を計画的に引き上げ、1984年度まで実施されてきた50%に戻すことを求める。
- 3 保険料のこれ以上の値上げは耐えられない。保険料の1世帯1万円の引下げを行う。
- 4 国保料を低額におさえるため、医療費総額に対する保険料の賦課率引き下げを国に求める。国民健康保険財政基盤安定化へ国庫補助金の大幅増額を要求する。低所得者層の保険料軽減のために、現行の応益割40・応能割60を応能負担の原則に立ち割合を応益割35対応能割65に戻す。
- 5 国保料の減免規定を拡大し、ひきつづき減免制度のPRを徹底し納付相談窓口でも市民に徹底する。国保医療費一部負担減免制度を拡大し市民に徹底する。
- 6 市民税非課税世帯には軽減対策として、所得割額を賦課しない。
- 7 資格証明書は原則として発行しない。
- 8 保険料滞納世帯に対する制裁措置、財産調査、差し押さえ等を無差別には行わない。短期証の方が滞納した保険料を誠実に分納している場合には、正規の保険証に戻す。
- 9 雇用主に傷病手当金制度を拡大する。
- 10 国民健康保険組合の事務費を全額国庫負担とするよう引き続き国に要求し、市独自でも事務費補助を引き上げる。

（六）年金削減を中止し、高齢者も現役世代も頼れる年金に

公的年金は老後の暮らしを支える柱です。川崎市の65歳以上の高齢者は2023年3月末現在、307987人。23年度の年金はマクロスライドの発動で本来の引き上げ額に比べ0・6%減額され、67歳以下は2・2%、68歳以上は1・9%のわずかな引き上げに留まり、物価高騰は4%で実質マイナスである。物価の異常高騰の下で年金削減は生活を苦しめている。

政府の計画では2040年に基礎年金（国民年金）の支給額が25兆円になるのを、マクロ経済スライドで7兆円減らし、毎年18兆円にする予定である。現在、国民年金満額で約65000円の基礎年金が45000に減額されるこ

とになります。高額所得者優遇の厚生年金保険料の仕組みを見直すなどして保険料収入を約1兆円増やすこと、2023年度第1四半期末現在219兆円もある年金積立金を計画的に取り崩すことなどで、「減らない年金」を実現できる。年金削減のマクロ経済スライドは廃止し、最低保障年金制度をつくり、高齢者の低年金を底上げし、無年金者をなくし、女性の低年金を改善すべきです。高齢者も現役世代にも「頼れる年金」制度の確立を求めます。

1 最低保障年金制度を確立するよう国に働きかける。年金積立金は年金給付以外に使わないよう、引き続き国に求める。

2 2015年度から行われている「マクロ経済スライド」により、公的年金は大幅な目減りとなっています。さらに、政府・厚生労働省は「マクロ経済スライド」による「調整」を2040年まで続ける試算までだしています。老後の生活保障の土台である基礎年金を大幅に削りこむ、現行の「マクロ経済スライド」は廃止するよう国に求める。

3 年金の毎月支給を国に求める。

4 年金支給の受給資格期間が25年から10年になったことを周知する。

#### (七) 低所得者、生活困窮者対策を強める

生活保護制度は、国民の生存権をまもる「最後の砦」です。

生活保護基準は、国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など他の制度の基準とも連動しています。生活保護基準の引き下げは、憲法が保障した人権を国民から奪い取るものです。

この間の貧困の拡大は、リストラによる雇用・賃金の破壊、地方経済や農林水産業の切り捨て、年金・医療の連続改悪など、歴代政権の悪政・失政が引き起こしたものです。

しかし、自公政権は、生活保護費の削減を強行し、生活保護の申請者や利用者の人権とくらしを破壊する制度改悪を連打しています。2013年8月、2014年4月、2015年4月の3度にわたって生活保護制度の生活扶助基準の引き下げを行い、その削減幅は平均6・6%にのぼりました。さらに2015年7月には住宅扶助額の引き下げ、同年11月には冬季加算の引き下げを行いました。2018年度には5年に一度の生活保護基準の見直しが行わ

れ、食費や光熱費などのための「生活扶助」の支給額を三年で段階的に引き下げ、この影響は、年齢や家族構成などの世帯により違いはありますが、最大で5%の減額になりました。

2013年10月の国の年金減額決定が最低限度の生活を保障した憲法25条に反するなどとして受給者が15年に提訴。現在、39地裁で5千人超が原告となり審理が進められ、30事案が最高裁に上告しています。

「貧困ライン」（等価可処分所得の中央値の、その2分の1の額）はOECD（経済協力開発機構）のデータ（2000年～2015年）では、2000年を100として日本以外のどの国も（ドイツ125、アメリカ134、カナダ165など）「貧困ライン」は大幅に引き上がっています。「貧困ライン」が下がり続けているのは日本（84）だけです。「貧困ライン」が下がり続けているということは低所得階層の所得が下がっている訳です。今回の削減は、生活保護世帯の消費水準を一般家庭で最も低い所得階層の低位10%に合わせようという考え方に基づいています。生活保護を利用できる水準の方が受けていない人が多く（捕捉率20%以下）、この多数の人を含む所得階層の低位10%に水準を合せば、際限なく引下がります。子どものいる世帯では、ひとり親家庭への「母子加算削減三歳未満児への「児童養育加算」、「学習支援費」はクラブ活動に限定、家庭学習で使う参考書・図書の支援は無くなります。

今の物価高騰は食品をはじめすべての品目に及んでいる、その上に消費税が加わり、生活保護利用者の生活は「2食を1食に減らした」「入浴は三日に一度」「孫への小遣いもあげられず、兄妹の葬式にも行けない」など極めて厳しい状態に置かれています。

内閣府が初めて実施した子どもの貧困調査報告書（21年12月）を公表しました。貧困層の収入基準の上限と生活保護基準はほぼ同じですが、支援制度の利用状況は就学援助58・6%、児童扶養手当が46・2%ですが生活保護利用は6・0%に止まっています。公的支援が必要な方に届いていません。これ等は、歴代政府の生活保護を「不正受給だらけ」のように描いて制度や利用者への攻撃を繰り返して生活保護制度改悪を進めてきました。貧困を増やしてきた政治の責任を無視して生活保護利用者バッシングを行い低所得者と貧困を競い合わせるやり方も影響しています。こうしたあり方を転換し、憲法や生活保護法に沿った生活保護行政をすすめることがいまこそ求められています。

川崎市の生活保護利用者は2023年6月の速報値で2万3188世帯、2万8241人、保護率 1・83%です。生活保護制度の捕捉率は低く、必要な人が生活保護を利用できていない実態が続いています。市の体制を強化し、深刻化する子ども・子育て世代の貧困への対応をはじめ生活保護世帯への支援を強めることが必要です。

また、「だいJOBセンター」は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で生活困窮者が早期に

困窮状態から脱却し、社会的、経済的に自立することを目的に福祉制度の手続き補助や個々の状況に応じた就労支援として設置されていますが、「就労するように、と強く言われた」「強制的に面接を受けさせられた」などの声が寄せられています。法の趣旨をふまえ、相談者に寄り添った丁寧な対応が必要です。

「生活保護のしおり」の改善が図られました。内容は、要望した憲法第25条の生存権が明記され、事務手続の流れ、不正受給の説明の削除、高校生のアルバイト代を収入認定から外せることの表記、また、漢字にルビが振られるなどです。ひきつづき、判り易い「生活保護のしおり」の改善を求めます。

2015年5月に川崎区で起きた簡易宿泊所の火災は、川崎市の低所得者・生活困窮者の多くが「一時的な宿所」であるはずの簡易宿所を、事実上の住居として長期間生活している状況を明らかにしました。川崎市が、廉価で安全な住宅を確保することをはじめ、すべての人に健康で文化的な生活を営む権利を保障する立場で、低所得者・生活困窮者対策を充実させることが求められています。

1 生活保護基準引き下げをやめ、少なくとも2013年以前の水準に戻すように国に求める。

2 大師支所・田島支所複合施設整備基本計画が作成された。田島支所、大師支所は地域の生活困窮者の相談、支援の拠点の役割をはたしている。新規の相談は受けないとしているが撤回し、この機能はひき続き残すこと。

3 生活保護世帯への支援を強める。

① 生活保護費（生活扶助、住宅扶助費など）の引上げを国に求める。

② 生活保護は憲法に保障された国民の権利であることを、広く市民に知らせる活動に取り組む。

③ 申請があつた場合は、先ず受理し、「水際作戦」をやめて丁寧な対応を行う。

④ 本人が望まない、親族による扶養を前提とする扶養照会を行わないこと。「生活保護のしおり」にその旨を明記する。

⑤ 住宅扶助費を基準にした画一的な転居などを強制せず、対応を丁寧・柔軟に行う。

⑥ 老齢加算を復活させ、引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を元に戻し、削減された冬季加算を元に戻すよう国に要望する。

⑦ 後発医薬品使用を生活保護法第34条第3項で医師等が後発医薬品を使用できると認めたものについては、可能な限り使用を促しその給付に努めることとされている」を理由に、事実上、強制的に行われている。止めるよう



国に要望する。

⑧ 生活保護利用者の就労支援を実態に合わせて強化する。メンタルの不調など、個々の状況にあわせて就労プログラムへの参加を強制しない。

⑨ 生活保護世帯の医療費の保険外負担について助成を拡大する。福祉事務所に医療券を発行してもらわなくとも診察を受けられるようにするために、健康保険証のような医療証制度を作るよう国に要望する。

⑩ 2018年4月以降に保護を開始された人の場合は一定の条件を満たす場合にエアコン等の冷房器具購入費（上限5万円）と設置費用の支給を認められたが、3月以前に保護を開始された人には適用されない。3月以前に保護を開始された人にも適用するよう国に求める。また、エアコンが壊れた時の修理費又は買い替えも「住宅維持費」として認めるよう国に求める。

⑪ 猛暑の夏場、高温の自宅で熱中症で死者が出る状況、エアコンの電気代などに充てる夏季加算を行う。

⑫ 物価高騰で生活が一段と厳しくなっている、川崎市が行っていた生活保護世帯への福祉施策を復活、充実させる。

ア 夏季・年末慰問金（2003年度廃止）

イ 上下水道料金の減免（2006年度廃止）の復活と、非課税世帯への拡大

ウ 入浴券の月4回の支給（2006年度廃止）

#### 4 生活保護ケースワーカーの充足

① 川崎市の生活保護ケースワーカーの配置は社会福祉法が定める「一人あたり80世帯」という標準数を厳守し、上回らないこと。23年4月現在、ケースワーカー標準数290名に対し277名の人員でケースワーカー一人当たり平均84世帯です。ケースワーカーの負担軽減、対象世帯への丁寧な対応を行うためにも一人当たりの担当数を80名以下とする。

② 「生活保護制度は、憲法25条に定める生存権を保障する制度であり、生活保護の申請は国民の権利である」という立場から研修を行い、ケースワーカーの権利意識や法的知識の向上に努める。

③ 暴力団対策・「不正」受給対策などとして行っている警察官OBの採用はやめる。

#### 5 悪質な業者による「貧困ビジネス」が横行しないよう、きめ細やかな防止対策を講じる。

① 無料低額宿泊所および法的位置づけのない同様の「無届け施設」等について、消防法・建築基準法の適合状況



および居住者の生活実態・利用状況などについて調査を行う。

② 工場・店舗の跡地や倉庫、マンションやアパートなどを利用して、狭い部屋に生活困窮者を住まわせて生活保護を受けさせるといふ「貧困ビジネス」が広がっている。こうした施設の実態調査を行う。

③ 簡易宿泊所、第2種社会福祉事業宿泊所、法的位置づけのない「無届け施設」に居住する生活保護利用者が、劣悪な環境で生活し続けることのないよう、生活支援と居住支援を徹底する。

④ 「社会福祉法にもとづく第2種社会福祉事業に係るガイドライン」（無料低額宿泊所）について、利用者の生活の質の向上の面と、地域住民の要望にこたえる面から、適宜見直しを図る。

6 生活困窮者への支援を強める。

生活資金貸付制度を生活困窮者の生活実態に即して運用するとともに、額の引き上げを図る。

7 子ども・子育て世代の貧困への対応を強め、「貧困の世代間連鎖」を断ち切る。

① 大学、専門学校に進学した場合に学生だけ生活保護世帯から外れ、同じ家で生活していても保護受給世帯の世帯員として扱われず生活費や医療費は支給されないため一層の生活困窮を招く、国に世帯分離を無くすよう求める。

② 貧困から子どもを守る支援策として、生活保護世帯の卒業アルバム代補助を復活させる。就学援助世帯へのメガネ支給、社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、補助範囲をPTA会費、生徒会費、体育実技用具費等にも拡充する。

8 「だいJOBセンター」は生活困窮者自立支援法の趣旨をふまえ、相談者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

9 「生活保護のしおり」はひきつづき、分かり易い生活保護のしおりの改善に努めること。

10 簡易宿泊所には低所得者・生活困窮者が事実上の住居として長期間生活している、すべての人に健康で文化的な生活を営む権利を保障する立場で支援し廉価で安全な住宅を確保する。

(八) ハウジングプアー（ホームレス）への支援を強める

低賃金の派遣・期間工などの労働者を大量に生み出した労働者派遣法の改悪や、社会保障制度の連続改悪により、ホームレスを生み出しています。2022年1月調査では川崎市は市内のホームレスの人数は前年比29人減の132

人と発表しています。実態を丁寧に調査し、個々人に寄り添った支援が求められます。

新型コロナウイルス感染症の拡大でシフト減少による収入減、雇止めにより働く場所を失った方にとって住居を失う恐れのある人にまで緩和した住居確保給付金事業と再支給要件の緩和は住居確保に効果があり、引き続き現行の緩和が必要です。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済回復は長期間かかると思われることからハウジングプアー（ホームレス）増加が心配されます。住居確保給付金事業を含む支援が求められます。

市内4カ所の自立支援センターの定員は153名。個室は42室と少なく他は3〜5人部屋でプライバシーが守られていません。機能を充実させ、健康管理とともに就職支援・生活支援を根気よく行うことが必要です。

1 ホームレスに関する人権教育を学校、市民向けに行う。

2 市独自に、公園の清掃や道路の管理などの公的就労事業を復活させ、臨時的な就労の場を確保する。

3 年末年始や連休などにおけるホームレスの緊急援護措置のための宿泊施設を充実させる。

4 寝たきり状態や認知症など要介護状態で発見される高齢のホームレスの受け入れ体制をつくる。福祉住宅・特養ホームに、こうした高齢ホームレスに対応する枠をつくる。

5 ホームレス状態にある人が生活保護を受ける際に人権尊重、ハウジングファーストの原則に従い住居を確保する。

① 安易に自立支援センターや簡易宿泊所を紹介するのではなく、民間賃貸住宅等への直接入所をすすめる。

② 住宅セーフティネット制度の活用や、借り上げ住宅、市営住宅の確保・充実など、安心してくらせる住宅の確保に努める。

6 だいJOBセンターと連携し、経済的な問題、心の問題、家庭の問題、健康上の問題、法律に関する問題などの相談に応じ自立をサポートする。

7 自立支援センターを退所した人が安定的な地域生活を送れるよう生活支援を強める。「アフターケア事業」の定員を大幅に増員する。

8 自立支援センター利用者から「夏場は冷房があるのに使われず暑くて眠れない」や「食事内容が悪い」などの声が聞かれる。自立支援センターの生活環境が劣悪なため、入所を辞退・断念する事例が後を絶たない。これらのことにより入所者の就労のための活動に支障をきたしている。食事の充実、冷暖房の利用促進、門限や入浴時間の柔軟な設定など、円滑な自立ができるようにセンターの運営をあらためる。

9 自立支援センター利用者から「居室が相部屋のため盗難が不安で安心して休めない」との訴えが相次いでいる。プライバシーの保護など人権を保障するため、新たな施設を確保し個室化を早急に行う。

10 女性専用の自立支援センターを設置する。

## 第四章 障がい児・者の基本的人権を守り、障がいの有無で分け隔てされない、共に生きる社会へ

2020年4月から起きたコロナ禍によってこの国の障がい者福祉の弱点が大きくクローズアップされました。障がい者本人も、家族や事業者もまさに命の危険と隣り合わせの大変緊張した日々が続きました。障害の重い人ほど必要な医療を受け続けることが困難になり、家族への負担は大変重いものとなりました。通所施設の報酬体系は日割り計算なので、利用者が来ないと収入になりません。この減収額が大変大きく、財政支援があまりに少ないために事業所の運営にも大きな影響が出ることを指摘し、支援を求めましたが、川崎市は国が臨時特別交付金のメニューに載せた支援以上のことは一切せず、市単独の予算も出ませんでした。様々な事業に現れた問題点を再点検し、本来求められる障がい者福祉の姿を確立する必要があります。

2023年度予算における障害福祉関係費は、ほぼ横ばいでしたが、その前年度に強行された通所施設やグループホームの市単独加算の約3億円の削減の影響は大きく、この復活が何としても求められていました。予算議会の代表質問でその問題をたじましたが、一顧だにされませんでした。

2022年第3回定例会以来、1年間にわが党が取り上げた障がい者施策の課題は22項目に及び、いずれも市民の切実な願いに応えたものでした。わずかな前進があった課題もありましたが、総じて予算のかかる事業はいつさい応えないという市の姿勢が特徴的であり、それは一貫しています。

本市には多くの障がい者団体があり、その声にこたえる形で市独自の施策を積み上げてきた歴史があります。今年度も多くの要望が上がっています。この中で共通して強く訴えられているのが、福祉職場の人員の確保といつでも相談できる相談支援事業の充実です。エッセンシャルワーカーの待遇改善を直ちに抜本的に行わなければ、事業が立ち

行かないという事態に直面しています。なんとしても福祉現場の労働条件の改善を市が行うべきです。

障害者権利条約の批准以来、我が国は障がい者施策の抜本的強化が国連からも強く求められています。その動きは遅々として進んでいません。本市においては2023年度はノーマライゼーションプラン改定に向けた作業を始め、各団体から意見が寄せられていますが、それに正面から答えなければなりません。以下の項目はその最低限の要求であり、いずれも直ちに実現することを強く求めるものです。

#### 1 障害者差別解消法に基づいて自治体が差別解消に率先して取り組む

- ① 2022年1月に「合理的配慮の提供等に係る基本指針」を策定し、具体的に最低限実施しなければならない事項を掲載する「サポートブック」を2022年度中に改定することであったが、まだ公表されていない。ただちにサポートブックを改定する。
- ② 市職員の差別解消法の研修は主としてeラーニングとなっており、差別解消法の求める水準での対応ができるようになるとは考え難い。階層ごとに対面の研修を時間をとって行うようカリキュラムを作る。
- ③ ろう者協会などに公立小中学校で手話の体験のために派遣要請があるが、謝金の支払い基準を明確にし、講師の側の持ちだしがないようにする。団体への依頼・要請は1カ月前までに行う。
- ④ 市バスの運転手による差別的な対応が、この数年、当事者から複数回寄せられている。これは繰り返し具体的な研修を行い、差別的な認識を一掃しないと何度も起きる。研修の回数を増やし内容も専門家のアドバイスを受けるなど、局内の認識が変わるまで徹底して行う。
- ⑤ 障がい福祉に関するあらゆる職種の職員の給与を抜本的に引き上げる。年齢やスキルに応じた給与を保障し、働き続けられる職業にしないと、福祉として成り立たない。そのための報酬単価、市の加算の単価などをすべて見直す。
- ⑥ 障害福祉法人人材確保支援事業として開始した、家賃支援事業を枠を広げ、3年間をさらに延長して人材確保を行う。

#### 2 障がい者の暮らしを支える施策を充実させる

- ① 光熱費や物価の高騰により、障害者年金や生活保護で暮らす障がい者の生活は大変苦しくなっている。家族に

障がい者がいる場合も障がいゆえの支出が多く、物価高騰の影響を大きく受けている。生活費の補填として市として障がい者のいる世帯に月3万円を支給する。

## ② 医療について

ア 重度障害者医療費助成制度における一部負担金の導入は引き続き行わない。行財政改革第3期プログラムにおける見直しの検討をやる。

イ 精神障がい者の重度障害者医療費助成制度の対象を2級の方の通院と1・2級の方の入院までひろげる。

ウ 入院時に身体介護などのためのヘルパーの派遣は認められていない。医療機関で対応してくれることはなく、市として訪問介護サービスの対象に「入院している障がい者」をくわえる。

エ 重度心身障害児入所施設はソレイユ川崎だけでは足りず、医療を伴うショートステイの拡充のためにも、南部地域に整備する。

## 3 相談支援体制の充実を

① 相談支援体制について。川崎市自立支援協議会によれば、障害児・者数の増加と、その障害福祉サービス利用の増加に比して、相談支援専門員は146人不足（令和5年見込み）としている。

ア 専門職に相談しながら的確な障害福祉サービス利用計画を立てられるよう、計画相談支援利用率40%未満から、速やかに増加するに足る相談支援専門員を配置する。サービス等利用計画作成の1件当たりの単価を増やし、事業所として運営できるようにする。相談支援を行う人材を養成する研修を繰り返し行う。

イ 障がい者への相談支援は、その生涯を通じて保証され、個々の状況を把握し寄り添ったものになるよう、計画相談がない時にも常時利用できる体制を確保する。そのために、「川崎市計画相談支援体制安定化事業費補助金」を引き上げ、支援体制を構築する。

ウ 相談支援の質を担保するため、委託事業所のように指定特定相談支援事業所にも市からの情報提供を充実させる。相談員が研修を受ける機会を十分に確保する。

エ 各区役所の高齢・障害課精神保健係の専門職員を増員し、体制を強化する。

② 市単独事業の相談支援センターは、サービス等利用計画書の作成とは切り離れた相談支援にあたることを明確に位置付ける。相談件数がどんどん増えており、相談員の過重負担は限界に達している。個所数を中学校区に1



- か所など抜本的に増やす。当面、現在の地域相談支援センターの人員を最低5名にする
- ③ 市単の相談支援センターは、3障がいすべての相談を受けるとしているが、それぞれ、その分野独自の知識と経験が必要であり、とりわけ精神障がいの相談は専門性が高い。精神障がい者の相談が急増していることに対応するため、各区に精神障がいの専門の相談支援センターを別途設置する。
- ④ 本市は高等部の卒業生の「在宅ゼロ」を達成するため施設整備を行い、卒業時にはほぼ全員が就労や作業所への入所をしているが、その後通えなくなり次の場所が決まらないと在宅になってしまう。「いつでも相談できる窓口」として高等部卒業時に居住地の相談支援センターを家族に紹介することを原則とし、学校と連携する。

#### 4 障がい児の豊かな育ちを保障する対策を

- ① 障がい児のサービス利用料は親の収入に関わらず無料にし、経済的理由で早期発見、療育が遅れることがないように、また、補装具の更新を遅滞なくできるようにする。
- ② 子ども発達・相談センターを早く全7区に整備する。
- ③ 療育センターは継続した安定的な運営が求められる。指定管理制度では効率化が求められ、結局必要な運営費が足りなくなる事態を引き起こす。行政としてのスキルの継承という点からも指定管理制度を導入している公設の療育センターを直営に戻す。児童精神科医が足りず長期間待たされる。市として配置を支援する。
- ④ 医療的ケア児も高等部在学中に障害特性に合った進路を見つけられるよう、実習を行う体制を作る。
- ⑤ 放課後等デイサービス事業は、骨折、打撲など、けがが頻発しており、所在不明の事故も起こっている。事故の対応として、全体への指導はもちろん、個別の指導は全ての事例に対し直ちに行い、再発を防ぐ。
- ⑥ 障害児者日中一時支援事業はどれも利用希望がたいへん多い。箇所数を増やし、毎日希望するときに利用できるよう整備する。
- ⑦ 児童の移動支援は学齢期からという制限をなくし、幼児期から対象にする。利用料が、生活保護及び市民税非課税者以外は10%で、とりわけ親の就労を理由とする場合は50%、上限1万円というのは負担が大きい。利用料は無料にする。



## 5 地域生活支援の充実

- ① 事業所の運営を安定させるため、2021年10月の定率加算半減、2015年度の定率加算の5%削減を、すべてもとの10%とする。
- ② 高等部卒業後の「在宅ゼロ」の継続があやういだけでなく、卒業後一度は入所しても、その後やめてしまった人たちを含めると通所施設は現状でも足りていない。拠点型施設の建設を前倒して実行する。幸区、多摩区は、用地が確定していない。公有地を活用するとしているが、市有地のみならず、県有地、国有地を取得し、土地を確保する。24時間対応の相談機能をすべての施設で備える。
- ③ 医療的ケアを必要とする障がい者をはじめ、重度障がい者が利用できる生活介護事業所を増やす。そのためには、看護師の配置をはじめ、手厚い職員配置が必要であり、そのための加算を行う。
- ④ 地域活動支援センター（B、C、D型）について  
ア B型の運営費補助は12年間すえおかれており、CD型は2015年度に引き上げがあったものの、どれもそもそも補助が少ないうえに、消費税の増税、最低賃金の引き上げで、運営はますます厳しくなっている。就労系の作業所は国の処遇改善加算があったが、地域活動支援センターは処遇改善加算の対象ではなく、格差が開いている。地域活動支援センターの運営費補助を抜本的に引き上げる。補助金の入金を早める。  
イ B、C、D型の区別を前年度の利用実績で決めるやり方をやめ、事業規模を定員で決めて補助を安定的に行う。  
ウ コロナ禍で利用人数が大幅に減っている。運営費補助は2022、2023年度は前年度並みとされたが、2024年度も同様の措置を行う。  
エ 地域活動支援センターを増やさないとという方針を撤回し、多彩なニーズに合わせた日中活動が行えるよう増設する。
- ⑤ 生活介護事業所における送迎サービスを行う事業者を支援し、どこでも送迎ができるようにする。
- ⑥ ショートステイについて  
ア ショートステイも設置される拠点型施設の建設を急ぐ。（再掲）  
イ 医療的ケア児・者を受け入れるショートステイを増やす。
- ⑦ 訪問入浴の回数を月6回から8回にするとともに、夏はさらに増やす。

⑧ 介護者が身に着けるマッスルスーツ（パワーアシストスーツ）の購入に支援する。制度上、介護者のための支援制度がまったくなく、当事者への支援しかないが、在宅で安心して生活するためには、介護者への支援は不可欠である。

⑨ 南部身体障害者福祉会館、北部身体障害者福祉会館は、R8年度以降に移転の計画があるが、現在地に残してほしいという声が上がっており、利用者とよく話し合う。

⑩ ストーマ装具給付は、現在消化器系と尿路系の2区分となっているが、消化器系のうち、回腸部にストーマがある人は現在の支給額では足りない。給付に際しては、消化器系を2区分に分け、実態に合った給付を行う。

⑪ おしりふきはオストミーには認められているが、身体障がい者の日常生活用具に加える。

## 6 住まいの支援について

① グループホームについて

ア 入所施設が少ない本市においては、安心して生活できる住まいを提供するためにグループホームの増設は欠かせない。ニーズに合わせて整備数を抜本的に引き上げる。

イ グループホームの6割は北部地域となっている。南部地域に増設し、地域差をなくす。

ウ 家賃をおさえるため市営住宅をグループホームとして積極的に活用する。市営住宅を新築する際には、グループホーム仕様の住戸を組み込む。

エ グループホームは、利用料を日割で計算するため、利用者が入院したり土日に帰宅すると事業者の収入が減り、市が単独加算（入院時加算と家賃補助加算）を行っていてもなお、運営が厳しい。固定費に見合う市単独の補助を増額する。新規開設、増築した場合の初期加算を増額する。

オ 2021年10月からの世話人体制確保加算の仕組みの改変により減額した支援区分の金額を元に戻し、軽度の利用者の不利益をなくす。このままでは、グループホームの存在が危うくなる危機感をもつ。

カ 身体障がい者が入所できるグループホームの整備を推進する。視覚障がい者、聴覚障がい者、自閉症専用のグループホームを建設する。その際、それぞれの障がいの特性に応じたスキルを持った職員の配置に加算をつける。

キ 重度障がい者（医療的ケアを含む）のグループホームを増設する。その際、職員配置を手厚くできるように

する。

② 入所施設について

ア 柿生学園は老朽化が深刻であり、建て替えの具体化を急ぐ。建て替えに際し定員を増やす。

イ 授産学園の改築について、利用者や家族の意見をよく聞く。

ウ 授産学園に常勤の看護師を直ちに配置する。

③ 特別養護老人ホームの障がい者受け入れにあたっては、介護保険では1割負担が発生するので、利用料補助を行う。障害者の支援ができる職員を抜本的に増やして配置する。「ふくふく」内の特養ホームに聴覚障がい者専用のフロアができたが、視覚障がい者の特養ホームを整備する。

④ 川崎区の「わーくす大島」「かざぐるま」の跡地などの公有地を活用して、障がい者が利用できるグループホームを含む複合的な施設を建設する。

⑤ 高齢の親と障がいを持つ子が同居できる廉価な住宅を整備する。

7 雇用・就労支援

① 障害者優先調達法の施行により、2013年度から実施されている「川崎市障害者優先調達推進方針」の調達目標は「前年度の実績を上回る」とされており、この目標では全庁あげて優先的に調達しようという立場には立っていない。京都市などのように、2倍、3倍の目標を持ち、すべての部局が優先調達を行う。

② 就労援助センターの人員を増やし、一人一人に寄り添った就労支援を行う。ジョブコーチを養成するとともに、受け入れる企業への研修制度を作る。

8 移動支援の充実を図り自立と社会参加を保障する

① バス券がフリーパスになったと同時に軽度障がい者と介護者は有料になり、移動支援等を利用して外出する障がい者にとって、ヘルパーのバス代の負担が発生するなど不利益が起きている。フリーパスは障害の程度にかかわらず、介護者とともにすべて無料とする。

② 交通費補助は、地域活動支援センター（B・C・D型）だけでなく、就労移行支援、就労継続支援、精神科デイケアなども対象とする

- ③ 東京都、横浜市ではタクシー券と公共交通の無料券が両方利用できる。近隣と差がないように、「重度障害者福祉タクシー利用券」と「川崎ふれあいフリーパス」を同時に取得できるようにする。
  - ④ 横浜市の「障害者自動車燃料券」、千葉市、さいたま市の「自動車燃料費」などのように、自動車で移動する障がい者に対する、ガソリン代の支援を行う。
  - ⑤ 週3回以上通院する人工透析患者へのタクシー券を増枚する。透析を行うクリニックの巡回バスに支援し、医療機関の負担を軽減する。(再掲)
  - ⑥ 障がい者入所施設や特養ホームに入所している障がい者は、同行援護や移動支援を利用することができない。施設の職員が個々の利用者の外出に付き添えるはずもなく、移動の自由を制限しており、市として工夫して不自由を解消する。
  - ⑦ 歩道導入部の車道との段差をつけないよう改善する。歩道の切り下げが急なため車椅子では通れない道路箇所を調査し、至急改善する。歩道の中に立っている電柱は移設する。
  - ⑧ JRに対し、精神障がい者も障害者割引の対象とするよう、働きかける。
  - ⑨ 駅構内や公的施設のトイレに大人用のおむつ交換ベッドやリフトを設置する。
  - ⑩ 福祉バスは利用人数の下限があり、少人数では使えない。使い勝手の良いマイクロバスを導入する。
- 9 聴覚障がい者への施策について
- ① 川崎市聴覚障害者情報文化センターについて
    - ア 指定管理者制度が導入されて4期目となったが、利用者から一貫して次期指定管理の選定は非公募を求められている。専門性の高い施設を運営できる団体がほかになく、継続性を求められている施設については、横浜市のように非公募の規定を設けることが求められる。関係局に対し、非公募の規定を入れるよう求める。
    - イ 手話奉仕員養成カリキュラムの講座数を抜本的に増やす。入門編は各区で開催する。基礎編、上級編を定期的に開催できるよう予算を確保する。会場の確保は市として行う。
  - ② 市がネットなどで行う動画による情報提供には、必ず手話通訳や字幕を付けることを徹底する。2023年5月のコロナが5類になるという動画にはいっさいついていなかった。
  - ③ 市が主催する出前講座には、市として手話通訳か要約筆記を付けること。

- ④ ホームページや紙媒体で公表する情報につけられている問い合わせ先は、必ずFAXとメールをつける。ホームページのトップ記事にはほぼつくようになったが、それ以降の情報にはもれることがある。
- ⑤ 各区役所に聴覚障害福祉の専門職員（手話通訳者もしくはろうあ相談員）を常勤で配置する。遠隔通訳用のタブレットが各区役所に配置されたが活用されていない。情報文化センターとつながっていることを確認したうえで、窓口で周知し、当面の対策とする。
- ⑥ 市立川崎病院に手話通訳を専門とする常勤の医療従事者を配置する検討が始まっていたが、コロナで中断されている。検討を再開する。
- ⑦ 市立看護大学において手話の講義を年間のコースとして取り入れ、実際に手話が使ええる看護師を養成する。
- ⑧ ろうあ者社会生活教室・日曜教室事業の経費が増額している。委託費を増額する。
- ⑨ ろう高齢者が増え、介護サービスを受ける際、様々な場面で介護事業者がろう者とコミュニケーションを取れずに困る場面が増えている。介護事業所に、聴覚障害者情報文化センターが必要な支援を提供していることを、それぞれの介護事業所にまで徹底する形で周知する。介護認定申請、認定調査は区役所の仕事であり、区役所で手話通訳の派遣手続きを行う。
- ⑩ 聴覚障がい者のための通所介護施設、入所施設、グループホームを整備する。ろう高齢者のミニデイサービス「ななのわ」を事業化させ、補助を行う。
- ⑪ 人工内耳の電池および体外機の更新に助成を行う。
- ⑫ ろう学校においては手話によるコミュニケーション能力を高められるだけの生徒数を確保する努力をほらう。難聴学級の担任の専門性を高める研修を強化する。「きこえ」の通級指導教室を南部と北部にも設置する。幼稚部に重複障がいの学級を開設する。
- ⑬ ハローワークに配置されている手話協力員の配置時間の拡大を国に求める。手話協力員の労働条件の改善や交通費支給などを国に働きかける。
- ⑭ 公職選挙において、選管が把握する政見放送や個人演説会などに必ず手話通訳や要約筆記をつける制度を国に要望する。それまでの間、市が派遣費用を補助する。



10 視覚障がい者への施策について

① 視覚障がい者が安心して歩けるまちづくり

- ア アゼリアにちゃんとながった点字ブロックを設置する。
  - イ 南武線川崎駅にホームドアを設置する。
  - ウ 田園都市線宮前平駅のホームドアと電車の距離があいているところを設置しなおす。
  - エ バスをバス停に停車する際歩道の端から離れたところに停められると、歩道に行くことが難しく危ない。歩道に近づけて止めるように配慮することを交通局は運転手に徹底するとともに、各バス事業者に伝える。
  - オ 踏切手前の点字ブロックの設置を急ぐとともに、踏切内部の特別の点字ブロックを敷設する。2022年6月に国土交通省が指示を出し、奈良県や神戸市が踏切内であることがわかる点字ブロックを敷設している。
  - カ 比較的小規模な共同住宅や既存の特別特定建築物のバリアフリー化は努力義務となっているため、民間マンションなどの点字ブロックの敷設がすまない。市として率先して設置を指導し、設置費用の補助を行う。
  - キ 各地に点字ブロック、音響式信号機、エスコートゾーンの要望があがっており、当事者の声をよく聞いて、設置をすすめる。
- ② 日常生活用具の給付の充実を
- ア 拡大読書器の1台当たりの値段が上がり、20年間据え置かれている19万8千円ではとても買えない。差額自己負担が大きい。そのため購入できず断念した人が出ている。ほかの機器も含め、実勢価格を基準額にする。
  - イ 機能が重複している機器は基準額を超えるものは申請できないという不合理を撤廃する。
  - ウ 音声血圧計を日常生活用具に加える。音声体温計、音声体重計など、家族がいると対象にならないが、コロナ禍で個人的に必要であったり、日常的に自己管理すべきであったり、対象にしないのは不合理である。
  - エ 施設入所者は日常生活用具の支給に制限があるのは、差別とも言える状況である。直ちに支給する。
- ③ 視覚障がい者の安心サポート（代読・代筆）は月5時間までと制限がある時間をのばす。
- ④ 盲導犬など補助犬の医療費を助成する。横浜市が行っており、利用者がずっと多くなっている。
- ⑤ 「眼球使用困難症候群」の患者に対し、視覚障がい者と同等の福祉サービスを給付する。R4年8月、厚労省は「同行援護の利用について、身体障害者手帳所持者に限定されない」旨の発言があったので、確認する。



- ⑥ 緊急通報システムの端末は視覚障がい者にとってどこを押せばよいのかわからないものになっている。視覚障がい者も使えるようバリアフリー仕様とする。
- ⑦ 視覚障害者情報アクセシビリティ支援事業は、視覚障害者にとって大変役立つものであり、今後も助成を続けるとともに、事業が拡大できるように支援する。

## 11 精神障がい者支援対策をすすめる

- ① 精神疾患に対するステイグマは現に根強くある。偏見をなくし、早期発見・早期治療につなげるために、メンタルヘルスやその相談窓口を「市政だより」等で広く市民に周知徹底し、罹患した本人や家族だけで抱え込まないようにする。
- ② 精神疾患の初回発症は10代〜20代前半に集中している。また、神経発達症（発達障害）の子どもも増えていることから、学校での二次障害を防ぐためにも、精神疾患について正しい知識を促すよう、学校教育の中で必要な時間を確保する。また、教職員への精神医療保健の研修等を行う。
- ③ 家族も精神障害の影響を受ける当事者であり、支援によるリカバリーが必要である。
- ア 各区で行う「家族教室」は年1回で家族の深刻な悩みに対応しきれない。回数を抜本的に増やし、内容、広報を拡充し、市民が参加しやすいものにする。内容は、「新規発症患者を抱える家族教室」や「兄弟姉妹や配偶者家族教室」などを家族会と共同で行う。
- イ 区役所の高齢・障害課に家族会の支援を行う係を作り、担当者を置く。
- ④ 精神障がい者が安心して地域で住み続けるために
- ア 通過型グループホームの利用になじまないことが多いため、永住型グループホームを保持し、補助を継続する。
- イ 病院からグループホームへの円滑な移行のため、体験宿泊できるグループホームへの補助金を増額し、体験用に空けておくことが運営を圧迫しないようにする。
- ウ 住まいの確保が困難な方に、賃貸物件や市営住宅を市が確保し、地域移行支援を後押しする
- ⑤ 地域活動支援センターA型のあり方検討会議には、各センター職員や利用者も含んだ会議を開催し、意見を取りまとめる。このなかで、相談事業を復活させ、24時間体制で相談を受けられるよう、人件費を大幅に上げる。

- ⑥ 精神疾患の障害特性を考慮し、事業所の利用日数については、滞在時間30分以上で利用とカウントする。電話相談について、通所と同様に支援であると評価し、カウントする。
- ⑦ 精神障がい者の就労継続を支援するため、就労定着支援の対象を障害福祉サービスを利用して「一般就労した」障がい者に限定せず、ハローワークや特別支援学校卒業生も利用できるようにし、また、雇用契約のある就労継続A型も対象とする。就労が継続しなかった場合も引きこもりにならないよう、支援を継続させる。
- ⑧ 病院や施設からの地域移行支援には、ぴあサポーターを含めた地域の多機関が連携しながら取り組めるよう、出張講座や茶話会などの活動を支援する。

## 12 発達障がいの専門的な支援を充実する

- ① 自閉スペクトラム症（以下「ASD」と総称）の方、及びその家族が地域の中で、安心して暮らせるように、平時でも、緊急時や災害時でも共生できる「心のバリアフリー」を醸成するため、市民への啓発活動を支援する。
- ② ASDの障害特性について、基本的知識を持って対応できるように、医療・教育・施設などの支援者への研修を実施する。また、市民にとって接する機会が多い警察署員・消防署員・民生委員にも、研修を実施する。
- ③ ASDの子どもには、生まれつき突出した才能を持つギフトッドがいる。学校では個々の能力を伸ばせるよう支援する。その際、分離せずインクルーシブ教育とする。
- ④ 自閉症患者福祉対策・保護者研修事業委託費を増額し、「親による親の支援」であるペアレント・メンター事業などが安定的に継続できるようにする。事務室を用意する。

## 13 高次脳機能障がいについて

- ① 高次脳機能障害活動支援センターを全区に拡大する。
- ② 発症直後から、医療や福祉、職場や学校などが連携できるよう、コーディネーターを養成、配置する。
- ③ 高次脳機能障害に特化した作業所、グループホームを設置し、障害特性を理解した職員を配置する。
- ④ 市内の高次脳機能障害者の実態調査を行う。同時に、市内の医療機関に高次脳機能障害者の対応とりハビリの受け入れ状況、高次脳機能障害者を受け入れ可能な通所施設・入所施設などを調査し、「高次脳機能障害者地域支援ハンドブック」を充実させる。

14 医療的ケアの必要な障がい者のために

- ① 医療的ケア児者の家族の最も多い要望は、ショートステイの整備である。あんしん見守り一時入院事業が2023年4月より拡大され一定の受け入れがされるようになったが、引き続き受け入れ病院の拡大を図る。
- ② あんしん見守り一時入院事業は手続きに時間がかかり、家族の負担となっている。できるだけ簡素化するように関係者と相談する。
- ③ 公立保育園が医療的ケア児を受け入れることになっているが、看護師、専任保育士の体制が必要である。人員体制を確保する。(再掲)
- ④ 学校卒業後の進路として、生活介護事業所が受け入れる際、看護師の確保が課題となっている。看護師が常勤で雇用できるように、必要な加算を行う。

15 障がい者スポーツの振興を

- ① 2019年7月の陳情の採択をうけ、障がい者専用のスポーツ施設を建設する。専任の指導者を配置し、温水プールを備えたものにする。
- ② 中部リハビリテーションセンター附属運動施設の利用方法を広く周知し、利用を広げる。
- ③ 2025年のデフリンピックに向けた啓発事業を行う。

16 災害時に障がい者が不安なく暮らせるための対策を緊急にとる

- ① 2022年7月、「川崎市二次避難所(福祉避難所)開設・運営(基本)マニュアル」が公表された。これまで多くの障がい者団体から、福祉避難所の整備や、一般の避難所での障がい者への配慮が強く求められてきたが、このマニュアルにより、それらの要望がどのように反映されたかの検証が必要である。障がい者や関係する団体などに説明会を行い、意見を求めそれをマニュアルに反映させる。
- ② マニュアルに沿った避難訓練を繰り返し行う。とりわけ重度障がい者、医療的ケアが必要な障がい者は災害時個別避難計画を作成しており、それに沿った訓練を行う機会を、避難所開設訓練の際に必ず盛り込む。
- ③ マニュアルでは、災害発生直後から、1次避難所に、要援護者の対応に当たる区本部被災者支援班(避難所担当職員)を配置することとなっている。避難者の名簿を作る時から、要援護者であることを確認し、避難所内で

の対応や2次避難所への移送の確認を行うため、この担当をすべての避難所に確実に配置することが決定的である。区役所の担当課職員を震災直後に配置できる体制を作る。そのためには平時の職員の増員が欠かせない。区役所の地域まもりセンターと危機管理担当の職員を増員する。

④ マニュアルでは、市内3カ所の地域リハビリテーションセンターは直ちに2次避難所として開設し、受け入れを始めるとしている。これは私たちが求めていた直接受け入れる福祉避難所と同等と考えるが、どういう方を受け入れるのか、明確な取り決めがないと混乱する。運営規定を策定する。

⑤ 個別避難計画の策定を急ぐ。現状では、事業所の職員が家族と相談しながら作るという仕組みで、多忙な中で十分な計画を作ることができない。対応する職員を増員し、テンポをあげる。

## 17 新型コロナウイルス対策について

① 入所施設では、ほぼすべての施設で利用者と職員が感染し、クラスターとなったが、施設内での療養を余儀なくされた。この際、医師は派遣されず、施設職員の努力でエリア分けなどが行われたとのことである。重度障がい者が住み慣れたところで療養する場合は、医療行為を行う目的で医師を派遣する。入院を拒否しない。

② 今後も職員、施設利用者、その家族など関係者全員のPCR検査を無料で繰り返し行い、感染を起さない対策をとる。

③ マスク、防護服、消毒液など必要な資材を各事業所に途切れることなく供給する。在宅の障がい者への衛生用品の支給をもれなく行う。

## 第五章 新型コロナ、物価高騰で困難に直面する中小・小規模事業者の 経営を守り、活力ある市内経済を再生するために

円安による原材料費の高騰、電気料金、ガス料金など光熱費、ガソリン代など燃料費の値上げなど、中小・とりわけ小規模事業者には、これまで以上に厳しい経営環境が続いています。コロナ禍からの業績回復が遅れ、本格的返済の時期を迎え、返済資金を確保できない事業者も多く、民間調査会社によると、負債1000万円未満も含めた全国の「新型コロナ」関連の経営破綻（倒産、準備中は、2020年以降の累計で7000件超え、月ごとの件数でも200件を超える月が11か月連続（2023年7月現在））しています。

今年、1月から7月までの川崎市内の倒産件数は、38件と不況による倒産が多かった2019年以降、もつとも多い倒産件数となっています。新型コロナの影響から回復せぬまま、物価高騰が事業者を襲い、人材や後継者不足による廃業も各分野で深刻化しています。経営の危機は、小規模事業者ほど深刻で、2023年5月、新型コロナ感染症が分類が5類感染症となり、支援策が打ち切られ、その上、融資の返済が迫られる中で、事業継続がより困難になっています。その上さらに、10月からの「インボイス制度の実施」による増税は、小規模事業者やフリーランスのまさに「息の根を止める」ものとして、市内経済に大きな困難をもたらすものとなっています。こうした中で、物価高騰対策、人材の確保や後継者の育成、それを支える経営環境の整備への支援の重要性が増しています。

物価高騰の市内事業者に対する影響について、市内金融機関の特別調査によると、「原材料・仕入れ価格の高騰を受けたことによる販売価格への影響について「すべて転嫁できる」「ほぼ転嫁できる」と回答した企業は2割強であり、3割強が「やや転嫁できる」4割が「転嫁できない」と回答、電気・エネルギー価格の高騰も6割の企業が「転嫁できない」と回答していることから、物価高騰や燃料費の高騰が、市内事業者の経営を圧迫していることが分かります。また同調査では、現在の売上について、感染拡大前と比べ、どの程度となっているか調査した結果、「ほぼ変わらない」と回答した企業が37・5%、「減少」したと回答した企業が36・6%、「増加」したと回答した企業が25・9%であり、多くの事業所で、新型コロナ感染拡大前の水準を回復できないでいる実態があります。

市内事業者は、消費税の増税、新型コロナ不況、物価高騰、インボイスによる事実上の増税など経営危機になさら



れていますが、2023年度の中小企業支援関連予算は、信用保証料補助事業、商業振興事業、中小企業支援事業、農用地活性化事業、農業技術新事業含めても、約33億4300万円、一般会計の0・38%、経済労働費の13・04%に過ぎない。今年度実施した市内事業者に対する新型コロナ対策、物価高騰対策も、国の補助金を財源とし、市独自の支援事業はありません。市の事業者の実態を考えると、国の交付金に市が上乗せをするなど市として独自支援が今後とも求められます。

また、臨海部の大企業の支援である「臨海部投資促進制度」は、臨海部に長年立地する企業が事業所の高度化・高機能化を目的として設備投資を行う場合に一定額を補助するもの（制度1）と、臨海部の企業がその敷地を「臨海部の発展・新産業拠点形成にふさわしい」企業等へ売却した場合に奨励金を支出するもの（制度2）また、その誘致企業に対する補助（制度3）ですが、これら大企業支援策を改め、市内中小企業支援策の充実の予算にあてるべきです。

わが党は、事業継続が困難な事業者に対する給付金などの直接支援、地域の仕事起こしとなる「住宅リフォーム助成制度」の創設や市の進める太陽光発電装置の普及にあたっては地元事業者の仕事確保に結び付けるための補助金の上乗せを求めました。また、返済困難な事業者に対する「経営改善資金」活用への支援をするよう質し、10月に迫った「インボイス制度」の中止を、国に意見を述べるよう再三質してきました。これらの質問に対し、市長は「融資制度や相談業務などの支援を強化する（2022年第3回定例会）」「インボイス制度」についても「国等と連携を図りながら周知を進める（2023年第3回定例会）」と市内事業者の経営を守る立場に欠いた姿勢に終始しました。

1 新型コロナ感染症の影響による収益の減少や資材や燃料・光熱費が高騰する中で、市内中小・小規模事業者の事業継続を図るため、商業・工業・農業などの関連予算を抜本的に増額する。

川崎市の2023年度の経済労働費の予算額は、256億3100万円余となっているが、そのうちの4分の3にあたる190億2千万円は銀行への預託金で、中小企業支援費、商業振興事業費、農林業振興事業費など農業の関連予算、信用保証の保証料や利子補填などの費用を含めた中小企業支援関連の予算は33億4000万円に過ぎず、一般会計の0・38%である。中小企業支援関連の予算を、預託金を除き一般会計8673億円の2%の173億円まで増額する。



2 新型コロナ感染症は感染症の分類では、5類へと変更されたが、7月現在、新たな感染拡大が起き、経済への影響は未だ深刻。「新型コロナ関連破綻」は「引き続き高水準で推移する可能性が高い（民間調査会社）」と言われている。引き続きコロナ禍・物価高騰から事業を守り継続するための緊急対策として、以下の事業を実施する。

① 物価高騰によって、原材料費、仕入れ価格が値上がりし、収益が減少する中で、さらに、売り上げが減少した事業者に対し、給付金の支給を行う。

② 市として無利子・無担保融資「ゼロゼロ融資」を行う。

③ 債務の減額、免除について、市は「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知を図るといいますが、「ガイドライン」は、事業者と金融機関との協議であり、市の役割は示されていません。市としての支援策をおこなう。

④ 工場・店舗などの「家賃補助制度」を行う。

⑤ ガソリン代、燃料費の高騰に対して、事業者に給付金の支給を行う。

⑥ 事業者に対する公共料金補助、上下水道料金の負担軽減を行う。

⑦ 事業者支援策の情報提供や経営などの相談活動を強化することが求められる。2022年6月の補正により「中小企業経営支援拡充事業」により、ワンデーコンサルタント派遣を年間3回から6回に増やしたが、新年度においても、体制を維持し、専門家派遣員を増やし充実させる。

⑧ 商工会議所では、「テクノ・プラーザ事業」のアドバイザーによるマッチングや「小規模事業者経営改善資金（マル経）」融資など、身近な支援・相談機能として重要な役割を果たしている。商工会議所への運営費補助金を増やし、支援・相談体制の維持、充実を図る。

3 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づいた中小企業、とりわけ小規模事業者の経営を守り、臨海部での水素戦略や先端産業支援の産業政策から循環型地域経済への転換を図る。

① 2023年度は新型コロナ感染症の影響、円安による資材・材料費の高騰、各種料金の値上げインボイスの導入予定など市内経済に大きな影響を与える経営環境の大きな変化が起こった。これらの影響を正しく把握するために、工業・商業・サービス業・農業など全事業所を対象とした悉皆（しっかい）調査を行う。

② 条例で定められた川崎市産業振興協議会及び専門部会において、条例第15条「経営基盤の強化及び小規模企業

者の事情の考慮」とりわけ、小規模事業者への市の施策について、検討しその課題を明らかにする。協議会の緊急のテーマとして、原材料費の高騰、光熱費の値上がりの影響、事業継続、事業承継、「働き方改革」への対応など小規模事業者の実態の把握を行い、市の施策の検証を行う。

#### 4 消費税の5%への減税と「インボイス制度」の実施中止を国に求める。

- ① 消費税を5%へ減税するよう、国に働きかける。消費が大きく後退する中で新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内総生産（GDP）は、2019年、2020年連続してマイナス成長となり、20年度はリーマンショック時の08年を超える戦後最悪の落ち込みとなった。市内経済の活性化に大きな打撃を受けた。23年6月の「消費者物価指数」は3.3%（生鮮食品を除く）と22か月連続の上昇で、調査対象の品目の82.6%にあたる475品目が上昇した。また、6月から電気代の規制料金が大幅に引き上げられたことで、政府補助金による電気代の下落率が縮小したことが「消費者物価指数」を押し上げた。さらに、10月には酒類、ソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定とされている。実質賃金も14か月（23年6月時点）連続で前年同月を下回っているなど、市民の暮らしがより一層大変になる中で、消費税減税が必要であり、国に働きかけることが求められる。
- ② 23年10月からの「インボイス制度（適格請求書）」は、非課税業者を無理やり課税業者にさせるもので、事実上の消費税増税と言える。「インボイス制度」導入の中止を国に求める。

#### 5 ものづくりを支える中小企業の事業継続と経営基盤の強化〔製造業〕

市内金融機関が6月に発表した「中小企業動向調査（2023年4-6月期の実績）」によると、製造業の2023年4-6期の業況DI（良いと答えた企業の割合から、悪いと答えた企業の割合を引いた数）は、 $\Delta 13.1$ ポイントと、前期より4.8ポイント改善されているとの結果が示されています。しかし、事業者数は減少しており、「経済センサス」によれば、製造業の事業所数は2016年の前回調査より、2022年は、前回より196事業所も少ない2838事業所になっています。もともと消費税の増税による景気の悪化があり、そこに新型コロナウイルスの影響による仕事の減少が起き、さらに、人材不足、とりわけ後継者不足による倒産・廃業も増えており、原材料費や光熱費の高騰、さらには、「インボイス制度」の実施で製造業の経営は厳しく、ものづくりの技術が急速に失われつつあります。

- ① 「固定経費への補助」工場家賃や電気代、機械のリース代など、固定経費に対する補助制度を創設する。
- ② 「経費削減」事業所における「省エネ・創エネ」の取り組みを進めるための支援を強化する。エコ化支援は国・県・市と支援策がり、それぞれの条件に合わせた支援策について、相談窓口を設置し、申請へのサポートまで支援を行う。
- ③ 「受注・販路拡大」中小企業の受注の拡大・販路の拡大を図るため、企業間のマッチング「出張キャラバン隊」の抜本的拡充を行う。2022年度の訪問実績は148社301回と前年度(367回)より減少しています。コーディネーターも国内担当5名、海外担当3名と変わっていません。コーディネーターの人数を増やし、経営相談に当たると共に、マッチング件数を増やす。
- ④ 展示会への補助金を抜本的に増額し、補正予算で行った補助金の拡充を継続し、小規模事業所でも参加しやすくする。
- ⑤ コロナ後の情報発信において、デジタル情報の提供がますます重要になってきます。しかし、小規模事業所では、デジタル情報を作る技術も発信する手段も不足しています。小規模事業者でもデジタル情報の発信が行えるよう、人材の派遣と製作費など補助金の創設を行う。
- ⑥ 公共施設・川崎駅のオーロラビジョンなど様々な公共施設において川崎市内の製品・技術を無料でPRする。とりわけ、新庁舎供用開始にあたり、市内中小企業の技術を紹介するディスプレイや展示など効果的にアピールようにする。
- ⑦ 「新技術・新製品開発支援事業」の予算を増額し、補助限度額を1件当たり100万円から500万円に引き上げ、補助率も2分の1から3分の2まで引き上げる。また、事業者が事業に着手しやすいうように、事業終了後の補助金支払いではなく、事業着手前に一部を支給するよう支払い方法を改める。
- ⑧ 「温暖化対策」市内中小企業の再生可能エネルギーへの転換と環境分野の技術開発の支援を行う。その際、市内事業者の仕事おこしにつなげる。2023年3月に改正された「川崎市地球温暖化対策推進条例」により、「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」(延べ床面積が2000㎡以上の建築物を新増築する建築主への再エネルギー導入義務)や特定建築事業者太陽光発電設備導入制度(延べ床面積2000㎡未満の新築建築物を年間に一定程度供給する特定建築事業者への太陽光発電設備導入義務)などの新たな制度が始まりました。中小・小規模事業者では、設備の初期投資が困難なことから、中小・小規模事業者が利用できる支援策が求められます。

- ア 「市内業者エコ化支援補助金」は、太陽光パネルなど「再生可能エネルギー源利用施設」の導入（補助対象経費の4分の1、上限200万円）と空調設備など「省エネルギー型設備」の導入（補助対象経費の5分の1、上限150万円）に対して補助するものだが、周知すると共に、事業所の断熱改修への補助も対象とする。
- イ PPA（施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み）の活用など、初期投資の負担なく再生可能エネルギーへの転換ができるよう支援する。
- ウ 今年度実施した「川崎市エネルギー最適化補助金」は、太陽光発電設備等の導入やLED照明等の省エネルギー設備の更新（神奈川県補助は新設のみ）に対する補助金だが、新年度も実施する。
- ⑨ 福祉製品の導入促進を行う補助事業の充実を図る。昨年度「かわさき基準（KIS）認証福祉製品の導入補助金」が50万円以下から30万円以下に引き下げられたが、50万円に戻す。予算額も150万円しかなく、増額する。また、展示会も廃止されたが、コロナ感染状況も踏まえながら、事業を復活する。
- ⑩ 福祉製品の開発支援1件当たり100万円以内、補助対象事業の3分の2以内としているが、補助額、率ともに引き上げる。予算額も300万円しかなく、引き上げる。また、開発されたものを購入・販売する時の補助金など支援を行う。
- ⑪ 「事業承継」市では、事業継承士などの「専門家派遣（1社3回まで無料）」や「後継者育成講座」また、「事業承継事業継続力強化支援補助金（補助対象経費の2分の1、50万円限度）」などの支援を行っている。事業の周知を図るとともに、「専門家派遣」の無料回数を増やす。「事業承継事業継続力強化支援補助金」も小規模事業者は経費の3分の2を補助するとしているが、補助をさらに増やし、事業者の負担を減らす。
- ⑫ 「公平な取引への指導」下請けが受注する単価が適正になるよう「振興基準」を実効性のあるものにするのが求められます。「下請振興法」は、下請け単価は「下請け中小企業の適正な利益を含み」「労働条件の改善が可能」となるように、親会社と下請け企業が協議して決定しなければならないと定めています（同法第3条振興基準）。しかし、実際には値引きが強要されたり、無理な納期が設定されたりしている実態があります。この「振興基準」に照らして取引の実態を把握することが必要です。また、インボイス制度が実施された際、「インボイス」を発行できないことを理由に取引から排除することは、「優位的地位の乱用」にあたり独禁法に抵触することなど周知が求められます。



ア 消費税の免税事業者に対し取引から除外することが、独禁法に抵触することを周知すると共に、不当な取り扱いがなされぬよう専門の相談窓口を設置する。

イ 「下請けいじめ」などの実態を訪問調査などで把握し、市として相談窓口を設ける。

ウ 大企業、元請け企業に対し、「下請代金支払遅延等防止法」を守らせ、「下請けいじめ」を起こさないよう、引き続き指導すると共に、発注停止や下請け単価の切り下げなど不当行為は摘発して、是正させる。

- ⑬ 自営業や農業従事者の配偶者や家族など家族従事者の「働き分」を必要経費と認めない「所得税法第56条」が国連女性差別撤廃委員会により「女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念」「家族経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを求める」と日本政府に勧告されました。国会においてもこの勧告を受けて、政府が「女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等のあり方を検討する」と答弁していることから、所得税法第56条の廃止を国に求める。

- ⑭ 納税が困難になっている事業者に対し、納税者の実態に合わせた救済措置を講じる。  
2015年4月より納税者の申告に基づく「換価の猶予制度（国税徴収法第151条の2）」に続き、2017年4月より地方税法にも新設された「申請に基づく換価の猶予」を納税が困難な事業者に知らせ、税の分納による救済を図る。

6 市内建設業の労働環境を改善し、建設労働者の賃金を引き上げ、建設業の人手不足の解消を  
市内金融機関の「中小企業動向調査（2023年4-6月期）」によると、市内建設業の業況DIは、前期比17・9ポイント低下の△6・3で、売上額DIは前期35・5ポイント低下の△17・5、収益DIは、前期比33・5ポイント低下の△27・0と、いずれも大幅な後退となりました。収益DIの落ち込みは、材料費や燃料のなど物価高騰が影響しています。建築資材について、2015年の年平均を100とした時の鉄筋の価格は、2・0倍、H鋼1・6倍、コンクリート型枠用合板も1・4倍、構造用木材も一時より安くなったと言え1・2倍など、建築資材の高騰、燃料費の高騰は、当分続くものとみられています。

さらに、深刻なのは「人手不足」です。「人手不足倒産」の2023年1-7月累計は124件と、コロナ禍前の2019年1-7月の108件を上回る過去最多ペースで推移しており、7月の「人手不足倒産」14件の内7件は建設

業でした。

「人手不足」の背景には、建設業就業者数の激減があります。2022年度の建設業就業者数は、ピーク時である1997年の7割弱となる約479万人で、うち、直接的な作業を担う技能労働者は、約302万人で、25年間で135万人（約3分の1）も減少したことになります。年齢層のバランスも55歳以上が約3分の1で、25年前には約2割いた29歳以下の就労者は、1割弱まで減少してしまいました。

このような建設業就労者人口の減少と若い世代の減少した理由には、労働環境の悪さが指摘されています。厚労省の統計によると、22年における建設業の年間実労働時間は、全産業の平均時間1718時間より286時間多い1996時間で、出勤日数は、全産業平均が211日なのに対し、29日多い240日となっています。国交省では、建築業の労働環境の改善として「週休2日制の導入」を目指していますが「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（2022年）では、「4週8閉所」は2割以下に止まっています。

こうした中で、「働き方改革」により、建設業で猶予されていた「時間外労働の上限規制を適用する」が2024年4月から実施されることになり、①時間外労働1か月45時間を超える回数を6回まで②時間外労働（休日労働を含みず）年間720時間③時間外労働・休日労働と合わせて、1か月100時間未満。複数月平均80時間以内という上限規定を適応します。この規制自体、過労死ラインの80時間を超える時間外労働を可能とするもので問題ですが、納期が迫る工事現場では、基準を超える労働実態があります。労働者の健康を守り、ひいては業界の人材確保のためにも、労働環境の整備が求められます。

しかし、週休2日制の導入が進まない理由に、技能労働者の3人に2人は、日給月給制で報酬を受けていて、休むと収入が減ってしまうということも指摘をされています。ただでさえ、建設業男性生産労働者の年間賃金は約462万円で、全産業男性労働者の平均561万円と比べ、年間100万円も低くなっています。建設労働者の賃金の引上げ、とりわけ週休2日にしても、減収にならない報酬の引き上げが求められます。

① 「物価高騰対策」資材の高騰、資材不足を考慮し、現在の公共工事の契約金額および工期の再検討を市として行い、実態との乖離がある場合は、インフレスライド条項などを活用し、契約金額、工事期間の見直しを行う。

また、2022年10月より、単品スライド条項の実施要項が変更され、これまで、工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請求代金額を変更していたが、変更後は、購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格が高くても、変



更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とするように運用が変更されました。制度の変更を庁内、事業者に周知し、積算価格と実勢価格の乖離を無くし、積算の適正化を図る。

② 「賃金引上げ」公共事業について、現在の市の労務単価の1・05倍では、週休2日制で従来と同じ収入を得ることはできない。事業費の積算にあたっては、週休2日制を前提とした工期の設定と設計労務単価は現行の1・3倍の賃金の保証を行う。

③ 「販路拡大・地域経済の活性化」「住宅リフォーム助成制度」を創設する。また、「店舗リニューアル助成制度」を創設する。

④ 川崎市から補助金等の交付を受けた事業者等においても、補助金等の交付対象となった事業を実施するにあたり、市内中小企業者への優先発注を行う制度が設けられた。引き続き、その周知徹底を図り、実態の把握を行う。

⑤ 川崎市住宅相談会運営委員会の運営費補助を増額する。また、災害対策など住宅改修の市民の関心も高くなっている、相談日を増やし、また、相談場所をわかりやすいところに設置する。

⑥ 登戸区画整理事業の住宅移転、建て替えの仕事を地元中小建設業者が受注できるように誘導する。

⑦ 「人材の育成」建築業の人材育成の重要な役割を担っている職業訓練校などに対する補助金を増額する。普通訓練課程については、定額補助年額167万6千円、同校および川崎北部建職高等職業訓練校の短期課程については、1校あたり年額30万円の補助となっている。人件費や諸経費が上がる中、据え置かれたままの補助金では、実質減額になってしまいます。優れた技術の継承のために、補助金の増額を行う。建設業の魅力を若い世代にアピールするために、引き続き市内高校への職業訓練校などの資料を配布し、体験入学等も実施する。

⑧ 「災害に強いまちづくり」地震ブレイカーの設置を普及するため、設置補助を創設する。

## 7 地域のコミュニティの場としての商店街の活性化

新型コロナ感染症の位置づけが5類となり、人の流れが戻りつつある現状を反映して、市内金融機関が行った「中小企業動向調査2023年4-6月期の実績」では、卸売業や小売業で若干の改善がみられるもの、収益では、引き続き厳しい状況が続いていることを示しています。原材料や仕入れ価格の高騰が経営を圧迫しています。厚労省が発表した6月の実質賃金は1・6%減で、15か月連続で前年同月比で低くなっているなど、市民の懐も寂しく、「客離れが怖い」と、原材料費の値上げを価格に転嫁できないでいる事業者は多く、後継者問題も重なり、廃業に追い込まれ

る商店も少なくありません。

市民の行動変容で、「夜間のお客さんが少なくなった（飲食店）」との声が多く、コロナ禍で「持続化給付金」「協力金」や「じもと応援券」などで事業継続を図ってきた商店も、その支援策が打ち切られ、物価高騰など引き続き厳しい経営環境さらされています。営業を維持できる緊急の対策と共に、後継者問題など、腰を据えた支援策も同時に求められます。

地域のコミュニティの核となる商店会は、2022年12月1日現在178団体になり、減少しています。新型コロナウイルスの行動規制が解除されたことから、各地で夏祭りやイベントが取り組まれ、賑わいが戻りつつあるとはいえ、経営者の高齢化、「後継者不足」など、商店会の事業を担う人材も不足しています。商店会自身も加盟商店の減少で、商店街路灯の維持すら困難な商店会も少なくありません。これまでも求めてきたように、単発のコンサルタント派遣ではなく、1年以上の一定の期間、商店会や商店を支援することができる「伴奏型」のサポートが必要であり、それらの取り組みの中から、新たな人材の確保を行うことも大切です。

① 「物価高騰対策」物価高騰対策として、経営を圧迫する、固定経費（家賃、電力料金、ガソリンなど燃料代）の補助金を創設する。

② 「伴走型の支援」イベントを企画・実施する際の人材の確保が困難で、イベントの継続を断念せざるを得ない実態がある。市の「商業アドバイス事業」は、専門家の派遣を1チーム3回を限度に派遣するもので、「ワンデイ・コンサルティング」は年3回から6回に派遣回数は増やしてはいるものの、地域に根差した支援になっていない。年間を通して支援できる「伴走型」のコンサルを行う。また、大学との連携を行い、商店街の人材確保と地域経済の活性化を図る。

③ 商店街の街路灯LED化設置補助率を3分の2に引き上げ、商店街負担を軽くする。また、LED照明器具の更新時においても、補助金の対象とする。

④ 商店街街路灯の維持管理を希望する商店街ではESCO事業に転換できるよう契約制度の見直しを行う。【**継**

**続**】

⑤ 防犯カメラの維持管理に年間50～60万円の経費が掛かる。維持管理に対し補助金の対象とする。【**新規**】

⑥ キャッシュレス化を行うための経費などデジタル化の経費を補助を行う。店舗に適したシステムを導入するためのアドバイスをを行う。

⑦ 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」では、大企業の役割として「中小企業の活性化に関する施策に協力する」「中小企業に関する団体との連携に努める」とされています。条例を実施する立場で、大型店・チェーン店の商店会加入状況を調査する。実態を把握したうえで、大型店・チェーン店の商店会加入を推進する。

⑧ 「店舗リニューアル助成」制度を実施し、魅力ある商店づくりやバリアフリーで誰もが買い物を楽しめる環境を整備することに支援する。商店のリフォームや備品購入する場合、市内事業者の仕事が回るように支援制度を作る。【継続】

⑨ 商店街魅力アップ支援事業の予算額を増やし、希望する商店街が全て利用できるようにする。

⑩ 商店街魅力アップ支援事業は、補助率5分の1、補助上限額50万円、最低事業費30万円、「まちぱる」「まちぜみ」スタンプラリーなど特定対象事業を実施する場合は、事業の2分の1、補助上限額50万円、最低事業費30万円を補助するものです。23年度予算は、前年度より△7・6%減の1050万円にすぎません。補助額を増額し、希望する商店街が全て利用できるように、予算額を増額する。

⑪ 今までの市の空き店舗対策である「空き店舗活用アワード事業」「商人（あきんど）デビュー塾」に変わり、2022年度から実施された「かわさき店舗出店プログラムNOREN」は講習とテストマーケティングを行う事業で、「かわさきAKINAI AWARD」は、店舗を表彰する事業です。現在、空き店舗を活用した創業支援はありません。空き店舗を活用する場合「店舗貸借料補助」など財政支援を行い、空き店舗の活用を図る。

⑫ 商店街のアーケードや街路灯の撤去を行う際の「商店街施設整備事業補助金」の「施設撤去事業」は、期限を設けて危険な施設を撤去し、安全を確保する事を目的とし、2分の1補助を実施している。アーケードは2019年、街路灯は2022年までとされていたが、その後の検討で「2023年度以降、街路灯の撤去補助を継続し、アーチの撤去補助を再実施すると予定した（補助率2分の1）」と改善された。来年度以降も継続する。補助率も3分の2に引き上げる。

⑬ 福祉施設や教育施設の給食材料は、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」で定めているように、物品の調達には市内中小業者の受注機会の増大を図るため、地元の商店で購入する。

⑭ プレミアム商品券発行を市の事業として、継続して行う。実施にあたっては、電子商品券のみではなく、紙ベースの商品券も併用する。また、地域のプレミアム商品券の取り組みに対し、印刷費や広報費の一部を支援し

ているが、プレミアム分を補助するなど、補助金の増額を図り、各地の取り組みを支援する。

## 8 生活密着型の公共事業を増やし、市内中小企業の官公需発注を増やす

① 市内中小企業の契約実績の全契約に占める割合は、物品契約の件数で88・7%、金額は26・8%の64億8200円。工事契約では、件数で89・6%、金額は70・9%の607億8100万円、委託契約では件数で53・5%、金額で19・3%の131億3100万円となりました。引き続き、市内中小企業への発注を伸ばす。

② 市内中小企業の発注を増やすため、市が発注する工事や物品及び役務は、原則として市内に本社のあることを入札資格とし、また、市所管の出資法人、出資法人以外の団体で「100万円を超える補助金等を交付されている事業者が、100万円以上の工事請負・物品購入・業務委託を発注する場合には、市内中小企業者による入札または、市内中小事業者2者以上から見積もりを徴取し、発注に際して市内事業者であることの確認を行う」と、市内中小企業への発注を原則義務化していますが、市内中小企業への発注状況の把握を行う。

③ 発注時期と施工時期の平準化を図る。2024年4月から、建設業においても、労働時間の上限規制を遵守しなければなりません。11月契約の場合、3月末で終わりそうもない工事の場合は、残業をしなければならなくなります。発注および施工時期の平準化を行うとともに、引き続き、完成期限は年度を越えて設定ができるようになる。

④ 施工の難度に基づく施工金額の変更を行う。施工難度の高い工事の場合、難易度の高い工事は、設計図書に明記し、工事成績評定においても、施工難度を経費等を反映させ、工事金額の補正を行う。

⑤ 設計の外部委託により設計上のトラブルも発生している。設計変更は「設計変更ガイドライン」に基づき適切に行うようにする。また、設計変更に関する相談窓口を設け、トラブルが起きないようにする。

⑥ 入札参加資格の市内業者について、「管理部門など本社機能を有した事務所などが川崎市内にあるもの」と定義され、事業者の実態を確認する必要がある場合には、実態調査を行うとされている。引き続きチェックを行い、市内中小企業の受注拡大に結び付ける。

⑦ W T O 対象の金額が2018年度より、工事で22億9千万円、物品・その他では3000万円と1割程度、金額が引

き下げられた。WTO対象を回避する分離・分割発注、市内事業者のみのJ・Vが参加できる入札条件の設定など、地元優先発注が実効性あるものになるよう対策を講じる。

⑧ PPP・PFI事業は、市内事業者の参入が難しく、大手市外事業者事業が受注することが多く、公共事業が市内事業者の振興に役に立たないことになる。目先の経費削減ではなく市内中小企業の育成が結果として、市民の利益となることを鑑み、事業の分離・分割を行い、PPP・PFI形式での事業計画は行わない、市内事業への発注を増やす。

⑨ 建設工事と電気工事は、それぞれ独立した工事であり、分離・分割発注を拡げる。建築工事に含み一括発注になると、電気事業者は、市の工事实績情報システムに登録されず、実績とならない。

## 9 入札制度について

① 2022年10月より、単品スライド条項の実施要項が変更され、これまで、工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請求代金額を変更していたが、変更後は、購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とするように運用が変更されました。制度の変更を庁内、事業者に周知し、積算価格と実勢価格の乖離を無くす。

② 工事請負契約締結後に著しく材料費・燃料代等の値上げが生じたときは、速やかにインフレスライド条項等を活用し、実態に見合った契約金額の適正化を図る。

③ 一般管理費の算定率が、従来の55%から68%に引き上げられ(2022年9月)改善されましたが、最低制限価格の引き上げは見送られたままです。現在、川崎市発注工事における最低制限価格(ダンピングを防止し、品質の確保を図るために設定される。この金額を下回ると調査されその適性を審査される)は、工事の内容によって、予定価格の80%~95%となっていますが、95%まで引き上げる。

④ 川崎市では、失格基準価格が調査基準価格の約90%、予定価格の84%前後に設定されている。ダンピングをなくすためには、失格基準価格の引き上げと調査基準価格を下回った入札者には、価格以外の評価点を減点するなど対策を講じる。市は2022年9月に、価格失格基準における一般管理費の設定率を従来の49%から61%に引き上げを行ったが、引き続き改善する。



- ⑤ 入札に事業者の地域貢献のインセンティブが正しく反映されるよう求め、2019年4月より「主観評価項目制度」の見直しによって、「災害時における本市との協力体制」の評価点10点を「災害協定締結団体に加入する事業者」10点、「防災協力事業所登録事業者」に10点とし、防災訓練や「地域貢献活動」に対する主観評価項目の配点を増やしました。23年3月からは、「かわさきSDGsパートナー（認証取得）」を評価項目に追加され、評価項目の拡充も図られました。引き続き、改善をする。
- ⑥ Cクラスにおいても、「災害時における本市との協力体制を構築する」ことは重要であり、主観項目に取り入れる方向性を示すなど改善を図る。
- ⑦ 発注時期と施工時期の平準化を図る。2024年4月から、建設業においても、労働時間の上限規制を遵守しなければなりません。11月契約の場合、3月末で終わりそうもない工事の場合は、残業をしなければならなくなります。発注および施工時期の平準化を行うとともに、完成期限は年度を越えて設定ができるよう、改善します。
- ⑧ 公共事業について、現在の市の労務単価の1・05倍では、週休2日制で従来と同じ収入を得ることはできません。事業費の積算にあたっては、週休2日制を前提とした工期の設定と労務単価は現行の1・3倍の賃金の保証を行う。
- ⑨ 「週休2日制」について「発注者指定方式（4週8休）」に加え「受注者希望方式（4週6〜8休）」も可能になるなど拡充され、そのインセンティブとして「現場管理費率」1・05から1・06に引き上げられたが、さらに、1・2から1・3倍程度に引き上げる。
- ⑩ 設計・積算の外部委託が「原則」になっているが、そのことが、現場を知らない職員を生み、見積単価においても問題が生じている。現場の規模の違いで単位面積あたりの工事費も変わってくるが、現場の状況を踏まえた積算になっておらず、積算表を機械的に当てはめた積算では、現場の材料費等にも大きな差違を生じさせている。まちづくり局や建設緑政局はもとより、契約課においても「技術系職員」を配置し、実態に見合った積算ができるよう、職員を配置する。
- ⑪ 指名競争入札工事について、1千万円未満から3千万円未満（建築工事については6千万円未満）に拡大する。
- ⑫ 入札参加要件の緩和を行い、地元事業者が入札に参加できるようにする。具体的には、建物の構造・規模・用途を「鉄筋コンクリート造または、鉄骨造で3階以上の福祉施設」にする。また、延べ床面積も「3000㎡以上」さらに、施工実績を「過去3年間」から「10年以内」に変更する。



10 公共事業の品質確保と公契約制度について

川崎市契約条例第7条、いわゆる「公契約条例」は、公共調達適正化・品質の確保、地域経済の活性化・持続的発展・住民福祉の増進などを目的として、全国に先駆けて2011年4月から施行され、11年がたち、条例の効果を検証する時期を迎えています。「特定工事請負契約」の場合、契約金額が6億円以上の工事が対象となり、2019年度は、11件、257億円、契約金額に占める割合は29・5%でした。2020年度は16件、契約金額503・6億円で47・9%、2021年度は、12件、283億円で契約金額に占める割合は、38%でした。2020年度に金額が大きいのは、本庁舎の新築工事契約があるためです。委託事業では2022年度、292件が対象となりました。川崎市も工事現場での周知やアンケートの実施など、まずは条例の周知に力を入れていますが、下請けの労働者まで決められた金額以上の賃金が支払われているのか、その実態はつかみにくいのが現状です。労働組合の聞き取り調査では、下限額を下回る報酬で働いている実態も明らかになり、技能者の職種を賃金の低い「普通作業員」として登録し、正規の賃金を支払っていないのではないかと疑いをもたれる現場もあるといわれています。こうした下で、市のチェック体制の強化が求められますが、そのためには、職員の増員など体制強化が必要です。

① 2022年度から「特定業務委託契約（警備・建物清掃・野外清掃・施設維持管理、データ入力、給食調理業務の6業種のうち、予定価格が1千万円以上）」の作業報酬下限額が1118円（時給）に引き上げられたが、生活を維持するためには、時給1500円が必要。「特定業務委託契約」の作業報酬下限額を1500円まで引き上げる。

② 作業報酬審議会の審議過程を公表する

③ 全ての業務委託（専門職も含め）Yを公契約制度の対象事業にする。受注業者のもとで働く労働者が、税金、社会保険、雇用保険を支払える賃金水準を保証する。

④ 公契約条例対象事業で、その労働者に基準以上払われているか、労働者自身、最低基準額があることを知っているか、知らされているか、さらなる周知と実態把握が必要です。市への提出書類の改善、アンケートなど行ってきたが、引き続き周知と実態把握に努める。その際、建設労働組合なども連携して、現場訪問を行う。

⑤ 予定価格6億円以上という条例適用工事金額の範囲を1億円以上（2021年度実績で工事契約の84%）にし、対象を広げる。19mk

⑥ いわゆる「一人親方」労働者については、的確に履行されているか調査、検証する。

⑦ 労働組合が適用労働者に代わり申し立てできるようにする。

11 都市農業を守り、安全な食料を市民に提供するとともに、自然環境の保全を

本市の農業は、地域の食料を賄えるほどの量はないものの、キャベツや梨など特産品の生産を始め、地産地消をすすめるためにも、また、緑地保全の観点からも、重要な役割を果たしています。農地は1990年には1060ヘクタールありましたが、2022年の県の調査によると、496ヘクタールとなっています。農業振興計画中間総括では、農地を減らさないということが目標になっており、それ自体が大変難しい状況です。農地を減らさず、農業者の経営が成り立つようにするためには市の施策が決定的です。

① 続けられる農業にするための支援を

ア 肥料や飼料の原料、燃料などの価格が高騰し、農業経営を圧迫している。高騰した経費に対する補助を行う。

イ 自然災害の発生頻度が増えており、被害による減収や施設改修費を補助する制度を作る。

ウ 学校給食への納入を抜本的に増やす。そのためには計画的な生産が必要であり、JAと教育委員会の連携体制を作る。食教育に活かすため、小中学校で地元の農業を知る機会を作る。

エ 鳥獣被害への支援を行う。

② 農地の保全に寄与し、市民の農に親しむ要求をかなえるために、市民農園、体験型農園を拡充する。

③ 障がい者が農業に従事し、作業所として機能する「福祉交流農園」を増やす。そのために農地をあつせんし、事業者への支援を行う。

④ 都市内の農地は積極的に「保全すべき」ことを明確に打ち出した都市農業基本法の理念を定着させるため、固定資産税、相続税における課税評価を、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にします。農地に準じた課税を、農作業場や市民農園などにも拡大するよう、国に求める。

12 消費者の権利を守り、消費者行政の強化を

食の安全、製品事故、不当契約や詐欺、偽装、個人情報漏洩など、消費者の安心・安全を脅かす事件が後を絶ちません。発がん性の疑われる有機フッ素化合物PFASが米軍基地から漏出した事件は、飲み水の汚染として重大問題でありながら、周辺自治体への情報提供が長期にわたって行われず、汚染の拡大を招きました。統一協会による霊

感商法や多額の寄付金による生活破壊なども大きな社会問題となっています。また、今年10月には学校給食で使用する肉の産地を「国産」と納品しながら「外国産」を混入させていた偽装を10年近く行っていた事態が発覚し、学校給食に対する信頼を著しく傷つける事態となりました。市民が安心して安全に暮らせるためには、しっかりとした調査に基づいた正しい情報を消費者に届ける行政の役割が、ますます重要となっています。

川崎市の消費者行政では「安全の確保(商品・サービスの安全性の確保、食の安全など)」「表示、計量適正化及び不適切な取引行為の禁止(表示・梱包の適正化など)」「生活必需物質の確保及び価格の安定」「苦情の処理及び被害の救済」「消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進」などの業務を行っています。

2023年度消費者行政事業概要によると、2022年度の輸入食品87検体(前年73検体)残留農薬検査43検体(前年36検体)組み換えDNA技術応用食品検査21検体(前年8検体)など行っている。また、学校給食の食材検査60品目(前年59品目)322件(前年318件)の残留農薬、食物アレルギー検査等を行いました。放射性物質に対する安全性の確保では、市内を流通する食品25検体を調査、学校給食の食材の検査40件も実施しています。市内を流通する輸入食材が増加する中で、引き続き、検査体制の強化を国に働き掛けるとともに、市の食品衛生監視委員を現在6名体制から増員し、食品検査項目を増やすことが必要です。

消費者行政の重要な役割である「消費生活相談」では、2022年度の相談件数は、10828件で、前年度(10017件)と比べ8・1%の増となっています。年齢別の相談件数では、70歳代以上が全体の18・2%と最も高くなっていますが、20歳代、50歳代、60歳代で大きく増加しています。とりわけ、「29歳以下」の相談が1839件、前年度と比べ19・3%増加しているのが目立ちますが、これは、22年4月に民法改正に伴い成年年齢が引き下げられたことによつて、18歳及び19歳の消費者が消費トラブルにあった際、「未成年者取消権」が行使できなくなったことによります。18〜19歳の相談件数146件は前年度89件と比べて64%も増加しており、青年層に届く情報提供が課題です。相談の内容は、「商品一般」「不動産賃貸」「エステティックサービス」「基礎化粧品」などが多く、インターネット通販やSNSに関する相談が3751件(前年度11%増)と増加傾向にあります。

## 1 相談窓口の設置について

- ① 直接窓口で相談・面接ができるよう消費者センターの機能を充実させる
- ア 北部消費者センターを復活し、北部地域の相談体制を強化する。

イ 現在出張相談は、中原区・高津区・多摩区で予約制で行っているが、すべての区役所、出張所で出張相談を行う。

ウ 相談員を専門職として正規職員化する。専門性に見合った待遇とする。研修に当たっては、業務として賃金、交通費を保証する。

② 学校教育の中で「消費者の権利」を学ぶと共に、デジタルコンテンツなどの実際の被害について、引き続き、学習する。

③ 高齢者に対しては、高齢者の集まる場所など、身近な生活の場で出前講座を行うなど、気軽に学べる場を提供する。

④ 新型コロナウイルスの影響もあり、生活が苦しくなる中で、多重債務者も増加が懸念される。多重債務の相談に当たっては、その背景に生活困窮がある場合は、地域まもりセンターとも連携して、生活再建ができるよう支援する。

⑤ 災害時の価格安定や生活必需品の提供を確保するために、供給協定店を増やす。

⑥ 商品表示を消費者の立場に立ち、正しい情報を分かり易く表示するよう国に働きかける。

ア 原材料の原産地の可能性ある国を「又は」でつなぐ「可能性表示」（例えば「アメリカ又は国産」）が可能であったり、輸入原料の調達先が3カ国以上の場合「大括り表示」（豚肉「輸入」）であったり、さらに、原料が加工品の場合、原産地表示の代わりに製造地を表示する「製造地表示」（アメリカから豚肉を輸入し、国内で味付けて原料にしたら「味付け豚肉・国内製造」と表示できる）など、かえって消費者にとって分かりづらい表示が例外として認められているなど問題点が指摘されている。消費者の立場にたった「原産地表示」になるよう、再検討を国に求める。

イ 遺伝子組み換え食品表示では、100%組み換えでなければ、「遺伝子組み換えでない」と表示できず、実際は100%というのは困難。結局「遺伝子組み換えでない」との表示ができず、それにより、遺伝子組み換え食品が拡がる恐れがある。ゲノム編集技術による農林水産物が開発されていますが、食の安全や生態系への影響など懸念も指摘されています。消費者の選択権が守られる表示に改めるよう国に働きかける。

ウ 現在の「食品表示法」の「食品表示基準」では、同一商品を2箇所以上の工場で製造する場合、製造所固有記号を認めているが、これは、記号での表示は消費者に分かりにくく、適切では在りません。また、心臓疾患などへの対策として、米国やカナダ、韓国などで義務化されている「トランス脂肪酸」の表示義務が見送られ

ているなど問題がある。引き続き、国に見直しを求めてゆく。

- ⑦ 輸入食品、食材の安全性を確保するため、検査体制の強化を国に働きかける。市の食品衛生監視員（現在、6名）を増やし、食品検査項目を増やす。
- ⑧ 学校給食の産地偽装問題の究明と安全性の確保、再発防止策を教育委員会と共に行う。
- ⑨ 給食用物資の食品サンプリング調査を継続するとともに、サンプル数を増やす。水道水中の放射性物質の検査も継続する。
- ⑩ 市内のPFASの汚染状況を調査する。
- ⑪ 化学物質過敏症への理解増進を図り、相談窓口の設置など患者の救済対策を講じる。

## 第六章 労働者の生活と権利を守り、正規雇用を増やす施策を

1980年代以降、歴代の自民党政権が財界、大企業の要求に応え、「労働者派遣法」「労働契約法」など労働法規の規制緩和を進め労働者を切り捨てる政策により、日本は30年に渡り経済は停滞・衰退し続けてきました。実質賃金は直近10年間で24万円減少、1996年のピーク時から64万円も落込んでいます。現在、低賃金の非正規雇用が若者、女性の2人に一人に広がり、大企業の正社員はサービス残業がおしつけられる一方で大企業の内部留保だけが増え続け510兆円にもなります。この構造がOECD主要国の中で唯一、「賃金が上がらない国」にしてしまいました。いま必要なのは賃金の上げです。賃金が上がらない中で異常な物価高騰は、市民生活を苦しめています。

大企業の内部留保を中小企業をはじめ働く人の賃上げにまわす政策を進め、労働者の所得を増やせば生活向上と消費が伸び、中小企業を含む企業経営全体の改善と税収も社会保険料収入も増えていきます。正社員が当たり前、長時間労働を無くして人間らしく働けるルールの確立をすすめ、健全な経済成長の好循環に転換する必要があります。

2022年労働力調査では労働者の36・9%が非正規ワーカーという異常な実態です。非正規ワーカーの70・3%が年収200万円未満で、このうち68・2%が女性です。賃金は非正規の平均は正社員の6割強にとどまっています。最低賃金時給1500円にすれば、月に25万円程度（手取り20万円）になります。最低賃金の引上げが必要です。



介護福祉士、保育士などエッセンシャルワーカーの賃金は全産業の平均賃金より月7万円も低く、募集しても応募が無いなど人材不足が深刻な社会問題になっています。人材確保のためにも人間らしく働ける賃金、労働条件などの処遇改善を図り、「ケアに手厚い社会」をつくらなければなりません。

また、非正規雇用で働く女性や就職氷河期世代など若者のくらしと雇用を守る公的支援が一層求められます。生活補償（労働者が休みやすい環境整備、休業手当・休業補償、リストラ規制と雇用調整助成金の要件緩和・拡張適用、休業支援金・給付金の周知徹底）について国の制度改善とともに、市独自の具体的な直接支援が必要です。

フリーランス、ギグワーカーが増え、政府の調査では462万人（本業214万人、副業248万人）にのぼると推計されています。コロナによる収入減や解雇で一時的にギグワーカー・クラウドワーカーとして働く人も増加しています。本来、労働者として仕事をしているのに「個人請負」契約にして、社会保険加入など労働者としての権利を奪う「名ばかり個人事業主」などの違法・脱法行為をきびしく取り締まることが求められます。

正規雇用を中心にした求人開拓を強化し伴走型支援が必要です。「キャリアサポートかわさき」の2022年度の採用決定者数は489人（内女性270人）。正規雇用が141人（29%）、非正規雇用が348人（71%）でした。2007年の開設時の正規雇用決定者64%からは正規雇用が大きく減少しています。2022年度の相談件数は4158件（内就労相談3930件）、新規登録者は1176名で前年に比べ相談件数、新規登録者共に増加しました。女性専用相談件数も156件（前年136件）で増加しています。女性の雇用の深刻さが社会問題化しており具体的な支援が必要です。

人手不足対策として、高齢者雇用、外国人労働者の登用の比重が高まっていることから実態を把握することが求められます。

職業訓練を重視し、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設し、訓練期間中の生活援助を強化することや再就職支援、労働者の権利と雇用主の義務を知らせる広報・啓蒙活動を強化し、学校・職場・地域などで労働者の権利を知る機会をつくることも大切です。

- 1 雇用の確保と権利を守り、非正規雇用から正規雇用に流れをもどす
  - ① 最低賃金時給1500円をめざし、全国一律最低賃金制度をつくるよう国に要請する。
  - ② 派遣社員を雇い止めにする「派遣切り」を許さず、3年経過して働けば正規雇用に転換できることを雇用人、



事業者に周知徹底する。

③ 有期雇用を5年間継続した場合、本人が申請すれば、無期雇用にできることを、雇用者、事業者に周知徹底する。

④ 市内の中小企業の雇用実態調査を市独自で行うとともに、神奈川労働局が把握している川崎市内の事業主、雇用者の実態について情報を提供するよう連携強化をはかる。そのためにも課題を明らかにして神奈川労働局と雇用対策協定を締結する。

⑤ 市の雇用対策事業で雇い入れた人については要望を聞き実態をつかんで、正規の仕事に就けるよう市独自の取組を実施する。

⑥ 「キャリアアサポートかわさき」の専門性が求められる求人開拓員は、不安定な単年度雇用ではなく、正規雇用職員として配置する。また、市内中小企業の実情に詳しい団体等に委託して専任の求人開拓員として市独自に正規雇用できるよう支援する。

⑦ 「キャリアアサポートかわさき」を利用した人が、希望の職種につき、正規雇用につながるようにする。また、正規雇用を希望した人に対しては、実現できるように開拓を強化する。

⑧ パート・契約社員などの非正規労働者を雇用する中小企業等が非正規労働者の処遇、教育、研修、福利厚生にかかる制度を整えた場合に国が助成支給するキャリアアップ助成金などがある。国の事業に市が上乘せして助成して事業主や雇用者に、喜ばれる制度をつくる。

⑨ 東京都で実施してきたように、数値目標を明確にして「正社員転換型」の支援をおこない、正規雇用を拡大する。

⑩ 中小企業の社会保険料の事業主負担分を減免し、中小企業が賃上げに充てられるよう国に要請する。

⑪ 東京都荒川区では、小規模企業共済加入助成として共済掛金の2分の1、月額上限100000円の補助を行っている。中小企業の社会保険の負担分を軽減し支援をしている。本市でも負担分を軽減する。

⑫ 中小企業への財政支援で、雇用の安定、正規性雇用を拡大させる

ア 兵庫県など各自治体で広がっている奨学金返還支援制度は、中小企業の取り組みに自治体が補助金を出して人材を確保・定着させ、雇用の安定につなげている。本市でも同様の制度をつくる。

イ 福岡県北九州市では、市が認定する企業等に就職し、市内に居住した場合、就職後2年から4年目に年間最

大18万円を3年間54万円補助する事業を実施している。本市でも同様の制度をつくる。

ウ 平塚市では市民を正規雇用した市内事業者に対して経費を一部補助している。1人の雇用につき月額基本給の2分の1、上限10万円で、3か月で最大30万円を補助している。本市でも同様の制度をつくる。

## 2 男女の賃金格差を是正し、女性・若年層への支援の充実を

男女の賃金格差は年収で240万円、生涯賃金で1億円にものぼります。雇用形態による差別がそのまま男女間格差に直結し、退職金や年金支給の低さなどにも大きな影響を与えています。岸田政権は、労働者301人以上の企業に男女賃金格差の公表を義務付ける方針を表明しました。企業が男女賃金格差の実態を把握し、公表の徹底とともに、企業に是正の計画をつくらせ、政府がその実態を監督・奨励する仕組みの確立が求められます。

派遣やパート、アルバイトなどの非正規職で働くシングル女性は、リーマンショック後の就職氷河期世代で大量に生み出され、さらに働き方改革やコロナ禍によってその層が拡大され、貧困化も進んでいます。川崎市男女共同参画センターで行われた非正規シングル女性をテーマにした講座ではその深刻な実態も明らかとなっています。2021年に男女共同参画センターが非正規シングル女性の実態調査を初めて実施し報告書にまとめ、支援の具体化の一つとして非正規シングル対象の居場所「お月様」カフェが2022年7月に開設されました。

安定した職業に就くことができない若者や自信を失ってひきこもりがちになっている方が気軽に立ち寄れる居場所を増やすなど、「コネクションズかわさき」のスペースを居心地の良い場にすることも必要です。

### ① 働く女性がおかれている差別と男女の賃金格差を是正する。

ア 男女の賃金格差の是正の計画をつくり、その実態を監督・奨励する仕組みを確立するよう国に求める。

イ 山形県では、2021年度に賃金向上推進事業支援金制度を立ち上げ、賃金アップコースでは、県内の従業員100人以下中小企業等において、40歳未満の女性非正規対象に時給30円以上増額した事業者に一人3万円を支給。正社員コースは、事業者に一人10万円を支給し、正社員市社員に転換させ、実績をつくっている。22年度は対象年齢を50歳未満に拡大し介護福祉業界の女性労働者残帯の賃金底上げのため、101人以上の社会福祉法人も対象に加え拡充している。本市でも同様の制度を立ち会上げる。

ウ 従業員301名以上の市内企業に対し男女の賃金格差公表を徹底するとともに対象外の企業にも公表を促す。

エ 「キャリアサポートかわさき」は、男女の賃金を公表しない企業については、求人の対象にさせない。

オ 女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主付与される「かわさき★えるぼし」認定制度を周知促進するとともに、あらゆる分野の企業が活用しやすいインセンティブを検討して認証企業数を増やす。

② 男女共同参画センターによる「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査」が実施されたが、定期的に調査を実施し、施策に生かしていく。

③ 非正規シングル対象の居場所が、溝の口に居場所が一カ所開設されたが、市民が足を運びやすいよう身近な場所にも開設していく。

④ アウトリーチ事業、キャリアアッププログラムや家賃補助など、非正規シングル女性のニーズに即した具体的な支援を行う。

⑤ 「コネクションズかわさき」は、若者の多様なニーズに応えられるよう専門家の配置など体制の強化をはかる。プライバシーが守られ相談がしやすいブースをつくり、広く明るい施設を充実させる。南部地域にも設置をする。

⑥ 非正規シングル女性の実態調査継続的に行い施策に反映させる。

⑦ 川崎市立高校定時制と若者サポートステーション（コネクションズかわさき）などと連携して、すべての定時制高校で就労支援、生活支援を行う「寄り添い型支援」となる居場所カフェ事業を実施する。

⑧ 県立田奈高校が実施する就労支援は、バイタートン（バイト＋インターンの造語）の名称で有給職業体験を実施し、保育士・介護士など就労に結びつけられるようにしている。本市でも実施する。

### 3 就職氷河期世代への支援

バブルが崩壊し、就職難となった1990年代半ばごろから役10年間の「就職氷河期」に大学などを卒業し現在30歳半ばから50代前半とされる世代です。企業が新卒採用を大幅に絞り込み、非正規雇用で働かざるえ終えない人が増大しました。2021年度総務省労働力調査によれば、35歳～54歳まで正規雇用は182.3万人、非正規雇用は75.2万人です。政府は3年間で氷河期世代の正規雇用者を30万人増やすとし、20年度から氷河期世代向け相談窓口の利用率の上限を現在の39歳から49歳に延ばすなどの対策に踏み出しましたが、事業内容と求職者のニーズとの間に擦れが生じています。雇用を増やす抜本的対策が求められます。わが党は、直接雇用を増やすよう要望してきましたが、本市は政府の支援策にもとづき22年度5人の採用枠で募集しました。その募集枠に対し1次試験政権受験者は4

37名、競争倍率は87・4倍と高いニーズを示していますが、「キャリアサポートかわさき」任せの対応となっています。本市の2022年度キャリアサポートかわさきの「就職氷河期世代等相談窓口」への登録者13人（面接回数26回）、就職決定者4人でした。実態調査を行い、ニーズを把握するとともに、市内中小企業に財政支援をして、正規雇用を拡大させる必要があります。

① 氷河期世代を対象に本市の直接雇用を抜本的に見直し、学歴・職歴不問とする職員採用試験の継続実施及び採用枠5人から大幅に募集を拡大する。

② 北九州市は相談窓口の数は、本市1カ所に対し、夜間・日曜に対応可能な相談窓口を市内3カ所に設置。広報についてはネットの活用、商業施設や駅など生活動線上での広報を実施している。本市も相談窓口の増設、及びネット、SNS、デジタルサイネージ等を活用し生活動線上での広報を行い、一人でも多くの方に支援事業を知らせる。

③ 平塚市の「平塚市正規雇用促進補助金」制度は就職氷河期世代などの就職困難者を正規雇用した事業所に対して経費を一部補助している。1人の雇用につき月額基本給の4分の1、上限5万円で、3か月で最大15万円を補助している。本市でも同様の制度をつくる。

#### 4 市内大企業のリストラをやめさせる

本市でも繰返し起こる大企業リストラは従業員・家族のみならず多くの関連下請け労働者・家族の生存に関わることを市は認識して支援しなければなりません。同時に地域経済にも多大な影響をおよぼす、これらへの対策を講ずることは重要です。

2023年9月のJFEスチール（株）京浜地区の高炉休止は、従業員1200人と関連下請け事業者の最低でも2000人の雇用と地域経済に多大な影響を及ぼしています。市内だけでなく広域にわたり影響を及ぼす懸念があるとし、22年3月に国、神奈川県、横浜市と本市が、連携した対応を図る目的で「JFEスチール（株）の高炉等休止に係る関係行政機関連携本部」が設置されました。これは「JFE京浜の高炉休止に反対し職場を守る会」など労働者の粘り強い声で実現したものです。雇用と地域経済を守るために、連携本部に設置された雇用部会・地域経済部会が迅速に対応してその役割を果たすとともに、JFEスチールに対し収益拡大、利益第一で労働者や下請け事業所を犠牲に進めるのではなく、社会的責任を果たさせる為のしつかりとした継続した指導が必要です。

① JFEの高炉中止にともなうリストラについて

ア JFEスチール（株）従業員1200名すべてが配転先を確保できるよう、JFEに対して指導を行う。

イ 2023年2月に設置した「求職者向け特別相談窓口」はJFE従業員、関連下請け労働者が配転先を確保できるまで継続して設置する。

ウ 連携本部は22年7月7日から関連下請け事業者にむけた「特別経営相談窓口」を設置した。引き続き周知を図り、守秘義務を守った相談しやすい窓口になるよう努める。

エ 「合同企業面接会」を2023年7月から10月まで3回実施予定としているが、一回の面接会参加企業数は40社程度と少ない、広い会場確保するなどして参加企業を増やす。また、交代勤務をされている対象の方もいるため、開催時間を午前や日曜日にも設定し、回数を増やす。

オ 22年11月に開催した、取引先関連事業者向け支援施策説明会・相談会で出された意見や質問、不安などをもとに関連下請け事業者向け支援施策を継続して講ずること。

カ 関連下請け事業者169社だけでなく、その下請け事業者への支援が必要。高炉休止による自社への影響について具体的に知らされず事業の見通しが立てられない事業者がある。JFEに丁寧な説明や情報提供の徹底を求める。

② 市内大企業の人員削減・リストラに対して県労働局と連携し、本市に雇用対策本部を設置し、実態調査を行い、人権侵害を止めさせる。

③ 大企業のリストラによる下請け企業、地域経済への影響について調査を行う。また、事業者の撤退などの計画に対して市として情報を把握する枠組みをつくる。

④ 富士通、NEC、東芝のリストラについては、退職者の就労状況を調査し、不利益の有無を確認する。不利益がある場合は会社に対し是正を求める。

5 市職員の長時間労働是正、職員の健康を守り市民サービス充実のためにも市職員の増員をはかる。

災害の多発やコロナ対応などで、自治体職員など公務労働者が「過労死ライン」を大幅に超える超長時間労働を余儀なくされる事態が続いています。職員の増員を図りつつ、労基法を改正して上限規制を設けることが必要です。2022年度の市職員の長時間労働の実態は、残業時間が年480時間を超えた職員は752人、年1000時間を超



えた職員は47人に上ります。本来36協定では、時間外・休日勤務の限度時間は年360時間で「予見できない臨時または緊急の業務が集中」する場合でも年480時間です。継続して年480時間を超える職員が700人以上、年1000時間を超える職員が毎年40人以上いること自体異常で早急に是正しなければなりません。

また、2022年度の長期療養者数は581人（前年411人）、そのうちメンタルによる長期療養者数は373人（前年259人）と前年から急増し深刻な事態です。この背景には、川崎市の人口はこの10年間で12万人も増えているのに、一般行政部門だけでも職員は逆に367人も減員しています。人口増に合わせた職員増が無ければ職員の負担が増えるばかりです。しかし、市の「時間外勤務の縮減対策」には「職員の増員」という対策が入っていません。会計年度任用職員制度の導入は、第一に非正規職員に対して、法的な根拠を与え非正規雇用を合法化し、非正規化を進めることにつながりかねないこと。第二に1年限定の雇用制度であり、市は任用期間の限度を最長1年、5年と定めて雇止することにつながることから、国に見直しを求めるべきです。

① 市は「年間480時間を超えて働く職員数を21年度までにゼロにする」という目標を立てていたのだから、早急な増員を行う。

② 各職場の仕事量に見合った人員計画を立てる。時間外勤務で補っている仕事量に見合う職員の増員を行う。年休・産休・育休の完全取得やこれからの人口増に見合う職員の増員を行う。

③ 官製ワーキングプアを生み出さないために、公務労働における非正規職員化をやめ、正規職員に切り替える。採用は正規職員とする。

④ 会計年度任用職員に採用する場合は、最低賃金時給1500円以上にする。

⑤ 市民サービスの低下につながる市職員の削減をやめ、足りない福祉・教育・消防分野の雇用を拡充する。

## 6 失業者の就労支援を充実させ、生活を守る

① 失業者への対策・生活支援を強化し、ワンストップで対応できるように、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいたいJOBセンター）の相談窓口を全区役所に設置する。

② 市が開拓した求人情報を共有化するとともにハローワークに支援員を配置させ、市はハローワークと連携を強化して生活就労支援を充実させる。また、幸・宮前・多摩区役所、田島支所で実施しているハローワーク求人端末等の設置及びハローワーク職員の配置を他の全区役所・支所にも導入する。

- ③ 住宅ローンの繰り延べができるよう緊急貸付や信用保証などを実施する。
- ④ 住居確保給付事業の一層の周知を図る。また、国に対し離職・廃業と同程度した要件の維持を求める。
- ⑤ 失業者に対しては税金や社会保険、公共料金などの負担軽減や支払い延期措置を実施する。
- ⑥ 職業訓練を重視し、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設し、訓練期間中の生活援助を強化する。

#### 7 生活・労働相談活動を充実させる

- ① 本市で実施する労働相談は、労働者の勤務形態にあわせて休日・夜間にも設け、回数を増やして充実させる。最初の相談を受けた相談窓口は、相談内容をしっかりと把握し、たらいまわしにすることなく関係機関につながるまで責任をもって最後まで対応する。
- ② 労働相談を実施していることを広く周知する。
- ③ 民間で行う労働相談活動についても広報するなど周知徹底して支援する。
- ④ 外国人労働者の就労実態の調査を行う。市内在住の外国人・外国人労働者への言語援助、仕事と生活の相談活動を進める。

#### 8 「かわさき労働情報」の活用などについて

- ① 報提供や啓発活用に役立たせるとともに、法制度や新たな事業の開設のおりに企業に向いて説明を行い徹底させる。実態を把握する中で、内容の充実をはかる。公共の施設に一定部数おいて、自由に持参できるようにする。

## 第七章 「川崎に住んでよかった」と思える良好な環境の形成を。豊かな自然を残し、安心して住み続けられる川崎を

1 拠点開発にちからをそそぐまちづくりをやめ、徹底した住民合意で安心安全なまちづくりをすすめる

まちづくりの根本にかかわる問題として、2023年3月に『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）』等の見直しの基本的考え方<sup>①</sup>が策定されました。現在整開保の策定作業が行われており、2024年度に決定されます。これは本市のまちづくりの基本方針となるものであり、その下に都市マスタープランや立地適正化計画が位置付けられます。「見直しの基本的考え方」では、おおむね10年間の主要な都市計画決定の方針を定めるとして、「人口減少期の到来を見据え、持続的に都市の活力を維持する都市づくり」が必要としています。しかし、人口のピークは2030年で160万人を超える、現在の154万人よりも減るのは2050年以降と予測されており、あと10年は160万人の都市をどう暮らしやすく作るのが課題であり、この先40年以上を140万人を超える市民の暮らしを支える都市づくりをしなければなりません。この視点がなく、人口が縮小するとして、拠点開発を中心にして、そのほかの地域を縮小していくコンパクトシティをめざす計画を策定するのは、市民の暮らしとかけ離れたものにならざるを得ません。今存在する多くの市民を対象にして「川崎に住んでよかった」と思えるまちづくりをすることが求められています。

この1年間も、まちづくりに関する多くの住民要望が寄せられ、運動が作られてきました。その共通する要望は、「計画が決まる前に住民と話し合い、住環境が悪化しない開発をすべき」というものです。狭小敷地の無謀なマンション建設は減ったものの、工場跡地などの数少ない用地をめぐって、タワーマンション、物流倉庫、商業施設など、住環境を無視して少しでもうけをあげようとする事業者が住民と対立しています。従前から暮らしを営む住民の立場に立った仕組みを作るべきです。

① 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）」等の見直しにあたっては、拠点整備を中心とするのではなく、今後40年にわたって140万人以上の人口を抱える都市として、どの地域に住んでも交通や公共施設

設などが配置されている、均衡のとれた住みやすい都市にする計画を策定する。

- ② 地域に大きな影響を及ぼす開発計画などの事前協議があった場合は、計画が固まる前に住民の意見を取り入れる仕組みを作る。とりわけ、アクセスの対象になるような大きな開発計画の全容がわかるのはアクセスの方法書が最初である。それより前に住民に計画の全容がわかる仕組みを作り、アクセスの方法書が出るまで住民がわからないという状態をなくす。

- ③ 「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」は、一定の都市機能が付加されていれば容積率を増やすもので、単なる容積率緩和の道具となつているこの制度を廃止する。こうした安易な容積率緩和による巨大な建物の建設そのものをやめる。

- ④ 「小杉駅北口駅前まちづくり方針」については、宿泊施設等、高層建築物の誘導ではなく、防災や住民の声を生かした駅前整備になるよう、緑あふれるオープンスペースや、低層建築物を誘導する。

- ⑤ 「鷺沼駅周辺再開発事業」は、風害・交通渋滞・地上緑地の減少・学校生徒の増加による教室不足など生活環境の悪化をもたらすことから、高層ビル計画を中止する。また、現在の区役所・市民館・図書館の移転については、区民の合意はなく行わない。現在の施設を存続させ、鷺沼の駅前には、支所や分館を整備する。

- ⑥ 柿生駅前南地区は再開発事業を準備している地域であるが、高度利用地区を活用して、30階建ての高層建築物が提案されている。周辺の住民からは、「これからの時代に高層住宅はいらない」「住環境が悪化する」と反対の声が上がっており、建設計画は中止する。駅周辺の道路対策を中心に行い、問題解決を急ぐ。

- ⑦ 登戸土地区画整理事業内における市街地再開発事業は、税金の二重取りであるだけでなく、高層マンションの建設が近隣住民の願いなのか、町の賑わいはそれでつくれるのかという議論が一切ないまま、強行されようとしている。事業者と住民と話し合う機会を特別に設け、住民の声に沿ったものにする。超高層マンションは脱炭素社会にはふさわしくなく、地域に根付く低層の住宅を作り、町の賑わいを作る方策に切り替える。

- ⑧ 西加瀬プロジェクトについて。2019年に本市が示した「西加瀬地区における大規模工場跡地の土地利用誘導の基本的な考え方」で示した土地誘導にたちかえり、大型物流倉庫の建設をやめる。

- ⑨ 「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」について

ア 100戸を超えるような巨大なワンルームマンションの建設が続き、管理の問題で近隣とのトラブルが絶えない。特に部屋を投資目的で購入させることを目的とした分譲型マンションでは、個々の所有者が住んでいな

い場合の管理責任があいまいになっている。これを防止するため、建設指導要綱に、建設戸数の一定割合をファミリータイプにすることを義務付ける。分譲マンションの場合はマンション管理組合を作することを義務付ける条項を加える。

イ 小さいアパートのようなワンルームマンションを次々に作り、1棟丸ごと売ってしまうやり方で、管理人もおらず近隣とのトラブルが解決できないところもある。10戸未満であつても同一事業者が数棟立てる場合には、要綱を適用する。

ウ 東京都の多くの区がつくっているように要綱を条例化する。

#### ⑩ ビルなどの解体工事について

ア マンションやビルなどの解体工事では、法律で定められている特定建設作業に当てはまらない作業によって、耐え難い振動や騒音が起きている。自治体として法の網にかからない騒音・振動を規制し、近隣住民の生活を守る。

イ 江東区では事前の届け出制度があり、標識の設置と工事着手7日前までの住民説明を義務付けている。本市は建設リサイクル法に基づく表示のみであり、近隣への住民へはちらしを配ることをお願いしているだけである。住民は突然解体工事が始まり生活に影響が出るなどの被害を受けており、江東区のような要綱をつくる。

⑪ 所有者不明で安全対策が必要な空家への対策を急ぐ。空き家を活用できるよう、所有者がわかる空き家への改修工事の補助制度をつくる。

#### 2 安心して住み続けられる住宅の確保は福祉の基本。公営住宅の充実を

本市の住宅事情は、他の首都圏の都市と比べても民間の賃貸住宅に住む率が高く小規模な民間借家がおおいことであり、高齢者の単身世帯が増加しているなかで、低所得者が安心して住み続けることに不安が広がっています。2023年3月に、「第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」が策定され、「市営住宅入居募集制度」の改正も行われましたが、市営住宅が「長く住み続けられる住宅」から「通過型の住宅」にしようとしていることは重大です。

高齢者の住宅確保の基本は市営住宅の拡大です。高齢者が賃貸住宅を探しても年齢だけで断られることが社会問題となっています。そのため、高齢者住まい法、セーフティネット住宅法などが打ち出されていますが、公的責任が後退したまま市場の努力に任されているのでは、解決になりません。国も川崎市も、市営住宅を増やさないと方針



を撤回し、市民の福祉の増進のために市営住宅を増やす方針に切り替えるべきです。

また、2023年3月には「川崎市マンション管理適正化推進計画」が策定されました。住居となっている67万戸のうち25%が分譲マンションであり、持ち家に占めるマンションの割合は全国で最も高いのが川崎市です。このなかでマンションの老朽化と住民の高齢化が今後の社会問題となっていくことが明らかにされています。分譲マンションの放置は今後重大な問題になっていきます。そうなるまえに、管理組合の支援を行い、住民を取り残さない施策が求められています。

#### ① 市営住宅について

ア 「第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」は小規模な住宅にシフトしていくこと、子育て世帯や若年単身者等で期限付き入居を増やすこと、団地の集約を行うことなどが新たに盛り込まれた。実際に申し込み方法も変更されている。ファミリー世帯や若年単身者に期限をつけるのは入居者の回転を速くするためである。

これは、申込数に比して住宅戸数が少なすぎることから「なかなか当たらない」という批判をかわすため、本来住宅を増やせば問題はない。貧富の格差が拡大し低所得者が増えている情勢の下で、市営住宅を抜本的に増やし、入居条件に合致している市民はみな入居できるようにする。土地の購入や建設は時間がかかることから、借り上げ住宅を復活させる。

イ 使用者が死亡するなどした場合の居住権の承継は、経済的事情などでも子どもも承継できるように条例改正を行う。

ウ 民法の改正により、ふすまや畳の張替えなどの経年劣化の修理は所有者の責任とされたことを適用し、退去時の経年劣化の修繕費用は市の負担とする。

② 高齢者向け優良賃貸住宅は事業開始後20年で補助が終わり、入居者は家賃が上がる。とても負担できないため、事業者が川崎市住宅供給公社の場合は公社負担で家賃補助を行うが、個人の場合はできないところが生まれていることは不公平である。国はさらに20年の延長を認めており、入居者の住居を守るため、補助の延長を行う。

③ 川崎市マンション管理組合登録・支援制度を周知し、管理組合の育成を行う。管理組合がない、機能していないなどのマンションの調査を行う。

### 3 生活道路、水道など公共インフラの整備を

- ① 生活道路の維持補修費を抜本的に増額し、市民からの陳情にすぐ対応できるようにする。
- ② 私道舗装助成の市民負担をなくす。予算を抜本的に増額し、毎年申請に応えられるようにする。
- ③ 街路樹の整備は愛護会など市民任せにせず、市として行う。予算を抜本的に増やし、毎年街路樹や植え込みの剪定を行う。落ち葉の掃除などをシルバー人材センター、障がい者施設など、公的な仕事として委託できる仕組みを作る。桜の樹木診断による更新をいそぐ。
- ④ 私道における上水道の管の埋設には市の補助があるが、修繕や敷設替えは全額自費となる。様々な事情で私道となっても共同で管を使用している場合は敷設替えの際には助成するよう制度をつくる。
- ⑤ カーブミラーの安全対策を全市で行う。補強が必要な箇所については直ちに対応する。
- ⑥ 橋梁は、令和3年度末時点で管理数609橋のうち、建設後50年以上経過した橋梁は140橋、建設された年度が不明な橋梁は309橋。歩道橋は管理数113橋のうち、建設後50年以上経過した歩道橋は69橋ある。これらの対策を急ぐ。
- ⑦ 県による水道事業の広域化に組せず、川崎市の水道事業の独立性を守る。水道料金の値上げにつながる神奈川県内広域水道企業団の増強計画に反対し、生田浄水場を復活させる。
- ⑧ 川崎縦貫道路Ⅱ期計画については、住民に知らせることもないまま、東京外かく環状道路計画検討協議会での協議が重ねられ、すでに費用負担などの検討まで行われている。川崎側は住民合意もなく建設は不可能であり、きっぱりと中止する。
- ⑨ 「公共建築物長寿命化に向けた実施方針」で計画的に対応するのは屋上防水と外壁の塗装のみである。あとは管理者が対応するとなっており、とりわけ指定管理の施設は、申請がなければ対応の対象にもならず、あっても予算がなければ無視するという状況である。水道管、下水管、内装なども老朽化しているか点検を行い、市として対応する。
- ⑩ 酷暑対策のため、公道には熱を反射しないアスファルトを採用する。

### 4 交通体系を住民本位に整備する

自由に移動することは市民の権利です。高齢者の増加などにより公共交通の役割はますます重要になっています。

とりわけ市バスは採算性だけで運営するのではなく、公共交通の責任を果たすことが求められています。

① 市バス事業について

ア 市民が要望する路線の新設や増便に応える。そのために営業所の拡大、バスと運転手の確保を行う。一般会計からの繰り入れを増額する。

イ 障がい者への差別的な対応を根絶する。そのために、研修を繰り返し行う。(再掲)

② コミュニティ交通について。各地でデマンド交通などの実証実験を行っているが、いずれも本格運行に移行できずにいる。最大の問題は採算性であり、地元協議会だけでは継続できない。運営費に対する補助を創設する。

③ 南武線の片側改札駅の解消に向け、久地駅に早く着手する。久地駅横の踏切は大変危険であり、ただちに「賢い踏切」にするようJRに働きかける。中野島駅の橋上化は久地駅から間隔を開けずに早く着手するとともに、それまでの間臨時改札の開設時間を延長する。

④ 南武線連続立体交差事業については、移転を余儀なくされる住民に不利益がないようにする。立体交差化が実現するまでの間、開かずの踏切対策をJRに強く要望する。

⑤ 京急大師線の連続立体交差事業については、1期区間はこれ以上先延ばしせず、市民の声にこたえてすすめる。

⑥ 自転車駐輪場について

ア 利用者が集中する駅周辺において、自転車等駐輪場の増設を急ぐ。機械式はたいへん利用しやすく、土地がなくても増設できるため、機械式を増やす。

イ 自転車置き場が2段式になっている所では、上の段に自転車を上げることができず、利用できない。また、無人式の駐輪場にしたところでは、自転車一台あたりの幅が狭く、左右に自転車が入っていると真ん中は利用できないラックを残している。また、こどもを載せることができる大きな自転車が普及しているなど自転車のカタチが変わってきている。こうしたものに対応するようニーズに合った施設にきりかえる。その際、収容台数を減らさない。

5 リニア新幹線の建設に反対する

2023年3月より、川崎市内においてもトンネル掘削工事が「調査掘進」の名で着手されましたが、巨大なトンネルを掘る危険性はこの数年各地で明らかになり、いずれの工事も何らかの理由で止まっている状態です。JR東海

も国交省も「リニアは安全」と言うが、リニアだけ起きないという保証は全くありません。実際北品川ではすぐに機械が損傷事故を起こしています。そもそも地質調査も十分ではなく、工事の段階から市民に影響があるリニア新幹線の建設は直ちに止めるべきです。

① 川崎市内のルートのボーリングによる地質調査を、200メートルに1か所行うようJR東海に強く申し入れる。その結果の公表を求める。

② 家屋調査は、希望者ではなく、すべての関係する家屋に対して行う。

③ 東百合丘工区では、騒音がひどく住民から苦情が上がっている。工事を中断し住民と話し合う。

④ 上下水道局の第2導水ずい道への悪影響は明らかであり、リニア新幹線の今の計画のままでの建設を中止するよう求める。

## 6 川崎に残る豊かな緑を守り、公園の整備を

① 斜面緑地と丘陵部のみどりの保全をいっそう旺盛に

ア ナラ枯れの対策を強化する。倒木の危険のある樹木の伐採を急ぐ。

イ Aランクだけでなく、貴重なBランクの緑地を保全する。

② 公園整備について

ア マンションを建てる際に近隣に一定の面積の公園があれば、6%の提供公園を緑化協力金にすることができ、規定について、安易に協力を金を受け入れるのではなく、市街地では基本的に公園を提供するよう指導する。

イ 設置の条件のある公園にはすべてトイレと手洗い場を作る。築30年以上の古いトイレや、洋式便器になっていないトイレはただちに改築する。

ウ 草刈りや遊具の点検を1年に数回行い、子どもたちの安全を守る。

エ 気候変動により、夏の猛暑は避けられない。日中も遊べるように屋内の遊び場を公園内に整備する。

オ 各地でPark-PIが導入されている。これは基本的に民間が公園内で利益を上げてそれで公園の整備を行うというものであり、すべての市民の憩いの場である公園の目的から外れている。参入している企業は限られており、その企業のもうけのために市民の公園を利用させることはない。今後はPark-PIは導入しない。すでに導入している施設は更新時に直営に戻す。

カ 等々力緑地のコンセッションの導入は、運営権に抵当が付き、公共施設の運営が金融機関のもとにあるという異常な事態である。コンセッションの導入をやめる。

③ 多摩川の干潟を保全する。羽田連絡道路の建設により河口部の干潟の生態系が破壊されている。元の干潟に戻すよう研究を行う。

## 7 災害対策について

異常気象による災害は全国各地で頻発し、本市も例外ではありません。自然災害は避けることができませんが、事前の備えで市民の命と財産を守ることが可能であり、その対策の多くは公的に行わなければなりません。課題は多く困難がありますが、できることから行うという姿勢がまず必要です。

### ① 震災対策について

ア 木造住宅耐震改修助成制度は、低所得層に対応するため、限度額をもとの一般世帯200万円、非課税世帯300万円に引き上げ、自己負担をなくすために補助率を設けないこととする。段階的な耐震補強も行える制度についても、同様に補助額を引き上げる。

イ 旧耐震の建物を建て替え新築する場合には、解体費に助成する制度を創設する。

### ② 風水害について

ア 国の多摩川緊急治水対策プロジェクトで計画されている多摩川の河道掘削はもともと2024年度までに189万㎡を行う予定だったが、工期を2025年度まで伸ばした。しかし2023年6月までに24%しか終わっておらず、工期中に終わるのか疑問である。大規模に推進するよう国に申し入れる。間に合わなければ市としても行う。

イ 多摩川緊急治水対策プロジェクトは、高津区と中原区に面するところが対象になっていない。これらの地域を行うよう、国に申し入れる。必要な箇所は市として掘削する。

ウ 多摩川と平瀬川の合流部について、住民の意見を反映させ、堤防は透明にする。

エ 令和元年東日本台風による浸水被害における排水樋管周辺地域の浸水対策について。長期対策で複数の排水区を一体的に捉え、排水できない雨水を新設する流下幹線で集め、新設または増設するポンプ場から多摩川へ排水するというもので、2025年度までの中期計画の中で具体化している。この計画の具体化を急



ぐ。この能力は最大31ミリとしているが、もつと能力を高める。

オ 多摩川J R橋梁下堤防は河川管理施設等構造令が守られておらず、決壊のおそれがある。ただちに改修するよう国に求める。

カ 多摩川の洪水対策として、被覆型堤防に改修するよう国に求める。

キ 浸水対策の重点化地区のうち、2025年度末でも、川崎駅東口周辺地区、大島地区、観音川地区の3地区は達成度ゼロのままという目標であり、住民の不安が増している。これらの対策を急ぐ。

ク 「水害時避難ビル」を津波だけでなく、高潮・洪水時にも利用できるように協定とする。

③ 土砂災害特別警戒区域から移転するための補助制度を国の事業を使って創設する。移転できない建物に対し、がけ地の安全対策を行う助成制度の充実を図る。

④ 安価な防災ラジオを全戸に配布する。

⑤ 避難所について

ア 県立高校を震災時の避難場所とするよう県と協議する。風水害時の具体的な開設方法を明らかにする。

イ 「川崎市二次避難所（福祉避難所）開設・運営（基本）マニュアル」は、二次避難所の開設手順は示したが、具体的に一次避難所でどう振り分けるのか、そこからどう移送するのかという最大の問題に手がついていない。3か所のリハビリテーションセンターは最初から開設することにしたが、誰が行っていいのかなど具体化もされていないなど多くの課題が残っており、このままでは混乱する。基本的には、福祉避難所を最初から指定し、避難者を決めておくことが合理的であり、2次避難所とすることがいいのか検討する。実際には避難所にたくさんさんの要援護者が避難することは必至であり、その対応に必要な人員を配置できるだけの職員の増員を平時から行う。

ウ 2021年度末時点で63か所の避難所と水処理センターを結ぶ管渠の耐震化が完了していない。整備を前倒しで行う。すべての避難所に、貯留型のマンホールトイレを設置する。トイレはかなり不足すると考えられており、トイレトレーラーを導入する。

エ 要援護者の避難訓練をすべての避難所の開設訓練においておこなう。

オ 防災計画の中に、女性、性的マイノリティの方への配慮を具体的に盛り込む。

⑥ 南部防災センターをもとのコンセプトのとおり、常設の防災体験施設として整備する。

⑦ 臨海部の防災対策について

ア 臨海部の防災対策について。臨海部防災対策計画において、水江町のプロパンを貯蔵する高圧ガスタンクなどが大規模爆発火災になった場合、避難対象は川崎区全域と幸区の一部の広範囲に及ぶ。避難誘導するための連携機関は「消防職員、区職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等」となっているが、計画では2次爆発などの可能性を考慮しているにもかかわらず、これらの機関には2次爆発も含めた具体的な避難先や安全対策などは知らされていない。千葉県市原市の経験をふまえ、関係する機関との情報共有をしっかりとる。そのうえで関係団体の意見を聞き避難計画を再検討する。

イ コンビナート火災に備えた訓練を繰り返し行う。とくに大容量泡放射システムは訓練なしには活用できないので、搬送業者の想定も含め繰り返し訓練を行う。

ウ 羽田新飛行ルートにより、B滑走路からの離陸は2021年11月からの1年間は1日あたり47回、年間6911便となり1年前よりも増えており、騒音とともに事故の可能性が増している。国にただちに飛行ルートの撤回を求める。県に対し防災アセスメント調査を行うよう求める。コンビナート爆発などの大規模事故を想定した避難訓練を川崎区内の関係者で行う。

## 第八章 市民の命と健康を守り、公害のない、環境にやさしい川崎に

国連のグテレス事務総長は「地球沸騰化の時代が到来した」と警告しました。持続可能な経済・社会とするためには、二酸化炭素排出量の大幅削減とゼロに、国内の公害被害者の早急な救済や大気汚染対策、アスベストや土壌汚染対策など身の回りの公害・環境対策に真剣に取り組み、前進させることが必要です。公害・環境汚染問題の解決には、汚染者負担の原則、予防原則、非悪化原則、国民・住民の参画、そして徹底した情報公開等が欠かせません。

川崎市は2023年6月議会において、全国に誇る宝である「成人ぜん息患者医療費助成制度」と「小児ぜん息患者医療費支給制度」をその役割の検証も行わず、またパブリックコメントで99・9%の市民が廃止に反対の声を寄せ

ていることに真摯に受け止めせず、両制度の廃止を強行しました。

市は「他のアレルギー疾患との公平性の観点から特別な助成はしない」というのが廃止の理由でした。しかし、厚生労働省喘息死ゼロ作戦評価委員会では「ぜん息は、発作が起これば3時間以内に3割が亡くなる命にかかわる疾患」だとしており、完治は難しく、長期の継続的な治療が必要であり、多額の医療費がかかるなど、他のアレルギーとは全く違うものです。

また、現在も、工場からの煙には大気汚染物質が含まれており、PM<sub>2.5</sub>や光化学オキシダントなど大気汚染の課題は残っており、『公害は克服した』とは言えません。二酸化窒素の環境基準の達成率は向上していますが、環境目標値は未達成のままです。実際に川崎市では、道路沿道を中心に深刻な大気汚染の状況が発生し、全市民的にぜん息で苦しむ市民が増え続け、2007年1月から2022年4月を比べると麻生区では123名が2012名(16.3倍)、多摩区84名が1227名(14.6倍)、宮前区158名が1626名(10.2倍)となっています。全国の児童のぜん息罹患率は3.27%なのに対し、川崎市では6.58%(2021年学校保健実態調査)と約2倍にのぼります。成人ぜん息患者医療費助成制度の適用者は2021年度末で8611人となりました。

議会や委員会の中では50年に及ぶ公害問題の歴史を紹介し、本市は大気汚染による川崎公害裁判で川崎市の道路管理者としての責任を認めたこと、その後、国も川崎市のぜん息と大気汚染の関連を認め、最新の小児ぜん息患者数をもみても大気汚染による公害の可能性があると出てきた以上、市として公害の責任は免れません。公害患者を救済する制度を復活させべきです。

環境省が自動車排出ガスとぜん息発症の因果関係を解明するため2005年度から2009年度の5年間にわたって「そらプロジェクト調査」が実施され、川崎市もその対象地域(川崎市東名高速)の一つとされました。同調査報告書によれば学童については「予め十分な精査された適切なデザインによる十分な対象数を確保した疫学調査により収集されたデータに基づき解析した結果、EC及びNO<sub>x</sub>推計曝露量を指標とした自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められた」と報告されています。国と自治体の責任で新たに発生したぜん息患者が安心して治療に専念できるよう医療費救済制度を創設すべきです。その財源としては自動車メーカー等に応分の負担をさせるべきです。

川崎市は2021年度のごみ総排出量は約49.9万トンのうちごみ焼却量は約34.8万トンで事業系9.4万トン、

家庭系25・4万トンです。焼却率は70%で日本全体の80%と比べて焼却率は10%低くなっています。焼却に伴う温室効果ガス排出量の約80%が廃プラです。プラスチック廃棄物の削減目標を早急に決める必要があります。2022年度から川崎区でプラスチック資源一括回収実証事業が始まりました。2026年度には全市で回収が始まります。私たちが要望してたことが実現に向けています。

プラスチック製品の分別収集と再商品化を安定的継続的に行うために国に対して財政支援を求めるべきです。

「一般廃棄物処理基本計画」では2025年度までに2014年度比で4万トン削減していますが、37万トンの焼却ごみを33万トンまで削減するという事です。しかし、都市首長会議は「一般廃棄物の2030年までに埋め立て・焼却を30%以下に抑える」という目標ですが、さらに減らすことが必要です。焼却ごみの削減目標の見直しが必要です。

また、本市でも「ゴミそのものを作らない」という発生源対策の方向にむけ具体的な推進計画を立てるべきです。ゴミの減量を徹底するために、ごみを資源として考え、ごみの再利用を真剣に考え、住民の協力を得ながらの取り組みが必要です。

私たちのもとに、「ゴミ対策の強化をお願いしたい」「ゴミ収集を昔のように毎日など戻して欲しい」「ゴミ置き場にゴミがあふれている」など公衆衛生の関する意見が多数寄せられています。

## 1 公害被害者救済施策の強化について

- ① 成人ぜん息患者医療費助成条例」「小児ぜん息患者医療費支給条例」を復活させること。
- ② 国に対し「ぜん息患者医療費救済制度」を実施するよう求めること。また、その財源については大気汚染公害を深刻にした加害者である自動車メーカー等に応分の負担を課すことによって確保すること。
- ③ 多摩区の小児ぜん息の有病率が他区より高い。その要因と大気汚染との関連について調査を行う。
- ④ 川崎の公害の歴史を後世に伝え残す資料を保存・展示する施設をつくること。

## 2 環境改善及び公害対策の強化について

- ① 二酸化窒素（NO<sub>x</sub>）環境目標値の達成こそ、深刻な大気汚染の解決にとって重要である。規制緩和された対策目標値（環境基準の0.04ppm～0.06ppmと同じ）ではなく、川崎市が環境目標値として掲げている日

平均値 $0.02\text{ppm}$ を達成する具体的な目標と対策を示すこと。また当面、国の環境基準値の下限値を全局で達成するための抜本的対策を講じること。

② 自動車排出ガス測定局を増設し、市内全域の $\text{NO}_2$ の実態を把握し、その対策を講じること。また、監視体制強化について関係機関に働きかけること。

③  $\text{PM}_{2.5}$ （微小粒子状物質）対策を強化する。環境基準達成後の新たな目標値として東京都のようにWHOの指針値を採用する。 $\text{PM}_{2.5}$ の実態把握をするため、未設置の測定局（遠藤町自排局）に測定機を早急に設置すること。

④ 環境省は $\text{NO}_x$ ・ $\text{PM}$ 法の域指定を令和8年度まで延期する方向ですが、これまでの対策を弱めないこと。 $\text{NO}_x$ ・ $\text{PM}$ 法にもとづき、市独自に対策重点地区（当面、池上、遠藤町、二子各自排局）を設定し、被害者及び住民代表を参加させ、抜本的対策が講じられるよう地域対策協議会を設置する。

⑤ 新本庁舎に電光表示盤を戻し、 $\text{PM}_{2.5}$ の速報値を加える。

⑥ 早期に、光化学オキシダントの環境基準達成を図り、光化学スモッグの発生を防ぐ。

⑦ 麻生区でこれまで実施してきた酸性雨の常時観測を復活させる。現行、川崎区の数値のみでは代表性に欠ける。

⑧ 環境局地域環境共創課が推進する「ありがとう！環境出前事業」を活用し、参加団体の協力を得てイベント等を企画するなど引き続き積極的に活動する機会を増やすこと。

### 3 住民参画による公害根絶、環境保全監視体制について

① 「環境パートナーシップかわさき」は2001年「環境基本条例第15条第2項」に基づき、環境をテーマに活動する市民や組織が事業所、行政とともに活動を続け相互の信頼関係に基づき自由に公害・環境問題に対して意見を交換し、情報交換が行われ市民の意見、要望を行政や事業所と共有し施策に反映してきました。しかし川崎市は環境行政を取り巻く状況が大きく変わったなどを理由に「環境パートナーシップかわさき」を解消しました。市民参加の場を奪う解消はやめ、復活・発展させること。

② 「川崎市環境影響評価審議会」の構成について、これまで学識経験者13名、市民公募2名のほかに、公害関係団体や医師会などの環境に関係する団体からの推薦委員5名で構成されていたものが、団体推薦をやめ学識経験者18名、市民公募2名での構成に突如変更になった。環境影響評価審議会は1976年、全国に先駆けて作った



- 「環境影響評価に関する条例」に基づいて設置されたもので、公害をはじめとする環境破壊から市民を守るために、市民の声を直接取り入れたまちづくりを行う制度として確立してきたものである。こうした歴史的経過を尊重し、また公害は改善されていないこともふまえ今からでも定員を増やし団体推薦委員を復活させる。
- ③ これまでであった3つの常任部会が廃止されるなど2020年度から組織再編された環境審議会について、新たな部会を設置の際には専門家の参画と合わせて、市民代表や当事者団体等も参画できるような柔軟な運営を行いこれまで審議会が果たしてきた役割を後退させないこと。
- ④ 身近な環境を体験できる市民の自主測定運動を引き続き奨励、援助する。

#### 4 アスベスト被害を防ぎ、被害者救済策を

- ① 大気汚染防止法のアスベスト関連の規制が、昨年4月1日よりレベル3建材を含め解体工事(80㎡以上)、改修工事(請負代金100万円以上)について、事前調査の届出が義務付けられました。解体・改修工事にかかわる事前調査費用およびアスベスト建材の除去作業や処分にかかる費用について、市民負担を軽減するための助成制度を設ける。
- ② 「建設アスベスト被害給付金制度」の周知を図ること。また、迅速で完全な賠償を実現するため国に対し、建材メーカーからの拠出を加え給付額を引き上げる制度改正を行うよう求めること。合わせて、アスベストでの被害者を救済するための本市独自の制度を検討する。
- ③ 「石綿の健康被害の救済に関する法律」をすべてのアスベスト被害者を対象とし、十分な救済・補償が受けられるよう抜本改正するよう国に求める。アスベストによる呼吸器疾患にかかった市民に対し、医療費や生活費を補助する。
- ④ 川崎市国保加入者でアスベストの疑いのある方がどれだけいるのか実態を把握する。
- ⑤ 石綿健康管理手帳を持つ方が健康診断を受けられるよう、川崎市3病院が「指定医療機関」となるよう神奈川労働局と連携して川崎市3病院に要請する。
- ⑥ アスベストの診断に対応できる医師を育成する。
- ⑦ 民間医療機関へアスベスト医療の啓発をすすめるために民間団体等が作成したパンフレットも含め普及を行う。

## 5 公衆衛生の役割を果たし、資源循環型社会へ

① 人口増加やコロナ過での生活の在り方の変化でゴミが増えている。普通ごみ収集回数の削減により、「家の中でごみの保管に困っている」「ごみ置き場のごみがあふれている」「カラス被害が増えた」など公衆衛生が悪化していることが明らかになった。収集回数削減後の公衆衛生・生活環境への影響調査を実施し、収集回数を週3回に戻す。夏場だけでも週3回に戻す。

② これ以上の事業系ごみの処理手数料の値上げは中小企業の営業に大きなダメージを与えることになるため、行わない。事業系ごみの分別が不十分なため、処理業者の大きな負担となっている。市が排出事業者に対して分別を指導し、周知徹底する。

③ 普通ごみ収集の有料化は引き続き行わず、無料収集を堅持する。これ以上の委託化はしない。

④ 市内の事業者の参入を増やすことや、安全管理上からも有効な手段として、1事業所が受け持つ収集・運搬委託業務地域（宮前及び多摩生活環境事業所）を行政区単位にすること。

⑤ 空き缶・ペットボトル及び空き瓶の収集について、分別がされていない場合は、収集作業員が仕分け作業を行っている。収集作業員の安全な道路交通の安全を確保するため、市民へ分別重要性についての周知を強める。

⑥ プラスチック資源一括回収事業について、プラスチック製品の分別収集と再商品化を安定的継続的に行うために国に対して財政支援を求める。2026年度には全市で回収が始まるが市民の声を反映させた事業を行う。

⑦ 資源物収集運搬業務委託業務の契約について。現在5年契約の指名入札で行っている契約について、入札の方法や契約期間を見直し地域の業者を育成できるようにする。

⑧ ごみの減量の徹底のために製造者責任を果たさせ3R（リデュース・削減、リユース・再使用、リサイクル）とリサイクルに取り組む。

⑨ 町内等のごみ収集所のネットや集積籠などの購入補助を行う。

⑩ 浮島処理センター構内について。トイレは床がいつも濡れているなど不衛生である。快適に利用できるよう改修する。休憩スペースについて食事休憩も可能となる駐車スペースを確保する。

## 6 浮島処分場での放射性物質を含む廃棄物の処理について

引き続き市民に公開・公表しながら、焼却灰や焼却汚泥、内水・放流水などのモニタリングを行う。プルトニウム、

ストロンチウムなど未測定の核種の検査を行う。周辺海域の魚についても継続的に測定する。ゼオライト添加方式以外に安全で効果的な処理方法がとれないか、調査し検討する。

## 第九章 市民・地域にねづいた社会教育施設を充実させ、豊かな文化・スポーツ政策を

### 1 社会教育の役割を果たせる充実した市立図書館・市民館を

「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」で、原則は直営としてきた図書館や市民館に指定管理制度を導入する方針が示されました。

しかし、政府も「社会教育施設には指定管理制度はなじまない」と指摘し、2011年には片山総務大臣が「公共図書館や学校図書館は指定管理にならない。行政が直営でスタッフを配置して運営すべき」と述べています。図書館や公民館は利益を追求する施設ではないため、指定管理者は必然的に人件費の削減などしか利益を上げることができません。そのため、すでに指定管理が導入された各地の公民館・図書館では、司書や社会教育主事などが指定期間終了後の保証もなく最賃に張り付いた賃金の非正規雇用で働いている実態があります。市民館・図書館がこれまで直営で積み上げてきた専門性を担保するためには、司書や社会教育主事などの専門性に見合い、経験を蓄積し継承を確保することができる賃金と雇用の継続の保障が欠かせませんが、指定管理制度の導入はこれに逆行するものです。

指定管理制度を導入すれば市と社会教育施設が培ってきた運営のノウハウが、市に蓄積されなくなります。各地で、指定管理者の問題で指定管理施設が破綻した事例が相次いでいます。そうした事態になれば、その施設は市の直営に戻すこととなりますが、その場合に市に経験の蓄積がなければ対応できなくなってしまう。市民館で行われてきた「平和・人権学習」は、市民とともに築いてきた川崎市の社会教育の最大の特徴であり財産です。他市に類例はほとんどなく、こうしたテーマを扱える指定管理者もありません。現在の企画委員制度を継続し市の職員が行う事業として将来的にも継続させることが必要であり、本市社会教育委員会議でも2016年3月に発行された研究報告書において「川崎市の積み上げてきた市民館・図書館の成果を踏まえ、当面、指定管理者制度の導入の必要性は見

当たらない」と結論づけています。

以上のことから、市民館・図書館への指定管理制度の導入は撤回すべきです。

東京都大田区は区立図書館が（1館あたりの人口4・48万人）で16館、世田谷区は（同5・57万人）で16館、稲城市は（同1・47万人）で6館、町田市は（同5・40万人）で8館あるのに対し、川崎市は分館含めて（1館当たりの人口12・5万人）で12館にすぎません。川崎市が行うべきは図書館への指定管理制度の導入ではなく、少なすぎる図書館や資料費を増やすことです。

- ① 周辺都市なみに図書館を大幅に増やす。せめて分館構想を復活させ、ブランクエリアに市民館・図書館分館をつくる。
- ② 移動図書館の充実をはかる。
- ③ 子どもが自主的に活動でき、子育て世代も安心して子連れで過ごせる施設として、子ども図書館を川崎駅前などに整備する。
- ④ 宮前図書館は移転ではなく、現在の図書館を存続し、鷺沼駅前には分館を整備する。また、向丘出張所にも図書機能を持たせる。
- ⑤ 各区の図書館・分館の返却ボックスを休日だけでなく開館中も使用できるようにする。主要駅に返却ボックスを設置する。
- ⑥ 各区の図書館・分館の利用状況に応じて開館時間を9時から21時までなどに延長する。
- ⑦ 各区の図書館・分館の職員が一部民間委託になっている。図書館法の精神にてらして、書架整理や貸し出しなどは図書館機能の後退につながるものであり、民間委託をやめる。
- ⑧ 直営館として残す予定の川崎図書館が指定管理館とする幸図書館の運営などをモニタリングし、同様に直営の高津図書館が指定管理の宮前図書館を、直営の多摩図書館が指定管理の麻生図書館をそれぞれモニタリングするとしているが、同様の方式は全国的に成功していない。市立図書館・分館の指定管理とする方針を撤回する。
- ⑨ 司書の採用を行い、図書館および図書機能を持つ施設などに配置し人事交流をはかる。各区の図書館・分館に専属の図書館司書を配置する。指定管理等とした場合に優秀な図書館司書の採用を図るために給与が最低賃金（公契約の作業報酬下限額）に張り付くことがないような方法を検討する。
- ⑩ 閲覧、学習スペースを増やす。

⑪ 資料費一人当たり72円は他都市と比較して低すぎる。資料費を抜本的に増額する。

⑫ 各区の図書館に、視覚障がい者のための「サピエ図書館」を導入する。

## 2 市民が主体の文化芸術活動を推進する

芸術・文化は、人々に生きる力を与え、心豊かな暮らしに欠かすことができないものです。文化を創造し、享受することはすべての国民の権利です。2017年6月、「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」になりました。前文に「文化・芸術にとつて最も大事な「表現の自由」が初めて明記されました。憲法は「表現の自由」を保障しています、芸術活動は自由であつてこそ発展します。文化を自由に作り楽しむのは国民の権利であり、それを保障することは国・地方自治体の責務です。

7月の文教委員会で第3期川崎市文化芸術振興計画の方向性について報告がありました。方向性として、文化芸術資源を活かしたまちづくり。文化芸術を担う人材の育成。誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり。「かわさきパラムーブメント」のレガシー形成に向けた文化芸術活動の推進。の4本柱を掲げました。そこであれば、第2期改定時に実施した市民アンケートの「子どもや青少年の文化芸術体験について重要なこと」学校における公演など鑑賞体験を充実させる(32・3%)、ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる(30・7%)。「障害のある方が文化芸術活動に親しめる環境づくりに向けた各種の取り組みについて」文化施設のバリアフリー化を促進する(67・2%)、字幕や音声ガイド、手話などの鑑賞支援を充実する(65・2%)。また、文化芸術団体等へのアンケート(10団体回答)の「加盟する団体が活動する際の課題」活動場所の確保(6団体)、活動資金の確保(3団体)、「加盟団体が練習や発表で施設を利用する上で、支障となっていること」では、入場料や使用料が高い(5団体)、利用する会場の競争率が高い・利用回数に限られる・施設が少ない・利用時間の延長などが上げられています。こういった施設を利用したくても利用できない、文化芸術に触れ参加するという機会が不十分になっている市民の声を反映することを求めます。

7月に公演された、かわさき演劇まつり「モモ」には子どもから高齢者まで多彩なキャストが出演し、2100人を超える方たちが観劇しました。役者さんの真剣な演技、目を見張る舞台装置、細部まで行き届いた演出は大きな感動を呼び、演劇の素晴らしさを再認識する声が広がっています。川崎の文化、芸術を守っていくためにも市内で活動する様々な文化・芸術団体、個人に継続的な支援を行なうこと求めます。



- ① 川崎市総合文化団体連絡会への補助金等、文化予算を抜本的にふやす。また、公益活動芸術創造団体や演劇集団にたいする団体活動費助成制度をつくる。高価な楽器などの購入資金及び維持整備のための補助を行うとともに、融資制度を新設する。
- ② 高校生等、青少年が演劇などの文化芸術活動に参加できるワークショップ、舞台公演などの事業に対し継続して支援を行う。
- ③ 芸術文化鑑賞活動を学校教育の柱の1つとして、文化・芸術に親しみ、その感受性をやしなう情操教育をすすめることを重視し、多様な文化芸術を学校公演、上映活動できるよう学校運営費の助成制度を創設する。
- ④ 「かわさき演劇まつり」の演劇講座は2年に一度である。継続性、人材育成から毎年開催できる様にする。また、「演劇のまち、かわさき」を「音楽のまち、かわさき」「スポーツのまち、かわさき」と同様に位置づけ、それに相応しい予算を付ける。

### 3 豊かな市民文化をはぐくむ、使いやすい文化施設を身近なところに

- ① 文化芸術活動の場として欠かせない施設が他都市と比較しても少なく確保が困難となっている、各区に複数の300〜500名規模のホールをつくる。
- ② 市民が利用できる会場が不足している、横浜地区センターのようにコミュニティ施設をつくる。
- ③ 市民の教育・文化活動を支援する立場から、使用料、手数料の低額化を図る。市内の文化・教育団体、グループの利用については、教育文化会館・市民館ホールの利用料の減免措置取扱要綱を広く周知すると共に減免額を拡げる。
- ④ 現在、市民館の使用は9時までとなっているが横浜市は10時半までの施設もある。少なくとも10時までに変更する。
- ⑤ 会館ホールの機材が古く対応できない場合がある、調査して古いものは適宜更新する。
- ⑥ 絵画、写真など美術活動の発表の場が少なく、市民館の申し込みは、2年から3年待ちになっている。駅前ギャラリー、空き店舗などを借り上げ、市民館なみの使用料で開放する。
- ⑦ 太鼓・バンドなど音の出せる会場が圧倒的に不足している。周囲に気兼ねすることなく活動ができるように防音対応の演奏会場、練習場を確保する。

- ⑧ こども文化センターで防音装置のあるスタジオがない多摩区にすみやかに整備をする。
- ⑨ 安い利用料で何日も芝居の稽古や、創作活動に使える金沢市民芸術村のような「芸術の家」を、空き工場や大きな空き店舗を活用してつくる。
- ⑩ ミューザ川崎シンフォニーホール」は、特定の音楽団体に限らず、市内の音楽団体の発表の場を保障する。市民がよい音楽に気軽に親しめる工夫を保障する運営方針を堅持する。そのための減免を現行2割から5割に拡大する。また、市民交流室の利用料を市民館と同レベルに設定する。
- ⑪ 「ラゾーナ川崎プラザソル」は、市民文化育成の目的をはたすことができるように、余りにも高い利用料を市民館と同レベルへ大幅に引きさげる。
- ⑫ 各区に飲食可能で文化交流できる低額で利用できる公的施設を建設する。
- 4 地域の文化・歴史的遺産などを保全し、将来に受け継ぐ
- ① 歴史的な遺構や文化景観などの保存整備計画を作って、東海道、大山街道、円筒分水、二ヶ領用水など、市内の歴史的風土・建築物・町並みや街道を復元・保存する。文化財保護のための補助金を抜本的に増額する。文化財保護費は、保護対象が決まってから予算をつけるやり方を改め、文化財調査員の増員で、保護対象を増やして調査・研究をすすめるとともに文化財保護にむけて実効ある施策を推進する。引き続き国に対し、文化財保護に關する財源の拡充を求める。
- ② 貴重な戦争遺産である「明治大学平和教育登戸研究所資料館」を本市の平和教育に活用する。その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。また、館の運営、保存のための助成を行う。
- ③ 川崎市初の国史跡に指定された、奈良時代の武蔵国橋樹官衙遺跡古代の丘公園の整備ではトイレ、駐車場、交通環境に周辺住民の声を活かして進める。
- ④ 影向寺から遺跡全体を市民が安全に見学できるよう、案内板の設置など歴史公園として整備、交通環境を整える。
- ⑤ 郷土芸能などの無形文化財を守り、引き続き保存会を全面的に助成し、継承させる。また、おはやしなど、引き続き郷土芸能の復活にも力を入れ支援する。
- ⑥ 国際交流センターを中心に外国の人たちとの文化交流が行われている。身近な地域で多様な国々との多文化交流

流ができるよう発展させていく。また、多くの市民が利用できるように小型路線バスを運行させる。

⑦ 川崎の公害問題を風化させないため、未来を見据え、公害を出さない決意を込めた資料館を建設する（再掲）。

## 5 市民ミュージアムについて

今年5月に新たなミュージアムに関する基本構想策定されました。市民ミュージアムは、34年前の開館当初から、私たちは川崎市在住や川崎ゆかりの作家を養成し、作品をコレクションすること、地域の文化芸術団体の意見を聞き協同することなどを求めてきました。そして、市内在住の著名な芸術家からの寄贈や寄託、川崎考古学研究所からは出土品など2万点に及ぶ資料の寄贈、また毎年ボランティア数十人がミュージアムの魅力を伝えるなど、まさに市民とともに歩んできた歴史があります。このミュージアムの収蔵品24万5千点が、2019年東日本台風の際に、市の対応が不十分だったために被災したのですから、改めて市民とともにつくり育ててきたミュージアムをさらに発展させて再建するのは市の当然の責務です。

① 川崎市文化芸術振興会議からの示された「新たなミュージアム今後のあり方」答申（案）の通り、博物館、美術館機能の融合による強みをいかし、川崎の歴史と文化を記録し、未来へ継承する為、新たな施設は被災リスクの少ない場所、さらには利便性も考慮した場所でも再建する。

② 同施設の管理、運営は専門分野の高い知見が求められる。指定管理はなじまない、有資格者を増員し直営に戻して博物館、美術館としての機能を充実する。

③ 市民の財産である収蔵品については復元予算を確保し、最後まで丁寧にレスキューを行う。

## 6 市民の健康と青少年の育成のために、スポーツ施設の充実をはかる

スポーツは私たちの生活に欠かせないものです。スポーツ基本法は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」として法律によつて、「スポーツは国民の権利」という基本理念を明確に位置づけました。それは、日本国憲法の「生命自由及び幸福追求にたいする国民の権利」（第13条）にあると言えます。

川崎市が第2期スポーツ推進計画を策定するにあたり行った「運動・スポーツに関するアンケート調査」（2019年）の結果では、「現在のスポーツ実施頻度への満足度」の質問項目で52・6%の方が「もっとやりたい」と回答し、「今後の市のスポーツ施策での重要だと思ふ取組」では63・7%の方が「スポーツを気軽にできるような活動場所の確

保」と回答し、多くの方が身近なスポーツ施設、場所の不足を上げています。市内の公共スポーツ施設は、サッカー場無し（川崎、宮前、多摩、麻生区）、野球場無し（宮前区）、テニスコート無し（幸、高津、宮前区）、プール無し（宮前区）、運動場無し（幸、多摩、麻生区）、多目的広場無し（高津、麻生区）と地域により施設無い状況があります。身近にスポーツ活動場所を充実させる必要があります。

① 今年3月に策定された第2期川崎市スポーツ推進計画には、成果指標として週1回のスポーツ実施率を掲げている。誰もがスポーツする権利を保障するために足りない体育施設、運動広場の増設を図り、老朽化が進む施設、特に石川記念武道館、幸、麻生区のスポーツセンターについては建替え計画を示す。

② 市民が活動するスポーツ団体には、使用料金を減額、学校法人の使用には減額措置を引き続き行う。

③ 私立学校や企業所有のグラウンド・体育館などを市民開放できるように申し入れをおこなう。市民開放の日を設けた際、市の斡旋で貸し出すなども検討する。

④ ボールが使える公園、グラウンド、広場等を整備拡充する。また、既存の公園でボールが使用できるように防球ネットなどの設置をすすめる。

⑤ バスケットボールの設置をすすめる。

⑥ 一般市民が使えるサッカー場及び少年サッカー専用グラウンドを整備し、グラウンドゴルフ場を増設する。

⑦ スケートボード、BMX等ができる広場を日常的に誰もが利用できるよう安価な料金設定で各区1カ所に整備する。その際、計画段階から利用者などの参加を保障し、利用者の声を十分に反映させたものにする。

⑧ 地域のスイミングスクール等と連携して、「子どもの泳力向上プロジェクト」水泳教室は児童を対象に実施しているが、夏休み中の実施はわずかの施設のみ。利用は選考制で利用できる児童は少数である。そもそも本事業は小学校のプール開放事業に代わるものではない。指導員の研修と人員を確保し、すべての小学校のプールを開放する。

⑨ 昨年2月に示された「等々力緑地再編整備実施計画骨子（案）」では、釣池について「水辺空間の保全とふれあえる場の創出」と位置づけたが等々力フィッシングセンターについての具体的な方針がない。安価でへらぶな釣りを楽しめるとして多くの方々から親しまれているフィッシングセンターの存続、及び老朽化した施設の整備と水質改善、また4月～6月・9月～10月の期間については土・日だけでなく平日も朝6時から営業する。

⑩ 「スポーツ推進委員」の位置付けを高め、指導力の向上を図る。そのために研修費補助や必要経費の補助を充

実する。

⑪ 民間のスポーツ施設等にAED設置のための補助を行う。

⑫ 多摩川河川敷の整備

ア 多摩川を市民いこいの場として、幸区の多摩川見晴らし公園や、高津区のせせらぎと親子広場のような安心して利用できる広場を各区に整備する。

イ 野球やサッカーなどのグラウンド、マラソンコース、サイクリングコースなどは安心して活動できるように整備する。

ウ 草刈りも含めた整備を定期的に行う。また、国が所管する区域についても定期的な整備を申し入れる。

エ 簡易型水洗トイレの設置を促進するとともに、可能などころには、水洗トイレを優先して設置する。(再掲)

オ 多摩川のサイクリングコースを市内すべてつなげる。(再掲)

カ 令和元年東日本台風による河川敷グラウンドへの土砂の堆積により、使用再開まで半年以上の時間を要した。

近年の大型台風の発生状況を鑑み、維持補修費を増額して緊急時に備える。

⑬ 75才以上の高齢者には、スポーツセンター利用割引を実施する。(再掲)

⑭ 川崎市民のスポーツの普及と発展を目指し活動し、大きな役割を果たしている団体へ国の補助金を活用して活動補助金を支出する。また、団体が主催・主管する大会・行事には川崎市が後援し会場確保などの支援を行う。

## 第十章 女性の地位向上と社会参加の向上を

世界では国連総会で採択されたSDGS（持続可能な開発目標）の大項目の一つである「ジェンダー平等の達成」に向け、取り組みを進め前進する国や地域が多い中、日本の異常な遅れが際立っています。

2023年6月に公表された各国の男女格差を数値化した「ジェンダーギャップ報告書」で、日本は146か国中125位。企業の女性役員の比率は11.4%で、G7各国では最下位でした。

政治分野では138位と最下位クラスです。衆議院の女性議員比率は1割にとどまり、過去に女性首相が一人もい



ない事も足を引っ張っています。2022年7月の参院選では当選者に占める女性の割合が過去最高の28%となったが、スコアには反映されていません。

この4月の統一地方選挙では女性議員の躍進が話題となりましたが、川崎市でも60議席のうち女性の議席が16人、26.7%となり過去最多になりました。

総務省が7月に公表した就業構造基本調査によると、未就学児の育児をしている女性のうち、仕事と両立している人の割合は73.4%で、2017年の前回調査から約9ポイント上昇し過去最高でした。

就業者数の総数は6706万人。うち女性は3035万人で過去最高。仕事をしている女性の割合も53.2%と過去最高を更新。女性の就業割合を年齢別にみると、生産年齢人口（15～64歳）で72.8%、25～39歳では81.5%。25～39歳で8割を超えるのは初めてです。

この調査でもわかるように女性の社会参加は進んでいます。しかし、男女の賃金格差、非正規雇用で働く女性が多い事など、働き方についての男女平等にはまだまだ課題があります。

昨年7月から始まった男女賃金格差の公表（301人以上規模の企業に義務付け）で、経団連の会長・副会長企業、名誉会長や会長を歴任した企業のデータの集計によると、正規雇用・非正規雇用をあわせて全労働者でも、正規雇用でも、男性を100とした場合、女性の賃金が約4～8割と、深刻な賃金格差があることが明らかになりました。賃金格差の原因究明と、格差を是正するための方策が求められています。

川崎市の女性管理職比率は2023年4月、課長級25%、部長級22.2%、局長級7.9%でした。令和8年4月11日までに課長級職員に占める女性比率30%以上が目標との事ですが、部長級、局長級も含めた女性管理職比率30%以上を目標にするべきです。

また、職員の給与の男女の差異も各局によって違いがありますが、任期の定めのない常勤職員でも、男性の給与に対する女性の給与の割合が94.1～62.0%となっています。男女の賃金格差の早期の改善を求めます。

性犯罪規定を見直す刑法等改正案が5月30日の衆院本会議で、全会一致で可決されました。改正案は、現行の強制

性交等罪と準強制性交等罪を統合し、「不同意性交等罪」に変更。暴行・脅迫、アルコール・薬物の摂取、恐怖・驚がく、地位の利用、などにより、被害者が「同意しない意思」を形成・表明・全う（実現）することを困難にして性交などを行った場合、処罰の対象とします。性行為を自ら判断できるとみなす「性交同意年齢」は現行の13歳を16歳に引き上げ、16歳未満への性行為は処罰対象とします。13～15歳の場合は、5歳以上の年齢差がある相手を処罰対象とします。不同意性交等罪が創設されるのは一歩前進ですが、まだ足らざる点が多々あり今後修正が求められています。

6月、厚生労働省は、英製薬会社ラインファーマが開発した人工妊娠中絶のための飲み薬について、国内での製造販売を承認しました。国内初の経口中絶薬となり、中絶を受ける女性への身体的、心理的負担が軽減される事は重要です。しかし、世界90か国で処方箋なしに薬局で入手できるのに対し、日本では医師の診察と処方箋が必要なうえ、1錠6千円～2万円と高額です。中絶を認める指定医制度の見直し、高過ぎる中絶費用への保険適用などの検討が必要と要です。

女性に対する暴力をなくす取り組みが広がっています。

レイプ事件無罪判決に異議を申し立てた「フラワーデモ」は、2019年4月の東京から始まり、その後47都道府県に広がりました。女性たちは「今まで話せなかった」「被害を次の世代に続かせてはならない」と、次々に発言に立ちました。川崎でも2021年に立ち上げられ、毎月取り組みられています。

「女性に対する暴力撤廃宣言」（1993年、国連総会採択）は、女性に対する暴力は「男女間の力関係が歴史的に不均衡だったことを明らかにするものである」と述べるとともに、「女性を男性に比べて従属的な地位に追いやるための社会的な仕組みとして、最も決定的なものの一つ」だとしています。レイプやDV、セクシャルハラスメントなどの女性に対する暴力は、単なる個人間の「けんか」や「トラブル」という問題ではなく、ジェンダー不平等の社会の構造に、その根があるということです。だからこそ、政治が女性に対する暴力の根絶を、国の政策目標として明確に掲げ、真剣に取り組む必要があります。

女性や子どもにとって、もっとも身近な性暴力が痴漢です。日本共産党東京都委員会の痴漢被害アンケート調査（2021年1435人が回答）では、ほとんどの女性が経験し、その後の人生に深刻な打撃をこうむりながら、被害

を訴えることもできない実態が明らかになりました。政治がこれを正面から問うてこなかったことが、痴漢を「軽い問題」扱いし、女性の尊厳を軽んじる社会的風潮を広げてきました。

痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進することが必要です。

昨年の議会でもわが党は「痴漢にあうから電車に乗って通う高校には行きたくない」との市内女子中学生の声を紹介し、受験シーズンの対策などを求めてきました。2023年3月30日に政府は「痴漢は重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり断じて許すことはできない」とした初の「痴漢撲滅政策パッケージ」を公表しました。パッケージは「痴漢は重大な犯罪である」「痴漢の被害は軽くない」「被害者は一切悪くない」など5項目の基本認識を示し、「痴漢事犯の調査・分析など痴漢を防ぐ取り組み」「痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応や支援センターの周知と相談対応の充実など被害者を支える取り組み」「加害者の再犯を防ぐ取り組み」など具体的策が盛り込まれています。川崎市でも具体化が必要です。

シングルマザーの生活困窮も深刻です。母子世帯は一般世帯と比べて就業率は高いものの、平均年間就労収入が平均200万円以下と低く、養育費を受け取っていない世帯が全体の4分の3を占めています。本市でも、2021年に実施したひとり親家庭のアンケート調査では、9割が母子家庭であり、就労者8割の約53%がパートやアルバイトなど、不安定で低収入な非正規雇用の実態が明らかになっています。ひとり親世帯に対する手厚い支援を行うとともに、女性が経済的に自立できる取り組みを迅速に進める必要があります。

コロナ禍で浮き彫りになった格差と貧困による女性の生きづらい状況を改善しようと、世界でも日本でも様々な取り組みが行われています。川崎市では5月に「女性による女性のための相談会@かながわ・川崎」女性相談会が行われました。困難を抱えている女性と問題や困難を共有してつながりを持ち、相談できる人と場所を作ろうという趣旨で取り組みを始めました。第1回の横浜は31件、第2回の川崎には44件の相談がありました。会場内は、女性たちが気軽に話しやすい、あたたかい場所、つながりを感じやすい雰囲気を作るよう心掛け、相談内容は、生活、仕事、法律、DV、性被害、子育て、教育に関することなど多岐にわたりました。今後も継続することが求められています。川崎市でも相談窓口の拡充を進めボランティア団体の活動を支援する事が必要です。

## 1 女性差別の解消、ジェンダー平等の取り組み 市の職員の働き方

- ① 第5期川崎市男女平等推進行動計画で目標値と定めた、市の審議会等委員における女性比率40%、女性委員がいない審議会ゼロを早期に達成する。
- ② 市職員における課長級職員の女性管理職の比率は全体で24・5%に止まる。当初目標30%に向けた取り組みを引き続き推進する。部長級、局長級職員の女性管理職比率も30%を目指す。
- ③ 主要施策の立案などに直接かわる市長部局での女性登用を推進する。
- ④ 係長級及び主任にかかる昇任制度の見直しとともに、管理職を目指す女性職員が昇進試験を受けやすいよう、男女ともに残業をなくし、有給休暇がきちんと取れるよう職場環境を整備する。
- ⑤ 男性職員の育児休業取得率を、国が2050年までの目標値とする30%まで、早急に引き上げる。
- ⑥ 教育現場での人権尊重、女性の地位向上を進める教育を重視する。同時にSOGIなどへの啓発も含むジェンダー平等の取り組みを進める。
- ⑦ 川崎市男女共同参画センターが取り組む連携ネットワーク事業への財政支援を強化するとともに、事業広報を積極的に行う。
- ⑧ ジェンダー平等の理念に反する世帯主の廃止や、選択的夫婦別姓制度の導入、論議を国に求める。
- ⑨ 家族従業員の給与を必要経費と認めない「所得税法56条」は、個人事業主の妻等にとって不公平な税法であり、廃止を国に求める。
- ⑩ 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を国に求める。

## 2 女性の雇用条件の改善

- ① 従業員301名以上の企業に対し国で定められている男女の賃金格差公表を市内企業に徹底するとともに、対象外の企業にも公表を促す。(再掲六章)
- ② 1997年に労働基準法の女性保護規定が撤廃されて以降、長時間労働は女性から安定して働く機会を奪っている。長時間労働、深夜労働の是正を進める。
- ③ 女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主に付与される「かわさき★えるほし」認定制度を周知促進すると

ともに、あらゆる分野の企業が活用しやすいインセンティブを検討して、認証企業数を増やす。

④ 女性が多くを占めるパート、契約社員、派遣労働者など、非正規雇用が増大している。労働法令を遵守して安心して働くことができるよう、強く企業を指導することを県や労働局に求める。

⑤ 経済労働局が実施している女性のための労働相談や街頭相談の回数を増やす。女性ならではの悩みに対応できる女性相談員も増員する。

⑥ 産前産後休業制度・育児休業制度が「労働者の権利として確保」できるよう、すべての企業に適用させ、賃金保障、期間の延長、休業中のキャリアサポートなどの内容充実を指導、啓発するなど、男女ともに働き続けられる条件整備を促す。

⑦ 女性が安心して働き続けられるよう、保育環境が良好な認可保育所を増設する。

⑧ 介護休暇・休業制度については、育児介護休業法に基づき、最低1年間の休業、回数及び対象の拡大、賃金保障などを国に働きかける。

⑨ 「川崎市職員のセクシユアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」の広報、啓発を進め、厳しい対応を求める。

⑩ 男女共同参画センターによる「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査」に基づき、居場所づくりやアウトリーチ事業、キャリアアッププログラムや家賃補助など、非正規シングル女性のニーズに即した具体的な支援を行う。

### 3 シングルマザーへの支援

① 母子家庭への経済的支援拡充のため、児童扶養手当の支給額を第1子から抜本的に拡充し、所得制限の見直し、多子加算の引き上げを行うよう国に要望する。

② 市の「養育費確保支援制度」は、民間保証会社を介さず、市が直接養育費の一部を立替える制度に改める。

③ 母子家庭の雇用確保、公営住宅の優先枠拡大や家賃補助など、支援を拡充する。

④ 母子家庭におけるヤングケアラーに対し家事労働などの支援体制を整備する。

⑤ 母子家庭の相談窓口や待合室は相談者のプライバシーが守られるよう配慮する。ワンストップで寄り添い型の相談体制にする。



- ⑥ 母子家庭への公共料金の減免制度を設ける。
- ⑦ 母子家庭への市営住宅の優先順位枠の拡大、家賃補助などを行う。
- ⑧ バス代

#### 4 DV被害者、非正規シングル女性などの保護対策強化

- ① コロナ禍でDV被害者が増加したことから実態調査を早急に行ない、さらなる対応の強化をはかる。
- 川崎市DV相談支援センターの相談員の負担が増大していることから、相談員の正規雇用化や拡充を進め特に女性相談員を正規職員で各区に配置し、安定した相談支援体制を整備する。
- ② 被害者救済のためのシェルターの緊急増設と運営費補助金のさらなる拡充を行なう。シェルター利用は2週間まで無料だが、それ以降、被害者が負担する実費の補助を行なう。
- ③ DV加害者から逃れてきた母子も受け入れている「ヒルズすえなが」は築30年が経過し、維持が大変になっていることから改築するとともに、母子生活支援施設を増設し、子育てが困難な母子家庭の援助をいっそうきめ細やかに行なう。
- ④ 若年女性のSOSに迅速に対応できるよう、SNSも活用した支援体制やアウトリーチ体制を男女共同参画センターなどに整備する。
- ⑤ 非正規シングル女性等、困難を抱える当事者が気軽に集える男女共同参画センターの取り組み「お月さまカフェ」を各行政区に拡充する。
- ⑥ さまざまな事情により、自立して生活することが困難な女性が生活自立や社会自立できるよう支援する「女性相談支援センター」の設置を急ぐ。
- ⑦ 女性専用の自立支援センターを設置する。
- ⑧ 増加している女性自殺者の実態調査を早急に行い、救済のための施策を講じる。
- ⑨ 痴漢は性暴力であり、人権を侵害する性犯罪であるにもかかわらず、軽んじられ、日々、被害と加害が繰り返されている。本市における痴漢被害の実態を調査し、警察と連携して撲滅に努める。市として痴漢被害の相談窓口を設けるなど、国の「痴漢撲滅政策パッケージ」の具体化を進める。
- ⑩ デートDVについて実態調査を行い、デートDV防止に向けたワークショップの取り組みを強化するとともに

に、10代などに限定した相談しやすい窓口の設置などの取り組みを強化する。

## 5 女性と危機管理

- ① 防災会議、避難所運営会議への女性の参加比率は20%台に止まっている。女性比率をさらに増やして、避難所設置にあたり、トイレや入浴施設等、女性の視点や声を反映させる。
- ② 地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携をひきつづき強化し、災害時における女性特有の悩みに対応できる体制をつくる。
- ③ 消防署や出張所に女性消防吏員を増やす。
- ④ 危機管理本部のジェンダーバランスを見直し、女性の割合を増やす。とくに、危機対策部門における女性職員ゼロを改善する。

## 6 女性の健康

- ① 人権尊重の立場からも、学校や公的施設のトイレに生理用品を配備する。
- ② リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく包括的性教育の導入を国に求める。
- ③ 女性がリプロ（前述）を享受できるよう、安心安全な国際水準の避妊・中絶医療の保障を国に求める。
- ④ 女性特有のがんのなかでも近年急増している乳がんは発症年齢が若年化傾向にある。40歳から隔年で行われている乳がん検診は30歳に戻して、視触診とマンモグラフィーを毎年行う。（再掲三章）
- ⑤ 20歳から隔年で行われている子宮がん検診は、毎年行う。（再掲三章）
- ⑥ 川崎市の妊婦健康診査費用の助成制度は、14回で合計8万9千円まで助成するものとなっているが、全く足りておらず、全国平均の10万5734円から見ても大きく遅れている。全額公費助成とする。（再掲一章）
- ⑦ 妊産婦に対するPCR検査は時期や回数を限定せず、すべて公費助成する。
- ⑧ 2022年から一部の不妊治療が医療保険適用となり、治療へのハードルが低くなった一方で、特定不妊治療助成事業が廃止になったため、保険適用外の治療が必要な人などは逆に自己負担が増える問題も起きている。不育症に係る医療費の一部助成を実施する。（再掲一章）

## 第十一章 多様性を認め合う地域社会づくりをめざして

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と明記し、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。これはどんな人でも人間らしく、安心して、幸福にくらす権利があることを宣言したものです。

しかし、日本社会の現状は、憲法の理念に反し、あらゆる分野で「人権後進国」の実態が国民、市民の前に明らかになりました。ジェンダー平等、子どもの権利、労働者の権利、外国人の権利、LGBTQ+の権利など、大きな社会問題となり、「人権」が改めて問われています。

国際的にも、日本の「人権施策」の遅れは顕著で、2023年1月、国連人権理事会の普遍的定期的審査作業部会は、日本に対し300もの勧告を行いました。勧告の中には、「政府から独立した国内人権機関の設立」や人権を侵害された個人が人権条約委員会に救済を求めることができる「個人通報制度」など、日本政府がフォローアップを受け入れた課題がありますが、未だ実行を伴っていません。また、日本政府は女性差別に関しても多数の勧告を受け続けており、「フォローアップすることに同意する」との態度を表明していますが、世界経済フォーラムによる2023年世界ジェンダーギャップ報告書において、日本は146か国中125位、前年より9ランクダウンで、2006年の同報告書公表開始以来、最低の地位にまで落ち込んでしまいました。

### 1 外国人市民のくらしやすいまちに

川崎市は1970年代から他都市に先駆けて、外国人登録の指紋捺捺制度の廃止、市内在住外国人への国民健康保険の適用、市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給、川崎市ふれあい館の開設、外国人市民代表者会議条例の制定と同会議の設置、「川崎市外国人教育方針―多文化共生の社会をめざして―」の制定、「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定など、多文化共生社会づくりの取組みを進めてきました。

それでもなお、2020年3月の「川崎市外国人市民意識実態調査」では、「不安や危険に感じる」として、外国人であることを理由にした住宅の入居拒否や暴力を振るわれる被害、インターネットなどでの差別などがあげら

れ、前回調査（2014年）より増加しています。

2013年度、福田市長は県が経常費補助の予算計上を見送ったことを理由に、朝鮮学校に対し施設整備や授業料負担軽減のための市の補助金（計800万円程度）の交付を取り止め、「児童の健康・安全」「文化・スポーツ交流」を主旨とする2種類の補助金（計236万円）のみとされてしまいました。

多文化共生社会めざす川崎市にふさわしく、入居差別や海外にルーツを持つ子どもに対する差別的な取り扱いなどの問題を解決することが必要です。

本市の外国人市民の人口は、2023年4月には4万8222人と、前年度より8.3%増加しています。外国人労働者の基本的な権利が保障され、生活を支援する体制づくりが求められています。労働・医療・教育など外国人市民のすべての生活部面におけるさまざまな市民サービスを知り、利用することができること、市民としての諸権利を確かなものにする必要があります。

① 外国人につながる児童・生徒の教育権を保障する

ア 県に対し朝鮮学校への経常費などの補助の復活を要望する。

イ 2013年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。

ウ 専任教員の増加など夜間中学の体制強化をはかる。

エ 日本語の習得が不十分な子どもへの学校でのサポートを充実する。

② 外国人市民の住まい・働く場などでの差別をなくす

ア 連帯保証人の確保やトラブル発生時の通訳派遣などを行う居住支援制度を外国人市民向けに周知をはかるとともに、制度を充実させる。

イ 外国人の地方参政権を認めるように国に働きかける。

ウ 雇用関係で不利な立場におかれることが多い非正規労働者などとして働く外国人市民に対し、労災や有給休暇など労働者の権利の啓発を行う。市が行う街頭労働相談の際に、外国語での労働相談を受け付ける。

エ 技能実習生が劣悪な労働環境や労働条件で働かされ、大きな社会問題となっている。市として、相談しやすい環境を整えると共に、実態の把握をおこなう。

③ 『多文化共生ラウンジ』を軸に、外国語での相談体制充実、子育てなど市民サービスの情報提供を丁寧におこな

う。

ア 外国人支援と多文化共生を推進し、中間支援の役割を果たす拠点となる『多文化共生ラウンジ』を川崎区に設置する

イ 外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)が中原区の国際交流センターに整備されたが、「利用したことがある」「知っている」という方は、外国人市民の約4割にとどまっている。センターへのバス便を整備する。『ラウンジ』の設置とあわせ「外国人窓口相談」を増設する。現行の「窓口」の周知を強める。

ウ 外国人窓口相談について、2021年度から9時から17時までだったが、夜間も対応できるようにする。

エ 外国人市民の増加にともない、医療や労働などの相談に対応するため、専門的な知識や用語を理解できる通訳を配置し、企業等にもそのことを周知する。医療や労働相談にかかわる機関との連携をすすめ、そのための研修を行う。

オ 国際交流協会による区役所への通訳派遣サービスの利用時間が2時間と決められているため、大量に書類を書かなければならない生活保護制度の利用などでは時間が足りなくなってしまう。役所での手続き等の際の通訳派遣については市が予約を行い無料にするよう対応する。

カ 公的書類や申請書や市民に送付する封筒の表書きなどについて、情報の多言語化をすすめるとともに、「やさしい日本語」による情報提供をすすめる。特に災害時の避難情報の多言語化と「やさしい日本語」による発信を強める。外国人市民代表者会議が作成した多言語記入ガイドを活用する。同様のガイドの作成を外国人市民代表者会議任せにせず保育以外の申請書類等にも広げる。

キ 出産、保育、就学などのライフステージにあわせて、子育てや教育支援にかかわる制度を外国人市民にとってわかりやすく知らせる仕組みをつくる。

ク 新型コロナウイルスをはじめ、感染症にかかわる、相談窓口や暮らしや経営を支える救済策等について、幅広く外国語で知らせる。

④ 「仮放免」など留資格のない外国人への行政サービスを保障する

難民認定の問題では、収容施設で命を奪われたスリランカ人女性のウィシユマ・サンダマリさんの事件をはじめ外国人への非人間的な扱いなど現行の欠陥が明らかになり、人権問題として、改善が強く求められ、強制送還政策を国際人権法に合致させること、移民・難民の権利保護を促進することなどの勧告が国連人権理事会からも出され



るなど、国際社会からも批判を浴びました。ところが、2023年3月、政府与党（自民・公明・維新・国民）は入管法改悪案を、多くの国民と野党の反対を押し切り、強行採決を行いました。改悪法は、①難民認定申請中は送還が停止される規定（送還停止効）に例外を設け、3回目以降は送還を可能にする②自主的に退去しない外国人に罰則を科す退去命令制度を創設する③在留資格のない外国人すべてを原則として収容・送還する「全件収容主義」④退去強制手続きを進める管理措置制度の新設など、現在の入管法をさらに改悪するものです。外国人との共生を掲げる本市から、改悪された入管法を廃止して、外国人の人権を守るよう改善を国に求めることが必要です。

ア 川崎市立病院の医療費について「1点30円」などとせず、「1点10円」の対応を引き続き継続する。

イ 川崎市救急医療機関外国人医療対策補助金は、予算は僅か150万円しかなく事務手続きも煩雑で時間もかかるため、1件しか利用されていない。予算を増額し、医療現場の実態を聞き使い勝手の良い制度に改善する。救急医療以外への医療費負担の対応策を検討する。

ウ 就学と就学援助、予防接種、出産など、利用できる行政サービスの情報が見えるように、市のウェブサイト  
に情報をまとめて掲載する。

2 「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を活かし、ヘイトスピーチをなくす

ヘイトスピーチの被害にあってきた当事者のみなさんをはじめ、広範な市民や政党も超党派で反対の声を上げるなど、世論の広がりです。2016年5月に「ヘイトスピーチ解消法」が成立。その後川崎市は「公の施設利用のガイドライン」を策定し、2019年12月には「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が可決成立し翌年7月に完全施行されて3年が経ちました。現状では、明らかに「不当な差別的言動」にあたるような、あからさまなヘイトデモはできなくなる一方で、手法を変えた「ヘイト街宣」は続いています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」にかかわる部分について、街頭やインターネット上でのヘイトスピーチに十分に対応できていないのではないかと、との市民の声が寄せられています。

2022年3月に、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会から新たな人権課題への対応策について答申が出されました。12月議会代表質問では、インターネット上のヘイトスピーチに対し、正確に検証するための市職員の専門家からの研修、被害者の救済のため実際の条例の適用、実施について見直しすることなど答申で示された課題についてのよう  
に具体化していくのかを求めました。

川崎市で表れているヘイトスピーチの状況について現状把握し、人権条例とその運用に反映させるとともに、国と状況を共有して差別解消に向けた計画を策定することが必要です。施行されて7年になるヘイトスピーチ解消法の実施状況の検証が必要です。

また、日本共産党が市議会の審議で指摘したように、人権全般に係る部分で「不当な差別的取り扱いの禁止」ととどまっております。差別的禁止規定がなく、LGBTの人権にかかわるアウティングを明確に禁止していないことなどの問題を解消することが必要です。

① 川崎市でのヘイトスピーチの状況について検証し、差別解消に向けた計画策定をはかる。ヘイトスピーチ解消法の実施状況の検証を国に求める。

② インターネット上の表現による人権侵害の問題は、市長があらゆる機会をとらえて先頭に立って訴え、市は所管大臣等に対して、国レベルでの対応を要請していく。

③ 市民が申し立てたインターネット上での差別的言動の削除等の要望に対し、市では8件しか対応されなかったが、法務局での審査では332件が認定され削除要請などが行われている。川崎市の削除要請などの基準や運用を見直す。

④ 市民からの情報提供を受けたものの削除要請に至らないと市が判断した事案については、可能な限り丁寧な理由を説明する。

⑤ インターネット上でのヘイトスピーチのリサーチを引き続き体制を確保して行う。ネット上のヘイトスピーチが放置されれば拡散されて被害が拡大することになる。「不当な差別的言動」が確認された場合には削除要請やアカウントの通報などの報告・要請を積極的かつ迅速に行う。

⑥ インターネット上のヘイトスピーチが日々大量に積み重ねられていることから、被害者の現状に対して実効性を持った施策が行われているかについて、現状をできるだけ正確に検証するために、市職員の研修は、被害者や本邦外出身者に対する不当な差別的言動問題の専門家からも行う。

⑦ 条例13条、14条では、市が不当な差別的言動を行ったものに対する「勧告」「命令」を行う前には、あらかじめ川崎市差別防止対策等審査会の意見を聞かなければならない、とされているものの「緊急を要し」「いとまがない」場合はこの限りではない、とされている。緊急を要する場合でも、審査会を開催する最大限の努力をはかる。

⑧ 公の施設利用に関する「迷惑要件」をなくし、不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実を照らして

具体的に認められる場合については、施設の利用を「不許可」にできるようにする。

⑨ 「韓国等の悪口を言ったら日本人に罰金を科す、憲法違反の条例」や「在日外国人が生活保護制度で優遇を受けている」など、本市の『人権条例』や在日外国人に対するデマがインターネット等で繰り返されている。人権施策推進協議会が2016年に提言した「SNSでの発信について、客観的な事実に基づき、誤っている情報を市が正していくような発信」を積極的に行う。

⑩ 公共施設の利用希望者に対し、公共施設の窓口やふれあいネットの画面などを通じて「ヘイトスピーチは許さない」との啓発を行う。公共施設以外の貸館施設などの管理者に対しても、インターネットの貸館案内の画面上や窓口で同様の啓発を行うよう要請する。

⑪ 広報掲示板に「ヘイトスピーチ、許さない」などの啓発ポスターをひきつづき掲示する。町内会・自治会等にも掲示板へのポスター掲示を要請する。

⑫ JR南武線車内、アゼリアビジョンなどで行ってきた動画による啓発をひきつづき行う。

### 3 性的マイノリティの人たちの人権と生活向上のために

性的マイノリティの方たちの権利を守る取り組みは、国民の大きな関心呼びました。一つには「LGBT理解促進法」の制定に関する問題です。2023年6月の国会で、自民、公明、維新、国民の4党による、いわゆる「LGBT理解促進法（4党案）」が可決・成立しました。この法律は、これまで、当事者の意見も聞きながら、超党派で進めてきた「LGBT理解促進法案（議連合意案）」を反故にするもので、当事者からも、「私たちの求めてきた法案とは真逆の内容」「当事者にさらなる生きづらさを強いるものである内容となっていることを、強く非難する」（LGBT法連合会声明より）と、懸念されていたものでした。成立した4党案は「性自認」を「ジェンダー・アイデンティティ」と言い換えることによって、「性自認」という言葉が、あたかも、主観的で恣意的な概念であるかのように扱われ、また、学校での教育、啓発は「家庭、地域住民の協力を得つつ行う」とする条文により、「協力が得られていない」として、教育分野への政治の介入や取り組みの萎縮が懸念され、「すべての国民が安心して生活することができることとなるよう留意するものとする（第12条）」は、「多数派配慮」ともいえるべきもので、「安心できないから」と当事者の取り組みを妨害する役割に利用されかねません。このような『差別増進法』は、当事者団体からも改正要求が出されており、直ちに改正が求められています。

「差別禁止」を求める流れに逆行し、SNSや一部マスコミからは、いわゆる、トランスジェンダーのトイレ使用問題など国民の不安を煽る宣伝が行なわれました。このようなLGBTQ+へのバッシングは、統一教会⇨勝共連合による政界工作などを背景に行われました。『体は男だけど心は女だから女性トイレに入れる』などのバカげたことが起きている（自民党・山谷えり子参院議員）」という言説は、恐怖心や偏見に基づく差別感情を煽ることにより、世論を分断し、当事者を深く傷つけるものとなりました。

このような、LGBTQ+への差別を助長する動きに対し、女性からも懸念する声が上がりました。「LGBTQ+への差別・憎悪に抗議するフェミニストからの緊急声明」では「女性の安全がトランスジェンダーの権利擁護によって脅かされるかのような言説は、トランスジェンダーの生命や健康にとつて極めて危険なものになりかねません」と指摘し「ジェンダーに基づく差別のない包摂的な社会の実現に向け、フェミニストとしてトランスジェンダーへの差別、偏見、憎悪をなくす動きに連帯し、今後いつその対話の機会を設けていきたいと願っています」と述べ、女性の立場から、対立的にとらえる論調を厳しく批判したことは、世論にも大きな影響を与えました。

法律の世界でも、大きな変化がありました。今年7月の最高裁で、経産省に務める戸籍上は男性の職員が、ホルモン投与により女性としての生活を送り、女性として十分認知され、職場でのトラブルもなかったことから、経産省がトイレ利用を制限したことは「違憲」とした判決が出され、10月には最高裁大法廷において、「性同一性障害特例法」が性別変更の要件とした「生殖腺がないこと、または生殖腺の機能を永久に欠く状態にあること（3条1項4号）の規定が、個人の尊厳を定めた憲法13条に違反する」とした決定が出され、トランスジェンダーの生活改善に大きな前進が図られました。ただ、共に改善が求められていた「移行する性別と外観が似ている」ことを要件としていることは、高裁への差し戻しとなったことから、課題を残しました。かつては、「性同一性障害」が「医学的疾患」とみなされていた時代から「人権モデル」へと移行していくための検討が求められます。

同性婚についても、国はG7で唯一認めていませんが、2019年に全国5か所の地裁で起こされた同性婚訴訟の判決が出そろい、5地裁の内4地裁で違憲、違憲状態という判断が出たことは、画期的でした。川崎市を含む、全国で人口の6割超に及ぶ地方自治体が、パートナーシップ制度を設けており、国民も72%が「同性婚を認めるべき（2023年2月朝日新聞調査）」としていることから、「同性婚」を認めるよう国に働き掛けてゆくことが大切です。

① パートナーシップ制度を充実させ、川崎市「SOGI支援宣言」を行って施策を全面的にすすめる。

ア SOGIに関する差別を許さず、当事者の生きづらさの解消と生活障壁を取り除く姿勢を示し、幅広く市民

と事業者への理解と協力を促すために「SOGI支援宣言」を行う。

イ パートナーシップ宣誓制度は、事実婚の方も対象とする。同様の制度を実施している自治体間で転居した場合などに継続してパートナー宣誓の事実を認める相互利用を進める。現在、パートナーシップ宣誓制度は、予約した上、市内1カ所で受け付けているが、「知られたくない」という当事者がいることも踏まえ、電子申請での受付を可能にする。

ウ 「ファミリーシップ制度」は、カップルの子どもを家族として認め、家族としての市民サービスを可能にするもの。昨年度、予算要望において、ファミリーシップ制度について「他都市における導入事例を参考に、調査研究に努める」と回答していることから、「ファミリーシップ制度」導入の検討を進める。

② 市民、LGBTQ+当事者に対する行政の対応を引き続き充実させる。

ア SOGIの基礎知識をはじめ、窓口対応、災害対応、職場での対応、学校や課外活動など、すべての対応のあり方を示す「SOGI対応指針」を明らかにして全庁的に取り組む。

イ 区役所・市民病院等の窓口や相談サービスや選挙の投票に対応する職員等に、見た目の性別と戸籍上の性別が異なる当事者がいること、パートナーは異性とは限らないことを踏まえて対応することを徹底する。性自認と性的指向について十分な研修を行う。

ウ 市の施設のトイレや更衣室などの中に、性別を問わずに入りやすい「誰でもトイレ」「多目的トイレ」などを作る。本庁舎整備にあたっては、当事者の声を反映させた使いやすしいものとする。

エ 災害時の対応として、熊本市の職員向けLGBTサポートハンドブックには「同性カップルが同じ区画に入りづらい」「避難者名簿に戸籍上の名前を書かなくてはいけない」と思い、避難所に行けなかった」「身体を見られて不審がられないか心配で入浴できなかった」「自認の性別に応じた下着や衣類がもらえない、更衣室やトイレも使いづらい」「トランスジェンダー男性が」生理用品をもらいづらい」など熊本地震の際の避難所で起きた困りごとが記されている。こうした事例も踏まえ、地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルの作成などについて専門家や当事者の意見を反映させる。

オ 市立3病院で同性パートナーも家族として面会や重要事項の説明や同意、手術時などの立会いができること、また救急車に同乗できることについて、当事者と市民に周知する。民間医療機関も同様の対応を行うよう



に協力を要請する。

カ 医療や不動産にかかわる業界団体などに、パートナーシップ宣誓制度の趣旨を説明し、医療機関や民間住宅でのLGBTQ+の方の扱いの改善を求める申し入れを行う。

③ 市職員の職場内の対応について

ア 執務上必要な施設利用に関して、トイレや更衣室、宿泊を伴う出張の部屋割りや入浴時間などに引き続き留意する。

イ 結婚祝い金に留まらず、弔慰金や慶弔休暇、出産祝い金、出産・育児・介護休暇、住宅手当、福利厚生施設の利用などの職員の福利厚生について、同性パートナーを持つ職員についても法律婚のカップルと同等の扱いとする。

ウ 世田谷区で取り組むように、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、水防従事者、災害対策基本法に基づく応急措置業務従事者の同性パートナーに遺族補償を行うよう制度を改善する。

④ 教育にかかわる対応について

ア 教育に関わるSOGIの基礎知識をはじめ、学校や課外活動などのあり方を示す「SOGI対応指針」をつくる。

イ SOGIにかかわる差別・いじめは、人権侵害に当たる重大な問題としてとらえ、いじめの未然防止、発生後の対応など、児童の発達段階に応じて、児童や職員に対する指導・援助を徹底する。

ウ 人権施策推進協議会の提言「項目8」を具体化する。SOGIにかかわる情報を得たい人が、様々な情報に容易にアクセスできるよう、市立図書館および学校図書館などに関連する図書を積極的に備える。「多様な性に関するブックリスト第2版」の更新を行う。

エ 人権施策推進協議会の提言「項目9」を具体化する。子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、学校で指導者や保護者、子どもに対し、LGBTQ+の方の人権保護に関する教育、啓発活動に取り組む。子どもたちが相談しやすい環境を整備する。全ての学校にスクールカウンセラーを常駐させる。教育の場でアウトイングをしないよう丁寧に対応する。

オ 人権施策推進協議会の提言「項目10」を具体化する。子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、トランスジェンダーの子どもたちがそれぞれの置かれている状況や発達段階に応じて必要なサポートを受けられるよう、校長をはじめ教職員の研修などに取り組み。当事者の生き方や職業選択の多様性を前提とした進路指導を行う。

カ 学校生活の場面で更衣室やトイレ、健康診断や宿泊行事のあり方について配慮する。標準服や体育着、水着など申し出によって希望するものの着用を認める。戸籍での性別を理由に一元的な対応をしない。

キ 事務・手続きにおける配慮として、学校への提出書類や生徒証、卒業証書など性別記載の必要の有無を見直す。卒業後戸籍変更を行った者への卒業証書の発行について当該者が不利益を被らないよう対応する。通称使用を検討する。

ク 世田谷区では「道徳」の時間を軸に他の教科とも連携して系統的に性自認・性的指向についての授業を行っている。教育現場の声を聞きながらこうした授業ができないか研究する。

ケ 各学校でのSOGIにかかわる対応事例について、共有する仕組みをつくる。

コ 市立中学校・高等学校の制服（標準服）のあり方について、保護者の意見を聞き参考にしながら、生徒の意思を尊重して生徒が自治的に判断できるように教育的に指導する。

⑤ 当事者支援の取り組みについて

ア 人権施策推進協議会の提言「項目5」を具体化する。当事者である子を持つ親や家族が、適切な情報に容易にアクセスできるために、相談窓口を明確にして市がHPで適切な情報に誘導するなどのサポート施策を講じる。

イ 人権施策推進協議会の提言「項目6」を具体化する。適切な資格を持つ人による相談窓口を開設・充実させる。NPO法人等、市の機関以外の相談窓口とのさらなる連携を図るとともに、団体間での情報を相互共有するなどのサポートを行う。NPO法人や当事者団体・グループが実施する交流の場づくりやコミュニティスペースの確保について、市として財政面も含め支援することを通じて、年齢別や特性別に応じた、きめ細かい交流の機会をつくる。

ウ 人権施策推進協議会の提言「項目7」を具体化する。SOGI当事者の置かれている状況や性の多様性につ

いて、市民や関係各機関・事業所等への啓発活動を行う。多言語化や音声化についても留意したうえで、ウェブサイトをはじめ紙媒体も含めた様々な媒体で行う。

エ 市が当事者の常設の相談・交流の場、コミュニティスペースを整備する。SOGI関連の映画の上映、当事者・家族・支援者の方を中心とした「情報共有ルーム」などの取り組みを引き続き行うとともに、多摩区・麻生区などでも開催する。

## 第十二章 青年の願いにこたえる施策の充実を

日本の学費は世界水準から見ても非常に高いもので、過去50年間で私立大は約10倍、国立大は約45倍に膨れ上がっています。その一方で教育への公的な支出はOECD内で最下位です。コロナ禍以後はアルバイトの減少や家計の悪化によって、進学をあきらめたり有利子奨学金の返済に追われ続けたりなど、青年は苦難を強いられています。

さらに世界でも異常な「賃金が上がらない国」になっており、実質賃金は1997年から2021年に平均で年収61万円も減りました。国際比較ではこの30年間に、日本の平均賃金は4.4%しか伸びていません。

青年の雇用の現状について、川崎市の非正規雇用者は雇用者の34%を超える26万6千人、5年前（2012年）の調査から比べても4万5千人増加しています（2017年就業構造基本調査）。

こうした、日本社会の仕組みそのものに問題があるとはつきりしているにもかかわらず「生活が苦しいのは自分の努力が足りないから」という風潮がふりまかれ、さらにコロナ禍の自粛要請や行動制限によって横のつながりを作れず、結果として青年は孤立を深め誰かに助けを求めることすら躊躇してしまっています。国の統計では人口10万人あたり16・8人、川崎市では11人の死因が自殺になるなど、いかに自己責任論が青年を追い詰めているか、希望の持てない社会になっているかが表れています。

世界を見ると、アメリカのバイデン大統領は2022年8月、数千万人を対象にした学生ローン返済免除の計画を発表しました。最低賃金を引き上げる国も増えてきており、ドイツは2022年10月から1730円に上昇するなど、新自由主義を脱却し格差と貧困をなくしていくこうとする動きが広がりつつあります。

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻から、1年以上が経過しました。世界では早期停戦と話し合いによる解決を望む声が多数を占め、日本でも多くの青年がウクライナ支援の募金活動を行い、そこへ飛び込みで参加する青年が全国各地で生まれたなど「戦争を繰り返してはならない」と行動に踏み出しています。

世界規模での異常気象や災害が相次ぎ、人々の命や生活を脅かしています。気候危機は人類による人災であり、国は責任を持って解決する必要があります。世界でも日本でも青年が我が事として考え関心を深め、立ち上がっています。

川崎市の状況はどうでしょうか。2020年から始まった食料支援が市内で10回以上の開催、合計1000人近い青年・学生が訪れています。はじめは「支援がともありがたい」と話していた人も「こんな風に支援に頼らないといけない現状はおかしいのではないか」と考えるようになり、自身もボランティアとして参加し対話をするなど協力する側になる青年・学生も増えています。

市はNPO法人に委託し「コクネクションズかわさき」を実施し、青年向けの就労支援を行っています。が、事業を中断させることなく充実させていくことが大切です。様々な課題をかかえる若者のニートやひきこもり対策など、人との関係づくりを構築し、社会参加への道につながる総合的な支援が必要です。

また、市の職員として青年の採用を拡大するとともに「福祉の増進」「雇用の安定」を促進すべき行政のあり方として、不足している保育士、介護士など処遇改善を行い、正規雇用を増やしていく支援策が求められます。

#### 高校生の現状について

国の生徒指導に関する基本文書「生徒指導提要」が、2022年9月に12年ぶりに改訂されました。新しい提要では、生徒指導の「留意点」の第一に「児童生徒の権利の理解」を置き、権利条約の重要性を強調しています。2023年6月に「こども基本法」が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、意見を述べたり他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要だと考えられ、児童生徒が身近な課題を自ら解決するといった、教育的意義を有するものとなっています。

わが党が2021年に全国規模で実施したアンケートには、中高生の約7割が校則検査の不快さを切々と訴えています。服装や髪形など人間の自由を属することを細かく強要されれば尊厳が傷つき、ジェンダーなど多様性も否

定されます。暑くても上着を着用させるなど、健康被害も生んでいます。

こうした中全国では、中学校の標準服（制服）をスカートでもズボンでも選べるようにする、学校での男女混合名簿の推進、公的書類から不必要な性別欄をなくすなど、性の多様性に配慮した施策も前進してきました。また岡山県議会では今年7月、県内の高校生が提出した「県内公立高校のトイレに生理用品を設置することを求める陳情」が全会一致で採択されました。高校生みずからが問題提起と行動をすることで、大きな前進を勝ち取っています。居場所づくりの取り組みとして、市立川崎高校定時制には社会福祉法人などが委託し、生活など相談支援の場になっている「ぼちっとカフェ」をおこなっています。こうした高校生の居場所として気軽に相談できる場を、就職者数の多い幸高校全日制など各高校に広げていくことが必要です。

(二) 高校生・大学生の権利を守り「お金の心配なく」学ぶ環境を保障して、自立に向けた支援を行う

## 1 高校生への支援

① 学ぶ環境を充実させる

ア 市立高校授業料を所得制限に関係なく無償化する。高校への進学率が高くなっている中で、公立の学校で授業料を徴収することは高校教育の現実にはそぐわない。高校授業料を無償化するよう国に申し入れる。

イ 市独自の給付型奨学金の予算増額をはかる。(再掲)

ウ 市立定時制高校の給食費(夜食代)無料を復活する。(再掲)

エ 生徒指導提要在2022年12月に改訂され、理不尽な内容や理由のはっきりしない校則は、生徒の意見も踏まえて見直していくことが盛り込まれた。児童生徒が自ら校則の見直し等に関われる仕組みを各学校で作り、こどもの人権を守る校則にする。

オ 標準服(制服)をスカートでもズボンでも選べるようにする、学校での男女混合名簿の推進、公的書類から不必要な性別欄をなくすなど、性の多様性に配慮した施策を川崎市でも策定し、導入する。

カ 高校を中途退学した生徒に対して、自宅に訪問するアウトリーチ事業を実施して支援をはかる。

キ 市立高校定時制の生徒が抱えている経済的課題や学習、就職などを支援する居場所をすべての定時制高校につくる。また、就職する生徒が多い幸高校全日制にも設置する。



② 市立高校の就労相談体制の支援を強化する

ア 職業指導を充実させ就職を専門的に行なうことができるように、就職支援相談員を配置させる。

イ 県立田奈高校が実施するような有給職業体験事業を市内の企業に協力を呼びかける。

ウ 就職できなかった市内高校卒業生について、コネクションズかわさきと連携して就職相談や職業訓練の場などの支援を行ない、生徒との関係を途切らせないようにする。

エ ブラックバイト・企業は違法であることを、ポスターを掲示するなどして、啓発する。

オ 高校生の居場所として何でも気軽に相談できる場を、市内各高校に設置する。

③ 市が作成した「働く権利」「労働条件」について学ぶ青年向け「パンフレット」または「リーフレット」を配布し、市立中学、高校の全生徒に配布し、授業の中でも取り入れ活用する。また、神奈川労働局の職員や弁護士などを招いて、労働法制を学ぶ「出前講座」を行なう。

④ 希望する職業につけるように、企業などに申し入れる

ア 新規高卒者及び既卒者の市内企業合同就職説明会の回数を増やし、企業とのマッチングを推進する。

イ すべての就職希望者が就職できるように、市長が先頭に市内中小企業を訪問し求人開拓をして雇用確保する。

ウ 市内企業者が学校に向く場をつくり、生徒を対象に企業説明会が開けるようにする。

エ 就職した生徒が定着して就労できているか、実態を把握する。

オ 内定取り消しや入職繰り下げ、オワハラなどが起きることがないようにする。

2 大学生等の支援

① 給付制奨学金制度を拡充し、学費を減免するよう国に申し入れる。

② 川崎市は、給付型の大学奨学金の創設及び無利子の奨学金を拡充する。

③ 市独自で実施している大学生の奨学金制度を短大や専門学校に拡大させる。

④ 市立看護大学の学生に「働く権利」「労働条件」を学ぶ「リーフレット」または「パンフレット」を配布し、学ぶ場をつくる。

(二) 青年の雇用対策にとりくむ

1 正規雇用を増やし安定した雇用の確保と人材育成・定着の強化を

① 市内青年の求職状況調査及び雇用実態調査を行い、青年の実態を把握し正規雇用の目標をもって施策にあたる。

② 川崎市の正規職員を増やす。同時に不足をしている教員、消防士、保健師、助産師、保育士や介護職などに携わる福祉関係職員など処遇改善を行い、正規職員を増強する。

③ 川崎市内の大企業に対して正規雇用を増やしていくと同時に、違法な派遣切りや、不当な解雇を是正させるように申し入れをする。

④ 「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、新卒採用に当たって、少なくとも卒業後3年間は新卒採用として応募できるようにする。

⑤ 失業している若者や新卒未就職者などに職業訓練や資格取得の機会を提供するとともに、技術や技能、資格を取得できる場を市独自で設置する。

⑥ 「キャリアサポートかわさき」の求人開拓員を増やす。

⑦ 正規雇用の橋渡しとなる国のトライアル事業を新卒者以外にも対象を広げ、市の制度として立ちあげる。

2 各自治体を取り組む施策を参考に正規社員を増やす。

① 東京都で実施する奨励金制度を本市でも創設し、市内中小企業が若者を正規雇用化及び職場定着を促進できるように、奨励金を支給する。

② 奨学金返還支援制度については、鳥取県、兵庫県と神戸市、福岡県北九州市などのように、補助金を市内の中小企業支援、青年への直接支援として正規雇用につなげる施策を本市でも実施する。

(三) 青年の権利を守り、自立した生活を送れるよう支援する。

1 自立した生活をおくれるよう支援し、不当労働行為から青年を守る対策

① 労働者を酷使・選別し、使い捨てにする「ブラック企業」は、県労働局が把握している146社のうち、川崎

市の実態を把握できるように県労働局に申し入れる。

② 市が委託するキャリアアサポートかわさきが求人開拓する企業の中に、違法行為を続ける企業があれば求人対象にさせないようにする。

③ 使用者との雇用契約が書面によりきちんと交わされるよう、市内企業への申し入れや実態調査を実施し徹底指導する。

④ 不当労働行為から青年労働者を守るよう「労働3法」の周知を徹底し、街頭やインターネットを利用した労働問題の相談ができるように相談活動を強化する。とりわけ街頭での労働相談は、回数や場所を増やす。

2 「コネクションズかわさき」は、気軽に安心して利用できるように施設を充実させる。また、プライバシーに配慮した相談室にする。相談支援スタッフを増やしていく。南部地域にも設置する。

3 ひきこもりに対する支援として、地域連携ネットワークを構築し訪問支援も行いながら、支援段階にあわせて家族や当事者への支援を実施できるよう制度を設置する。

4 低賃金など生活困窮によって自立できず生活支援を必要とする若者が、気軽に相談できる窓口を各行政区に設置する。

5 新卒で就職が出来なかった青年や離職した青年などが、自立して生活できる生活資金制度を創設する。

6 収入の少ない単身青年労働者に対し家賃補助制度をつくる。(再掲)

#### (四) 文化芸術スポーツの自主的活動を支援する

1 バンド演奏や多様なパフォーマンスなどが可能な演奏会場と練習場を全区に設置する。(文化再掲)

2 青年の自主的な文化・芸術、スポーツ活動に対し、青年が無理なく利用できる価格になるよう施設使用料の減額など助成を行なう。低廉で、夜間・早朝など、いつでも使える、文化、芸術活動を支援する拠点施設を各行政区に整備する。(文化再掲)

3 商店街の空き店舗などを活用し、青少年の文化芸術活動の拠点として整備する。(文化再掲)

4 スケートボード、BMXなどの競技を、安心して練習できる施設を各区につくる。(文化再掲)

(五) 若者の政治参加のため条件整備をすすめる

- 1 「18歳選挙権」制度が実施された現在、学校現場では主権者を育む政治教育を守り、生徒も教師も自由闊達に政治や社会の問題を語り合える教育環境をつくる。学校教育の場以外では、政治や社会のことを学ぶ機会が少ないため、気軽に話し合える場や主権者教育のセミナーなど開催し、関心を高める環境をつくっていく。
- 2 若者が主権者として政治に参加しやすくするために、高すぎる供託金を引き下げる、若者の政治参加を保障する上で被選挙権年齢を引き下げるなど、公職選挙法を改正するよう国に要望する。
- 3 市内の大学や商業施設など、若者が集中する場所への投票所設置をすすめる。
- 4 地方から川崎市に住民票を移動していない学生に、不在者投票について周知を強める。

## 第十三章 「核兵器廃絶」の機運を高め、平和を守る憲法九条を活かした取り組みを強める

(一) 世界の主流は平和と核兵器廃絶

ロシアのウクライナ侵略と核威嚇、「抑止力」を口実とした西側諸国の核の「近代化」・大軍拡が続いています。しかし、現在の情勢は、「核」対「核」、「軍事」対「軍事」の対応では、事態をさらに危険な段階にエスカレートさせるだけです。平和と核兵器廃絶への転換が必要です。23年2月23日、国連総会は141か国の賛成で新たな決議を採択し、ロシア軍の即時撤退とともに「国連憲章に従ったウクライナの包括的、公正かつ永続的な平和」のために外交努力の倍加を求めました。また3月31日、ロシアのベラルーシへの核配備の問題について、国連安保理が開催した緊急会合では、ロシアの行為はNPTに違反し、核戦争の危険を高めるものであると各国から非難が相次ぎました。国連

憲章に基づく紛争の平和的解決、核兵器禁止・廃絶こそが、危機打開のカギであり、それが、世界の圧倒的多数の意見です。

#### 核兵器禁止条約に到達した世界

2021年1月、核兵器禁止条約が発効し、核兵器が禁止されました。現在、この条約の署名国は92か国、批准国は68か国と増えています(23年7月6日現在)。22年12月の国連総会では、禁止条約への参加を求める決議が5年連続で国連加盟国の6割を超える賛成で採択されました。22年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の使用・威嚇を明確に非難し、核廃絶の道筋を示したウイーン宣言と行動計画を満場一致で採択し、国連・各国政府・市民社会の結束を作りました。この会議には、ドイツ、ノルウェー、オランダ、ベルギーなど「核抑止力」を掲げるNATO加盟国と米同盟国のオーストラリアがオブザーバー参加し、世界の変化を示しました。23年3月、NATO加盟国を含め欧州8か国(ベルギー、デンマーク、ドイツ、アイスランド、ノルウェー、スコットランド、スロベニア、スウェーデン)の欧州議会議員が参加する市民フォーラムが開かれ、あらゆる核使用の威嚇を明確に非難し、各国政府に対して核兵器使用の威嚇を禁止する唯一の条約として、核兵器禁止条約の普遍化を図り、早期に同条約に参加することを呼びかけました。ロシアのウクライナ侵略の下で、核兵器廃絶を求める声は、世界の圧倒的多数となっています。

#### 核保有国と「核の傘」に頼る国で変化を起こそう

現在の軍事ブロック対立・大軍拡は、核兵器の実際の使用と威嚇を前提とする「核抑止力」論の上に展開されています。核抑止力に固執する限り、世界全体が人類絶滅の核戦争の瀬戸際に立たされています。核兵器の使用を防ぐ唯一の保証は、核兵器の廃絶以外にありません。核兵器禁止・廃絶の世論を高めることが決定的に重要です。核兵器禁止条約についての各国の世論調査では、禁止条約に参加すべきが、イギリス59%、ベルギー77%、スペイン89%、イタリア87%、日本71%と大きな世論になります。23年11月には核兵器禁止条約第2回締約国会議がニューヨークで開かれます。この会議に向けて重要な課題は、禁止条約に背を向け、核兵器に固執している核保有国や「核の傘」に頼っている国々で変化を起こすことです。



## (二) 日本政府の大軍拡・大增税

禁止条約に背を向け、大軍拡を約束

唯一の被爆国である日本では、米国の「核の傘」の下で「専守防衛」から戦争準備へ、危険な転換が急速に進められています。23年5月に行われたG7広島サミットの「G7ビジョン」は「核抑止力」論を公然と唱える一方、核兵器禁止条約をあたかもこの世に存在しないかのように無視する姿勢をとったことに、失望と批判が広がりました。6月の核兵器禁止条約締約国会議では、唯一の被爆国として出席が求められていた日本政府ですが、岸田首相は出席を拒み、同じ月のNATOの首脳会議に出席し、国会に諮ることなく軍事費倍増の大軍拡を約束してきました。

台湾有事を想定した南西諸島の軍事化と大增税

日本政府は、「台湾有事」を想定し鹿児島から台湾周辺に至る南西諸島へのミサイル基地の増強、イージス艦発射のトマホークミサイルの導入、F35ステルス戦闘機、護衛艦の空母への改造、宇宙やサイバー空間での戦闘能力の強化から自衛隊基地司令部の地下施設の設定と移転など、まさに全面戦争に備えた大軍拡を計画しています。軍事費も閣議決定で、向こう5年間に当初予算だけでも合計43兆円を見込み、今年度予算でも昨年度の5兆4千億円の2倍近い10兆2千億円を計上し、この財源を確保するために福祉削減と国民への大增税が計画されています。大軍拡の本質―日本を米国の対中国軍事戦略の最前線基地に

「専守防衛」もかなぐり捨てて敵基地攻撃能力保有と大軍拡の震源地となっているのはアメリカです。バイデン大統領は3回にわたって、大軍拡を岸田首相に求めたことを明らかにしました。国会論戦を通じて、敵基地攻撃能力の最大の目的が、中国などの軍事的封じ込めを狙ってアメリカが進める「統合防空ミサイル防衛」(IAMD)への参加であり、「先制攻撃」を基本原則とすえる米軍と自衛隊が融合し、相手国に攻めるための体制づくりであることが明らかになりました。日本を米国の対中国軍事戦略の最前線基地に据える、これが今行われていることの本質です。

### (三) 東アジアを平和の地域に―日本共産党の「外交ビジョン」

いま政治がとりくむべきは、戦争の準備でなく、平和の準備―9条を生かした外交によつて日本の平和を確保し、東アジアに平和をつくりだすことです。日本共産党は、東南アジア諸国連合(ASEAN)と協力し、東アジアサミット(EAS)を發展させて、東アジアの全体を東南アジアのような戦争の心配のない平和の地域にしていく「外交ビジョン」を提唱してきました。

また、日中両国関係を前向きに打開するための「提言」を両国政府に提起し、2008年の日中共同声明に明記された「双方は互いに脅威とならない」など、すでに両国政府間に存在する「共通の土台」に着目して、平和と友好の關係をつくることを訴えてきました。これらの外交政策の根本にある考え方は、あらゆる紛争問題を国連憲章にしたがつて平和的な話し合いで解決すること、地域のあれこれの国を排除するのではなく、あらゆる国を包摂した平和の枠組みをつくり、強化していくことにあります。紛争の平和的解決、排除の論理でなく包摂の論理を―この方向こそが、憲法9条を生かした未来ある平和の道です。

### (四) 第二の基地県・神奈川の基地の状況

厚木基地のオスプレイ拠点化と横浜ノースドック

米軍は2021年7月から普天間基地所属の米海兵隊オスプレイの定期機体整備について、スバル(木更津)と日本飛行機(厚木基地)の2社と委託契約しました。米軍は、今後2030年末までに米空母艦載機オスプレイを含む51機のオスプレイの整備を木更津駐屯地と厚木基地で行うとしています。これにより、厚木基地は将来にわたって「オスプレイの整備、点検、訓練」基地となり、これまで以上に沖縄や横田基地のオスプレイの中継・補給基地とされます。オスプレイは機体整備後、テスト飛行によるチェックが行われますが、このテスト飛行に関する取り決めは一切ありません。テスト飛行は、厚木基地周辺や東京湾、相模湾上空で行われますが、この地域は住宅密集地域であり、周辺地域の住民に重大な被害を及ぼすことになります。日本の航空法では、人口密集地では航空

機は建物の上端から300m、それ以外の場所では地面や建物、水面から150mの「最低安全高度」が定められています。日米地位協定の特例に関する法律で、米軍に対しては適用除外となっています。23年7月、政府はさらに最低飛行高度を60mにまで下げざることを承認しました。日本政府は、この承認を撤回するとともに、1999年の日米合同委員会でも合意した最低安全高度基準（150m）を少なくとも遵守するよう米軍に求めるべきです。

横浜ノースドックでは、自動車運搬船「グリーン・レイク」から横田基地所属のオスプレイ（CV-22）が、次々に陸揚げされ横田基地へ飛び立ったり、同基地から飛来して貨物船への積み込みなどが繰り返されています。しかし、横浜市には一切通告はありません。日本政府は、ヘリポートさえもないノースドックで、自治体への通告もなくオスプレイを積み下ろし飛行させる無法を中止するよう米軍に求めるべきです。また、23年1月には、米陸軍揚陸艇部隊の配備計画も発表されました。同部隊は、戦地などに部隊・物資を迅速に輸送できるようにするもので、「台湾有事」で自衛隊と一体に実践的な任務を負うことを想定しています。米揚陸艇部隊の配備を撤回するとともに、ノースドックの早期返還を政府、米国に求めるべきです。

#### 米軍横須賀基地の有害物質（PFAS）

2022年12月、米軍横須賀基地の排水処理施設から、有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFASの一種、PFOSとPFOA）が、最大で国の指針値の258倍の濃度で検出されました。PFASは、分解されにくく人体や環境に蓄積することが分かっており、腎臓がん、コレステロールなど脂質異常症、胎児・乳児の成育障害、抗体反応の低下などの危険があるとされています。米軍はPFASを含む泡消火剤を使い、各地の基地などで消火訓練を繰り返してきました。横田基地で2010～12年にPFASを含む泡消火剤の漏出事故が3件起こったことを初めて公式に認めました。同地域では、市民団体による大規模な住民の血液検査でも高濃度のPFASが検出されています。日本政府は、米軍に対して、漏出場所や量など詳細な情報を迅速に提供することや、国の責任で基地内のPFAS漏出にかかわる地下水への影響を調査・分析・評価し、結果を公表すべきです。汚染源の特定には、基地内への立ち入り調査が不可欠です。地位協定を抜本的に改定し、自治体の迅速かつ無条件での基地への立ち入り調査を行うべきです。

## 自衛隊への名簿提出

岸田政権が地方自治体に自衛官募集のための名簿提供を迫るなか、2021年度に電子・紙媒体で名簿を提供した市区町村が初めて半数を超え、22年度は6割を超える見通しであることがわかりました。防衛省報道室によると21年度、電子・紙媒体で提供した自治体は、全国1747市区町村中962自治体(55・07%、県内では7市1町、横浜、川崎、相模原、横須賀、小田原、南足柄、湯河原、海老名)、住民基本台帳閲覧による提供は659自治体(37・72%)でした。20年度の電子・紙媒体810自治体(46・37%)、閲覧836自治体(47・85%)から初めて電子・紙媒体提供が上回り、過去最多となりました。これは20年12月、市区町村長が住民基本台帳の一部写しの提出が可能であることの明確化を閣議決定し、21年2月、防衛省と総務省が自衛隊法、同法施行令、住民基本台帳法を根拠に、防衛相が市区町村長に提出を求めることができるとする通知を出していました。これが自治体への圧力となり、電子・紙媒体での提供が急増しました。

これに対し、各地で「個人情報保護条例や住民基本台帳法に違反」「プライバシーを侵害している」などとして、自治体に提供をやめるよう求める住民の運動が広がっています。「本人の同意なしに、個人情報を提供するのは個人情報保護条例に違反し、プライバシーの侵害」「住基法は閲覧を認めているだけで、電子媒体や紙での提供は認めていない」「安保法制のもとで、若者を戦場に送ることに自治体が協力すべきではない」など、全国各地で住民団体の反対運動で、電子・紙媒体での提供をしない自治体や、対象者を抽出しての閲覧の中止、個人情報の提供について拒否申請の受け付けなども生まれています。

川崎市は2017年度から、防衛省の求めに応じて、自衛隊に対し対象者の名簿を提出しています。その人数は、2023年度、18歳11795人、22歳14998人の計26793人、6年間で16万人にも及びます。神奈川県内では、名簿を提出しているのは33自治体のうち7市1町(県内自治体の4分の1)にとどまります。市は自衛隊法第97条、同法施行令第120条及び川崎市個人情報保護条例の除外規定などを根拠に挙げていますが、どれも名簿提出を正当化する根拠とはなりません。川崎市は、即時、自衛隊への名簿提出を中止すべきです。区民祭などで行っている自衛隊の体験コーナーなどは、直ちに中止すべきです。

## (五) 川崎市の平和問題と責務

市長の平和問題に関する政治姿勢についてです。「核兵器廃絶平和都市宣言」を全国に先駆けて作った川崎市は、核兵器廃絶の実現と平和施策の先頭に立つことは当然の責務です。核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを各国に求めるヒバクシャ国際署名が世界で取り組まれ、本市も18年6月によくやく署名。22年6月議会では、非核三原則と「核共有」問題について問われ、市長は「核共有の枠組みについては、非核三原則を堅持していく立場から、受け入れられるものではない」と答弁し、あらためて非核三原則の堅持と核共有論を受け入れないという姿勢を示しました。

川崎市も参加する「平和首長会議」は、核兵器廃絶の実現と世界恒久平和実現を目的に世界166カ国(＋1)、8271都市(＋210)、日本では1739自治体(＋2、全自治体の99・8%)にまで広がっています。全国に先駆けて「核兵器廃絶平和都市宣言」を作った川崎市として、核兵器禁止条約に背を向け、秘密保護法、戦争法、共謀罪を強行採決した政府に対し、禁止条約の署名・批准と3法の廃止を求めるべきです。ウクライナ問題に乗じて、軍事対軍事、敵基地攻撃能力保持、軍事費2倍化、9条改憲を進めようとしている政府に対して、きっぱりと反対の立場をとるべきです。若者を再び戦場に送り出すことにつながる自衛隊への協力は拒否し、平和施策の推進のための特別の予算と企画を進めるべきです。日本が起こした過去の侵略戦争の歴史や平和、憲法について知る機会を保障し、戦争被害の事実を後世に伝える場、戦争遺跡の保存など、平和施策のいっそうの充実が今ほど求められているときはありません。

1 非核三原則(核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず)の法制化とともに、核兵器禁止条約の署名、批准を国に求める。国に対して秘密保護法、安保法制、戦争法、共謀罪の廃止を求める。オスプレイ配備の反対と低空飛行訓練の中止を求める。

2 「平和首長会議」「非核自治体協議会」へ市長は参加し、広島市・長崎市などとの連帯・交流を深め、平和首長の行動計画に基づき川崎市として「核兵器廃絶」を求める具体的な行動計画を作る。

3 平和推進事業費(平和推進補助事業費も含む)は毎年減額され続けており、10年前と比べると260万円から145万円へと5割減となっている。平和施策の特別の推進を図るためにもこれらの予算の増額をする。



- 4 平和事業を市民参加で進めるために、「(仮称)平和推進委員会」を立ち上げ、施策の充実を図る。
- 5 「核兵器廃絶平和都市宣言」の普及に努める。各学校で「平和都市宣言」を掲示するとともに、平和施策の普及を図る。新本庁舎にも掲示する。
- 6 平和館や市内に残る戦争遺跡等を活用するなど「平和教育」「平和学習」の推進を図る。
  - ① 子どもの平和学習を進めるために、引き続き「平和大使」の助成を行う。
  - ② 「平和教育」の推進を図るために、市内の小中学校を対象にした「反核・平和作文コンクール」を再開する。
  - ③ 市民の平和活動を支援する「平和推進事業補助金制度」の各企画に対する補助金を増額する。
  - ④ 市民の平和学習を保証し、企画などへの後援や公共施設の利用を推進する。
  - ⑤ 巡回平和展は、地域のボランティアの協力を得るなど、創意工夫で体制を充実し、引き続き各区で開催する。
  - ⑥ 平和ノートを改定し、活用を推進する。市民に広く周知していくとともに、小・中学生には配布する。
  - ⑦ 2018年、地域文化財に指定された貴重な戦争遺産である「明治大学平和教育登戸研究所資料館」を本市の平和教育に活用する。2018年度に「旧陸軍登戸研究所の遺構群」を第1回川崎市地域文化財として決定した。その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。また、館の運営、保存のための助成を行う。(再掲)
  - ⑧ 市内にある旧日本軍の壕や施設などを調査し、保全に努める。特に生田緑地内や周辺の壕の調査を進め、調査・保存に努める。
  - ⑨ 戦争に関する証言に加え、被爆者の証言・資料収集、編集などを行う。証言映像など制作された資料を編集し各図書館に置くなど、市民が気軽に活用できるようにする。
  - ⑩ 日本の侵略戦争の実相、他民族に与えた被害、朝鮮人強制連行、強制労働、旧日本軍「慰安婦」の実態など、市としても積極的に掘り起こし、市民に知らせる。
- 7 「平和館」事業の充実を図る。
  - ① 平和館の来場者数は2022年度は31648(+3027)人となりました。展示企画事業費は年々予算が削減され、2023年度250万円(-10)は10年前の6割の予算となっている。平和事業の重要性を考え、予算の大幅なアップを行う。
  - ② 平和館のより積極的な活用は、専門家とともに市民参加で検討し、計画に反映させる。
  - ③ 平和館・平和公園が米軍基地跡地に建設された経過など、平和館の由来もパンフレットや館内表示をするなど

市民に知らせる。

- ④ 平和問題の研究・調査に当たっては、現在の嘱託の専門職員をはじめ、学問・実践に秀でた専門家の協力を得るなど、チームで調査研究を進める。また、それにふさわしい予算を措置する。
  - ⑤ 「川崎と戦争」(川崎の軍需産業、朝鮮人連行、旧陸軍登戸研究所、川崎の空襲など)の調査を引き続きすすめるとともに、その成果を展示するなど市民に公表する。
  - ⑥ 平和館の展示内容は、子どもにもわかりやすくするため、アナウンスの子ども版を作る。引き続き教育関係者などの方々の意見などを展示内容に反映させる。来館した子どもの感想などを参考にしながら、内容の充実を図る。また、小中学校の見学会など学校教育の一環として利用できるよう、教育委員会と連携する。
  - ⑦ 平和館の蔵書数は、現在11969冊(+69冊)ですが、基本構想通り10万冊を確保する。
  - ⑧ 平和館のホームページ、フェイスブックを、資料などのタイトルを一覧表で紹介したり、来館者の感想などを紹介するなど、充実させる。他都市や大学機関(立命館大学・国際平和ミュージアム)等の平和館などへのリンクもはる。
- 8 憲法を遵守し、自衛隊への協力は行わない。
- ① 憲法の平和原則を遵守する立場を堅持する。
  - ② 国民保護計画は撤回する。
  - ③ 「東京湾非核宣言」を関係自治体にも働きかけ、その実現を目指す。川崎港の「非核宣言」を率先して行い米第7艦隊の東京湾への入港を拒否するよう関係都市と連携を図る。
  - ④ 防衛省が、全国約300の自衛隊基地にある建物を核兵器などの攻撃に耐えるようゼネコン関係者と意見交換し、艦艇装備研究所川崎支所(宮前区)も対象になっている。この研究所の基地強化は中止することを国に要望する。
  - ⑤ 「栗木マイコン地区・南黒川地区地区計画に基づく建築物等の用途等に関する指導基準」で定めているように、武器製造に関連する企業に対しては、市の土地を貸したりするなど、軍事利用につながる協力はしない。武器や軍事的な装備品を展示する企画に対して、市の施設は貸さない。
  - ⑥ 米軍及び自衛隊の音楽祭の後援は行わない。この音楽祭への小・中・高校生の出演は行わない。区民祭への自衛隊の出店は中止する。

⑦ 自衛隊への名簿提出、自衛官の募集業務は、中止する。中・高校生の自衛隊勧誘の協力は行わない。また、学校への自衛官募集のポスターの掲示も行わない。

⑧ 退職した自衛官の役職者採用は中止する。

⑨ 市立中学校での「総合的な学習の時間」などを利用した自衛隊への体験入隊や職場体験学習は、働きかけてくる自衛隊出張所側の目的としても、また、内容的にも自衛官募集業務の一環として行われており、今後、行わないように学校に徹底する。

9 原爆症認定制度の抜本的改善を求めた原爆症認定集団訴訟（新しい審査の方針）改定、2013年12月以降）では、結審した地裁92件中52件で原告側勝訴（2023年7月現在）しています。その間、2度にわたり認定審査方針の見直しを行いましたが、被爆の実態にも司法の判断にも、みあったものになっていません。

① 「原爆被爆者援護条例」を制定し援護事業を充実させる。  
② 被爆者の健康被害と生活難の対策をより充実させる。

## 第十四章 不要不急の大規模事業を中止し、政令市トップの財政力を

### 市民の福祉・暮らしに使う市政に

不要不急の大規模事業の総事業費

2022年度決算では、臨海部の大規模事業には、臨港道路東扇島水江町線整備59億円、コンテナターミナル整備事業9億円、東扇島堀込部土地造成事業は10億円増の11億円など不要不急の事業に約80億円が支出されています。さらに臨海部から撤退縮小する企業に奨励金を出す臨海部投資促進事業やJFE高炉休止による大規模土地利用推進の取組も始まりました。不要不急の大規模事業としては川崎縦貫道路整備備事業費の決算も支出されています。さらに23年度予算では、JFE高炉休止による大規模土地利用推進の取組も始まりました。福祉・くらしの支出は削減され、喫緊の課題である物価高騰対策の市独自支出が、ほとんどない中で臨海部の大規模事業には大きな支出を振り向けています。

JFE高炉休止に伴う土地利用方針案・事業費2兆円、市費負担2000億円

この方針案は、約400haのJFE跡地利用のために、水素供給拠点として港湾整備、扇島へのアクセス道路整備など2050年までに整備を進めるものです。先行して、扇島の一部を水素の供給拠点とし、大水深バースを整備するなど28年度利用開始し、2050年度までに官民合わせた事業費は2兆600億円、市は2050億円を負担するとしています。市負担額2000億円のほとんどが道路と港湾の事業費で、扇島へのアクセス道路、輸入水素を受け入れるための大水深バースを整備するとしています。

道路・港湾の必要性の根拠なし

6月議会では、扇島へのアクセス道路、大水深バースの必要性の根拠について、東扇島の例を出して質疑しました。東扇島の臨港道路、コンテナバース事業の必要性については、当初、コンテナ取扱量40万TEUを理由にしていたが下方修正され、この間の取扱量の実績でも17万TEU、14万TEUと減少しており、とても必要だという根拠にはなっていない。「緊急物資輸送ルートの多重化」という理由についても、震災時、この橋を渡って石油コンビナートが集積し、浸水地域である水江町を通るということは、かえって危険であり、避難路とすべきではなく、事業の必要性の根拠にはまったくありません。扇島についても、構想に挙げている施設や企業が来るかどうか、わからないもとので、同じようなことが起こる懸念があります。

「税源培養」の根拠―2000億円投資しても実質の税収増は年11億円

これら事業は、もともとJFEが撤退した跡地を市が支援して跡地利用の促進を手助けするものです。本来、一企業の跡地はその企業自身が責任をもって自己資金で行うのが筋です。「なぜ、JFE、一企業の跡地の後始末をするために、2000億円もの市民の税金を使うのか」との質問に対して、「税収の確保」、「市民生活を支えるため」という答弁でした。しかし、JFEが撤退することにより、そこで働く4000人の労働者の雇用、中小企業の経営を危機に陥れ、市にとっても雇用、税収の面でも多大な損失になりかねません。その企業に対して市は、投資促進の奨励金を払い、さらに跡地への企業誘致のために2000億円もの税金をつぎ込もうとしているのです。

「税収の確保」について、市は、年間140億円の税収増を見込んでいるということですが、そのうち129億円

は固定資産税・都市計画税です。これは誰が土地や建物を所有しているように市に入ってくる税金なので、実質の税金は年11億円です。これでは、2000億円を投資しても回収するのに、180年かかります。

いすゞ撤退跡地（キングスカイフロント）―税源培養、経済波及効果もなし

これと同じような事例がキングスカイフロントです。JFEと同じようにいすゞ自動車の撤退した跡地利用として、市はキングスカイフロントを整備しました。市はその経済波及効果について、個人・法人税収、固定資産税収など10年間で120億円を見込んでいましたが、固定資産税や建設時の効果額を除くと、経常的に市にはいつても税金増は年間2・2億円です。一方、川崎市はこれまでに、土地の購入、羽田連絡道路の市負担分、「神奈川口構想」の利子負担分など合計180億円もの税金を投入しています。税金増が年間2・2億円あったとしても、市が投入した180億円の税金を回収するのに80年以上かかります。「雇用が増えていく」という答弁もありました。

しかし、実際、この5年間で、臨海部のある川崎区の法人市民税は9億円減少し、10年間で製造業の事業所数は1/3減少、従業員数も1321人減少しています。「研究開発拠点として成果を上げている」という答弁もありましたが、それら先端産業の成果が、製品実用化につながったのは、わずか3件。そのうち市内の中小企業の仕事につながった事例は、わずか2件でした。このように税源培養も、市内企業への経済波及効果も全く表れていないのが実態です。JFEの土地利用整備をする前に、東扇島の大規模事業の見直し・検証とキングスカイフロントでの経済波及効果の検証をやるべきです

22年度決算―財政力は政令市トップ

2022年度一般会計決算では、歳入は前年度比100億円増の8580億円となりましたが、これは市民税や固定資産税などの市税の増、本庁舎建替事業の進捗による市債の増などによるものです。市税は、136億円増の3782億円で過去最高となり、これは個人市民税が所得の増加により51億円の増、固定資産税が家屋の新増設により44億円増、法人市民税も企業収益により28億円増などによるものです。財政力指数は、政令市で唯一、1を超え、基準財政収入額が必要額を上回っており、政令市トップを続けています。そのため政令市で唯一の普通交付税の不交付団体となっています。財政健全化指標は、すべて基準値を下回っており、極めて優良。一人当たりの市債残高は、政令市の平均よりも12万円低く、借金の負担額が少ないのが特徴です。川崎市は、政令市で人口増加率は



7年連続3位以内、平均年齢が最も若く、生産年齢人口割合が最も大きい都市で、人口推計でも今後7年間は増加を続けるため市税収入の増加は今後7年間続くと予想されます。このように、市税収入、財政力指数、財政健全化指標のどれをとっても、川崎市は政令市でトップクラスの財政力を持っています。

予算では239億円の大幅赤字が、決算では19億円のプラス

収支フレームについてです。22年度予算では239億円の収支不足が出ると思っていましたが、決算では19億円のプラスとなりました。収支不足をなんと250億円以上も過大に試算していました。わが党は、予算、決算議会で何度も収支不足額が過大であると主張してきましたが、またまたその通りになりました。収支フレームの見直しについて「次期実施計画の策定に合わせて」という答弁でしたが、そうになると、あと2年はこのままの収支フレームを使い、大幅な赤字をベースにした予算組みとなり、福祉・くらしを削減するような予算になるわけです。実態に合わせた収支フレームへの見直すべきです。

減債基金は積立額を減らして物価高騰、市民、中小企業支援に

減債基金についてです。22年度予算では減債基金から239億円借入れる予定でしたが、決算では収支不足が出なかったために借入はゼロとなりました。減債基金残高は、一般会計分で見ると積立額451億円、取崩額219億円で2532億円となり、一人当たりの残高は政令市平均の1.6倍にもなります。政令市の減債基金残高は、取崩額の平均4年分ですが、本市の場合は8年分にもなります。減債基金からの借入が527億円ありますが、それを差し引いた実質残高は2005億円ですが、取崩額4年分を差し引いても800億円以上も多く、他都市と比べて、極めて多い残高となっています。今後6年間、毎年200億円近い積み増しをして2028年度には3372億円、今よりさらに800億円以上も残高が増えるのです。それ以降の返済額からみてもあまりにも多額の残高です。物価高騰などで市民生活・中小企業の経営が大変になっていますが、市のもので対する独自支出は、わずかです。物価高騰の中で財政支援が必要な時だからこそ、減債基金の積立額を減らして市民生活・中小企業支援に回すべきです。

社会保障費は政令市平均より低く、臨海部の不要不急事業には80億円

社会保障費である扶助費は、子育て世帯への臨時給付金の減により、前年度比4億円の減となっています。一人当たりの扶助費の額は引き続き政令市平均を下回っており、福祉予算である民生費も1人当たりになると政令市平均よりも約2万円低い状況です。一方、臨海部の大規模事業には、臨港道路東扇島水江町線整備59億円、コンテナターミナル整備事業9億円、東扇島堀込部土地造成事業は10億円増の11億円など不要不急の事業に約80億円が支出されています。

不要不急の大規模事業は削り、政令市トップの財政力を市民の福祉・暮らしのために

川崎市の財政は財政力は政令市でトップを続け、コロナ禍でも十分な財源を確保しており、今後、約800億円は使用可能な財源（減債基金）を持っています。しかし、この豊かな財政は、臨海部の不要不急の大規模事業に22年度決算だけでも80億円以上使われており、市民の福祉予算は、政令市平均より低い状況です。

予算議会において予算組替え提案で示したように、不要不急の大規模事業を中止・凍結し、減債基金積立額の一部を使った約200億円の財源で、以下のような支援が可能です。小児医療費を高校生まで完全無料化（7・2億円）、幼稚園の入園料1人10万円（4・7億円）、少人数学級を中3まで実現（7・9億円）中小企業の固定費補助とリフォーム助成（4億円）、特養ホーム5か所増設（4・6億円）介護保険料の減額（19・6億円）、小中学校の給食費の無償化（58・2億円）、補聴器購入助成（2億円）、単身者家賃補助（月1万円2000人分、2・4億円）などが実現できます。不要不急の大規模事業は中止・凍結をし、減債基金の積立額を減らして、物価高騰対策や中小への市独自支援、市民の福祉・暮らし予算を拡充することを求めます。

1 臨海部を中心とする不要不急の大規模開発を中止・見直して、全国トップクラスの川崎市の「豊かな財政」を市民の願い実現と市民生活・福祉の向上・充実に生かす市政運営に改める。まずは喫緊の課題である物価高騰対策、そして少子化、災害対策を抜本的に強化する。

2 収支フレームについては、実態に合ったものに見直すこと。減債基金については、積立額を減らして、物価高騰対策や市民生活・中小企業支援に回すこと。

3 川崎港コンテナターミナルなど港湾施設の整備計画にあたっては、他港コンテナ港湾の施設規模・能力などもよ

- く調査研究し、本市の既存施設の取扱能力などを厳格に検証し、これ以上の施設拡張を行なわない。
- 4 川崎港コンテナターミナルのコンテナ取扱量のうち空コンテナが増大する経済的要因と、今後の見通しを調査・検討するとともに、台風等による暴風・高潮、大地震と津波など災害時の被害・影響などを想定し、必要な安全対策を講じる。
  - 5 港のニーズ、荷物があればコンテナ船は来るのであり、際限のない税金投入を続ける悪循環となっている川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度は見直しをする。
  - 6 2010年、川崎市、横浜市、東京都の3自治体が共同で「京浜港国際コンテナ戦略港湾計画」を発表し、国から「国際コンテナ戦略港湾」に選定されました。しかし、この総事業費見込額は約5500億円、川崎港だけで約1000億円かかるとされました。この国際コンテナ戦略港湾政策の中止・見直しを国に求めるとともに、川崎市・川崎港は京浜3港の国際コンテナ戦略港湾計画から独自に撤退すること。
  - 7 千鳥町、東扇島など川崎港での輸出自動車（新車、中古車）の保管状況、及び、他港への横持ち台数、川崎港からの直接輸出台数などの実態を把握し、輸出自動車保管を川崎港で行なう必要性について根本的に再検討する。
  - 8 東扇島掘込部埋立土地造成事業については、同掘込部の公有水面は市民の財産であり、埋立土地造成をしなければならぬ正当な目的・理由が立証されないことから、ただちに事業を中止する。JR東海と川崎市の覚書を撤回し、JR東海に対して東扇島掘込部へのリニア建設残土の受け入れを断ること。
  - 9 リニア中央新幹線整備計画は、市内外で環境破壊をもたらし、運行後災害時の危険性が極めて高く、ルート上の多くの地権者の権利を侵害するなど問題が多すぎる不要不急の大規模事業であり、公的資金を投入して推進する国、およびJR東海に中止を要請する。
  - 10 臨港道路東扇島水江町線の整備工事をただちに凍結し、今から事業の善後策を検討する。
  - 11 「国家戦略特区」キングススカイフロントのライフィノベースション構想の研究開発拠点の整備・運営に対する公的支援・税金投入は中止する。経済波及効果、税收効果などの検証を行う。
  - 12 ナノ医療イノベーションセンターの「立ち上げ期間の支援」での事実上の研究費支援はやめる。
  - 13 1メートル1億円以上とばく大な事業費がかかっている高速川崎縦貫道路の整備工事は、現在の1期ルートの本体の残工事を中止する。公害まき散らし・まち壊しの現行の2期ルート計画も中止する。東京外郭環状道路との一体化でも、ばく大な事業費がかかることが想定され、2期ルートの計画自体を中止する。

14 『臨海部ビジョン』で打ち出された、最低300億円かかる新たな鉄道整備「川崎アプローチ線」計画は、住民犠牲のまちこわしとなり、住民ニーズも採算性もないことから、計画を白紙撤回する。

15 公共事業への投資のあり方を、市民生活に関係なく地域経済が循環しない現在の臨海部での不要不急の大規模開発優先（巨大な橋の建設、川崎港コンテナターミナル拡張、住民ニーズのない鉄道整備など）ではなく、市民の願いに応えて地元建設業者の仕事と雇用が増え、地域経済が循環する、特別養護老人ホームの増設、老朽校舎の改築など市民生活・福祉型投資優先に抜本的に切り替える。

16 総合計画について、福祉切り捨て、市民サービスの削減、市民負担増の「行財政改革」は中止をし、市民の土地、財産を民間に売却する「資産マネジメント」は見直しをすること。

17 JFE跡地利用計画は、市民の要望を取り入れた計画にして、扇島へのアクセス道路や大水深バスなどの計画については、その必要性を検証すること。JFEには、撤退に伴う費用、雇用確保、下請け企業の事業継続のための社会的責任を果たすよう求めること。

## 第十五章 憲法で保障された地方自治の本旨である

### 「住民自治」、「団体自治」を実現する市政運営を

憲法は地方自治について第八章（第92条～第95条）で規定しています。明治憲法には地方自治について何らの規定も設けられていませんでしたが、日本国憲法は特に一章を設け、そこに四カ条の原則規定をかかげて、法律をもってしてもこれを改変することのできないものとししました。憲法第92条は「地方自治の本旨」という言葉で、基本的な原則を明らかにしており、基本原則には、「住民自治の原則」と「団体自治の原則」が含まれています。日本国憲法が地方自治に関する規定を置いているのは、日本の政治的構造を分権化することで、住民の基本的人権を守る自治体が、国の暴走の歯止めとなり、日本が二度と侵略戦争を起こすことがないようにするためでもあります。地方自治の原理は、国民主権の原理を地方において実現するとともに、基本的人権の尊重や平和主義を実現することができる最も身近な場である自治体の存在を保障するものです。

福田市政で踏みにじられてきた団体自治、住民自治

福田市政は、この住民自治、団体自治を幾度となく軽視してきました。

住民自治の問題では、小杉駅再開発、鷺沼駅周辺再開発、羽田新飛行ルート問題、リニア新幹線など、住民の意見や反対を無視した開発が進められてきました。さらに23年6月議会での「ぜん息患者医療費助成制度の廃止」問題では、パブコメの結果が、意見件数の約99・9%に当たる3347件が反対の趣旨でしたが、市側は、反対意見について「参考とするものではない」、市長も「パブコメは賛否を問うものではない」とあくまでも制度の廃止を強行しました。市民からは「何のためのパブコメか」「市民を無視した態度」など非難の声が上がりました。

団体自治の問題では、3倍に膨れ上がった臨港道路東扇島水江町線の総事業費の問題、自衛隊の名簿提出の問題。コロナ禍での医療崩壊を起こした市の対応など、国や県の言いなりで地方自治体としての役割を果たしていない姿を露呈しました。

本来、国から独立している団体なのに、国の言いなり、市民の意思を無視し、地方自治の本旨である住民自治、団体自治をおろそかにすることは許されません。いまこそ、川崎市は、地方自治の力を発揮して、主権者である住民の幸福追求権、生存権、そして財産権を保障する憲法の観点から、自治体本来のあり方に戻すべきです。

個人情報保護・施行条例―自己情報コントロール権、条例制定権の後退

個人情報保護の問題でも、この間、個人の自己情報コントロール権や自治体の条例制定権などが後退させられる事例が相次いでいます。22年12月議会で、個人情報保護条例を廃止し、施行条例を制定することについて、わが党は、全国でも先進的な規定を持つ川崎市個人情報保護条例を活かし、条例の目的、要配慮個人情報、本人からの直接取得、目的外利用・外部提供、審議会の諮問、匿名加工情報などについて質疑してきました。しかし、改正法と国の個人情報保護委員会により、現行条例の個人情報保護のための重要な規定を認められず、削除されることが明らかになり、いろいろな方法で残すよう質疑してきました。

目的については、条例で規定することができなくなり、一元化された改正法では活用ができるように規定されました。しかも外部提供ができる情報として集められ活用可能となりました。しかし、総務委員会で「(目的について)法の範囲内でハンドブックの中で記載する」と答弁があったように、目的についてハンドブックの中に記載するべきです。



目的外の利用や外部提供については、旧条例ではハンドブックの目的外利用基準表や外部提供基準表自治体で独自に規定していますが、答弁では「条例ではなく運用（ガイドブック）における基準を審議会で策定することを検討」するとなりました。旧条例で削除された規定をガイドブックに基準を作るべきです。

「本人からの直接取得」の原則が改正法からも条例からもなくなり、本人が知らないところで個人情報が集められることが可能となり、不利益につながるような要配慮個人情報とは、「原則、保有しない」としていた規定が条例からなくなり、匿名加工情報として外部提供も可能になりました。しかし、委員会で「本人からの直接取得」の原則は「運用でどうするか検討する」と答弁しました。要配慮個人情報については、「（旧条例のように）運用・ハンドブックの類型表を引き続き活用する」と答弁しました。旧条例で削除された原則は、ハンドブックなど運用上で基準を決めるべきです。

オンライン結合については、「事前の監査や市長への届け出、審議会の関与など、オンライン結合を制限する規定を設けるべき」との質問に対して、「監査、届け出、審議会の関与などの規定はすべて入っている」と答弁、旧条例での制限規定は、手続きで定めるとしました。

審議会の諮問については、「審議会を形骸化させず、個人情報保護をめぐる重要な案件については、できる限り審議会への諮問等を行うようにするべき」との質問に対して、「改正法で、個別の事案は審議会に諮問できない。しかし疑義がある場合は委員会に助言を求める。ただし、条例の改廃やルールや基準を作る場合は諮問できる」と答弁。また「個別の案件について、疑義がある場合は、委員会に確認をする。基本的には疑義がある場合は外部提供しない」ことを確認しました。

匿名加工情報の提供については、政令市は導入せざるを得なくなりましたが、具体的にどのような匿名加工情報が審査基準をクリアするのかについては自治体が審査をして決めることとなっています。行政機関匿名加工情報の提案の審査について「審査基準を策定する」と答弁したように、審査基準を審議会で策定すべきです。

情報、データ管理については、情報を保存するサーバー、ガバメントクラウドは、アメリカの会社が管理・運営し、アメリカの諜報機関がアクセス権を持っていることが明らかになり、ガバメントクラウドに川崎市は接続することにより、市民の個人情報海外に流出する危険性、AIなどを使って他の情報を照合することにより、個人を特定できる危険性が高まっています。

このように、一定、要綱やハンドブックなど運用でカバーするりましたが旧条例の重要な規定が削除されたた

め、要配慮個人情報などが本人の知らないうちに外部提供され利用、悪用される危険性と自己情報コントロール権（プライバシー権）は大きく後退しました。また、改正法、国の個人情報保護委員会は、川崎市の現行条例の先進的な規定をことごとく認めず、地方自治体の条例制定権は踏みにじられました。川崎市は、市民の自己情報コントロール権や地方自治体の条例制定権を取り戻すために、国に法改正を求め、市の施行条例は改正すべきです。

#### 自治体行政のデジタル化（DX）―新自由主義の「行革」、地方再編が目的

住民の命と暮らしを守る自治体本来の役割が果たせるよう、国の支援の拡大こそ求められているにもかかわらず、自公政権がいま自治体に押しつけているのは、コロナ禍に乗じた行政のデジタル化です。これを突破口に新自由主義の「地方行革」をすすめ、自治体のもつ個人情報や公的サービスを民間開放し、企業の儲け先にしようとしています。「地方創生」といいながら、デジタル化による標準化で、地方には「集約化」と再編を押しつけ、大都市圏では大型開発を続けています。

住民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではありません。ところが、自公政権が推し進めている「デジタル改革」は、国や自治体をもつ膨大な個人情報の「データ活用」を成長戦略と位置づけ、企業に開放し、儲けのタネとしていくための「改革」です。企業が保有する顧客情報などは比喩物にならない行政が保有する個人情報を、利活用しやすいようにするためとして、例えば、これまで自治体が個人情報を守るために制定した個人情報保護条例の自治体ごとの保護規定は邪魔だから取りはらう、あるいは、自治体が行政運営のために福祉や教育の制度でそれぞれ運用しているコンピュータシステムも、バラバラだから統一・標準化してしまおう、というのです。

政府は「デジタル改革関連法」を21年5月に成立させ、地方自治体に対して、国と地方を通じたデジタル基盤の統一と標準化を押しつけ、自治体はいまその具体化に追われています。

個人情報保護法の改定によって、データ流通・利活用をしやすくする仕組みが盛り込まれ、それぞれの自治体が独自に制定する個人情報保護条例については「いったんリセット」し、法のもとで全国共通のルールに沿った条例改正が23年4月に施行されました。

自治体情報システム標準化法では、国が22年に示した「標準仕様」にもとづき、全自治体の基幹業務システムを、25年度末までに移行することを目指しています。デジタル庁は、このシステムのなかでの自治体の独自施策の運用方法も示してはいるものの、知事会、市長会、町村会など地方団体からは、行政事務に裁量の余地がなくなる懸念

があり、地方の創意工夫を可能とする仕組みとすべき、自治体の負担とならないようにすべき、などのきびしい声が共通してあがっています。

デジタル化での住民情報利活用の足がかりとして、国はマイナンバーカードの普及をマイナポイントなどあの手の手で国民に押しつけようとしていますますが、思うようにすすまないのは、医療保険証や運転免許証など、様々な個人情報に紐づけされていくことへの国民の不安と個人情報の漏洩への懸念があるからです。行政のデジタル化とマイナンバーカード取得促進で、自治体の窓口の削減・廃止もねらわれています。

「行政のデジタル化」による標準化は、これまで政府がすすめてきた自治体の再編、「集約化」の動きを促進する役割も果たすものです。大都市では引き続き「国際競争力の強化」の名のもとに大型開発を集中し、国際港湾の整備や、高速・高規格道路へのアクセス道路などの負担を強いています。各地で新たな「中心地域」の大型開発や「周辺地域」の切り捨てなどが指摘されるコンパクトシティ（立地適正化計画）もすすめられているほか、近隣自治体間で公共施設・行政サービスを連携することをつうじて「集約化」を図ろうとする「連携中核都市圏構想」など自治体間の広域化の法制化も検討されています。自治体のあり方の再編の先には「道州制」がねらわれています。川崎市は、自公政権がすすめる自治体再編による地方切り捨てに反対し、だれもが住み続けることができる真の地域活性化策を全力で応援し、住民が主人公のまちづくりをすすめるべきです。

(一) 市民のプライバシー権、自治体の条例制定権の後退につながる個人情報保護条例の改悪や市民サービスの後退につながる「デジタル化（DX）」の具体化はしないこと。

- 1 個人情報保護条例の目的、要配慮個人情報、本人からの直接取得、目的外利用・外部提供、審議会の諮問、匿名加工情報などの削除された規定、基準は、要綱・ハンドブックなどに記載する。
- 2 「システムの標準化」に対して、自治体の独自施策を維持・拡充させる。
- 3 「行政のデジタル化」を口実にした行政窓口の縮小や紙による手続きは廃止せず、住民の相談機能としても対面窓口のサービス体制を充実し、手続きの簡素化をすすめる

(二) 自治体を変質させる「自治体戦略2040構想」とその具体化である「コミュニティ施策」、「スーパーシティ構想」、「公共サービスの民営化」について、住民自治、団体自治、市民サービスの後退につながる具体化はしないことを求める。

1 「これからのコミュニティ施策の基本的な考え方」の具体化であるソーシャルデザインセンターを、公助がしっかりと中心にすえるものに抜本的につくりかえる。

2 地域医療、介護、公共交通など全体的な計画を企業にゆだね、企業利益優先の「スーパーシティ構想」は導入しないこと。

3 市民サービスの後退・撤退、人件費削減により不安定な非正規労働者を多数生み出し、行政の責任を後退させるPFI、指定管理者制度による「公共サービスの民営化」は、導入しないこと。

(三) 特別市（特別自治市）制度の推進は中止する

市が計画している「特別自治市制度」は、災害、コロナ対策などの県の調整機能、県を通じた交通・警察機能、住民サービスが失われ、県内の多くの自治体の負担増につながり、県議を通じた川崎市民の声が届かなくなるものであり、撤回すること。

(四) 住民自治の精神の徹底から、市民が主権者であることをきちんと位置付ける

1 自治基本条例には、主権者は市民であることが明記されていない。市民は行政の手伝いをするものであったり、行政と同列なのではなく、主権者であることを明記する。

2 「住民投票条例」は住民が真に使えるものに改正する。

① 住民投票の対象事項は、「市長が意思決定していない、つまり施策として形になっていないものしか投票の対象にならない」ことが、条例制定の委員会審議の中で明らかになった。これでは、市民が問題に気がついたときに

は多くの場合、住民投票にはかけられないことになる。市民が住民投票にかけて市民の意思を問いたいと思う問題は対象になるように、対象事項は「現在または将来の住民の福祉に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項」のみにする。

② 住民発議にとつて必要な署名数を投票資格者総数の10分の1にしていることも、住民投票を發議しにくくして、市民の手を縛ることになっている。必要な署名数は投票資格者総数の20分の1にする。

③ 住民投票は「間接民主主義を補完するための制度」と市自身も認めていることから、議会への協議は削除する。

④ 投票日は、問題によっては機を逸することがないように、国政・地方選挙と投票日とは別にして、単独投票日とする。

3 「まちづくり育成条例」を、市民が主権者と位置づけ、抜本的に改正する。

4 「総合計画」・「基本計画」の策定にあたっては、市民が主権者であることをきちんと位置づける。市民に十分な説明を行ない、市民意見を反映するようにする。

5 地方自治法第1条の「住民福祉の増進」という立場から、これ以上の「行革」はやめ、市民要求実現に全力をあげる。

(五) 市民参加を実効的なものにするため、次の各制度を改正する

1 市民意見を充分市政に反映できるよう、「パブリックコメント手続条例」を改正・活用すべきである。

① パブリックコメント制度の目的に、「市政運営に市民意見を反映するため」を加え、市民意見を反映させるための具体化をする。

② パブリックコメントはホームページだけでなく、区役所や図書館など公共施設に印刷物を置き、「周知を図る」というのであれば、当事者に届けて意見を述べられるようにする。

③ 市民意見を募集したい事案については、該当地域や全市を対象に説明会を開くなど、あらかじめ市の考え方を説明する機会を設け、市民が理解したうえで意見を述べるようにする。

2 各区の区長の選出については準公選制を導入する。

3 審議会等の市民公募委員を増やし、議事録を公開する。



4 2014年、教科用図書採択に係る川崎市教育委員会会議の会議録を、その作成を担当していた教育委員会事務局総務部庶務課が同会議の音声データを消去するという事件が発生しました。市民の知る権利を奪う行為であり断じて許されません。音声データについても、公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底する。再発防止のための組織として第三者を加え、より実効性のある制度に改善する。

5 「川崎市環境影響評価審議会委員」構成について、22年10月、委員構成を変更して市民7名の委員のうち、市民団体からの推薦枠5名を廃止し、残り2名について市民委員枠として公募とした。これは特定の団体と市民の声を排除することを目的としたものであり、許されるものではない。これまで通り団体枠を維持し、三者が推薦する学識経験者の委員の選任を認めるようにする。(再掲)

## 第十六章 気候危機打開と脱炭素政策

欧州、北米、アジアをはじめ世界各地は熱波に襲われ、山火事などの被害が発生しています。日本も災害級の猛暑が続き、熱中症で亡くなる人も相次いでいます。2023年7月、世界気象機関(WMO)は、今年7月は観測史上最も暑い月になる見通しを発表、それを受けて国連のグテレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警告しました。同時に「私たちはまだ最悪の事態を食い止めることができる」と強調し、各国政府に具体的行動を呼びかけました。気候危機打開に向けた取り組みの抜本的強化は待たなしの状況です。

### 脱炭素戦略―電力部門の2035年までの脱炭素化

2022年11月、エジプトで開催されていたCOP27では、発展途上国が求めてきた気候変動による損失と被害に対応する基金を設立することで初めて合意するとともに、再生エネルギーに対し、2030年まで毎年約4兆ドルの投資が必要であることを確認しました。

22年9月の議員研修会で国連環境計画特別顧問の末吉氏は、グリーン・トランスフォーメーション(GX)につ

いて講演。「川崎市はGX競争に勝ち残れるのか」と題し、「化石燃料から自然エネルギーへ」「経済や社会の在り方を根底から作り直すこと」を提案しました。22年5月、G7では「先進国は電力部門を35年までに脱炭素化」を表明し、世界的には太陽光と風力発電を中心に進められていることを紹介しています。G7の目標である「電力部門の35年までの脱炭素化」は、川崎市にとっても喫緊の課題となっています。

#### 重化学工業から再エネ・省エネへの産業転換

末吉氏の講演では、各国の産業構造の転換について紹介しています。EUでは2019年「EUの新しい成長戦略」として「雇用を創出しながら排出量を減らす」グリーン・ディールを推進し、投資家の資金と企業の設備投資を「脱炭素化」に集中させる金融戦略として、20年に「EUタクソノミー」を制定。イギリスはカーボン・バジェット、炭素予算を策定、ドイツは30年までに再エネ比率を80%に倍増させ、アメリカは「約48兆円という史上最大のクリーンエネルギー投資」を実施するなど、先進国は再エネ、省エネへの投資をして雇用、経済成長へとつなげる戦略をとっています。末吉氏は、川崎市の最大の課題として「重工業依存の産業構造の転換」をあげ、重化学工業から再エネ・省エネへの産業転換は「避けられない」と述べています。

#### 川崎市の課題―発電部門のCO<sub>2</sub>排出量をゼロに

市の課題の第1は、政令市一のCO<sub>2</sub>排出量の川崎市では発電部門がその約半分を占め、G7の指針からいけば、発電部門の排出量1600万トン进行ゼロにする必要があること。第2は、CO<sub>2</sub>フリーエネルギーで作った部品や製品でなければサプライチェーンから外され、製造業が存続できなくなるということ。第3は、JFEの高炉休止など臨海部で大規模な土地利用転換が求められていることです。

わが党はその解決策として、臨海部を太陽光中心に再生可能エネルギーの供給・生産拠点にすることを提案しています。臨海部の敷地の6割に太陽光パネルを設置し、風力発電を増設し、既存のバイオマス発電を合わせれば、市内の電力の7割を臨海部で賄えること。臨海部以外の地域の公共・民間施設や住宅、農地などにも太陽光パネルを設置すると市内の電力は100%再エネを供給できることが明らかになりました。このことは再エネ、省エネ、蓄電池の巨大な需要を生み出し、それらの企業の誘致につながります。また、CO<sub>2</sub>フリーエネルギーの供給は、製造業誘致につながります。世界的な太陽光中心の再エネ、省エネへの投資の流れを見ても、臨海部を再エネ・省エ

ネの供給拠点、生産拠点にすることを検討すべきです。

再生可能エネルギーを供給する地域電力会社—今の電力料金の半額で提供

22年6月、わが党は再エネ100%供給を推進するために、工場や住宅に太陽光パネルを無償に設置する事業を提案しました。一方、川崎市も11月に環境審議会からの答申を発表し、その中で地域電力会社を設立し、民家や工場の屋根に太陽光パネルを無償で設置し、使用した電力量に応じて電気料金を請求する「PPA（電力購入契約）」にも取り組むことを表明しました。この方式について、わが党の試算では、一般家庭、工場や事業所に今の電力料金の半額で提供したとしても、PPAによる収益は年5・8億円、投資額は約6年で回収が可能という結果が出ています。

省エネ・再エネの補助金制度

東京都では省エネ・再エネを推進するための補助金制度として「断熱・太陽光住宅普及拡大事業」を実施しており、この制度を使って新築住宅への太陽光設置の初期費用も軽減する施策をとっています。4kWの太陽光を設置する場合、新築住宅には1kW当たり10万円、最大1棟あたり500万円まで。既存住宅の場合、1kW当たり12万円、最大1棟当たり600万円まで補助します。川崎市でも東京都のような省エネ・再エネ補助金制度を創設すべきです。

省エネ・再エネへの産業転換—現在の3倍の雇用を生み出す

石油から再エネへのエネルギー転換が予想され、産業も石油関連から再エネ・省エネへと大規模な産業転換が予想されます。これら再エネ、省エネ、蓄電池の関連企業を川崎市に誘致すれば、市内への投資、生産につながり、生産物は市内で消費することになります。この産業転換によって、どれだけの雇用が拡大するのか、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の目標に基づき試算しました。その結果、現在、化学・石油・プラスチックの3産業における従業者数は9500人ですが、石油・化学関連産業から省エネ、再エネによる産業転換により、10年間で省エネ関連では19000人、太陽光発電部門で16000人、あわせて35000人の雇用を生み出すとしています。現在の従業者数の3倍の雇用が生まれることとなります。

水素戦略―エネルギーの自給、電力コスト、CO<sub>2</sub>ゼロ期限からみて見直すべき

JFE土地利用方針案では、扇島地区において「水素を軸としたカーボンニュートラルの拠点」整備を進め、輸入水素の受け入れ・貯蔵・供給の拠点を形成し、発電所への水素等供給を検討するとしています。しかし、現在、市や電力会社がすすめる天然ガスに水素を混ぜる混焼、専焼というやり方では、2050年になってもCO<sub>2</sub>を出し続けます。さらに輸入水素の発電コストは、現時点で約100円にもなり、天然ガスの9倍、欧米の太陽光の17倍にもなり、とても現実的とは言えません。エネルギー自給率の問題でも、現在、輸入天然ガスが高騰し、エネルギーを海外に依存することが大きな問題になっています。エネルギー自給率、電力コスト、電力部門のCO<sub>2</sub>ゼロの期限から見ても、「水素を軸としたカーボンニュートラル」は見直すべきです。

#### 川崎市の地球温暖化対策条例

23年3月議会で、川崎市は「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を改正しました。この条例改正は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、川崎市地球温暖化対策指針基本計画を改定し、太陽光パネル等設置について、制度1で2000㎡以上の建物を新増設する建築主への設置義務を課し、制度2で2000㎡未満の建物を市内の一定量建築する事業者への設置義務を課し、制度5では事業活動地球温暖化対策計画書及び報告書制度の見直しなどの事業を導入するものです。この条例改正に向けて行われたパブリックコメントでは、多様な意見、疑問が出されました。

#### 初期費用の負担、設置の義務化

制度2について「太陽光パネルの設置費用、維持費用及び廃棄費用の負担による課題が大きい」という意見が多数出ていますが、市は「4kwの太陽光発電設備を設置した場合、30年間の支出と収入を比較すると収入のほうが上回る試算となっており、点検・メンテナンス費用や廃棄リサイクル費用を含めても売電による収入のほうが大きいと見込んでいます」という回答でした。しかし、そうはいつても「100万円を超えるような初期費用は出せない」方もいます。答弁では「PPAモデルという初期費用のかからない手法もある」ということですので、PPAモデルを進めるべきです。「日射量、屋根面積が小さい屋根など設置してもメリットが出ないような場合はどうするか」という疑問も出ています。東京都ではこのような場合、除外措置が取られています。市も「屋根面積が狭小で

ある場合は除外することができる方向で検討する」との答弁がありましたので、ぜひその方向で除外措置を取るべきです。

#### 市内中小企業の参入

太陽光パネルの設置義務が課される特定建築事業者は、市内に年間一定量以上の建築・供給する建築事業者としています。これでは大手ハウスメーカーに限られ、市内中小企業が参入できないという懸念もあります。東京都では「希望する事業者の任意参加」、「グループ参加も可能」としていますが、川崎市でも東京都のような措置を取るべきです。

#### 取組計画書・報告書制度

川崎市はCO<sub>2</sub>排出量では政令市トップであり、その7割は臨海部の電力、鉄鋼、石油関連企業の7社から排出されており、CO<sub>2</sub>削減のためには大企業の削減こそ重要です。この7社が、どのような削減目標・計画を持ち、いつまでに実施していくのかは、川崎市のCO<sub>2</sub>削減の要となります。市は、この7社に対してどのような削減基準や義務を課し、指導すべきです。

#### 1 臨海部の脱炭素戦略

① IEAや先進国が掲げる「2035年までに発電部門のCO<sub>2</sub>をゼロにする」という目標を達成するには、政令市で一番多い一のCO<sub>2</sub>排出量の川崎市では、その約半分を占める発電部門の排出量を2035年までにゼロにすることが求められている。IEAやG7の指針からいけば、発電部門の排出量1600万トンゼロにする必要がある。目標と具体的行動を早急に示す。

② CO<sub>2</sub>排出量の7割を占める臨海部の電力、鉄鋼、石油関連企業7社とCO<sub>2</sub>削減目標や計画などの省エネ、再エネに向けた協定を結ぶこと。

③ 輸入水素を利用する発電は見直しをし、太陽光を中心とした再エネで2035年までに100%CO<sub>2</sub>フリーエネルギーを供給すること。再エネ、省エネ、蓄電池などの企業を誘致して臨海部の産業転換を図ること。



## 2 地球温暖化防止条例について

- ① 地域電力会社について、一般家庭や工場、事業所への太陽光パネル設置まで拡大して、PPAモデルを推進する。
- ② 初期費用の負担、設置義務について、初期費用の掛からないPPAモデルを推進すると同時に、屋根面積が狭小の場合の除外規定を設ける。東京都のような省エネ・再エネ補助金制度を創設する。
- ③ 市内中小企業の参入について、東京都のように「希望する企業の任意参加」「グループ参加」も可能とする。
- ④ 本市の排出量の約8割を占める産業部門、特にCO<sub>2</sub>を大量に排出する電力、石油関係などの大企業に対し、「事業活動温暖化対策計画」による自主的な削減対策「自主的努力」では不十分である。東京都や横浜市など他都市の経験を踏まえ、事業者ごとのCO<sub>2</sub>の排出量目標の未達成の場合の罰則も規定して削減を義務付ける。
- ⑤ 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」にもとづく、削減計画・年次報告書について、排出量の算定や基準の適合性を検証するための認証検証機関、検証するための第三者機関などを設置することにより、実効性を高める。

# 区民要望書

## 〔一〕川崎区

(川崎区全域)

- 1 大師支所・田島支所の機能・体制の「見直し」について、住民の意思を最優先にあり方を検討したものとす。高齢者・障害者をはじめとする方々への相談・申請・手続きなどが行える窓口を引き続き両支所に置く。生活保護ケースワークをはじめとする保健・福祉サービスの質を確保するために体制の充実をはかり、特に専門職の体制を強化する。
- 2 羽田新飛行ルートにともなう航空機の墜落事故・落下物事故に関わる被害想定を、市の臨海部防災対策計画に明記し、コンビナート労働者と近隣住民、市民等に対して公表する。そのためのコンビナート防災アセスメント調査を行うよう国と県に要望する。
- 3 民間借り上げ方式による市営住宅を建設する。新たな住宅セーフティネット制度をふまえて、外国人市民、高齢者、生活困窮者など誰もが安心して安価に暮らせる住宅を整備・確保する。
- 4 市民が自由に作物を栽培できる市民農園をつくる。
- 5 川崎区内に園庭のある認可保育園を増設する。
- 6 洪水ハザードマップを高潮被害なども想定したものと更新する。更新されたハザードマップは全戸配布し、説明会を開く。
- 7 京町・渡田地区をはじめ川崎駅東口周辺地区や大島地区、観音川地区などでたびたび浸水被害が発生している。京町と渡田、大島、観音川の各ポンプ場から入江崎統合幹線を活用して排水できるように入江崎水処理センターに高機能のポンプを設置する。老朽化している六郷、京町、渡田、大島、観音川の各ポンプ場の機能を強化する。
- 8 川崎駅から区内全域に（西から東へ）放射線状にバス路線が延びているが、区内の南北をつなぐバス路線は極端に少ない。カルッツや教文会館のある富士見地区などに、区内どこからでも行きやすくするため、循環バスを運行する。
- 9 労働会館前交差点、久根崎交差点、大島4丁目交差点など、老朽化した歩道橋がかえって交通不便を招いている場合がある。市民の合意のもと撤去するなどの対策をはかる。
- 10 新川通、宮前、東門前二・三丁目、昭和町二丁目、大師駅前一丁目など、公園のない町に公園を整備する。当面、町丁目の三分の二以上に公園を設置するという目標に達していない7つの小学校区について、早

急に設置をすること。

11 深夜バス（塩浜営業所行、水江町行）について、25時頃まで増便する。

12 扇島のJFE スチール跡地について、公害の苦しみを刻む公害資料館と区民の生業と憩いの海が失われた歴史を残す干潟を復元する公園を設置する。同跡地利用について公害患者や元漁業関係者などに意見を聞き計画に反映させる。

13 教育文化会館の後継施設である川崎区市民館・労働会館（仮称）を、市民の意見を反映させ充実した社会教育施設として整備する。

ア 新施設に設置される労働資料室は市立図書館として活用をはかる。

イ 新施設のホールの予約については文化振興に寄与する催し物などに対する「優先申請制度」の対象とする。

ウ ホール利用者から駐車場からホールへの搬入がしづらいと要望されている。改善をはかる。

エ 演劇の舞台装置などを安全に設置できるよう、舞台担当者や利用者から意見をよく聞いたうえで舞台の素材や設備を整える

14 川崎図書館について、検索用のPCを増設するなど施設を充実させる。

（中央地域）

1 JR川崎駅・京急川崎駅を安全・安心に利用できるよう整備する。

ア 川崎駅南口改札口を開設するようにJR東日本に働きかける。

イ 区内各駅にホームドアを設置するよう鉄道事業者に働きかける。乗降客数の多いJR川崎駅南武線ホームに早急に設置する。

ウ JR川崎駅前の放置自転車対策の一方策として、レンタルサイクルとコミュニティサイクル制度を導入する。機械式駐輪場の駐輪機・精算機の破損が目立っている。速やかに修理するとともに修理の際には利用者が停めやすいよう間隔を広げて再設置する。

2 八丁畷駅前の安全対策、八丁畷駅の利便性を向上させる。

ア 駅前の交差点について、馬嶋病院方面から踏切方面への右折レーンの設置や信号の設置など安全対策を検討する。

イ 駅の西口側にエレベーターを設置すること、西口側にJRの券売機も設置すること、JRホームが駅の2階部分にあることを案内表示することについて、京浜急行に要望する。

ウ 京急八丁畷駅の上りホームは、乗客も多い上に快速特急などが高速で通過して危険な状況にある。早急にホームドアを設置するよう京急に要請する。

エ 八丁畷駅前バス停に上屋とベンチを設置する。

3 JR川崎新町駅を安全・安心に利用できるようにする。

ア 駅に券売機もしくはチャージ機を設置するようJRに要望する。

イ 踏切の閉まっている時間が長すぎて事故も起きている。電車が浜川崎―小田栄駅間に到達した時点で既に川崎新町駅前の踏切が閉まるシステムを変更するなどして、遮断時間を短くするようJRに要望する。

ウ 駅前踏切内歩道について、危険な縁石の段差を緩やかにする。

エ 線路と駅前駐輪場の間の通路が暗いため、防犯上の不安が地域住民から出されている。駐輪場に照明を設置する。

4 川崎中学校にプールを設置する。

5 「開かずの踏切」となっている堤根の東海道線矢向踏切に、歩行者と自転車用の跨線橋を設置する。

6 京町2丁目のいなげや周辺の道路について、児童をはじめ住民の安全を確保するため歩道を設置するか、カラー化を行う。

7 八丁畷駅周辺の市有地を認可保育園や特養ホームなど市民利用施設として活用する。

8 銀柳街や小川町、旭町2丁目など浸水・冠水がたびたび起こる地域での対策をすすめる。

9 河港水門の利用停止に伴い使用しなくなった船溜ま

り部分について、市民の要望をよく聞いたうえで大雨などの際に備えた遊水地兼スポーツ広場などとして市民が利用できるように検討を進める。

10 国道15号線の元木町交差点―ゴム通り交差点の中央分離帯について、清掃・除草・剪定などの回数を増やすよう国に要望する。

11 川崎駅東口駅前を中心にゴミが目立つとの市民からの声が多く寄せられている。清掃回数を増やす。

12 富士見公園の再整備工事について、工事の途中経過を地元住民に報告する説明会を開催しする。

#### (大師地域)

1 羽田新ルートによる大師地区への騒音被害の拡大を許さず、新ルートにかかわる防音工事の対象を拡充するよう国に要望する。住民の声を聞くための教室型説明会を定期的に開催するよう国に要望する。

2 生態系保持空間に指定されている河口干潟をはじめ、都市部では貴重な自然を有する多摩川を保全し、市民の憩いの場として再生させる。市民に利用しやすいよう河川敷の整備を積極的に行なう。

ア 多摩川河川敷のサイクリングコースは毎年点検をして、防犯灯を整備する。ランニングなどの利用者のため足に負担の少ない素材を使用することを検討する。

イ 多摩川に親しみ利用しやすくするために、味の素

中瀬門より河川敷までの道路を設けるよう企業に働きかける。中瀬・大師河原地域の河川敷グラウンド利用者のために、周辺に駐車場を確保する。

ウ 多摩川河口付近の貴重な動植物を保護するための取り組みをはかる。

エ バードウォッチングや自然観察などのために、野鳥や干潟の生物等の案内板を設置する。

3 大師地域の雨水による浸水被害対策をすすめる。特に池上新町地域の雨水浸水対策では、貯留管の整備など抜本的改善を早急にすすめる。

4 産業道路沿道の街路樹を毎年剪定する。池上交差点から産業道路浜町交差点までの旧市電敷の緑道については、防犯対策からも毎年剪定を行う。

5 横羽線・産業道路の自動車排ガス対策として、ディーゼル車、大型車の交通規制と自動車の通過課徴金制度を実施する。沿道の長時間駐車を禁止し、アイドリングストップを厳守する。

6 京急大師線立体交差事業について見送りとなっている東門前駅～川崎大師駅間（1期②区間）の工事を着手する。

7 京急大師線立体交差事業完成後の上部利用は緑の散歩道など住民の声をよく聞き、多摩川河畔と結んだ町づくりをすすめる。

8 京急東門前駅駐輪場に屋根を設置する。（日差しや雨にさらされて駐輪自転車の劣化、雨の日は合羽の着

脱が大変）

9 臨港道路東扇島水江町線整備は中止する。

10 東扇島の「ダイワコーポレーション前」「かわさきファズ物流センター前（正門前）」などのバス停について、臨港バス・京急バスの共同バス停と市営バスのバス停が、数十メートル離れた別のバス停となっている。利用者の利便性をはかるために市営・臨港・京急の共同のバス停にする。

11 東扇島内に街灯が少なく防犯上の不安を訴える方が少なくない。東扇島内の道路に街灯を設置する。バス停に上屋と照明を設置する。夏場には雑草が歩道を覆ってしまう箇所があるため、草を刈る回数を増やす。

12 池上新町2丁目ローソン前の交差点、国道409号殿町小学校前交差点に、視覚障害者向けの音の出る信号機を設置する。

13 大師公園の以下の点について指定管理者と調整等を行いながら改善していく。公園全体を定期的除草・剪定する。プール近くの東屋の屋根が傷んでいるため全面改修する。砂場の砂が動物の排泄物のおいがるため砂場に動物が入れないような工夫をする。トイレの蛇口を非接触にする。子どもや高齢者がつまづいて危険な広場等の段差や根上がり改善する。

（田島地域）

1 小田地区に市民館図書館分館を建設する。



2 小田周辺地区の密集市街地対策について、ひきつづき地域の実情を考慮し住民合意のもとで事業の促進を図る。

3 小田地域の道路は狭いためバスは小型にし、便数を増やす。

4 浅田から産業道路沿いに大師方面へのバス路線を開設する。京町通りから天飛トンネル、教育文化会館前を通り、市役所前に向かうバス路線を新設する。

7 浅田に老人いこいの家を建設する。

8 南部防災センターについて、もともと目的としていた、防災を体験できる啓発施設として改修させる。

9 朝の時間帯をはじめ踏切通行の危険性が高まっている小田栄駅前踏切について、早急に安全対策をはかる。バスをはじめ自動車・歩行者・自転車が入り乱れる踏切を通らなくても児童が通学できるように、南武支線の線路を地下で横断する人道を新設する。バス停の設置場所について安全性に配慮されているのか検討をする。

10 小田栄のコーナン・イトーヨーカドーなどへの交通量の多いツクイサンフォレスト前の丁字路について、信号を設置するか、商業施設に警備・誘導員の配置を要請するなどして、安全対策をはかる。

## 〔二〕 幸区

1 国道1号線の多摩川大橋・遠藤町及び都町・尻手区間の二車線化と歩行者自転車専用道路化の早期実施を国に要請する。

2 国道1号線の1951年の都市計画（建設省告示268号）幅員30mを現状に合せ見直しを要請する。

3 堀川町の広場（東芝デバイス&ストレージ株式会社と409号の間の空地）は地域の方が利用できるよう整備する。

4 川崎駅西口周辺の歩道に歩行者、自転車通行帯の路面色表示を行う。

5 JR南武線の武蔵小杉駅～尻手駅間の連続立体交差事業で側道に掛かる対象世帯に対しては不利益が被らないように、すべての対象世帯に丁寧な説明を行い、納得を得て進める。

6 鹿島田踏切遮断時間の短縮をJRに強力に働きかける。

7 JR鹿島田踏切の遮断機が上がると待機していた歩行者と自転車の接触や車道にまで広がり危険である、自動車の走行も妨げている。対応策として、踏切内の歩道拡幅をJRに申し入れる。

8 踏切内歩道の縁石につまずき歩行者が転倒する危険がある、縁石の撤去をJRに要請する。

- 9 鹿島田跨線橋南側の鹿島田跨線歩道橋から「新交通広場」へのアクセスはエレベータだけとなっているが、シンカモールを経由するため不便、「新交通広場」へのエスカレーターを設置する。
- 10 北加瀬側から鹿島田跨線橋までの階段の上り下りは高齢者、障がい者、ベビーカーは危険で困難である。エレベータ設置または「新交通広場」に抜けるトンネルで接道をつくる。
- 11 鹿島田駅西地区再開発事業や周辺の開発によって鹿島田方面からの新川崎駅利用者が増加した、新川崎駅に鹿島田方面からの利用者が使える新たな改札口の設置を引き続きJRに要望し早期に実現する。
- 12 新川崎駅前のバス停に上屋を設置する。構造上の課題があるならば補強などの対応で早期の設置を行う。平成29年度に耐震補強を行ったとのことだが、設置について再検討すること。
- 13 新川崎駅前ロータリーのタクシー待ちの解消は高齢者、障がい者の強い要望である。UDタクシー専用としたことが弊害となっている。UDタクシーは増えてきているがタクシー待ちの解消はされていない。UDタクシー専用をやめ一般タクシーの乗入れを認める。タクシー平均待ち時間が平日1分未満、休日平均2分未満とことだが、実態と全く異なる再調査を行うこと。
- 14 日吉地域・古市場地域・新川崎駅・区役所を循環する小型バスを運行する。
- 15 幸区日吉合同庁舎内で行われてきた事業の区役所への一元化が進められ、育児・障害・高齢者は不便になった。対策委について検討されていれば内容を示してください。
- 16 「川60」の臨港バス本数がコロナ対応として平日は1便（減便前は25便）に減便。地域に説明もなく突然減らされた。通院などの外出に影響がある増便を要請すること。
- 17 日吉地域の浸水解消対策を早期に具体化する。雨水貯留管排水区外の対策として各戸に雨水を貯留する水ガメなどを設置する補助制度を新設する。
- 18 北加瀬・南加瀬地域の歩道敷にあるU字溝箇所を調査し、計画的にL型側溝に改善する。
- 19 川崎駅西口から市立病院への直通バス運行または市立病院までのバス路線を新設する。
- 20 高齢者、障がい者に配慮し、民間バス会社にも要請し、区内バス停には上屋及びベンチを設置する。また、「バス停留所上屋設置基準」を見直し歩道有効幅員が2・0メートル以下であっても上屋を設置可能とすること。
- 21 川崎ミュージアムフォニーホール前交差点をスクランブル式に変更し、歩行者の渡る時間を確保する。特に高齢者の歩行者の利便性、安全を確保する。
- 22 土・日・祝日のラゾーナの交通渋滞を解消する。幸町通線、栄通り、西口通りを含めラゾーナに向かう道

路は未だに解消されていない、ひきつづきラゾーナ事業者及び関係者と渋滞解消の対策を図る。

23 引き続き不足している川崎駅西口の駐輪場を増設する。

24 多摩川河川敷の小向広場に設置のトイレを簡易水洗化にする。

25 高齢者緊急通報システムの周知と利用料の無料化を図る。

26 河原町団地の鉛汚染土壌の飛散防止のため、防護シートの破れの定期的巡回点検を行う。

27 川崎市民が多く利用するJR矢向駅を安全・安心に利用するために、横浜市・JRと協力し橋上駅舎化の早期実現を図る。

矢向第二踏切の歩道橋にエレベータを設置する。

28 臨港バス神明営業所へ曲がる幸警察署先の交差点（神明町2-57）は交通量が多くなかなか渡れない、特に高齢者が渡るには危険、信号機を設置する。

29 高齢化率の高い河原町団地住民の利便性を確保するため、河原町循環バスを増便する。

30 幸区から川崎駅東口方面へ行けるバスの運行を増便する。

31 多摩川河川敷の木下製紙原料からラジオ日本のアンテナ塔までを整備して緑が少ない幸区民の憩いの場にする。

32 通称プール道路の歩道部分の改善がすすめられた

が、水の浸み出しや汚れと植栽へのごみの投棄がある。清掃の定期化を行い、環境整備をすすめる。

33 南河原公園の噴水・カナルの定期的な水質検査、消毒を行う。また、定期的に汚れを除去してこどもたちが安全に水遊びできるようにする。

34 南河原地域の保育園には園庭がなく、近くの公園に遊びに行きます。子どもたちの遊びと安全のために、砂場の衛生管理、遊具等の点検整備をする。

35 区内公園の砂場に猫などの糞尿対策として、地域に協力を働きかけ未設置の砂場にシートを設置する。

36 国道一号線の「尻手交差点」に横断歩道を設置する。（尻手駅方面から行き来する高齢者にとって歩道橋の上り下りは身体的に厳しい）国への早期実施を要請する。

37 区内の歩道面にも、自転車の通行が「可・不可」「一方通行・両方」等のわかりやすい表示をする。

38 諏訪公園は保育園児と高齢者の利用が多い公園である、トイレを設置する。

39 南河原3丁目92付近のT字路は見通しが悪く危険である、カーブミラーを設置する。設置個所が無いというが引き続き検討すること。

40 多摩川古市場河川敷は幼児が遊べるように定期的に補修や除草する。

41 尻手黒川線（越路と末吉橋間）の自転車道と歩道の段差解消が進められているが、早期の完了計画に変更

- する。
- 42 J R川崎駅に南口改札を増設する。
- 43 鹿島田地域の二ヶ領用水沿いにベンチを設置し、憩い、休息の場所をつくる。
- 44 二ヶ領用水大師堀（鹿島田）の遊歩道は定期的に除草を行う。
- 45 さいわい緑道（河原町団地横）の整備。植栽の剪定と雑草等の除草を定期的に行う。
- 46 幸区内の小中学校周辺にスクールゾーン表記する。路面表示が不明瞭箇所の点検、補修を行う。
- 47 塚越踏切から幸高校までの歩道が狭く、歩行者どうしのすれ違いで車道に出る状態、自動車の交通量が多く危険である、無電柱化を行い歩道幅を確保する。
- 48 幸区内の車道の停止線、外側線、横断歩道が消えかかって個所が多い。点検をしっかりと行い補修を行う。交通管理者に要請する。
- 49 新川崎駅利用者の駐輪場を北加瀬側（シンカモール）を増設する。
- 50 洪水時対応の一時避難場所として公設施設、民間の商業施設、ビルを使用出来るよう依頼し、近隣地域に周知する。
- 51 神明町2丁目の（国道1号線の東側地域）は地盤が低く大雨での浸水が心配される。想定される最大雨量に対して設置されている排水ポンプ吐出能力、使用の排水管で対応可能か再確認すること。

52 川崎駅西口の障害者用車両乗降場の付近にベンチを設置する。

53 多摩川に架かるJ R河川橋梁下の堤防の越水、決壊対策を行う。

54 小倉こ線橋を鹿島田こ線橋と同様に歩道拡幅する。

55 小倉こ線橋下の広場の使用ルールを明確にする。

（ゴミの始末や夜間の騒音などについて）

56 北加瀬一丁目のバス停（日吉小学校前）にベンチを設置する。

57 古市場河川敷（陸上競技場付近）に車いすで行けるスロープを古市場小学校交差点の堤防に設置する。

### 〔三〕 中原区

1 福祉・医療施設の整備をすすめる。

ア いまだ不足している特別養護老人ホーム、小規模特養ホーム、小規模多機能型介護施設を区内でもあらゆる方法で適地を確保し、建設する。人口急増地域である丸子地区に地域包括支援センターを整備する。

イ 2023年4月時点で、保育園の保育児童数が268人という事態を解消するため、区内全域に認可保育園の増設をすすめる。

ウ 子育て支援センターは小学校区に1カ所ずつの設置をめざす。

エ 子どもたちの居場所として重要な役割を果たしている子ども文化センターの集会室のうち、エアコンがついていないセンターに早急にエアコンを設置する。

オ 10年前から住民が要望している今井中学校地域の老人いこいの家は未だに未設置となっている。「機能重視」の考え方で転換したでは市民は納得できない。敷地を確保し整備する。

カ 住民が運行の継続を求めている井田病院行のシャトルバスがなくなった為、新たな小型バスを活用して、住宅街でも運行できるよう新路線を設ける。

キ 国は井田病院を名指しで統廃合を提案した。国に対し抗議するとともに存続を強く求める。

ク 警察署の支所として一定の期間活用することになった上小田中6丁目の警察官舎独身寮跡地は、市民ニーズの高い保育園等の活用を県に要望しつづき、土地の確保につとめる。

## 2 教育環境の改善をすすめる。

① 学校施設長期保全計画を理由に、老朽化等により各学校から出ている補修など次の要求を先送りすることなく早急に対応すること。

② 木月小学校へエレベーターの早期設置を行う

③ 給食のアレルギー対応が実施できていない期間、

下河原、木月小の三校について、実施できるよう対応を急ぐ。

④ 下小田中小学校改修の際、地域で利用できる多目的スペース、集会室を整備する。

3 毎年市民から陳情が上がる公園の樹木の剪定と草刈り、多摩川河川敷の草刈り、幹線道路の街路樹の剪定、歩道部分の整備など定期的に行なう。河川敷の土手の階段に手すりを設置して安全対策を図る。

4 文化スポーツ施設を充実させる。

ア 玉川地区ならびに新城・上小田中地域に生涯学習活動と市民活動の拠点施設を整備する。図書館分館機能も確保する。

イ 等々力緑地のPFI手法を用いた整備計画がすすめられる方針だが、地域住民要望にしっかりと応えていく。

① バックスタンド下のプールの複合化はできないことになったため、全体の敷地の中にプール設置を必ず進める。

② 遅れている釣り池のしゅんせつを検討段階から具体的化する。親水デッキを点検し、護岸と合わせ整備、蓮池を配置する。稼働基を増やし、水質保全に努める。

③ 障害者スポーツ施設を整備の候補地として検討する。

ウ 等々力下水処理場の上部の暫定利用は、市民が憩



える芝生の多目的広場に整備する。また、上部利用については再度、関係団体等を含めて協議を行ない、少年野球場やパークボール場の設置などの具体的な設置計画を急ぐ。

## 5

交通安全対策を強め、道路の改修をすすめる。

- ① 区内の交通事故多発地域を総点検し、交通安全対策を確立する。消えかかっている横断歩道、停止線の白線は特に通学路は優先的に整備する。
- ② 多摩沿線道路の信号機、横断歩道が設置されている付近の階段、スロープを整備する。また、手すりを設置する。
- ③ 道路危険箇所を総点検し、夜間に効果があるソーラ式の「危険と注意」を促す表示板を計画的に設置する。また、危険な交差点の「止まれ」の標識を夜間対応のものにする。
- ④ 409号線歩道のアップダウンを解消する。U字型側溝の蓋のガタつきを解消する。透水性舗装工事を急ぐ。
- ⑤ 宮内交差点歩道が整備されたところで、東電、N T Tの電柱が歩行者の妨げになって危険である。すぐに電柱の移設ができなくても、安全対策をはかる。
- ⑥ 井田2丁目の道路が広がり、中央の電柱を移設の要望がある。安全対策として、各関係者と協議を行い、電柱を撤去する。
- ⑦ 南武沿線道路全体と月大町～全龍寺の歩道部分の樹木が育ちすぎて、根の張り出しがひどくなり、歩道が隆起したり、沿線家屋の下まで根っこが侵入し、迷惑をかけており、それらの改善に取り組み。南武沿線道路のでこぼこ状態がひどくなった歩道について、透水性舗装打ちかえ工事（バリアフリー化）を促進する。
- ⑧ 二ヶ領用水（西下橋から高津方面）の歩道の整備を実施し、切り落としたままになっている木の株の整備計画を立てる。
- ⑨ 老木化が進む洪川沿いの「住吉ざくら」について、地域町内会、住吉観光協会と連携して保全を図る。
- ⑩ 毎年南武沿線道路沿いの街路樹であるユリの木に発生するアブラムシ・カメムシ対策の為、適切な樹木に植え替える。
- ⑪ 自転車と共生するまち中原として、一定の幅員が確保できる歩道については、「自転車専用レーン」を設置し、それができない場合は「交通ルールの見える化」として、車道に自転車の通行帯をカラー舗装し、自転車のマークと進行方向の矢印をつける。
- ⑫ 武蔵新城にはホームドアの整備が検討されているが、ホーム内は狭くラッシュ時は危険である。ホームの長さに合わせて有効に使用できるようにする。
- ⑬ 武蔵新城駅西口から駅に入る変形5差路の安全対策をはかる。

⑭ 武蔵新城駅、元住吉駅に新たな市営駐輪場を整備する。

⑮ 武蔵新城南口側、駅前バス停前の音声信号時間を、夜8時まで延長する。

⑯ 武蔵新城から400メートル離れた新城児童公園と太陽幼稚園を横断する双方の交差点に音声信号機・シグナルエイドを設置する。

⑰ 武蔵新城北口の歩道に点字ブロックが整備された。ＪＲに交渉し駅まで点字ブロックを整備する。

⑱ 大谷戸小学校の児童の通学路になっている変形5差路の安全対策をはかる。

⑲ 渋滞が発生しないように法政通り商店街から409号線を渡る交差点の信号機を含め周辺の交差点の待ち時間を改善し、歩行者が安心して横断できるように警察とともに安全対策を図る。

⑳ 旧総合自治会館から409号線を渡る人が多いため、横断歩道の整備を中原警察署に申し入れるとともに安全対策を検討する。

㉑ 中原小学校付近の府中街道歩道（小杉方面）が狭く、電柱があり車イス等が通れない。電柱の移動、無電中化等、安全対策を図る。

## 6 下水道整備、水路対策をはかる。

ア 台風19号により甚大な被害が発生した宮内地域（一部上小田中）の排水整備を行い、再発防止に取り組む。

イ 下水道整備完了地域のL型側溝整備を積極的に推進する。

ウ 矢上川の河川管理道路に下水本管敷設を急ぎ、水洗化を促進する。

エ 既設側溝の不完全な箇所は蓋かけをし、早急に改良する。側溝は定期的に清掃し、老朽化のはげしい側溝については改修する。

オ 台風19号により甚大な被害が発生した下沼部、上丸子山王町地域においてバイパス菅の整備が示されたが、抜本的な対策となるポンプゲートの設置等、更なる対策の具体化を急ぐ。

カ 歩道として使っている水路上にかかった溝蓋板を総点検し、ガタつきを直すためにロングパキンを敷く。また、使用していない水路の暗渠化を計画的にすすめる。

キ 下小田中四丁目アップルベールーム前の側溝を整備しL型側溝に改修する（蓋の穴を繰り返し補修している）

## 7 交通空白地域をなくす。

ア 実証実験をしているデマンド交通（チョイソコ）は会員登録で料金が高額である。誰もが利用できるよう市民の意見要望を取り入れ検証する。

イ 国際交流センターをアクセスし、下小田中地域を通じて武蔵小杉駅などの主要駅までを結ぶ小型バス、コミュニティバス路線を新設する。

ウ 小杉陣屋町、木月四丁目、井田三舞町、井田杉山町、下小田中三丁目、下小田中六丁目、及び井田病院周辺地域には、路線を新設する。小型バス、コミュニティバスを導入する。

エ 宮内新横浜線を利用して溝の口・新城・小杉駅バス路線を新設する。

オ 中原62系統は朝の3便となっている。日中の時間帯も運行するよう、臨港バスに要望する。

カ 2020年7月以降、平日26便から1便に大幅減便された臨港バス「川60系統」の増便を臨港バスに要望する。

8 南武線及びJR線、東急線関連では、次の施策をすすめる。

ア JR南武線は車両の増車をすすめる。

イ 横須賀線ホームはホームドアの設置を急ぐ。

ウ 南武線立体交差事業の高架下の活用は市民のための施設を最大限確保するよう引き続き努力する。

エ 御幸踏切より南側、新川崎方面へ向かう横須賀線が高架を下る際の騒音大きい。ロングレール化を図る。

オ 御幸踏切は相変わらず遮断時間が長い。エレベーター設置を検討する。

カ ロングレール化はしたと聞くが、相変わらず騒音がひどい横須賀線の高架を渡る陸橋部分に防音壁などをつくる騒音対策について、JR東日本と協

議し改善する。

キ 武蔵野南線による騒音振動対策を強化するよう、JR貨物に要請する。

ク 平間駅前踏切付近の拡幅等、更なる安全対策を急ぐ。

9 住みよい市民本位のまちづくりをすすめる。

ア 武蔵小杉駅周辺は人口増加が著しいにも関わらず、緑地の確保は桁違いに遅れている。上丸子小学校区など、中原区で公園の優先配置地区になっている7地区について、土地の買収などあらゆる方法で公園の設置をすすめる。

イ 二ヶ領用水の清流化を促進し、清掃としゅんせつ、定期的に維持用水を放流し、水質浄化をはかる。親水化未整備地域は年次計画を立てて完成を急ぐ。河川の清掃、護岸、沿道の草刈りを定期的に行う。

ウ 洪川の整備・親水化を地元住民と協議してすすめる。当面、カルガモや動植物の生態系を確保しながら、定期的に清掃・雑草刈りの作業を行なう。洪川の親水化整備に伴い、清流を活かした教育用の自然エネルギー・水力発電整備をすすめる。

エ 井田・市営バス営業所は、公共施設の併設など有効活用をはかる。

オ この間の武蔵小杉周辺再開発・超高層マンション建設では以下の対応が求められている。

- ① 再開発がすすむ小杉駅周辺は人流の増加が続くが、信号機が設置されていない横断歩道が多い。適切な信号設置を交通管理者に求める。
- ② 子どもの育ちを保障していくためにも園庭が確保された認可保育園の整備や、周辺に公園の整備をすすめる。
- ③ 周辺商店街が活力を取り戻せるように、市が知恵だしも含め、商店街との協議をすすめ、実りある成果がだせるよう努力する。
- ④ 超高層マンションの防災対策を具体化する。
- ⑤ 人口の急増に見合うこの周辺の文化施設があまりにも貧弱です。小規模な音楽ホール、映画館を事業者とも協議して、区民が気軽に利用できる文化施設を整備する。
- ⑥ 小杉全体のまちづくりに責任をもつ行政の窓口を明確にし、再開発にあたっては、川崎市の考え方を丁寧の説明し、住民の意見を積極的に聴取り、その内容を計画に反映するよう事業者に指導し、その内容含めて住民に明らかにすること。
- ⑦ 風害については、マンションなどを誘致してきた川崎市が責任をもって対応すること。
- ⑧ 今後も超高層マンション建設が計画され、小杉周辺は超過密都市になるうとしている。住宅地への建設は風害、複合日影、交通渋滞など、重大な環境破壊を引き起こす。日本全体は急激な人口減

少時代を迎え、川崎市も2030年を境に少子化時代を迎える。50年、100年先のまちづくり、人口減少社会にふさわしい人間が大切にされるまちづくりこそ求められている。高度経済成長期の規制緩和の都市再生の手法である小杉駅周辺再開発のやり方を抜本的に見直すこと。地元の意見要望をまったく反映されていないのが現状です。市が住民の立場にたつて、地元の意見要望が取り入れられる指導を重ねていく。

カ 井田山、伊勢山台など、区内に残された貴重な斜面緑地を保全するため、積極的に買取、保全協定締結などの措置をとる。特に、開発が頓挫している斜面緑地への対策を急ぐ。

キ 江川のせせらぎ水路整備事業、井田山緑地を含む区民の健康の森にかかわる維持管理計画を作成し、行政の責任を明確にし、住民の意見を反映した十分な財源措置をはかる。江川せせらぎの藻の発生・悪臭の原因を明らかにし、抜本的に水質改善をはかる。

ク 第三京浜の高架下（中原区内に隣接する区間を含めて）の騒音・大気汚染などの抜本対策をおこなう。

ケ 多摩川宮内河川敷をマウンドアップした土盛りを行なう。また、この基準面にあわせて護岸工事を計画する。

コ 河川敷のサッカー場に排水管を敷設し、水はけを良くするよう国土交通省に働きかけ、実現する。

サ 東京湾の富栄養化対策によってすすめられている下水の高度処理水化事業の進捗状況を公表するとともに、自治体負担の軽減策を抜本的にはかる。

シ 時計が未整備となっている公園については、計画的に整備をすすめる。公園にトイレの増設をすすめる。

ス 宮内新横浜線整備によって立退きをはじめ影響を受ける住民や事業者に対しては意見や要望を積極的に聞き入れて、誠意をもって対応する。

セ 雨水工事をきっかけに、短期間に3度の地盤沈下をおこなっている新城地域の地盤(地質)調査を行う。

ソ 老朽化に伴う富士通(株)建物の解体工事について、地域住民の生活環境を守り安全対策を図るよう、市として適切な対応を図る。

タ 旧総合自治会館周辺中心に二カ領用水・渋川桜並木の植え替え計画を、住民とともに進める。

チ 武蔵新城、向河原、平間、元住吉駅にも市立図書館の返却ボックスを設置する。

10 大型物流倉庫建設が予定されている西加瀬三菱ふそう跡地再開発について住環境に大きく影響が出る近隣住民の要望を聞き取り、事業者との調整、指導を行う。

## 〔四〕高津区

1 平瀬川の多摩川合流部の浸水対策を行う。東久地橋や平瀬橋の対策などについても住民合意のもとに計画を進めていく。

2 宮内、諏訪、二子、宇奈根排水樋管の浸水対策を行い、中長期対策も進め、浸水被害のない地域作りを目指す。

3 久地駅の橋上駅舎化を早期に実現する。

4 久地踏切に「賢い踏切」を導入する。

5 高津区の人口急増に対応した場所に認可保育園を新設する。

6 高津地区内に公有地・民有地を活用し、特別養護老人ホームを整備する。

7 平瀬第2踏切側からの津田山駅までの交通アクセスの利便を図るために、水路の上部を活用して歩行道路を確保する。

8 緑ヶ丘霊園にお彼岸やお盆などお墓参りのお客さんの多い時期だけ期間限定のミニバスの運行を2019年度以降も引きつづき行う。運行ルートやダイヤについてもきめ細かに設定する。霊園内にあずまやを増設する。

9 大山踏切の歩行者、自転車の交通安全対策のために、都市計画道路溝ノ口線の整備促進を図る。完成ま



- で10年以上かかる計画のため、安全対策として、せめて、踏切内の歩道の幅員を確保する。下り線の踏切の遮断時間の短縮をJR東日本に要望する。
- 10 都市計画道路溝ノ口線の整備とあわせ、溝口・栄橋の信号待機場所（栄隆寺側）の傾斜を緩やかにし、安全をはかる。
- 11 栄橋交差点から二子2丁目間の大山街道の道路や交差点の損傷箇所が多いことから、全面舗装整備する。
- 12 下作延の「宮の下」交差点に音響メロディーを設置する。
- 13 下作延3丁目26番地内の道路の陥没を防ぐ対策を講じる。
- 14 溝の口駅から新城駅までの南武沿線道路の歩道が狭い部分の歩道を確保し、安全対策を図る。坂戸踏切付近の安全性を図る。第3踏切と南武線の立体交差するところの南武沿線道路の線路側が通行止めになって遣われていない。坂戸踏切近くの自動車学校の土地を買収し歩道の整備を行う。
- 15 久地2丁目地内と平瀬川測道・護岸測道の傷み等の改修を行うとともに、川の方に沈下していないかの点検を行う。
- 16 栄橋から二子・坂戸緑道までの旧平瀬川・二ヶ領用水の水路について、貴重な緑、水辺、景観や災害対策、歩道の整備等住民の意見を反映した整備を進める。
- 17 諏訪2丁目、16丁目間から多摩沿線道路と交差する急勾配箇所を緩やかにするとともに、路面の傷みの改修を行う。
- 18 多摩川河川敷のパーベキュー対策について、指定管理者による運営だが、行政として責任をもつために関係する機関で検討・協議の場を今後も継続的にもうける。パーベキューについて、周辺の商店街や住民の意見、要望を引き続き把握する。
- 19 二子新地駅から多摩川入口までの商店街道路が狭いので、歩行者、車がスムーズに運行できるように対策を引き続き講じる。
- 20 多摩川河川敷の砂塵公害防止や清掃など、沿線住民の生活に支障をきたさないよう、十分な維持管理を行う。グラウンドの整備と拡充を行う。水はけが悪いグラウンドの整備を行う。花畑（瀬田、久地）の管理をゆきとどいたものにする。
- 21 高速川崎縦貫道路二期ルート及びインターチェンジ関連施設は白紙撤回し、抜本的に再検討する。
- 22 平瀬川陸道の拡幅計画事業にかかわる津田山町内会館は市の責任で再建する。
- 23 地下室マンション建設等の乱開発から、七面山付近一帯、久本神社付近一帯の斜面緑地を守る措置・対策を講じる。
- 24 二ヶ領用水を市民に親しまれる「水と緑の回廊」として引き続き整備を進める。清流化の促進、親水緑道の新設とともに地域住民と協力しながら水辺の自然の

- 回復、育成に努める。
- 25 坂戸・ミットヨ・KSP側交差点の横断歩道に信号機を設置し、ミットヨのセットバックの協力を得て、歩道を確保する。
- 26 末長踏切と第三京浜区間（小杉・菅線道路）に歩道を新設する。
- 27 坂戸踏切の近くの空家対策について、土地、建物の所有者に対し、特別措置法に基づく働きかけを積極的に行う。所有者に引続き粘り強く、働きかけ、ごみの撤去を含めて困りごとに適切な対応を行う。少なくとも、電線のつる対策、ごみ対策、公園側の道路の安全対策について、打開策を検討し、可能な対策を講じる。
- 28 府中街道の久地地内（堰前橋く久地消防出張所前）区間は、安全な歩道づくりをすすめる。
- 29 下水道の未整備地区を住民の合意のもと早急に整備する。平瀬川に面した久地2丁目地内の下水道未整備地域について、住民の要望にそった整備を早急に進める。
- 30 上作延小学校と南原小学校周辺に交番を設置する。
- 31 二ヶ領本川の中長期的な整備として護岸対策も含め、検討をすすめる。
- 32 多摩川の堤防の上にある東急「南二子」のバス停に行く道の安全を適宜確認し草狩りや道路の安全を図る。
- 33 きらりデッキに市民にわかりやすい電光案内標識を設置する。
- 34 こども文化センターの集会室に冷房を設置する。全トイレを洋式化する。
- 35 溝の口駅から向ヶ丘遊園駅まで、及び二子玉川から登戸・向ヶ丘遊園までのバス便を増やす。
- 36 久末、蟹ヶ谷地域の市営・県営住宅に、井田病院からの送迎バスを運行させる。溝の口及び梶ヶ谷駅から井田病院行きシャトルバスを増やす。溝の口駅南口から高田町行きバスを増便する。
- 37 梶ヶ谷駅西側に、交番を設置する。梶ヶ谷駅に駐輪場を増設する。梶ヶ谷地域に市民館・図書館分館を建設する。
- 38 千年地域に、老人いこいの家をつくる。千年新町公園の水はけを良くするように整備する
- 39 市営四方嶺住宅跡地の活用について、ネット付きグランドなど球技ができるように公園を整備する。
- 40 橘樹郡衙（たちばなくんが）遺跡について、「古代の丘緑地公園」として整備されますが、トイレ、駐車場、通学路の安全などは地域住民の声を聴いて整備する。
- 41 久末城法谷に現存する旧海軍通信隊地下壕を文化財に指定し、市民に公開する。
- 42 「たちばな公園」の全面整備を急ぐ。公園にマンホールトイレ、かまどベンチ等防災機能も整備する。
- 43 市民プラザの市民プールの内装など老朽化対策を行うこと。
- 44 市営久末団地からルックハイツ日吉までの歩道の整

備をすすめる。横浜との市境道路（久末地域）の危険な箇所には街路灯を増設する。

45 蟹ヶ谷三番地の久末方面への通り抜け道路の安全対策を、地域住民（横浜市を含め）と協議の上、早期に解決する。

46 上作延地域から緑ヶ丘霊園への避難路の整備をひき続き行う。

47 市営住宅の空き駐車スペースを訪問する方が使用できるようにする。市営住宅のバリアフリー化を進める。特に、和風トイレの洋風トイレ化を早期に進める。

48 新作・末長・上作延地域に公園の設置をすすめる。上作延地域で、ボール遊びができる公園を増やし、トイレの整備を進める。

49 橋中学校区に市民館・図書館分館をつくる

50 子母口こども文化センターの物置、廊下に手洗い場を、梶ヶ谷こども文化センターのトレーニング室に冷房を整備する。こども文化センターのトイレの洋式トイレを増やす。

51 平瀬川護岸工事について、周辺住民の住宅については、事前、事後の家屋調査を実施して、損傷については十分な補償を行う。県に対して、補助金の申請を行い、早期の完成を目指す。

52 久末配水塔跡地について、民間に貸し出さず、子どもや誰もが使える広場、防災のための公園にする。

53 矢上川、有馬川の豪雨、洪水対策について、豪雨に

対応できる配水管の整備と必要な箇所に監視カメラなどを設置する。県に対して地下調節池の住民説明会と早期の完成を要請する。

54 都市計画道路・宮内新横浜線（子母口工区）について、信号や横断歩道の設置、児童の安全確保など、住民の要望を聞きながら推進する。

55 リニア中央新幹線のトンネル工事（高津区）について、ルート上のボーリング調査の実施、ルート上の住民に十分な説明をすること。十分なボーリング調査、住民の了承のない工事は中止をすること。

56 中原街道（野川高津工区）の拡幅工事について、住民の生活や業者の営業の補償、工事の賠償を十分に行うこと。

## 〔五〕宮前区

（一）鷺沼駅前地区の再開発事業は事業計画の見直しが行われ、昨年12月に見直し案が出しましたが、超高層タワーマンション計画に変更はありませんでした。この事業には、多額の補助金や市が公的施設を取得するなど、総事業費の半分近くが公的資金で支えられることが想定され、しかも、超高層マンション、都市機能の集積を図ることで、局地的な人口増加、それによる保育施設、教室施設などの不足を生み出すと同時に、

周辺区域の行政サービスのインフラ整備が追いつかなくなり、地域生活環境を悪化させるとともに、行政サービスの平等性を損ね、地域間格差を生み出すものとして、計画の抜本的見直しを求める。

① 鷺沼駅前地区再開発にあたっては、近隣の環境に配慮したものと、超高層タワーマンションの計画は見直す

② 「鷺沼駅周辺再整備に伴う公共機能に関する基本方針」は見直し、現在の区役所、市、民館、区役所は存続させる。区民は、今まで区役所等の移転について、賛否を問われたことはなく、区民の総意が示されていません。市として、区内住民全員を対象としたアンケート調査を行い、区民の意向を把握する。

③ 市は、公共施設の移転について、直接区民に説明をしたことはありません。総合的判断を示した市長は、区民への説明責任を果たし、市長出席の下、市民説明会を開催する。

④ 区内には、市民交流施設、文化施設、子育て支援施設が不足していることから、鷺沼駅前には区役所出張所、図書館・市民館分館を整備する。

⑤ 向丘出張所については、区役所移転に係わらず、子育て・高齢・障がいの窓口を設置するなど、建て替えも含め、区役所機能の充実を図る。合わせて、図書機能を充実する。

⑥ 現在の区役所までのアクセスを改善するため、鷺沼駅からのバス路線の整備を行う。

⑦ 現在、コロナ後の社会の変化を見据えた事業計画の見直しが事業者によって行われているが、見直しの計画の提出にあたっては、市民にいち早く説明会を開き、説明するとともに、改めて、環境アセスメントでの公聴会、都市計画変更の説明会を開催する。

(2) 鷺沼4丁目開発に住民の声を反映する

① 設計・建設にあたっては、地元の声を十分反映できるよう、地元住民との協議の場を設ける。

② 緑地広場をできるだけ大きく整備し、管理運営にあたっては、地元住民が参加できるようにする。

③ 市道鷺沼13号線の歩道未設置区間の歩道整備を行い、安全対策を講じる。

④ 校舎建設にあたっては、説明の通り3階建てを超える建築計画にする

⑤ 周辺の桜は地域の大切な景観を作ってきた。桜は保存し、景観を守る。

(3) 交通の利便性・安全性の改善に向けて

① 鷺沼駅前広場再整備にあたっては、現在の区役所までのアクセスを改善するため、鷺沼駅からのバス

路線の整備を行う。

- ② 宮前区役所及び周辺公共施設への交通アクセスの改善を図る。五所塚地域から区役所行きバス（蔵敷経由）が出来たが、遠回りになってしまうので、南平経由のバス路線を新設する。野川地域、鷲ヶ峰・菅生が丘地域からの改善の検討を引き続き行なう。

- ③ 野川南台地区のコミュニティ交通に対して、運行経費・車両の買い換え費用などに対し、財政的支援を行う。また、道路環境を整備するなど、事業化に向けた支援を行なう。

- ④ 平地域では、コミュニティ交通「つばめ号」の実験運行が11月から始まりました。ドライバー以外6人乗車となっているが、乗りの残しが出ないよう、9人乗りなど車両の大型化を行う。本格運行の際、運行経費への財政的支援を強化する。

- ⑤ 区役所へのアクセス改善を行なう有馬・東有馬地区のコミュニティ交通を早期に実現するよう、運行経費に対する財政支援を実施する。

- ⑥ 向ヶ丘遊園駅～たまプラーザ駅のバス便の運行時間帯の拡充、バス便の増便を行う。聖マリアンナ病院～鷲沼駅のバス路線も時間帯を拡げ、実施する。

- ⑦ 柿生線、犬蔵線、鷲沼線をはじめとして、朝のラッシュ時や雨天時の乗り残しを解消するため、実態調査を行ない、増便・増車・ダイヤ改正を至急検

討する。梶が谷駅と溝の口駅を結ぶ溝23系統を神木本町まで延伸する。

- ⑧ 東急田園都市線・大井町線の鷲沼駅までの複々線化計画を促進し、混雑解消を図る。

- ⑨ 宮前平駅をより使いやすい駅にするため、以前あった郵便局のATMの設置、バスの乗車場所の電子案内板など、利便性の向上を図る。

- ⑩ 宮崎台駅前の交通混雑解消のため、駐車スペースの確保を行なう。駅前広場のバリアフリー化を進めるために、バスターミナルから広場に至る段差にスロープをつける。

- ⑪ 障害のある方にも利用しやすい町にするため、公共施設周辺や福祉施設周辺のバリアフリー化及び、安全歩行の総点検を障害のある方たちともに行なう。宮前平駅前から区役所に至る横断歩道にエスコートゾーンを設置する。

#### (4) 災害に強い街づくりのために

- ① 鷲沼駅周辺道路は軟弱土壌を含むため、地震災害時に通行が可能な可能性があることが指摘されている。周辺道路のボーリング調査を行い、災害時の被害状況を予測する。

- ② 宮前区防災計画の見直しを進め、最大の被害想定に見合った防災備蓄ができるようにする。



③ 市の管理する土砂災害警戒区域への対策を講じる。民有地についても、補助金制度の周知など危険な擁壁の改修を進める。

④ 集中豪雨などが頻発する現状に見合った下水道計画になるよう、時間降雨量52ミリの基準を見直す。新たな宅地開発を行なう場合には、時間降雨量52ミリを超える雨量にも耐えうる整備を行なうよう指導する。

⑤ 宮崎排水路の整備を引き続き行なう。

⑥ 下水道の幹・枝線工事を促進し、普及率を引き続き高める。平瀬川、矢上川、有馬川の水質浄化と水量確保対策を具体化する。親水化事業については、関係住民の意見や要望を積極的に反映させる。

#### (5) 子どもがのびのび育つ環境を

① 保育園の待機児解消に向け、新設・増設に引き続き全力をあげる。防衛省の用地を活用するなど、菅生地域の保育園不足を解消する。

② 鷺沼子育て支援センターにおいて、一時保育事業を行えるようにする。そのため、専任職員の配置を行なう。

③ 青少年の家の冷房設備の更新を行う。プレイルームやエントランスの冷房効果が出るように改善する。

④ 小・中学校の窓ガラスの清掃を、3年に一度から

1年に一度は実施する。

⑤ 小学校・中学校の体育館の冷房化を事業化する。

⑥ エレベーターの未設置校では、設置をする。

⑦ 人口増による教室不足が懸念される犬蔵中学校は、建て替え、または改築計画をつくる。

鷺沼小学校、土橋小学校では、教室不足が推定されている。具体的な対策の協議を始める。

⑧ 中学校給食は教育の一環として位置づけ、自校方式（小学校との連携も含め）を犬蔵中学校だけでなく、他校にも普及できるように条件整備を行なう。先生方の負担を軽くするために、それぞれの学校に必要な配膳員を配置する。

⑨ 自主学童ホールの運営費への補助を実施する。直営・自主運営を含め、すべての小学校区で学童保育が利用できるよう、「わくわくプラザ」とは区別した、学童保育事業を進める。

⑩ 「学童保育事業」が整備されるまでの間、「わくわくプラザ」において、学童保育の対象児童が放課後さびしい思いをしないように、2クラス分のスペースが確保できているところは、条例に従い、対象児童に対する専用室・専任職員を配置し、学童保育の機能が果たせるようにする。また、鷺沼・宮崎・野川小のようにスペースが利用児童数に合わず狭隘な施設は、引き続き場所の確保に努める。

⑪ 雨の日でも遊べるログハウスを東高根公園に整備

できるだけよう県と協議する。

(6) 公的な住環境の整備を

- ① 老朽化した市営住宅の建て替え計画を前倒しし、進捗を早める。築40年以上経過している南平耐火、初山、宮崎、南平第2、有馬第1、高山、有馬第2、西野川、有馬第3、菅生耐火では、建て替えを急ぐ。
- ② 市営住宅の建て替えにあたっては、住民の要望をよく聞き取るとともに、生活環境があまり変わらぬよう配慮する。高齢者や障害者の場合、引っ越し作業を事業者に依頼せざるを得ず、費用もかさんでしまう。このような場合でも、個人の負担が生じないように移転費用を支給する。
- ③ 高山団地の17号等は、建替えにより居住環境が損なわれた部屋がある。住み替えの要望があった場合、市の負担で住み替えられるようにする。
- ④ 地震災害への予防策として、家具の転倒防止が有効とされている。市営住宅内でも、家具の転倒防止対策の啓発を行なう。
- ⑤ 住民の高齢化も進んでおり、エレベーター化を案件のあるところは、早急に進める。
- ⑥ 有馬・高山・野川・清水台・鷲ヶ峰・菅生・南平などの市営住宅の雨漏りや結露防止策を引き続き進める。アルミサッシ化、集中アンテナ化など、大規

模修繕の年次計画を促進する。県と協議し県営住宅の改善を促進する。

- ⑦ 高齢者向けの「グループ・リビング」への設置・運営に対する、補助制度をつくり、整備促進を図る。

(7) 環境破壊・工事公害等の懸念があることから、リニア新幹線の整備に反対する

- ① リニア新幹線工事は、東京外環道で陥没事故や地中の空洞化を招いたシールド工法と同様な工法であり、自己鯨飲と言われているずさんな地質調査（ボーリング）で工事を行おうとしている点も共通しています。市は事業者に対し、国の技術指針で望ましいとされる100mから200mに1か所の地質調査を行わさせる。
- ② 地下40mとはいえ、所有権は消滅する事は無く、地権者の許可無く利用されることは「財産権の侵害」にあたる事を当該地権者に市として周知する。またJR東海に対して、すべての地権者から了解を得るように要求する。
- ③ 事業者の説明会では、24時間連続した掘削作業を行うとしている。東京では、振動・騒音のため、夜間の作業が中止された経過があり、本市の工事においても、夜間工事を行わないよう事業者に求める。
- ④ リニア新幹線は宮前区を通過するが、周辺の電磁

波の影響、地下水への影響など、環境に与える影響の調査が不十分であり、改めて環境影響評価を行うよう、J R東海に対して要請すること。

⑤ 調布市では、工事による被害が広範囲でみられることから、希望する周辺住民の家屋調査を行うようJ R東海を指導する。

⑥ トネル工事の建設残土を用いて東扇島の堀込部を埋め立ることですが、堀込部は貴重な埋め立て用地であり、将来の公共の建設残土や焼却灰の埋め立てに残すべき場所である。リニア新幹線工事の建設残土の受け入れは行わない。

#### (8) 乱開発から住環境を守る

① 鷺沼駅前再開発の37階建てと20階建ての超高層マンション計画は中止し、計画を変更するように事業者に求める(再掲)

② 大規模マンションが建設されても、保育施設や地域コミュニティ施設の整備が行われていない。指導を強化し、地域環境に負荷をかけないまちづくりを進める。

③ マンション建設に伴う、日照被害、騒音被害など地域トラブルが後を絶たない。住民間の協議がしっかり行われるように、開発事業者の説明責任を果たせるよう、説明会などの指導を行い、紛争解決に

あつたては、住民の立場で丁寧に対応する。

④ 初山1丁目の宅地造成にあつては、住民の声が反映されるよう事業者を指導する。

⑤ 宅地造成にあつては、防災の観点から、より安全な事業となるよう、事業者の指導を行なう。

⑥ 開発の規制基準を、意図的にわずかに下回り、規制を逃れるような工事については、その規模に見合った雨水貯留施設や公園など環境対策を講じるよう指導し、協力を仰ぐ。

#### (9) 緑地を守る、公園の整備を進める

① 宮前区には生産緑地が多く、生産活動だけでなく環境保全の大切な役割を果たしている。生産緑地が宅地化されぬよう、農業支援を充実する。市民農園など市民参加で農地を守る取り組みを進める。

② 市民農園の利用期間を2年から5年に延ばす。待機解消は、箇所数を増やすことで改善する。

③ 農地、斜面緑地、山林の保全策を、買い取りを含め抜本的に強化する。野川地域に自然歩道の設置を進める。

④ 小台公園・平4丁目公園など、子どもの利用が多い公園については、簡易トイレを含め、トイレの設置について、近隣住民と協議する。

⑤ 小台西公園は昼間でも薄暗く利用し辛い。照明施

設の増設を行う。

- ⑥ 野川地区など公園ゼロ地域をなくすため、低未利用地の活用など、早期に整備を進める。
- ⑦ 宮崎第4公園の斜面緑地を保全する対策を講じる。
- ⑧ 宮崎第7・第4公園を少年野球やソフトボールグラウンドとして整備する。
- ⑨ 有馬こども公園のグラウンドを水はけの良いものに整備する。また、東側ネットを高くする。
- ⑩ 五所塚第1公園は地名の由来となった塚がある歴史的公園として位置づけ、それにふさわしい維持管理を行なう。
- ⑪ 生田緑地ゴルフ場の市民開放（凧上げ・写生会・休場日の開放など）を広く市民からの意見をもとに、充実させる。
- ⑫ 東高根広場の水はけよいグラウンドに引き続き整備し、その面積を広げる。
- ⑬ 公園施設を見直し、ゲートボールなどの運動ができる広場をつくり、チャイム付き時計塔など整備する。また、防災放送システムの設置をすすめる。公園の階段、遊具、外灯、ごみ箱、樹木の剪定、砂場など定期点検を強化する。
- ⑭ 戦争遺跡を含む歴史的遺産の調査・保存を行なう。
- ⑮ 自然を生かした、自然に親しむ公園として、菅生緑地の整備を促進する。

(10) 安心できる住環境のために交通安全

- ① 小学校周辺の交通安全対策を進める。とりわけ、神木本町4丁目、5丁目から主要地方道子母口宿河原線に至る狭隘な道路は、かねてから指摘されており、引き続き警察署とも協力して、安全対策を進める。
  - ② 向丘保育園周辺の交通安全対策を進める。
  - ③ 有馬第2住宅内の4つ角に点滅信号を設置する。
  - ④ 有馬第2団地前バス停横の交差点に信号機の設置を行なう。
  - ⑤ 土橋交差点の区役所よりの十字路は横断者が多く、横断歩道の設置を行う。
  - ⑥ 水道通りの菅生5丁目竹中医院駐車場角のT字路は交通量も多く危険、信号の設置など安全対策を講じる。
  - ⑦ 長沢交差点の歩行者用の信号機の設置を行なう。
  - ⑧ ゆりかご通りの安全対策を図るとともに、将来、電柱の埋設化を検討する。
  - ⑨ 子母口宿河原線の神木天満宮バス停付近の四つ角に歩行者用信号機を取り付けるよう県に要請する。
- (11) 生活道路や歩道の整備・維持・管理が行き届いたまちに

- ① 市道鷺沼―久末線の整備を早期に実現する。
- ② 菅生、犬蔵、初山、野川、馬絹地域における生活道路の整備と安全対策を引き続き促進する
- ③ 初山1丁目17から15にかけての道路の凹凸が激しく、舗装し直す。
- ④ 街路樹の更新については、地元とよく協議をして、植え替えを進める。
- ⑤ 剪定をきめ細かく行ない、落ち葉の清掃など歩行者の安全を確保する。
- ⑥ 尻手黒川道路の東名高速川崎インターチェンジ付近の歩道は根上がりなどで危険。改修する。
- ⑦ けやき平の歩道の根上がりがひどく、安全な歩行ができない。早急に改善する。

(12) 道路・鉄道公害から環境を守る

- ① 向ヶ丘遊園駅菅生線の整備にあたっては、大型車両の進入の規制を行なう。
- ② 第三京浜、国道246号線、尻手黒川道路など主要幹線道路環境測定を引き続き実施し、住民の意見をもとに道路公害防止策を進める。
- ③ 東名高速道路・国道246号線の騒音対策の未実施区間に遮音壁などの設置を国・道路公団に実施させる。架橋の耐震対策を急ぐ。
- ④ 第三京浜野川インター計画は中止し、道路予定地

を市民の利用施設などにあてる。

- ⑤ 梶ヶ谷貨物ターミナルの騒音対策を引き続き進める。(再掲)
- (13) 障がいを持っていても、安心して暮らせるために
- ① 障害のある方にも利用しやすい町にするため、公共施設周辺や福祉施設周辺のバリアフリー化及び、安全歩行の総点検を障害のある方たちとともに行なう。宮前平駅前から区役所に至る横断歩道にエスコートゾーンを設置する
  - ② 鷺沼駅周辺再整備事業におけるバリアフリー対策等については、障がい者団体からよく意見を踏まえ、計画に反映させる。
  - ③ 精神・身体・知的のそれぞれの障害者が地域で生活できるよう、地域の作業所・通所・入所施設・グループホームが存続できるよう、補助を増額する。
  - ④ 障がいのある方の居場所づくりを進める市民団体やNPO法人等の運営費を補助する。
  - ⑤ 障がいのある中・高校生の放課後の居場所である、タイムケア事業を充実する。
  - ⑥ 施設入居者の通院や買い物など移動を円滑に進めるための支援策を充実する。
  - ⑦ 障がい者の認定区分については、実態を反映したものとなるよう、区としても十分な審査を行なう。



#### (14) コミュニティの場の整備

- ① スポーツセンターへの送迎バスなど区内各地域からの利便性を高める。
- ② 地域のコミュニティの場として、憩いの家・老人福祉センターの夜間開放を進める。
- ③ 田園都市線沿線地域に特別養護老人ホームを建設する。
- ④ 宮前平中学校区、馬絹地域などに老人憩いの家を早期に建設する。デイサービス施設の併設をあわせて検討する。
- ⑤ とりわけ、野川地域に交流施設がなく、この地域にコミュニティセンターを設置する。
- ⑥ 鷺沼駅周辺再整備事業にあたっては、市民が交流できるスペースを整備する。

#### (15) 商業の活性化のために

- ① 区内への大型店の出店を規制し、商店街活性化対策を抜本的に強化する。
- ② 鷺沼駅周辺再整備事業にあつたては、文化交流施設などを整備し地域の賑わいを創出する。
- ③ 空き店舗対策の補助を増額し、事業の推進を図る。
- ④ 街路灯のLED化を支援する。電気料の補助を増

やす。器具の更新に対する補助を行う。希望する商店会には、ESCO事業への切り替えを行う。

### 〔六〕 多摩区

(1) 「水と緑のまち多摩区」にふさわしい環境と史跡の保全を

1 区内に残る緑地を保全するため、保全策がとられていない緑地を明らかにしてそれぞれの対策を明確にする。西生田4丁目の緑地を特別緑地保全地区に指定する。

2 生田緑地や小沢城址など、多摩区内の樹林地で進行するナラ枯れ対策の予算と規模を広げ、被害を最小限にする。

3 多摩川の護岸整備については、洪水対策を最優先に行うとともに、豊かな自然が残るよう国と協議しすすめる。

4 稲田多摩川公園はスポーツ広場として多くの市民が活用できるよう、使用団体等の意見を取り入れながら、水洗トイレや水飲み場の整備を行う。

5 多摩川河川敷に設置されたスケートボードパークについて、ごみ処理など、利用マナーを取り決め、周辺住民や多摩川河川敷利用者に周知する。

6 国の登録文化財である二ヶ領用水の遊歩道は、市

民が快適に利用できるよう、定期的に樹木剪定や除草を行う。

7 生田町会連合会から繰り返し要望されている、五反田川の生田駅より下流で発生している白濁化の対策を急ぎ行う。

8 河川敷の企業・学校グラウンドの土日の市民開放をすすめるよう、企業に強く働きかける。

9 緑の基本計画で不足している公園の未設置地域である稲田小、東生田小、三田小、生田小、東菅小学区への対策を急ぐ。

10 寺尾台地区だけでなく区内全域で、巨木化した街路樹の更新を急ぐ。府中街道、西菅団地までのバス道路など幹線道路の街路樹の落ち葉の清掃費を増やし、歩道も安全対策として市が清掃を行う。

11 区内の歴史的な寺院や古墳などの文化財を区民に紹介し、観覧する機会を作る。

12 戦時中に市民が作った生田緑地内や周辺の壕を市の戦争遺跡として保存する。

13 明治大学旧陸軍登戸研究所資料館の運営を財政支援する。この資料館を利用した平和をテーマとした社会教育を推進する。

## (2) 区内の鉄道・駅・駅周辺の整備等をすすめる

1 小田急線の混雑緩和と踏切解消のため、小田急線・向ヶ丘遊園駅～新百合丘駅間の複々線地下二層

化は、区民の切実な要求である。複々線化については小田急が検討を始めるべきであり、市として促進を強く申し入れる。立体交差化は市の事業であり、県道世田谷町田線は小田急が立体交差化しないと拡幅できない状況から、複線、複々線にかかわらず、立体交差化の検討をすすめる、一日も早く世田町線を拡幅する。

2 登戸～向ヶ丘遊園駅間の小田急登戸1号踏切の歩行者用跨線橋の整備の早期実現を小田急電鉄に促す。

3 J R 稲田堤駅前の観光道踏切前後の道路上の安全対策は喫緊の課題であり、横断者の安全対策を行なう。踏み切りの遮断時間を短縮するようJ R に申し入れる。

4 周辺住民の要望が高いJ R 中野島駅臨時北口改札の開場時間の延長、バリアフリー化を行う。橋上駅舎化の具体的なスケジュールを示す。

5 京王稲田堤駅北口から、J R に乗り換える利用者が増加し、朝夕は駅前の道路いっぱいになり人が歩いていく。たいへん危険であり、小学生の通学にも差し支えることから、人の流れを変える対策を行なう。

6 京王稲田堤駅南口から菅農協前の道路、とりわけ農協前の道路が傷んでいる。早急に舗装する。

7 J R 登戸駅のペDESTリアンデッキから多摩沿線道路に降りる歩道橋に屋根を設置する。

8 J R 南武線下河原踏切の拡幅工事を早急に行う。

9 JR南武線の線路わきの除草作業を定期的に行うようJRに求める。

10 区内の交通量が多いにもかかわらず狭い道路で、自転車や安全に通行できるように対策を進める。世田谷町田線は、生田駅前だけでなく、三田交番前から東生田小学校前まで、矢羽根表示をつけるとともに、自転車利用者への注意喚起を徹底する。

11 JR登戸駅多摩川口側の多摩沿線道路沿いの路上空間を活用し、一時利用者向けの機械式駐輪場を設置する。

12 バス路線のない堰、宿河原地域からJR線や主要駅にアクセスできるコミュニティ交通を導入する。

13 市バス・カリタス線の多摩川住宅に乗り入れる路線を朝夕増便する。

14 市バス「生03系統」の運行ルートを一本化することを求める請願が趣旨採択されており、ルートの一本化について直ちに検討し、実現する。

15 三田地域や専修大学に乗り入れている小田急バスを増便するよう、小田急バスに申し入れる。

16 生田5、6丁目、西生田地域、菅6丁目、菅仙谷など、コミュニティバスも通れない地域に、乗り合いタクシーを導入する。

17 城下バス停を整備し、バス停を移動してタクシー乗り場を作る。

18 市道稲田堤三号線は、小学生の通学路であり、P

TAが安全のための看板を立てているが、すぐに壊れてしまうなど、PTAの努力だけでは足りない状況である。市として安全性を確保する。

19 久地駅隣接の開かずの踏切解消対策をJR東日本に求めるとともに、踏切内の歩道拡幅や段差解消など、歩行者の安全対策を強化する。

20 向ヶ丘遊園地跡地利用計画の完成に伴い予想される周辺の道路渋滞等への対策として道路整備、駐車場整備を進める。

21 向ヶ丘遊園地跡地にできる施設と生田緑地などへの回遊性を高めるために歩道の整備を進める。

22 小田急向ヶ丘遊園駅から専修大学間の通学路に、防犯灯を増設するなど、夜間の通学路の安全対策を講じる。

23 JR稲田堤駅ー京王稲田堤駅間に点字ブロックを敷設する。

24 菅北浦4丁目のユリストア前の信号機を音響式にする。

(3) 区内の文化・スポーツ施設、学校等公共施設、子育て施設の整備を

1 生田地区市民館図書館分館は強い市民要求であり整備する。生田出張所の仮庁舎だった建物を再度借用し、図書館分館にする。

2 生田中学校区には榊形老人いこいの家が整備され

ているが、谷を挟んで立地している三田地域の高齢者は利用が困難である。老朽化している三田子ども文化センターとの合築など、高齢者が集える場所を整備する。

3 高齢化も進む西三田団地を中心とした三田地域に市の診療所を復活させる。

4 錦が丘、菅、南菅のこども文化センターと老人いこいの家は合築形式でそれぞれたいへん老朽化しており、水道管などは使用に耐えなくなっている。ただちに改修するとともに、それぞれの機能を残しつつ、3階建てにして複合的な交流施設を作るなど、市民の声にこたえた公共施設として改築する。

5 菅中学校のプールは老朽化しており、この際、プールと武道場を合築し、地域開放施設と給食室を作る。そうすれば、避難所としても地域にとつてたいへん重要な施設になる。

6 フロントタウン生田の周辺の交通安全を確保するため、生田浄水場の周回道路に自動車が入らないよう看板などを設置する。

7 宅地開発が進み、若い世代が増加している、登戸、中野島地域へ認可保育所を増やす。

8 市営生田住宅の建替事業を早急に行う。

#### (4) 登戸土地区画整理事業を住民本位にすすめる

1 区画整理事業に対して要望が出ている街区につい

ては、ブロック単位、町会単位で、安全性、利便性などを総合的に判断し、合意のもとで整備を進める。

2 90街区周辺では登戸駅前地区市街地再開発事業による地下2階地上38階建てのタワーマンション建設計画が進められているが、市民からは生活環境の悪化ほか、いくつかの懸念が提起されている。こうした市民の意見を開発事業者へ直接伝え、話し合える説明会を、市の責任で開催する。

3 事業開始から35年、事業終盤となり清算金処理が目前に迫っている。事業開始から34年が経過し、地権者の高齢化や、周辺環境が改善されないのに徴収される権利者などの間で、清算金の過重負担が問題となっている。他都市で実施しているような清算金補助制度を検討し、地権者の負担軽減措置を講じる。

4 借家、借店人の権利を守り、移転にともなう損失補償は住民合意の移転補償を行なう。損失補償の内容は具体的に住民に示し、合意の移転補償とする。借家人の公営住宅への優先入居を斡旋する。

5 借地・借家問題で、民間同士のトラブルについて、市がいつでも気軽に相談にのれるようにする。

6 浸水指定区域となっている登戸地域の水害対策を積極的に進める。

7 登戸土地区画整理事業で新設される3つの公園の設備について、防災設備も含め市民の意見を取り入

れる。

8 現在の高層マンション計画が強行されると、宿原小学校や稲田中学校の教室不足が予想される。マンションを作るならば、対策を同時に行う。

9 土地区画整理事業で建設途中の道路について、通行者の安全確保がはかれるように、注意喚起や横断歩道、仮ガードなど、暫定的な対策を講じる。

#### (5) 災害に強い多摩区を

1 丘陵地の安全対策を急ぐ、

イ 大地震による滑動崩落が心配される谷埋め盛り土の対策については、「宅地耐震化推進事業」の対象地区はないと結論が出されたが、南生田や西生田地域にはあきらかに大規模な盛り土の地域があり、ひきつづき、調査や対策を行う対象として監視を続ける。

ロ 土砂災害特別警戒区域に指定されたがけ地の安全対策を、市として予算化して行う。

ハ 土砂災害特別警戒区域に指定された市有地で、生活道路や宅地に隣接する箇所は、定期的に安全点検を実施し、必要に応じて安全対策を講じる。

ニ 長尾など、土砂災害警戒区域以外でも、宅地開発に伴う崖崩れが頻発している。盛り土（とくに腹付け型）の安全基準が守られているか、市が開発業者に対し指導、チェックを厳しく行う。

ホ 土砂災害警戒区域に指定されている地域での警戒避難体制の整備、対象住民への情報提供のあり方など、具体的な対策を行なう。とりわけ、ハ

ザードマップの周知徹底が求められており、説明会やマイタイムライン作成のワークショップなどを参加しやすい会場で繰り返し行う。

2 世田谷町田線は緊急輸送道路に指定されており、生田駅周辺の沿道建築物の耐震化が遅れている。古いマンションや個人の建物など経済的に改修できないところが残っており、補助金を抜本的に引き上げて改修を促進するとともに、個別の相談に具体的に乗る。

3 避難所は小中学校に限らず、他の公的施設も指定する。町会や自治会などとよく相談し、避難所を増やす。県立多摩高校、向の丘工業高校だけでなく、丘陵地にある、生田高校、百合丘高校、菅高校、生田東高校を避難所として指定する。区内の私立学校や大学とも避難所協定を結ぶよう、働きかける。

4 ダイエー向ヶ丘店跡地に新たに建設される商業施設と、市として緊急避難所の協定を結び、災害時に近隣住民が避難できるようにする。

5 近年の豪雨により、時間雨量35ミリにしか対応していない五反田川の上流域の水害が危惧されている。対策のため、東生田小学校より上流に調整池の新設や既設調整池の改修などによる活用を図る。



- 6 三沢川地区の浸水対策の完成を急ぐ。
- 7 令和元年東日本台風による浸水被害が出た堰について、対策を早急に進める。
- 8 昨今の豪雨災害に鑑み、五反田川放水路事業を早期に完了させる。
- 9 洪水、土砂災害といった多摩区の災害特性に対応し、地域ニーズに合った防災出前講座、マイタイムライン作成ワークショップなどを地域の特性に合わせて細かい単位で、区主導で実施する。
- 10 区内小中学校に配備した階段昇降器具を用いた防災訓練を、自主防災組織にも呼びかけ行い、住民へも周知する。
- 11 災害時に避難所となる小中学校の非常用電源の設置箇所を点検し、浸水の危険がある学校については移設や設置場所のかさ上げなど、対策を講じる。
- 12 多摩川のしゅんせつで、国の「多摩川緊急治水プロジェクト」でまだ具体化されていない宿河原堰以南についても早急に進めるよう国に要求する。
- 13 生田浄水場を廃止し小田原市飯泉水堰からの取水に頼る体系にすると、大規模な災害時にバックアップがとれず、自己水源をもっていることが市民の飲み水の確保に絶対に必要であることが明らかになってきている。企業団の経営を改善することも含め、再構築計画を抜本的に見直して、生田浄水場を復活する。

14 農業の衰退とともに、水路の管理ができなくなっている。区内に張り巡らされている農業用水路の維持管理を、水利組合任せにせず市として行なう。市が定期的な清掃、ふた、堰の維持補修などを行なう。周辺環境の整備も併せ行なう。

(6) 川崎高速縦貫道路・堰インターチェンジ計画は撤回する。

## 〔七〕麻生区

### ■コミュニティバス

- ① 高齢化の進行とともに、山坂の多い麻生区ではコミュニティバスを配備することは切実である。岡上地域のコミュニティバスの早期配備、細山・金程・向原地域・麻生台地域へのコミュニティバスの配備とともに、区役所に対策委員会を設置し、麻生区内全域を対象にコミュニティバスを走らせる協議会を設置し、運営体制を早急に検討する。
- ② 高石地域のコミュニティバス「山ゆり号」の安定した運行のため財政的支援を強化する。

### ■買い物難民

- ① 高齢化に伴う買い物難民をださないうために移動販売、買い物物品の宅配など麻生区に対策委員会を設置

し、補助対策を検討する。

#### ■特別養護老人ホーム・老人いこいの家

- ① 特別養護老人ホームの待機者は3年から4年待機が当たり前という状況。麻生区には特別養護老人ホームが10か所しかなく、増設を急ぐ。

- ② いこいの家については「機能重視」の考えの前に、最低でもまだできていない2学校区（長沢、はるひ野）に早急につくる。

- ③ 西生田中学校区（細山、高石1〜3丁目地域）に老人いこいの家建設計画を進める。地理的配慮から百合丘複合福祉施設（施設内の百合丘老人いこいの家）とは独立したものとする。

#### ■交通費補助

- ① 高齢者の交通費補助をバスだけではなく鉄道運賃にも拡大し、都や他県にも行けることも可能にする。特に岡上地域はバス路線がないため敬老バスが利用できない。

#### ■公園遊具、ボール遊び

- ① 多摩美から細山の地域では公園に鉄棒がないところが多い。鉄棒など遊具を設置する。

- ② 高石地区（1丁目、2丁目あたり）の公園の整備を行う。長寿命化とは別に早急に行う。（ベンチも汚い。草は生えっぱなし。木を切るなどの整備がされていいため虫が多く、結局子供たちがのびのびと遊べない。）

- ③ 岡上には歩いていける範囲に、身近な公園が少ない。特に和光大学周辺、五反田橋付近に子どもが安心して遊べる公園の設置を急ぐ。

#### ■公園にトイレ

- ① 百合丘第2公園、五力田見晴らし公園、白鳥諏訪公園、栗平東公園、葉積緑地公園にトイレの設置・促進を。特に保育園が園庭の代わりとして使っている公園はトイレの整備を急ぐ。そのために町内会・公園ボランティアの方々と話し合い促進をはかる。

#### ■自然環境・緑地保全

- ① 麻生区の緑の保全は川崎市にとって特別の課題。開発優先ではなく緑地保全優先の行政を。緑の環境を守るために、多摩美地域ふれあいの森、市民健康の森につながるよみうりランド外周の緑、黒川地域、古沢地域、片平、柿生緑地、岡上、早野地域をはじめ保全すべき緑地をひきつづき基本的に全部保全する。

- ② 「島田成長の森」の木々が成長し、うっそうとしていいる。「防犯上も心配」という声があることから、ひきつづき整備を行う。

- ③ 年々増え続けるナラ枯れ対策を行う。

#### ■都市農業の支援

- ① 市内農産物の価格保障を充実させる。農業の後継者育成で都市農業の将来の見える対策を講じる。
- ② 麻生区内で収穫される農産物を給食食材として活

用する。その際、規格外で出荷できなくなった野菜等も活用する。

#### ■防災対策

① 避難場所（スペースも含めて）・備蓄品の確保など防災対策の抜本的強化をはかる。

② 改善は進んでいるものの、防災無線の放送内容が聞き取れない地域については改善する。屋外受信機の増設を急ぐ。また広報車による広報を充実させる。

#### ■道路・交通・鉄道

① 都市計画道路世田谷町田線（津久井道）の拡幅整備については、早期の完成に向けた取り組みを促進する。

② 麻生区の道路は坂道が多く、降雪時や翌日も歩道が大変すべりやすいうえ、何日も凍った状態が続く危険である。区民からの要望が出た地域については区民の協力を得ながら融雪剤などを散布するなど具体的対策を行う。

③ 都市計画道路路町田調布線（鶴川街道）の整備（黒川～真光寺までの峠道）川崎側は非常に危険であり、歩道とガードレールを早急に設置する。

④ 岡上跨線橋に自転車が行き来できるように側道を改善する。

⑤ 鶴川駅南口アクセス道路の建設に伴い、建設中・開通後の安全対策など住民からの意見・要望については、市としても実態を把握し、町田市に強く要望

する。

⑥ 岡上地域は飛び地であるため、町田市のタクシーを利用することができない。陣痛時の場合など町田市のタクシーの利用を可能にする。

⑦ 年々交通量が増えてきている、上麻生4丁目の鶴亀松公園付近に大気汚染観測器を取り付ける。

#### ■新百合ヶ丘駅周辺の整備

① 新百合ヶ丘駅周辺の交通渋滞解消のための対策を講じる。

② 新百合ヶ丘駅南口のバスターミナルの地下化・立体化を含め抜本的検討を行う。

③ 市道麻生2号線については、早期整備を進める。

④ 小田急線向ヶ丘遊園～新百合ヶ丘間の地下2層複々線化を急ぐ。

⑤ 新百合ヶ丘駅にホームドアを設置する。

#### ■その他の駅周辺の整備

① 柿生駅、鶴川駅にエスカレーターを設置する。

② 柿生駅前の商店街の道幅が狭く大変危険。早急に交通安全対策を。

③ 柿生駅北口改札口の混雑の解消を行う。特にマルエツ側、線路に沿って改札口までの混雑解消を急ぐ。

④ 柿生駅南口開発については、住民説明会を行い、住民の意見をくみ入れたものとする。

⑤ 柿生1号踏切の混雑解消を急ぐ。

⑥ 鶴川3号踏切の拡幅を行う。

⑦ 読売ランド前駅は津久井道が非常に渋滞するので、踏切でなく高架にするなど改善を図る。

#### ■バスの運行

① 虹ヶ丘↪新百合丘、聖マリアンナ医大↪新百合丘などバスの増便を図る。

#### ■米軍ジェット機の騒音解消

① 米軍ジェット機の騒音が麻生区全域に広がっている。基地周辺の自治体に参加する自治体会議に川崎市も参加し、騒音対策を強化する。

#### ■公共施設・スポーツ施設

① 麻生市民館の使用時間の制限が厳しい。時間の延長や終了時間の延長など利用者が使いやすいように改善する。

② 麻生図書館は勉強スペースが少なく予約制で高校生は困っている。高校生も勉強できるスペースの確保を。

③ 図書館の返却ボックスを駅前に設置する。

④ 麻生区は他の区や市に比べスポーツ施設が不足している。テニスコートの増設などスポーツ施設をふやす。

#### ■地下鉄の延伸

① 横浜市営地下鉄3号線を延伸するにあたっては「新駅」周辺のまちづくりについては説明会を行い、市民要望を十分に反映する。